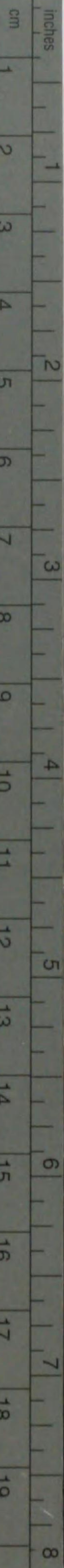


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak




585

63

585-63



1200501523702

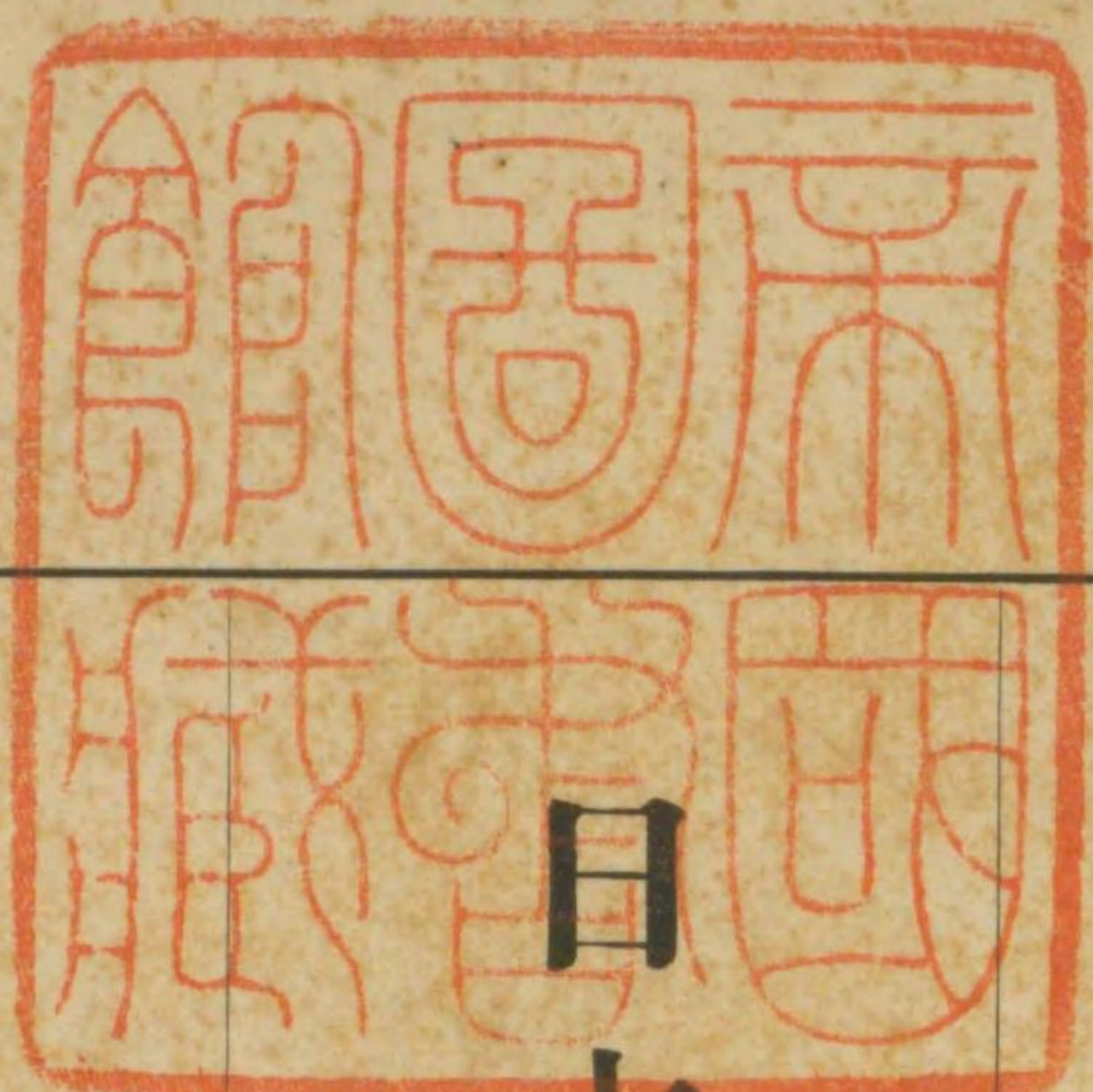


585
63

松岡靜雄著

日本古語大辭典
〔續〕訓詁

刀江書院刊



585-63

目次

凡例 附訓法……………一

古事記……………一

日本紀……………三

萬葉集……………一七

附錄。語法要錄……………九五

跋……………一〇五

目次

—

凡例

一、本篇は古事記、日本紀及萬葉集の三大古典解讀に資する目的を以て編纂せられたもので、各書卷を追うて訓詁を施した。即ち記、紀に在つては難讀字を掲げて其下に片假字を以て訓を與へ、兩書及萬葉集の歌詠は盡く漢字交りの平假字文に書き下して原文を併載し、且必要に應じて改訓、新訓の理由を略述した。

二、古事記は大體に於て漢字を借りて記された上代の國語文で、宣命體發生以前に用ひられた記述の一形式と見るべきものである。其故に著者太朝臣安萬侶も其序文に於て因_レ訓述者不_レ速_レ心、全以_レ音連者事趣更長と述べたので、彼我語句の構成を異にするから、語義を漢字に譯しただけでは意を盡さぬことがあり、音符として漢字を用ひると甚しく冗長になるといふ意のやうである。若し漢文體に意譯したつもりなら決して此やうな辯解はしなかつた筈であるが、既に宣長も指摘したやうに往々漢文格に促はれた所があり〔記傳一八、一九頁〕、古言の傳を失うたもの及其資料に供せられた古文書の記者の供述にかゝるものは純漢文體に記されて居る。此部分を除いては、從來のやうに一字も剩さず國語に復元して古文格に法つて訓まねばならぬことは勿論で、本篇に於ても全文の讀下しをつけるのが至當であるが、既に訂正古訓古事記〔宣長校〕を始め、數多くの刊行本が流布してゐるから、煩を避ける爲め異論のある部分のみを掲記するに止めた。但し語法〔送り假字〕の誤及若干の常用字の訓については一言する必要があるのであるが、日本紀及萬葉集にも關係があるから、後段に於て「訓法」といふ題目の下に一括して論述することにした。

三、日本紀は之に反し純然たる漢文である。其讀法については私記に凡此書之爲體以立倭訓爲本云々とあり、御講書の際には紀傳の博士が古語を以て讀んだことは記録にも見え、疑のない事實であるが、今日に於ても依然其必要があるかといふことについては一考を要する。此書編纂の當時に在つては漢文は、恰も現在我々が歐文を讀むと同様に、音を以て讀み下すか(所謂棒訓)、若くは全部譯讀するの外はなかつたのであるが、此書の性質上棒讀にすることは出来ぬので、訓讀を用ひたのは當然のことである。其爲に多くの古訓が傳へられ、後世古語を研究するものに多大の便宜を與へた。さりながら漢語まじりの讀法の發達した今日に於ても尙能ふ限り古語を以て讀まねばならぬとする眞淵、宣長、篤胤等の説には次の理由によつて反對せざるを得ぬ。

(イ) 古語で讀めといふことが其事件又は説話が發生した當時の語にかへせといふ意ならば、其は今では殆ど不可能のことである。溟滓而含牙(春秋緯の文)といふやうな辭句を上代人がどう譯したかを推究することは人間業ではない。

(ロ) 奈良、平安朝の人が古語なりとした言葉を用ひる意としても困難は同様である。當時の人すらも適切なる古言を求めかねて、上記の溟滓の二字の如きも釋紀には七様の異訓をあげて居る。一々其可否を穿鑿して正訓を定めることは不可能ではないとしても徒に煩を加へるのみである。

(ハ) 奈良、平安朝の口語(所謂雅言)を用ひよといふことならば、無意味といはねばならぬ。古言でなくてもよいものとすれば現代の口語で讀んでも差支はない筈である。

歌詠は勿論、國語を音譯若くは義譯した漢字は原語に復元して訓むのが當然であるが、漢意を以て草した辭句に強ひて訓を與へる必要はないのみならず、却つて原意を誤る虞がある。神武天皇をカミタケのスメラミコトと稱へて

は通用せぬと同様に、上代の記事であつても音讀を至當とするものが少くはない。其故に本篇に於ては國語の音譯又は義釋と認められる漢字と固有名詞との外は訓を施さぬことにしたが、必要のない場合でも舊訓が明に誤まつて居るものには訂正を加へた。

四、萬葉集に於ても題詞及左註は純然たる漢文で、二三漢詩も見えるが、古語に直して讀むべき性質のものではないから訓を省いた。但し必要のある場合には旁訓を施し、又稱號、官職名等は次の訓法中に一括して掲げる。

五、本篇に掲げた原文は左記の刊行本から轉載したものである。

訂正古訓古事記(宣長校)

寛文版日本書紀(敕本複製)

校本萬葉集(佐々木信綱編)

但し明に魯魚の誤と認められるものは之を訂正した。又古事記本文は眞福寺本から轉載したのもある。其場合には之を註記した。

六、原文の誤記錯簡を標示する爲には右旁に△點を附し、撥入は▲點を以て示した。字の下に△印のあるのは其處に脱漏の疑あることの標識である。

七、右のうち誤記錯簡は訓(歌詠に在つては讀下し)に於て之を訂正し、右旁に○點を附けて標示した。誤記にあらざるとも訛言又は約言で、其儘では會得しがたいものは訓讀の右旁に振假字をそへた。例へば「いはる」「ふたほがみ」「よしこさるらめ」の類で、東歌及防人歌に多い。其外讀下しの漢字は必要に応じて旁訓を施した。

八、改訓、新訓の論據は餘りに簡約に説明したので、或は意を盡さざる憾があるかも知れぬが、紙幅の節約上已むを得

ぬことであつた。其語法に關するものは附録の語法要録に一括して論じたが、歌詠の句法、韻律等について説明の足らざるものは近く發表する拙著「歌學」に於て補ふつもりである。

九、本篇に屢々引用する書名には便宜の爲め左記の略字を用ひた。

〔古訓〕 訂正古訓古事記(本居宣長)

〔記傳〕 古事記傳(同)——全集本改版

〔舊訓〕 寛文版日本書紀旁訓

〔釋紀〕 釋日本紀(卜部兼方)

〔通釋〕 日本書紀通釋(飯田武郷)

〔考〕 萬葉考(賀茂眞淵)

〔略解〕 萬葉集略解(橋千蔭)

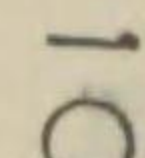
〔古義〕 萬葉集古義(鹿持雅澄)

〔新考〕 萬葉集新考(井上通泰)——初版

〔新訓〕 萬葉集新訓(佐々木信綱)

〔地辭〕 大日本地名辭書(吉田東伍)

右の外参考とした書籍及諸家の説も少くはないが、一々出所を記載したからこゝには列舉せぬ。

一〇、として擧げた言葉は本書前篇語誌中に説明せられたものである。但し常用語又は反復出現する場合には之を省略した。

訓 法

一、助語。古事記は上述の如く、大體に於て漢字を以て記された上代の國語文であるが、祝詞、宣命とは異り、送り假字即ち助語及活用語尾が省かれて居る場合が多く、萬葉集の歌詠にも亦同じ書法の用ひられたものがある。此等は語を補うて讀まねばならぬのであるが、助語の省かれた場合は比較的少く、就中ノ(ガ)、ニ、ト、ヲの如き標識助語は本來省略可能のものであるから(語法要録九九四頁)、前後の文脈によつて之を推定することも容易であるが、爾餘の助語は之を省くと意が通ぜぬ場合があるので、原文にも汝身者(ナガミハ)、然者(シカラバ)、是亦(コモ)、吐散登許會(ハキチラストコソ)の如く多くは之を添記してあるのである。記傳には屢々ナモといふ語を補ひ、ヤマタノヲロチナモ(八俣遠呂智)云々、ウサギカミトナモイフ(謂菟神也)の如く訓してあるが、ナモは平安朝以後に於て盛に用ひられるやうになつた感動詞で、萬葉集にすら唯一用例が見えるのみであるのに(語法要録九五四頁)、上代に於て常用せられたとは考へられず、語義から見ても上記の場合には不適當である。案ずるに宣長はナモをゾと同一價を有する助語と誤解して強意の爲に補うたのであらうが、若し其必要があるとするればウサギカミトゾイフと訓すべきである。ヲロチの場合にはゾも亦不適當である。

萬葉集第十卷、第十一卷には極端に省略した書法が用ひられ、又往々接頭語にあたる假字を省いた例もあるから、訓讀に當り最も意を用ひねばならぬ。

二、呼應。語尾變化の區々たる活言の送り假字を省いたものに在つては往々正訓を求めわづらふことがある。幸に

古事記の内容は盡く過去の物語であるから、地の文には單純なる過去表現法を用ひ、引用せられた言葉は其時の口吻を其儘寫したものと見れば大差はない。古訓乃至記傳の訓も略々此方針によつて施されたのであるが、往々呼應を誤つたものがある。ことに曰、言、云、詔、告、宣、白云々とある場合、之をイハク、イヒツラク、イヒケラク(ノリタマハク、ノリタマヒツラク、ノリタマヒケラク、マヲサク、マヲシツラク、マヲシケラク)等と訓めば句末も亦之に呼應してトイフ、トイヒツ、トイヒケリ等と結ぶべき筈で、句尾がイヒキならばイヒシクとかゝらねばならぬ(第一〇三頁参照)。勿論ツラク、ケラク等の間にも多少含蓄の相違があるから、其々の場合に應じて最も適切なる形を選ぶべきで、宣長説の如く一二の假字書の例を以て一律に論すべきものではない(記傳五〇頁)。

一文中同一事項に關する動詞も亦必ず呼應することを要し、能ふ限り同一時格を以て訓まねばならぬ(九九二頁参照)。例へば汝爲^レ然者吾一日立^ニ千五百産屋^トとあるを、シカシタマハバ吾ハ一日ニ千五百産屋ヲ立テテナ^{△△}とした記傳の訓は誤で、シタマハバといふ假設前提を用ひるとせば歸結は立テムであらねばならず、立テテナといふ結びを必要とするならば前提もシカシ(タマヒ)テハと訓むを可とする。此は萬葉集の歌詠を解讀するにも適用せらるべきことで、篇中此理由を以て舊訓又は諸家の訓を訂正した場合が少くない。

三、敬語。天皇又は皇祖神に關する記事は最上敬語を以て語り續がれたのであるから、縦ひ其を表示する文字が省かれて居ても之を補うて訓むべきであるが、其他の神祇及貴人に對しても、記傳の訓のやうに常に敬語が用ひられたとは考へられぬことである。其は頗る耳に煩はしいのみならず、限界を定めることが至難であつたらうと思はれる。例へば神というても出雲の八十神、螢火光神及蠅聲邪神等は決して尊敬すべき神格ではないが、大國主神、大物主神と身分上大差があるものではない。又血統からいへば天皇の親近でも臣籍に降られた方もあり、隴畝に在つ

て尙王と稱したものがあつたから、稱號だけでは貴賤を判別することは出来ぬ。萬葉集に天皇の御子以上を御歌、御作歌とし、其以下を一系列に作又は歌と書いて敬語を省いたのも之が爲で、範とするに足るものと思はれる。イザナギの命又はスサノヲの命の裔と稱する創世神話の諸神、日子坐王等の後裔諸王等に對しては強ひて敬語を用ひる必要はあるまい。

四、接續詞及副詞。語句の接續を表示する爲に、古事記に用ひられた漢字については宣長は詳細な説明を與へて居る(記傳四一頁以下)。大體は之に従ふべきであるが、尙二三考察を要するものがある。

故。句頭に位するものはカレと訓み慣はして居る。宣長はカカレバの約であらうというたが、カカレはカクアレを促めたもので、上のカに意味があるのであるから之を略することは出来ぬ。案するにカラ(因)と同原から出たカレといふ一接續詞が上代に存立したので、其意義は後世のヨツテ(仍)と同一であらう。

爾。カクテ(カクシテ)といふ意味の字であるが、定訓を詳にせぬ。萬葉集にもカクシテといふ言葉は見えるが、接續詞として用ひられたのではないから、爾の訓が其であると斷定することは出来ぬ。カクシテと同義のシカシテは記にも然而の二字を充て、接續に用ひられ、催馬樂「葛城」にも「シカシテバ國ゾ盛エムヤ」といふ用例がある。——續紀第三十一卷には然爲者と書かれて居る——爾も或はシカシテと訓むのではあるまいか。此言葉は今も用ひられ、而の字を充てるが、而、爾は相通音なることに留意すべきである。宣長は「其處の語の勢に従ひ調に任せて置けるのみ」で、場合によりカレ(故)ともココニ(於是)とも訓むべしと説いたが、爾に其意義があるならばともかくも、訓讀すべき筈の古事記の文に語勢又は調によつて字をかへたといふことは論理にあはぬ。「故」「於是」の外にことさらに「爾」の字を用ひたのは其必要があつたからであらう。

故爾とかさねて用ひたのはカレ・シカシテの意を表示する爲であらねばならぬが、即爾、云爾の爾は助字で、スナハチ、イフと訓むべきことは宣長の説の通である。

必。萬葉集にも此字をカナラズと訓ませた例があるが、假ナラズの意で古語ではない。古事記に「是以一日必千人死」とあるのは地の文であるから、奈良朝の語としてカナラズと訓してもよいが、天照大御神の御言葉として「必不善心」とあるのは心得ぬことである。或は古語の傳を失うて意味のみ傳へられたものであるかも知れぬ。

五、尊稱、敬稱。國語の諸稱號の表記には音符の外に譯字又は借字を用ひたものが多いが、必しも一様ではなく、同一字にも種々の訓がある。又天皇、皇后、親王、諸王等は此文字が選定せられた當時から音讀せられたらしく、神武天皇、神功皇后等の天皇、皇后を訓で讀むことはないが、國語を以て訓まねばならぬ場合のあることは勿論である。此等の稱號は篇中に頻々として用ひられるから、便宜の爲め一括して左に列擧する。

天皇。スメラミコト、スメロギ——萬葉集にはオホキミと訓ませた例もあるが、或は天は大の誤記であるかも知れぬ。

皇、大皇、陛下、君王、帝、皇帝。オホキミ——次のオホギミとは同音別語である。皇は他の字に冠して用ひる場合にはスメと訓む。

宮、大宮、宮殿、宮屋。オホミヤ

朝、天朝、帝朝、朝廷、朝堂、宮門、宮闕。ミカド

皇后、大后。オホミメ——キサキと訓むは非〔語誌〕

嫡后。オホミムカヒメ——オホキサキと訓むは非〔語誌〕

正妃。ムカヒメ

后。オホミメ又はミメ

皇夫人、皇妃、庶妃、妃妾、妃、嬪、女御。ミメ

夫人、大夫人。オトジ、オホトジ

后宮、後宮、掖庭。キサキのミヤ〔語誌〕

皇太后、皇太夫人、皇祖母、皇祖。スメミオヤ、オホミオヤ——スメキサキ又はオホキサキと訓むは非。聖武紀にも

文則皇太夫人語則大御祖とあるから、ミオヤと稱へられたことは疑がない。

皇太子、太子王、皇太弟、東宮、春宮。ヒツギのミコ

皇子、親王。ミコ——特に男性なることを表示する必要あらばヒコミコと稱ふべきである。

皇女、内親王。ミコ、ヒメミコ

王。ミコ、オホギミ、コキシ、コニキシ——オホギミは男女兩性に通じて用ひられる。本來カバネのキミ(公、君)にオホ(大)を冠したもので、上記の天皇をよびまらせるオホキミとは義を異にするから、キの語音を濁つて混同を避けたものゝやうである。——コキシ又はコニキシは韓地王族のみに用ひられる稱呼である。

女王、王女、姫王。ヒメオホギミ

王子。セシム——韓地王族に限つて用ひられる。

皇孫。スメミマ〔語誌〕

天孫。アマツヒコ——アメミマ又はアマツカミのミコと訓するは非。アメミマは語をなさず、アマツカミのミコ

には特に天神之孫、天神子といふ字が充てられて居る。孫はヒコ(彦)の假字で、アビコを我孫とかいた例もある(後記参照)。

命、尊 ミコト——記には専ら「命」の字をあて、紀には至貴曰「尊自餘曰「命」と註して區別して用ひて居る。

郎子 イラツコ

郎女、郎姫、娘、娘子、女娘 イラツメ

彦 ヒコ——記には日子、比古、昆古の如く常に假字書してある。

姫、媛 ヒメ——記には常に比賣、日賣、昆賣の如き音符を用ひ、他の古書にはメに咩の字をあてたものもある。

紀には上記の「尊」「命」と同様に、身分によつて姫と媛とを遣ひ分けて居るが、其限界は甚不明瞭である。

矛、槍 ホコ——秀子の意の敬稱で、ヒコとも通ずる「語誌」。

大人、主 ウシ——主をヌシと稱へるのはノ・ウシの約である。

戸母 トジ——多くは刀自といふ音符を用ひ、之を合せて百ともかいた(和名抄に負としたのは誤)——トベ、

トメも亦女性の敬稱であるが、常に刀辨、戸母、刀賣の如く假字書してある。

右の外特種又は希用の稱號は其條下(本篇本文及語誌篇)に説明したから之を略する。

六、姓(カネ) (榮稱)。天武朝に制度を設け、真人(新)、朝臣(新)、宿禰、忌寸(新)、道師(新)、臣(新)、連、稻置の八階級と定められたが、カバネ(姓)は榮稱の意で、本來局地又は社會集團(氏族)長に固有の稱號であつた。其故に上代に用ひられたものは爵位とは性質を異にし、榮枯盛衰によつて變更せらるることなく、集團の構成に基き種々の名稱を以て呼ばれたのである。之を表記するに用ひられた文字は畧々一定して居るが、字義に拘はらぬものが多いの

で、從來誤訓も少くはないやうである。

別 ワケ——和氣ともかゝれて居る。

公、君 キミ——上記オホギミ(王)は公の大なるものといふ意から生れたのである。

宿禰、足尾 スクネ——直系スゲネの意。大禰ともいひ、之に對して旁系をタリネ(垂禰)又はマタネ(俣禰)とも稱へた

やうである「語誌」。

臣 オミ、オムノコ——オムノコは天武朝制定の新稱號で、従前のオミをアソミ(朝臣)と、オムノコとの二階に分ち、後者に臣の字をあてたのである「語誌」。

大臣 オホオミ、オホキオミ——オミの大なるものといふ意で、武内宿禰以降蘇我蝦夷まで、此氏の嫡長が之を名乗つた。——孝徳朝に制定せられたオホキマヘツギミといふ官名にも大臣といふ字をあてるので、從來兩者を混同したものが多く、オホオミは次の大連又は大宿禰、大忌寸と同じく決して官名ではない。

連 ムラジ

大連 オホムラジ——ムラジの大なるものをいふ意。大伴、物部族の嫡統の稱號である。

造 ミヤツコ——トモのミヤツコ(伴造)ともいふ。

國造 クニのミヤツコ

縣主 アガタヌシ

直 アタヒ——アタへと訓むは非「語誌」

縣直 アガタのアタヒ

首 オビト

稻寸、稻置 イナキ

倉下 クラジ—クラヌシ(倉主)ともいふ。

我孫 アビコ—阿毘古、阿弭古等とも書かれる。孫はヒコの借字である〔語誌〕。

祝 ハフリ—三上祝、猪祝等のハフリは神職の意ではなく、異俗の酋長を呼ぶカバネの一種と思はれる〔語誌〕。

使主 オミ—歸化人のカバネで上記のオミ(臣)とは同音異義であるが〔語誌〕、臣の字に代用せられた例もある。

—大使主ともかく。

吉士、吉師 キシ—歸化人又は之に關係のあるもの、カバネ〔語誌〕。

史 フヒト

村主 スグリ

勝 スグリ、マサ

曰佐 ヲサ

神主 カムヌシ—記紀には見えぬが、舊事紀、姓氏錄によればカバネの一種たることは疑がない。

真人 マヒト—以下は天武朝制定。

朝臣 アソミ—オミ(臣)といふ舊カバネを別つて二階としたので、アソミはアセ、オミの約である〔語誌〕。—

臣の條下参照。

忌寸 イミキ—伊美吉とも書く。

道師 チシ—ミチノシと訓むは非〔語誌〕。

七、位階官職。官位職制は推古朝以後のものであるから古事記には見えぬが、—オホオミ(大臣)、オホムラジ(大連)が官名にあらざることには既に述べた—書紀、萬葉集には屢々用ひられて居るから、其訓を一括してこゝにあげる。但し制定當初から音讀せられたこともあり得る。

(イ) 位階、推古朝(十一年)に定められた徳、仁、禮、信義、智の大小十二階、大化五年の織、繡、紫(各二階)、華、山、乙(各四階)、立身(一階)並に天智朝(三年)の織、縫、紫(各二階)、錦、山、乙(各六階)、建(二階)の諸冠位は専ら音を以て稱へられたものであらう。天武朝(十四年)に制定せられた爵位は上下を通じて大、廣の二級に分れ、之に明(二階)、淨、正、直、勤、務、追、進(各四階)を冠して呼稱せられたのであるから、或は淨廣三をキヨクヒロキミツのシナ、直大^{オホキヒロキ}二をナホクオホキフタツのシナの如く稱へたのかも知れぬが、追、進等の訓を詳にせぬのみならず、直はデキ、勤はゴムとも稱へられたものゝやうである。大寶令に至り親王を四品に分ち、諸王、諸臣を通じて今も行はれて居るやうに一位より八位までの正從十六級—四位以下は更に上下二階に分れ、外に大小初位各上下二階があるから、通計三十階である—と定められ、正、從は舊によつてオホキ、ヒロキ(或はオホイ、スナイともいふ。スナイはスクナキの約轉である)と稱へた。されば正四位上はオホキヨツのクラキのカミツシナ、從五位下はヒロキイツツのクラキのシモツシナと訓むべきで、爾餘も之に準ずる。

(ロ) 職員名。官掌による名稱は大化以後に定められたものが多いが、尙上代の稱呼が其儘繼承せられ、若くは名のみ傳へられたものも少くはない。以下兩者を併録し、後世廢用となつた稱號には×印を附して區別する。但し音便による轉訛は之を省く。

大政大臣 オホキマツリゴトのオホマヘツギミ
 左(右)大臣 ヒダリ(ミギ)のオホマヘツギミ
 内臣 ウチのオミ
 内大臣 ウチのオホオミ
 大納言、御史大夫 オホキモノマヲスツカサ
 参議 オホキマツリゴトヒト
 中(少)納言 ナカの(スクナキ)モノマヲスツカサ
 大辨 オホキオホトモヒ——中少辨も之に準ずる
 卿、大夫 マヘツギミ、カミ
 長官、伯、尹、頭、正、大將、督、尙侍、帥、守 カミ
 將軍 イクサのキミ、カミ
 大領 オホキミヤツコ、カミ
 郡領 コホリのミヤツコ
 次官、副、輔、弼、亮、助、中(少)將、佐、典侍、貳、介 スケ
 小領 スケのミヤツコ、スケ
 判官、祐、丞、忠、進、允、佑、典膳、監、尉、掌侍、軍監、將監、椽、主政 マツリゴトヒト——ジャウとも稱へた。
 史、錄、疏、主典、屬、令史、將曹、軍曹、志、典、目、主張 フミヒト——和名抄には佐官と訓註し、サウクワンとも稱へ

られた。

史生 シヤウ——和名抄に俗二音如賞とある。シヤウといふべきを約したものと思はれる。

侍従 オモトヒト

宰、司 ミコトモチ

令、田令 ウナガシ、タツカヒ(一六七頁参照)

部領使 コトリツカヒ

判事 コトワルツカサ

舍人、帳内 トネリ

兵衛 トネリ、ツハモノのトネリ

資人 ツカヒト

命婦 ヒメトネ

采女 ウネメ

(ハ) 官署名。上代には御物、官物を收藏するクラ(藏)——後日オホクラ(大藏)とウチのクラ(内藏)とに別れた
 の外定まつた名稱はなく、厩舎をウマのツカサ(馬官)といふやうに「推古紀」、必要があれば其用途につけて呼稱
 せられたものゝやうである。従つて記録に残つたのは多くは大化新政以降の稱呼であるが、屢々改廢増設が行は
 れたので、盡く之を擧げるとは甚煩はしいのみならず、本篇の目的でもないから、こゝには書紀、萬葉等に見
 えたもの、並に本篇訓註に關係あるものゝみ掲げる。

大政官 オホキマツリゴトのツカサ
 中務省 ナカのマツリゴトのツカサ
 治部省 ヲサムルツカサ
 兵部省、兵政官 ツハモノのツカサ

神祇官 カミのツカサ
 式部省 フリのツカサ
 民部省 タミのツカサ
 刑部省 ウタへのツカサ

大藏省	オホクラのツカサ	宮内省	ミヤのウチのツカサ
彈正臺	タダスツカサ	大膳職	オホカシハデのツカサ
修理職	ヲサメツクルツカサ	京職	ミサトのツカサ
攝津職	ツのツカサ、スブルツのツカサ	春宮坊	ミコのミヤのツカサ
圖書寮	フミのツカサ	雅樂寮	ウタマヒのツカサ
女蕃寮	ホウシマラヒトのツカサ	掃部寮	カモリ(カムオリ)のツカサ
兵庫寮	ツハモノのクラのツカサ	馬寮	ウマのツカサ
授刀寮、帶劍寮	タチハキのトネリのツカサ——左近衛府の前身である。	典鑄司	イモシのツカサ
正親司	オホギミタチのツカサ	防人司	サキモリのツカサ
主水司	モヒトリのツカサ	衛門府	ユゲヒのツカサ
大宰府	オホキミコトモチのツカサ		
中衛府	ナカノトネリのツカサ——ナカノマモリと訓するは非。續紀神龜五年八月の條下に號曰東舍人 [△] とある		

東[△]は中の誤記と思はれる。後の右近衛府である。
監物 オロシモノのツカサ

右の如く官、省、臺、職、坊、寮、司、府並に監、署はすべてツカサと稱へられた。

八、男女及親族稱呼。 男女を區別する原語はヲ(男)、メ(女)で、其相互呼稱はセ(男性)、モ(女性)——イモ(妹)のイは接頭語——であつた。長幼を序する爲にはエ(兄)、オト(弟)といふ語が男女性共通に用ひられ、世代が異なる場合

には卑屬より尊屬をチ(父)、ハ(母)とよび、尊屬は卑屬に對してコ(子)又はヒ(胤)というた。國語の男女及親族呼稱は多くは此八語から派生せられたものであるが、——敬語としては多くはナを添付し、ナは又ネ(ニ)と轉呼して年長同胞を呼ぶに用ひられた——後世の轉義に捉はれた誤訓も此彼見えるから、左に古語の訓をかゝげる。

男 ヲ、ヲノコ——敬語を以て訓むことを要する場合にはヒコともヒコモともいふべきである。ヲトコと訓むやうになつたのは後世のことである。

女 メ、メノコ——ヲミナといふ語が一般女人の意に轉義して以來、此字を充てるが古訓ではない。之をムスメと訓するのは大なる誤で、縦ひムスメ(ムスコ)といふ古語があり得たとしても、息女の意であるから女人の通稱にはならぬ。敬語を以て稱へる必要があらばヒメ又はヒメミコと訓むべきである。

男子 ヲノコ

女子 メノコ

少男、壯士、壯夫 ヲトコ——年少男子の意で、男子の一般稱呼となつたのは轉義によるものである。

少女、幼女、童女、處女、未通女 ヲトメ——媛女、嬖婦等の字をあてた例もあるが、ヲトメは年少女性に限つて用

ひられる稱呼である。美婦、美女、姪等をヲトメと訓するは非。

童男 ヲグナ——本來敬語である。ヲグナは夙に廢用となり、ヲミナは一般女性の呼稱に轉用せられ、女、女

嬢子、娘子 ヲミナ——人、婦、婦女、婦人等の訓にもあてられるやうになつた。

老、長老、老父、老翁 オキナ

老女、老婆、嫗、老嫗、耆女 オミナ、オムナ

此兩語も亦敬語であるが、一般に老人を意味するやうになつた。

祖、先祖 オヤ、オホチ

祖母 オヤ

母 オヤ、オモ、ハ、ハハ、イロハ〔敬〕——イロの語義は語誌に論じた。

父 チ、チチ——カゾと訓む場合もある。

兄 エ、セ、コノカミ、イロエ〔敬〕、イロセ〔敬〕——アニはアネの轉呼で本来第二人稱呼であるから、古語では用ひられなかつたやうである。——次項参照。

弟 オト、イロト〔敬〕

姉 エ、ネ、イロネ〔敬〕——アネは後記の如く第二人稱呼である。

庶兄 ママセ——イロネ又はママアニと訓するは非〔語誌〕

庶兄弟 ママハラカラ——アニオトと訓むは非〔語誌〕

夫、妹 セ、セナ〔敬〕

子孫 ウミのコのヤソツヅキ

孫 ヒロ、ウマコ

氏上 ウヂのコノカミ

長子 コノカミ

九、第一第二人稱呼。

長、人長、首、首渠

代名詞及之に准じて用ひられる對稱中訓に疑義あるものゝみを左に掲げる。

吾、我、予、余、朕 ア、ワ、アレ、ワレ——ア(アレ)、ワ(ワレ)は古來併用せられたから、字によつて其いづれに従ふべきかを判断することは出来ぬ。其故に本篇中歌詠の讀下しには原文と同一字を用ひて訓を與へぬことを例とし、

又音符を以て記された原文を讀み易からしめる爲め吾又は私の字を以て記した場合には旁訓を施した。

汝 ナ、ナレ、ナムチ(以下敬語)、マシ、イマシ、ミマシ、ナネ——此等の諸訓中其いづれに従ふべきかは前後の文意によつて判断するの外はない。

姉 アネ、ナネ——ネは上記の如く敬語から轉じて長上を呼ぶ語となつたのであるが、アネ、ナネの形に於ては話の相手に向つて第二人稱に代用せられたので、アネが一般に女兄の意と解せられるやうになつたのは寧ろ後世のことである。

兄 アニ——右のアネと同語で、男女性を區別する爲にネをニと轉呼したのであるが、後世に至り發生したものは、古典には確實なる用例が見えぬ。一般的稱呼(三人稱)として兄の字を用ひた場合にはエ又はコノカミと訓むべきで、アニと稱へるのは誤である。

古事記

(創世記)

上卷

天地初發之時——アメツチハジメテヒラクトキ

發は紀の剖開、開闢、判にあたるもので、我上代人の創世觀によれば、本初宇宙は渾沌たるものであつたが、二つに開いて天と地とになつたとせられたもの、やうであるから、こゝではヒラクと讀まねばならぬ。ヒラクと訓むは非。之の字を挿入したのは發が動詞に用ひられたことを表示する爲で、次の久羅下那洲多陀用幣流之時も同例である。

宣長は萬葉集の天地之初ノ時之三卷、乾坤ノ初ノ時從「二〇卷」といふ句を引いて、初發の二字をハジメと訓したが、其と此とは意味も用途も異つて居るから例にならぬ。

天之——アメノ又はアマノ

天の原語はアメであるが、音便によつてアマとも稱へることはアマク

古事記(上卷)

ダリ(天降)、アマツミソラ(天津御空)等屢々見る例である。紀には天之とかいた例は極めて稀で、多くは天一字を用ひ。舊訓には之をアマノ又はアメ(例へば天日方の如く)と點し、場合によつてはアメノとも訓してある。其故に天は必ずアマノと訓まねばならぬといふものもあるが、天下をアマノシタと稱へたことはないやうである。此記の倭建命の御歌にも阿米能迦具夜麻と假字書した例がある。之を要するにアメ、アマ二訓いづれに従ふも可とすべきである。

さりながらアマといふ語には天の外に今一つ意味がある。其はアマといふ種族名で、通例海人又は海の字を以て表現するが、神名、人名に在つては天とかいた例も少くはない。天之日矛は古語拾遺には海檜槍とあり、「天」の義を以て稱呼としたものではないやうである。アマ(海人)といふ語も其源に遡れば或は天の意から出たのであるかも知れぬが、族名としては之をアメと稱へることは許されぬ。然るに太朝臣安萬侶にも此區別は判然として居なかつたと見えて、當然海人であらねばならぬ場合にも、天の字を充てたので、甚まきはしいけれども、此種の天をアメと訓することは不當である。紀の舊訓が多くはアマを用ひたのは、アマとして置けば間違がないとした爲とは思はれるが、尙天上の意、若くは美稱として用ひた場合には、アメと稱へるやうにしたいものである。——熟語及天津といふ場名を除く——宣長がアマ

をアメと訓みあらためたのも此趣意であらう。唯之を詳論して置かなかつたので、其流を汲む學徒が取捨に迷うて、同一同名の神を古事記を讀む場合と、日本紀を繙く場合とによつて別々に稱へるやうな煩を蒙つて居るのである。本書に於ては出来るだけ之を區別することに努めたが、尙不明のもの多しことを遺憾とする。天之御中主の場合にはアメノと訓むべきことは勿論である。

獨神成坐而隱身也——ヒトリ・カムナリマシテ・カクリミニマシキ

ヒトリカミとつづけて讀むは非。其意味ならばヒトツカミと言はればならぬ。隱身は記傳にはミナカクシマシキと訓してあるが、カクリミと讀む方がよいやうである。參照 ヒトリ、カムナリ、カクリミ

葦牙——アシカビ

上件五柱神者別天神——カミノクダリ五柱の神はコトアマツ

カミ〔記傳〕

修理固成——ヲサメ・ツクリ・カタメ・ナセ

和名抄に修理職をヲサメツクルツカサと訓してあるから、此修理もヲサメツクリと讀むがよい。記傳には出雲傳説に與レ汝葦原色許男命ト爲ニ兄弟ニ而作堅ニ其國トあり、又ニ柱神相並作堅ニ此國トある章句を例に引いて、修理は作にあたるといひ、ツクリカタメナセと訓した。若し然りとせばナセは助動詞と見ればならぬが、之に「成」の字をあてゝることは異例である。

爲ニ美斗能麻具波比如ニ此之期——ミトノマダハヒ・コノサダ

と、ウラヘテといひ得べきかは疑問とせればならぬ。——萬葉集にウラヘとあるのは他の意味である——されば強いて奇を好んでウラヘとせずとも尋常にウラナヒと訓んでも少しも差支はなく、卜相、卜合も寧ろウラナヒと讀むにふさはしい用字である。參照 ウラヘ、ウラヘト

隱伎之三子島——オキのミツコシマ

ミツコのシマと訓むものがあるが、其は三子の字に捉はれたものである。子島は親島に對する語ではなく、小島の義である。

天之忍許呂別——アマのオシコロワケ

天はアマ(族)名の借字であるらしい。忍をオシと訓する理由は從來説明せられて居らぬやうであるが、オシはオサヘ(抑、忍)の原語で、古語ではオサヘをもオシと稱へたのである。

倭——ヤマト

倭といふ呼稱は山海經、論衡等にも見えるが、其地方は明瞭でない。魏志の倭人傳に於て始めて當時九州方面に占據した民族を指示するに用ひられ、其國家——耶馬臺に都した——をも倭國と稱へたが、大和朝廷を意味するものでないことは勿論である。然るに宋書によると支那では九州の土侯國が亡びて國家が統一せられたことに注意を拂はず、大和朝廷をも倭國の後身と見て居たやうである。此は甚當を得ぬことであるから、聖德太子は日出國といふ呼稱を用ひられたものと拜察せられるが、支那人が之を改めようとせぬので、其に引づられてヤマトは常に倭と譯するやうになつたのである。さりながら有識者の中には

メノゴトセム

美斗能麻具波比といふ語釋の相違から記傳は、で句を切り、ミトノマクハヒセナと訓み、次の四字中之の字を云と改めて「延佳説」、カクイヒチギリテと訓した。之が爲に此一行は前後に重複を生じ、甚しく文脈が亂れたやうであるから、敢て訓點を改めたのである。

期及約は日本紀の舊訓にもチギリと假名を振つてあるが、チギリといふ語も觀念も外來のもので、神代には存在しなかつたと信すべき理由があるから、姑くサダメと訓して置く。次の約竟の約も同様である。參照 ミトノマダハヒ、チギリ

女人先言不良——メノコトサキダツハフサハズ

記傳にはチミナチコトサキダテフサハズと訓してある。チミナは本來敬語であるから、特に敬意を拂ふ場合の外は一般的に女人を表示するにはメノコといふ語を用ひるを例とした。——宣長は此差別に氣がつかなかつたと見えて同一の誤訓を繰返して居るが、一々訂正することとは煩はしいからこゝに一括して述べる——助語ヲを挿入したのはコトサキダテと訓まんが爲と思はれるが、ひれくれた言ひ廻はして古語の體ではない。參照 チミナ

ト相而——ウラナヒテ

記傳には紀にト合の二字を用ひたことを根據としてウラアハセ(ト命令)の義と釋し、ウラヘと訓めとあるが、ウラにアハス(令、食、レト)と、ウラを問ふこととの間には自ら意味の相違がある。こゝは布斗麻邇にウラドヒしたのであるから、ウラヘとはいへぬのみならず、ウラヘをウラヘン、ウラフレ、ウラフルの如く用ひた例のない所を見る

之を遺憾とするものがあつて倭を排斥して和にかへ、其に大を冠して大和とし、尙地方名と國家の呼稱とを區別する爲に日本といふ字を案出したのであるが、訓はいづれもヤマトである。

故因三此八島先所生謂三六八島國——此八島先ヅ生マレタレバ大八島國トイフ

記傳にはカレ此八島先ヅ生ミマセル國ナルニヨリテと訓してあるが冗漫の嫌がある。參照 オホヤシマ

女島——ヒメシマ〔記傳〕

兩兒島——フタコシマ

フタコのシマと訓むは不可、兒は小の借字である。——隱伎之三子島の項下參照。

風木津別之忍男神——カザモツワケのオシヲの神

訓風云ニ加邪ニ訓木以レ音と訓註してあるにも拘はらず、記傳にカザケツと訓したのは風氣と解せんが爲で、他に理由はないやうである。田中校訂本に従うてカザモツと訓むべきである。參照 カザモツワケのオシヲの神

見炙而病臥在——ヤカエテヤミコヤレリ

ヤカエはヤカレの古言である。漢語には此表現法がないので、ヤカレを見炙、被炙、所炙の如く譯するを例とするが、いづれも近似の意を寫し得るのみである。エは得の義で動詞の原形に連なれば「燒き能ふ」といふ意になり、未來分詞形に連なれば受動法——正しくいへば

行爲者が他にあること——を表示するのである〔語法要録参照〕。臥在を記傳にはコヤセリ(他動詞)と訓したが、上に連る病が自動詞であるから、其と調和を保つ爲コヤレリと訓む方がよい。〔参照〕コヤシ、コヤリ

神避坐也——カムサリマシキ〔記傳〕

愛我那邇妹命乎——カナシキアガナニモノミコトヲ

記傳には愛をウツクシキと訓して居るが、其は完璧の義で、大國主神話に麗壯夫(ウツクシキナトコ)とある如く、麗にあたるものである。こゝは可愛いといふ意であるから、カナシ子・カナシ妹等の用例によつてカナシと訓まねばならぬ。〔参照〕カナシ、ナニモ

香山——カグヤマ

香の字音 *Kang* の *g* を響かせてカグにあてたので、カグ(懸)の義によるものではない。

泣澤女神——ナキサハのメカミ

ナキサハメの神と讀むが故にサハメといふ語について色々の憶説を生じたのであるが、泣澤は准地名であるから、ナキサハ・メカミと切つて讀むべきである。

葬——カクシマツリキ

紀の舊訓にはカクシマツルともハフリマツルともある。いづれでも妨はないが、語義には若干相違のあることを知らねばならぬ。〔参照〕ハフリ

記傳にはコロサエマシシと訓してあるが、同書一卷訓法中に宣長自身も述べたやうに、所は通例殺セルといふやうな場合を表示するものであるから、こゝでもコロセル又はコロシタマヘルと訓まねばならぬ。殿騰戸——トノのアガリト

眞福寺本其他に騰戸としてあるが、騰は極めて希有の字で、註なくして用ひるべきものでないから、一本及舊事紀に騰戸とあるを正しとすべきである。騰は此記中卷神武天皇の記事にも足一騰宮と用ひ、アガリと訓むべきものなること疑がない。戸といふ字に提はれてアゲトと訓むのは無理である。少くともアゲトといふ用例は古典には見えぬ。〔参照〕トノのアガリト

所作之國——ツクレル國

ツクレリシと訓むは非。

吾與レ汝

記傳には敬語として汝をミマシと訓したが、ミマシのみではなくイマシもナムチもナネも皆敬語である。さりながら上に那邇妹命とあるから、重複を避けてミマシ又はイマシと訓むがよからう。〔参照〕イマシ、ミマシ、ナネ、ナムチ。

相論——アヒハカラハム

記傳には紀の舊訓によつてアゲツラハムとしてあるが、繼體紀以下に見える「論」は此條下とは趣が相違する。こゝでは議論することではなく、相談しようといふ意であるから、ハカラハムであらねばならぬ。

蒲子——エビカツラのミ

所ニ御佩之十拳劍——ミハカセルトツカのツルギ

ハカセルはハカシ(ハキの敬語)アルの連約で、繼體法の連體形であるが、漢語には之に相當する表現法がないから、ミハカス所ノといふ意を以て所御佩之と譯したのである。

著ニ其御刀前之血——ソノミハカシノサキニツキシ血

御刀は景行紀の註にも此云彌波迦志とある。

記傳には著をツケルと訓したが、前條の例によるとツケルと訓ませる爲には所著とすべきであるから、こゝはツキシと讀むのであらう。次に著ニ御刀ノ本ニ血、集ニ御刀之手上ニ血とある著、集もツキシ、アツマリシであらねばならぬ。

走ニ就湯津石村——ユツイハムラニタバシリツキテ

走就はハシリツキと讀んでもよい。タバシリはハシリに接頭語タがついたのみで、意義には變りはない。口語のタバシリは「飛び走り」の意であるから、タバシリと同一視することは出来ぬ。〔参照〕ユツイハムラ

石折神次根折神——イハサクカミ次ネサクカミ

記傳にはイハサクの神、ネサクの神と訓してある。紀に磐裂として此云ニ伊婆沙窩と訓註してあるが、イハサクノと讀めといふわけではない。ノを挿入する場合にはイハサキノ神、ネサキノ神といふのが日本語である。

所ニ殺迦具土神——コロシタマヘルカグツチの神

紀には蒲萄とあり、和名抄によれば蒲萄はエビカツラとある。

投棄——ナゲウテ〔記傳〕

披食——ヒリヒハム〔記傳〕

箒——タカンナ

字鏡及和名抄にはタカムナと訓してあるが、其はソの假字がない爲めム(牟)をかりて用ひたので、竹ノ菜の約であるから(竹芽菜にあらず)タカンナと發音したものと思はれる。

汝如レ助レ吾——ナガアラヲタスケシゴト

記傳にはイマシアチタスケシガゴトと訓してあるが、イマシを敬語に非すとするのは誤である。又ゴトは古は連體法につづけて用ひられたから、例へば「漕ぎにし船の音なきゴトシ」——ガといふ助語は無用である〔語法要録〕。〔参照〕イマシ

患憶時——ウレヒナヤムトキ

憶の字は惣、惣又は憶と書いた本もあるが、悞の變體であらう(高千穂傳説の「憶苦」も同様である)。従て他に理由のない限り、ナヤムと訓すべきであらう。

穢國——ケガクニ

紀に凶目汚穢此云ニシコメキタナキと訓註してあるので、宣長は之によつて穢國をキタナキクニと訓したが、キタナキ(カタナキの轉呼——無型)は古言とは思はれぬ。少くとも古事記にも萬葉にも假字書した例は見えぬのである。紀の訓註が必しも典據とすべからざること

は宣長も屢々論じた通りで、キタナキの如きは其適例である。穢を意味する古語はケガであるから、穢國もケガクニと訓むべきである。

ケガ、ケガクニ

禊——ミソギ

記傳には爲_ニ御身之禊_トといふ場合に限つて、身といふ語の重複——ミソギは身ソソギの意であるから——を避ける爲、ハラヒと訓めとあるが、禊と祓とを全然同義とすることについては疑がある。アラヒ(洗)とソソギ(滌)とは同様に用ひられることがあるけれども同義語ではない。加之ミソギを身滌の義とするは誤りで、水滌の義であるから御身のミソギというても少しも重複せぬ。

穢繁國——ケガシキクニ

記傳はキタナキシクニと訓して穢且醜の義としたが、キタナキといふ古言の存せぬことは上記の通りであるから、ケガシキと讀むべきであらう。シキはシコ(醜)の轉音ではなく繁多の意とおもはれる。

汚垢——マガツミ

ケガレと讀んでも意は通ずるが、マガツミ(マガツミ)の神の出生の説明であるから、マガツミと讀む方がよい。マガもツミも原義はケガと同一である。

三貴子——ミツのウヅコ

記傳によりミハシラ(三柱)のウヅコと讀んでも妨はないが、ミタリといふことは出来ぬ。

所_レ知_ニ高天原_ニ——タカマノハララシラセ

が、強ひて奈良朝以前の言葉で讀まうとするならば、次の句とつゞけてヨカラヌ心モチテ我國をトラムトオモフニコソとでもいふべきであらう。

如_ニ沫雪_ニ蹶散_而——アワユキナスクエハララカシテ

紀の此條下に蹶散此云ニクエハララカスとある訓註に准據するを可とする。

無_ニ邪心_一

記傳にキタナキ心ナシと訓してあるが、キタナキは古語にあらざることと既述の通りである。邪はヨコサマといふ語に相當する字であるが、此場合には次の清明(アカキ)に對立するのであるから、クラキココロと訓むのであらう。紀には黒心といふ字が用ひてある。

活津日子根——イキツヒコネ

舊訓にイキツとあるが、イキは動格であるから助語ツに連れることは出来ぬ。例へばハヤアキツ姫をハヤアキツ姫といひ得ぬと同じ理である。イク日、イクムスビと同例とするは倫を失する。

熊野久須毘——クマノクスビ

此野は助語ノの借字と見るべきである(萬葉にも例がある)。クマヌクスビといふては意が通じぬ。

物實——モノザネ〔記傳〕

周芳——スハ

今までの例によると「所」は繼續格(現在)を表示するに用ひられたのであるが、こゝでは命令法を示すものなること文脈によつて明である。さりながら單にシレといふ爲ならば知一字で十分であるから、「所」は處分の處の意を以てシリ・ナセ即ちシラセと訓ませる爲に添へられたものと思はれる。シロシメセと訓んでもよいといふ記傳の説は蛇足である。

所_ニ知_看之中——シロシメセルナカニ

シロシメス。ナカニ、シロシメスガナカニと讀むのはよくない。

惡神之音如狹蠅皆滿——アラブルカミの_コエサバヘナスミナ

ワキ

滿は湧の誤字であらうと記傳に攷證してある。音は舊訓オトナヒとあるが、ナヒは活用語尾であるから、縦ひ名詞形であるとしても滿(涌)の如き動詞で結ぶことは拙い。例へば「ウラに出づ」を「ウラナヒに出づ」といひ得ぬやうなものである。高天原の條下に萬神之聲者とあるに准據してコエと訓むべきであらう。

(高天原傳説)

必不_ニ善心_ニ欲_レ奪_ニ我國_ニ耳

必不善心を記傳にはカナラズウルハシキ心ナラジと訓してあるが、カナラズもウルハシも古語ではない。字を追うては縦ひどのやうに讀んでも古語たり得ぬ。紀の之に該當する條下にも「豈以_ニ善心_ニ乎」「非_ニ是善意_ニ」「有_ニ惡心_ニ」など、あるから、夙に古語の傳を失うて意味のみ傳へられたのであらう。其故に訓み方を穿鑿するのは無用の業である

和名抄にはスハウと訓してあるが、芳をハウの二語音に充當した例はなく、——香山をカウヤマといはぬと同様に——同じ字音の諏訪はスハと稱へられるから、上代之をスハと發音したことは疑がない。眞淵もスハと訓めというた。

轉——ウタテアリ〔記傳〕

ウタテ

天斑馬——アメのフチコマ

ウマ(馬)はオフマの約であるから、コマの假字には不適當であるが、紀に天斑駒とあり、文意からいうてもウマとは讀めぬから、駒の畧字で、コマと訓ますつもりであつたのであらう。

天堅石——アメのカタシハ

雄畧記及和名抄に堅磐をカタシハと訓してあるから、之に准據すべきである。

天金山之鐵——アメのカナヤマのマカネ

紀に天香山之金とあるによつて宣長が鐵をカネと訓したのは同意がたい。香山のは金で差支はないが、こゝのは金山であるから、カネといふ語を重ねぬやうにマガネと言ひ傳へたのを特示せんが爲に、鐵といふ字を充てたものと思はれる。但しマガネは必しも鐵(クロカネ)を意味するものではない。

天津麻羅——アマツマラ

紀及舊事紀に眞浦とあるに據つて宣長が麻羅をマウラと訓したのは誤

つて居る。羅をウラと訓むことは出来ぬが、浦はマツラ(松浦)のやうにラの假字に用ひた例があるから、眞浦も亦マラと訓ませるつもりであつたと思はれる。——**参照** アマツマラ

玉祖——タマノヤ

紀に玉屋の二字をあてたのを見ると、古はオヤのオを約してタマノヤと發音したものであるが、——上代には同母韻を二つつけて發音することを厭うた——タマノオヤと讀んでも差支はない。——**参照** タマノヤ

禱白——ホギマヲシテ

場合によつてはネギマナシテ又はノミマナシテと訓まればならぬこともあるが、布刀詔戸言禱白ノリトコトとつゞく場合にはホギと讀むがよいやうである。——**参照** ネギ、ノミ、ホギ

裳緒——モノヲ

モヒモと讀んでも差支はないが、ヒモとナとが別義であることを知らねばならぬ。こゝでは必しもヒモなるを要せぬから、ナと讀む方が無難である。——**参照** ヒモ

内告者——ウチヨリノリタマヒシク

内は自内の自を脱したのであらうといふ記傳の説に従うてウチヨリと讀むべきであらう。告者の訓は凡例に擧げた原則に従うべきである。

何由以——ナニニヨリテ

記傳にはナドテと訓してあるが、ナドテはナニトテの約濁、ナニトテ

る。鬚も爪も共にハラヘツモノに供せられたのであらう。——**参照** ハラヘツモノ

味物——ウマシモノ

宣長がタメツモノと訓したのは其語義を誤解した爲で、タメツモノは田部ツ物の意であるから、此場合には當て嵌らぬ。——**参照** ウマシモノ、タメツモノ

爲三穢汚而奉進——ケガシテタテマツルトオモホシテ

記傳には而を物の誤寫としてキタナキモノと訓したが、キタナキが古語でないことは既に度々述べた通りで、而を物の誤とするのは憶斷である。

蠶——コ

記傳には和名抄によつてカヒコと訓してあるが、カヒコは飼蠶カヒコの意で、天蠶は含まれて居らぬ。大ケツ姫の頭から蠶を生じたこと、の眞否は姑く問はぬとしても、之をカヒコと限定すべき理由がないから、單にコと稱ふべきである。——コは仔蟲の意で、海鼠をコといふのも形が之に似て居るからである。

(出雲傳説)

所三避追二而——ヤラハエテ〔記傳〕

老夫與三老女二人在而——オキナトオミナトフタリシテ

老女はオムナと讀んでもよい。但しオキナもオミ(ム)ナも敬語であるから、若し尋常の人を意味するならば(敬語を要せぬならば)オキナ・オキメといふべきである。フタリはフタ、アリの約であるから、フタリア

はナニトシテの約で、極めて後代の語法であるから古語には適はしくない。ナニトカモと訓したものもあるが、其は餘りに文字に離れ過ぎ且根據のないことである。字の通りナニニヨリテと讀むのが最正しい古語である。

天宇受賣白言益三汝命二而貴。神坐故歡喜咲樂——アメノウズメマヲサク・ミマシニコトニマサリテ・タフトキカミマスガユエニ・エラギアソプトマヲス

自言の訓み方は凡例に述べた通りである。汝命は記傳に従うてナガミコトと讀んでもよいが、ミマシ(又はイマシ)ミコトといふ方が適切なやうである。歡喜咲樂は紀の嘯樂にあたるものであるから、エラギアソブとした記傳の訓に従うべきである。上古タフトキといふ語が存したかは疑問で、或はカシコキ又はアテナルと訓するのもかも知れぬが、尙確證を得ぬから、姑く通訓に従ふ。——**参照** ミマシ、タフトキ、エラギ

自得照明——オノヅカラテリアカリキ

得の字に疑があるが、尙右の如く訓み得られぬこともない。即ち自得の二字をオノヅカラと讀むのである。

亦切三鬚及手足爪令三祓而——マタヒゲとテアシのツメトラキリ・ハラハシメテ

祓の字一本に抜とあるによつて記傳には鬚ヲキリテ手足の爪ヲモ抜カシメテと訓したが、其誤讀なることは既に先學の論じた通りである。上代には生爪を剥ぐといふやうな慘酷な體刑は行はれなかつた筈であ

リテと訓むのは古語でない、フタアリテ又はフタリシテと讀まねばならぬ〔語法要録〕。——**参照** オキナ、オミナ、オキメ

置中而泣——ナカニスエテナケリ

置はオキと讀んでもよい。泣をナクナリとした記傳の訓は誤である。ナクナリは「泣くのである」といふことで、此處は「泣いて居る」であらねばならぬから、ナケリといふべきである。萬葉集の用字例に従へば泣在と書かれねばならぬ筈であるが、古事記には「在」を用ひぬ場合が多い〔語法要録参照〕。

女名——メノコガナ

女の字記傳にムスメと訓してあるが、ムスコ・ムスメは古語ではない。女性に對しては敬語ではオミナ(老女)、オミナ又はオミナメ(少女)、普通にはオキメ(老女)、メ(女)又はメノコ(女子)と稱へた。此場合はメノコであらねばならぬ。——**参照** ムスメ、オミナ、オミナメ、メノコ

生蘿及檜相——ヒカゲとヒ・スギオヒ

紀の高天原の段に蘿此云ヒカゲと訓註し、和名抄にもヒカゲとあるから、之に従ふべきである。宣長がコケと訓したのはヒカゲが乾苔ヒカゲの意なることに氣がつかなかつたのであらう。——**参照** コケ、ヒカゲ

悉常——ツネニ

二字をあはせてツネニと訓むべきである。ツネはツメとも用ひられ、古語である。記傳にはコトコトニイツモと訓してあるが、イツモ(何時モ)は常とは多少意を異にする。——**参照** ツネ

恐亦——カシコケレドモ〔記傳〕

參照 カシコ

垂入己頭——オノガカシラヲタレイレ

紀に頭各入ニ槽とあるによつて記傳には己をオノモオノモと訓したが、己にオノモオノモの意がないのみならず、オノモオノモとオノオノ(己々)とも亦意義に相違がある。字の通りオノガと讀むべきである〔語法要録參照〕。

於是飲醉。畜伏寢〔眞福寺本による〕

畜は留の古體である。版本に之を二字に分けて死由としたことの誤なるは勿論、記傳に皆の誤寫としたのも不當である。

夜久毛多都 伊豆毛夜幣賀岐 都麻基微爾 夜幣賀岐都久流

曾能夜幣賀岐袁

八雲立ついづも八重垣妻ごみに八重作るその八重垣を

參照 ヤクモタツ、イツモ

任三我宮之首——アガミヤノオビトタレ

上句との續き合に鑑み、任をタレと訓むべしとする記傳の説に従ふべきである。

兄——コノカミ

和名抄による。コノカミは子の上即ち長子の意であるが、場合によつてはエ、セ、エヒコ、セノミコトと訓まればならぬこともある。アニも古い語であるが、アネ(姉)と同じく、本來敬意を含んだ對人稱呼であるから、第三者を叙するに用ひることは出來ぬ。

如本膚必差——モトノハダノゴトクナルベシ

記傳に必差をカナラズ、ズイエナムモノゾと訓してあるが、カナラズは假ニアラズの意で漢字必を譯す爲に設けられた語であるから、古書に之を用ひた例はない。イユはユ(湯泉)から出た語とおもはれるが、或は醫の字音に活用語尾エ(得)を添へたのかも知れぬ。——次章の蟹貝と蛤貝とが大國主の火傷を醫した所にも單に麗キ壯夫ニナリテとあるから、此必差の二字もナルベシと訓ませるつもりであつたのであらう。ベシは漢字必に相當する日本語である。

和禮共追下者——ワレ・トモニオヒクダリナバ

記傳にワレドモと訓したのは心得ぬ。ワレを單數と見て之にドモといふ複數記號を添付することも決して誤ではないが、上代に於ては單數複數を區別して用ひることを必要としなかつたから、ワレドモといふやうな聞き悪い語を用ひた筈がない。——語法要録參照。

蟹貝——キサカヒ

蟹は蚌の誤字又は變體であらう。白石の「東雅」には攷證を示さずして蚌貝と直してあるから、其頃は蟹か蚌であることが普く知られて居たものと思はれる。和名抄には蚌はキサと訓してある。——參照 キサカヒ

蛤貝——ウムガヒ

ウムガヒを約してウムギと發音することは誤ではないが、出雲風土記には宇武賀比比賣とあり、キサカヒ姫に對してもウムガヒ姫といふ方がよい。——參照 ウムギ、ウムガヒ

刺國大神——サシクニノオホカミ

記傳にクニオホの神と訓したのは從はれぬ。大の字に上と註したのはオホカミと發音すべきことを示さんが爲である。——參照 サシクニの大神

兄弟——ハラカラ

アニ・オトは後代の語である。エオトが正しい訓であるが、大國主神之兄弟といふ場合は必しも同母又は同父兄弟をいうたのではなく、同世代の族人をさしたるものと思はれるから、ハラカラと義訓すべきである。——參照 ハラカラ

避於大國主神——大國主の神ニサケマツリキ

避を記傳にサリと訓したが、サリは自動詞であるから大國主神ニサリといふことは出來ぬ。——國チサリといふ場合のチはヨの轉音で國カラ去りといふに同じく、目的格を表示するものではない。

有欲婚——之心——ヨバハム心アリ〔記傳〕

之の字を讀んではならぬ。

裸——アカハダナル〔記傳〕

隨其族在悉——ソノウカラノアリノコトゴト

隨——在悉を記傳にアリノコトゴトと訓したのは當を得て居るが、族をトモガラと讀まればならぬと斷定したのは頑陋である。ウカラは血族、トモカラは同類であるが、こゝでは兎を人格化して叙述して居るのであるから、ウカラといつても差支はない。——參照 ウカラ

蟹貝比賣岐佐宜集而、蛤貝比賣待承而塗母乳汁者〔眞福寺本〕

——キサガヒヒメヤケトヲキサガ・ウムガヒヒメマチウケテ・オモノシルヲヌリシカバ

集は眞淵説の如く魚の誤寫で、ヤケトと訓むのであらう。待承而は一本に持水而とあるが、水を以て母乳汁を塗つては効驗が薄くなる筈であるから、正字とはおもはれぬ。——之によつた記傳の訓も非とせねばならぬ。——母乳汁を宣長はオモノチシルと訓したが、母、乳共に國語ではオモといふから、二字をあはせてオモと讀む方がよい。——參照 オモ

成三麗壯夫而出遊行——ウツクシキヲトコニナリテイデアリ

キキ

記傳には麗をウルハシキと訓してあるが、此語は外來語ウルを活用したもので、純日本語ではないのみならず、此場合にはウツクシキであらねばならぬ。——參照 ウツクシ、ウルハシ

茹矢〔眞福寺本〕——ヒメヤ

諸本に茹とあるのは誤寫であらう。茹はハムといふ字であるから、茹矢はハメヤであらねばならぬが、音便によつてヒメヤとも稱へたらしく、次に冰目矢と假字書してある。記傳に矢をハメと訓してあるが、更に打立其木とあつて重複の嫌があるから、ヒメヤチ其木に打立テと訓む方がよいやうである。——參照 ヒメヤ

哭乍求者得見——ナキツツマケバミエキ

ミエキは今の語でいへば「見つかつた」といふことである。記傳にミ

エテと訓し、次の句に續けたのは古の語法ではない。

其女須勢理比賣——ソノヒメミコスセリヒメ

ミ、ス、メと訓むことの不可なるは上記の通りである(第九頁)。

爲三目合而相婚——メアヒシテミトアタハシテ

記傳に此條及山幸彦傳説中の目合をマクハヒと訓し、目クバセの意としたのは理由のないことである。目クバセのクバセは「配」の意で、目をクバルともいふが、宣長のいふが如くクヒアハセの約ではない。宣長はミトノマクハヒが交接の意であるといふことを立證せんが爲に無理に合をクハヒと訓したので、他に通用せぬ訓である。字の通りメアヒと讀むべきであらう。次の相婚は其よりも一層關係の進んだことな

於是其妻須勢理毘賣以三蛇比禮授其夫云

記傳にはミメ(妻)に對し夫をヒコヂと訓した。其は後章に嫡后に對し日子遲神とあるによるものであらうが、ヒコヂは彦靈又は彦主の義で、ミメに對立する語ではない。妻夫はメ、ナと訓むのであらうが、敬語を用ひるを可とするならば、ミメに對し、セノミコトといふべきである。——**參照** ヒコヂ、ヒレ

三舉打撥——ミタビフリテウチハラヘ〔記傳〕

吳公與蜂室——ムカデトハチトノムロヤ

吳公は蜈蚣の略字である。

喪具——ハフリツモノ〔記傳〕

牟久木實——ムクノミ

木實の二字をあはせてミと讀むべきである。ムクは實木の轉であるから、ムクノキノミというては重複の嫌がある。垂仁天皇の卷の迦玖能木實も同様である。——**參照** カゲノミ

思愛——カナシクオモホシテ

記傳には愛をハシクと訓してあるが、ハシクは寧ろ好美の義である。こ、ば「可愛と思ふ」といふ意であるから、カナシ兒などいふ例に倣うてカナシクと讀むのであらう。

汝庶兄弟——ナガママハラカラ

記傳に庶の字讀むべからずとあるが、其は庶を嫡に對する語と解したからであらう。この庶はママと訓み、諸を意味する。ママ子、ママ母等が繼子、繼母の意となつたのは後世のことで、原義は諸又は庶の義である。——**參照** ママハラカラ

宇都志國主神——ウツシクニヌシの神

宣長が主を玉と改竄したのは憶斷である。主と玉との誤の如きは誰でも氣がつくことであるのに、眞福寺本を始め、諸本皆主としたのは主であらねばならぬ理由があるからである。——**參照** ウツシクニヌシ

是奴——コノヤツコ

記傳に枕草子を引いてコヤツと訓したのは問題にならぬ。カヤツ、コヤツはカノヤツコ、コノヤツコの訛である〔語法要録〕。

夜知富許能 迦微能美許登波 夜斯麻久爾 都麻麻岐迦泥豆

登富登富斯 故志能久邇邇 佐賀志賣遠 阿理登岐加志豆

久波志賣遠 阿理登伎許志豆 佐用婆比爾 阿里多多斯 用

婆比邇 阿理加用婆勢 多知賀遠母 伊麻陀登加受豆 淤須

比遠母 伊麻陀登加泥婆 遠登賣能 那須夜伊多斗遠 淤會

夫良比 和何多多勢禮婆 比許豆良比 和何多多勢禮婆 阿

遠夜麻邇 奴延波那伎 佐怒都登理 岐藝斯波登與牟 爾波

都登理 迦祁波那久 宇禮多久母 那久那流登理加 許能登

理母 宇治夜米許世泥 伊斯多布夜 阿麻波勢豆加比 許登

能 加多理其登母 許遠婆

八千矛の 神の命は 八洲國 妻まぎかねて 遠々し 越の國に 賢し女を 在りと聞かして 精し女を 在りと聞こしめて さ呼はびに 有り立たし 婚ひに あり通はせ 大刀が緒も 未だ解かずて おすひをも 未だ解かねば 少女の鳴すや板戸を おそぶらひ 我立たせれば ひこづらひ 我立たせれば 青山に ぬえはなき さ野つ鳥 雉はどよむ庭つ鳥 鶏はなく うれたくも 鳴くなる鳥か 此鳥も うち止めこせね いたしたふや 天馳使 言の 語りごとも 此をば

參照 サカシ、クハシ、ヨバヒ、オスヒ、オソアラヒ、ヒコヅラヒ、ヌエ、ウチヤメコセネ、イシタフヤ、アマハセツカヒ

夜知富許能 迦微能美許等 怒延久佐能 賣邇志阿禮婆 和

何許許呂 宇良須能登理叙 伊麻許會婆 知杼理邇阿良米

能知波 那杼理邇阿良牟遠 伊能知波 那志勢多麻比會 伊

斯多布夜 阿麻波世豆迦比 許登能 加多理基登母 許遠婆

八千矛の 神の命 ぬえ草の めにしあれば 我が心 浦渚

の鳥ぞ 今こそは 千鳥にあらめ 後は な鳥にあらむを

生命は な死せたまひそ いたしたふや 天馳使 ことの 語

りごと 此をば

參照 ヌエクサ、チドリ、ナドリ、イノチ

阿遠夜麻邇 比賀迦久良婆 奴婆多麻能 用波伊傳那牟 阿

佐比能 惠美佐加延岐豆 多久豆怒能 斯呂岐多陀牟岐 阿

和由岐能 和加夜流牟泥遠 會陀多岐 多多岐麻那賀理 麻

多麻傳 多麻傳佐斯麻岐 毛毛那賀邇 伊波那佐牟遠 阿夜

爾 那古斐岐許志 夜知富許能 迦微能美許登 許登能 迦

多理基登母 許遠婆

青山に 日がかくらはば ぬばたまの 夜は出でなむ 朝日の笑み榮え來て 拷綱の 白き腕 泡雪の わかやる胸 そたき たまきまながり ま玉手 たま手さし巻き もも長にいは寝さむを あやに な戀ひ聞こし 八千矛の 神の命 ことの 語りごと 此をば

參照 ヌバタマ、ダクヅマ、ダダムキ、ソダタキ、マナガリ、モモナガ、ヨ

嫡妻・嫡后——ムカヒメ・オホミムカヒメ(又はオホムカヒメ)

嫡妻と嫡后とを區別する爲、前者をムカヒメ、後者をオホキサキと訓めといふ宣長説は從はれぬ。キサキは「私」の意で、私の宮に居ます故に、后妃をキサキの宮と呼稱するので、キサキと呼び棄にするは不敬であるのみならず、上代にはキサキの宮がなかつたやうであるから、其呼稱もあり得たとは思はれぬ。されば敬稱としては至尊にはオホミムカヒメ、其他にはオホムカヒメといふ語を用ひたものと思はれる。

嫉妬——ネタミ

記傳には舒明紀の舊訓にもとづいてウハナリネタミと訓してあるが、ウハナリといふ語には嫉の意はない。恐らくは二字をあはせてネタミと訓むのであらう。——**參照** ウハナリ、ネタミ

奴婆多麻能 久路岐美祁斯遠 麻都夫佐爾 登理與會比 淤岐都登理 牟那美流登岐 波多多藝母 許禮婆布佐波受 幣都那美 會邇奴岐宇豆 蘇邇杼理能 阿遠岐美祁斯遠 麻都夫佐爾 登理與會比 淤岐都登理 牟那美流登岐 波多多藝母 許母布佐波受 幣都那美 會邇奴棄宇豆 夜麻賀多爾麻岐斯 阿多泥都岐 會米紀賀斯流邇 斯米許呂母遠 麻都夫佐邇 登理與會比 淤岐都登理 牟那美流登岐 波多多藝母 許斯與呂志 伊刀古夜能 伊毛能美許等 牟良登理能 和賀牟禮伊那婆 比氣登理能 和賀比氣伊那婆 那迦士登波 那波伊布登母 夜麻登能 比登母登須須岐 宇那加夫斯 那賀那加佐麻久 阿佐阿米能 佐疑理邇多多牟叙 和加久佐能 都麻能美許登 許登能 加多理恭登母 許遠婆 ぬばたまの 黒き御衣を まつぶさに 取裝ひ 沖つ鳥 身

見る時 はたた肝 これは適はず 邊つ波 そに脱き棄て「翠鳥の 青き御衣を まつぶさに 取裝ひ 沖つ鳥 身見るとき はたた肝 こも適はず 邊つ波 そにぬぎ棄て」山がたに 蒔きしあたねつき 染木が汁に 染め衣を まつぶさに 取裝ひ 沖つ鳥 身見るとき はたた肝 此し宜し」いとこやの 妹の命 群鳥の 我が群れいなば ひけ鳥の 我がひけいなば 泣かじとは 汝は言ふとも 大和の 一本薄うなかぶし 汝が泣かさまく 朝雨の さ霧に立たむぞ 若草の 妻の命」ことの 語り言も 此をば

參照 マツアサ、ハタタギモ、ソニドリ、アタネ、イトコ、ウナカアシ

夜知富許能 加微能美許登夜 阿賀淤富久邇奴斯許會波 遠邇伊麻世婆 宇治微流 斯麻能佐岐邪岐 加岐微流 伊蘇能佐岐淤知受 和加久佐能 都麻母多勢良米 阿波母與 實邇斯阿禮婆 那遠岐豆 遠波那志 那遠岐豆 都麻波那斯 阿夜加岐能 布波夜賀斯多爾 牟斯夫須麻 爾古夜賀斯多爾 多夫須麻 佐夜具賀斯多爾 阿和由岐能 和加夜流牟泥遠 多豆怒能 斯路岐多陀牟岐 會陀多岐 多多岐麻那賀理 麻多麻傳 多麻傳佐斯麻岐 毛毛那賀邇 伊遠斯那世 登世美岐 多豆麻都良世

八千矛の 神の命や 我が大國主こそは 男に坐せば 打見る 鳥のさきさき かき見る 磯のさき落ちず 若草の 妻もたせらめ 吾はもよ 女にしあれば 汝を置いて 男はなし

汝を置いて 夫はなし」あや垣の ふはやが下に むし食にこやが下に たく食 さやぐが下に あわ雪の わかやる胸を 搦綱の 白きただむき そたたき たたきまながり 眞たま手 玉手さし巻き もも長に いをし寝せ」とよ御酒たてまつらせ

參照 フハヤ、アヤガキ、ムシブスマ、ニコヤ、タクブスマ

國忍富神——クニノオシホの神

忍富はオシホミ(忍穗耳)のオシホと同語である。オシトミと訓むは不可。

布忍富鳥鳴海神——ヌノオシホトリナルミの神

記傳にはヌノオシホは上のノに攝せられるから、ヌノシと發音せよとある。一應尤な説ではあるが、其はヌノ(布)オシ(忍)が熟合する場合のことで、こゝはヌ(野又は沼)とオシホとをノといふ助語を以て連れたのであるから、ノオ兩語音を約せざることを通則とする。例へば笠ノ臣をカサノミとはいはぬと同様である——忍富をオシホと訓すべきことは上記の通りである。

羅摩——カガミ

和名抄に羅摩をカガミと訓してある。——**參照** カガミ

鵝——ガ

カガミの舟を羅摩子の朔にかざるものと速断し、之に釣合はぬといつて鵝を蛾の誤字とし、ヒムシと訓した延佳、宣長の説は排斥すべきであらう

る。紀には鵝とあるから、鳥の羽皮を意味したことは疑がない。ガ(鵝)は擬聲語であるから、我國でも鴨雁の類を字音とは無關係にガと稱へたことはあり得る。恐らくはカモ(鴨)といふ語もガ、ガンから轉じたもので、紀のササギも亦ササ(小)ガの訛であらう(鵝は借字)。純種の鶯は雄略朝鮮地(吳)から取寄せられたとあるから、我國には棲息しなかつたのであらうが、少彦名命は異人なるが故に、此國土に産せぬ鳥の羽衣を着て居たとも説明し得られ、或は鵝は借字でガン、カモ、アチ其他の水鳥をいうたものとも考へ得られる。之を要するに此鵝はガと訓むべきである。——**參照** ガ、カモ

有ニ歸來神——ヨリクル神アリ〔記傳〕

爲ニ兄弟——エ・オトとナリ

兄をアニと稱へるのは既述の如く後代の語である。

白日神——シラヒカミ

一本に白を向と改めてムカヒ神と訓したものがあつたが、其はシラヒといふ語を明にし得なかつた爲であらう。原文の通りシラヒであらばならぬ。——**參照** シラヒ神

香用比賣——カグヨヒメ

カグヨヒメと訓むことも誤ではないが、カグヤ(赫耶)姫と同義であるから、言ひ慣はしに従ふ方がよからう。

天知迦流美豆比賣——アメのチカルミツヒメ

自知以下六字以音と訓註してあるが、字数は七字であるので、宣長は自迦以下六字の誤字として天知をアメシルと訓した。さりながら其で

は意をなさぬから、延佳説の如く六を七の誤記とし、アメのチカルと訓むべきであらう。——**参照** アメのチカルミツヒメ

大戸比賣——オホトヒメ

記傳に戸をへと訓み、竈の意としたのは誤である。竈をへと稱へたことはいない。黄泉戸喫を竈喫とするは誤解で、火喰の訛であり、へツヒ(後世の語ではあるが)は(家)ツヒ(火)である。

亦坐葛野之松尾用鳴鏑神者也

記傳に用を成又は化の誤寫としてナリカアラニナリマセル神と訓したのは従はれぬ。大山咋が鳴鏑になつたことを證する傳説として宣長が引用した山城風土記の賀茂別雷神神話には丹塗矢になつたとあり、且玉依姫に通じたものは火雷神と明記せられて居る。丹塗矢は鳴鏑と同義、火雷は大山咋の訛傳であるといふ假定を根據として用をナルと讀ましめんとするのは無理なことである。——**参照** オホヤマクヒ

香山戸臣——カグヤマトノオミ

記傳にはカグヤマトオミと訓してあるが、香山は鹿兒山の借字であるから、カガヤマと讀むのはよくない。又古發音法によればトオミとの間にはノといふ助語を挿入せねばならぬ。然らざればカクヤマトミと誤まつたれる虞がある。

若室葛根——ワカムロツツナネ〔記傳〕

(國讓傳説)

將三言趣——コトムケム〔記傳〕

天若日子——アマノワカヒコ

爲射惡神之矢至者——アラブル神ヲ射シ矢ノキツルナラバ
記傳の訓可從。但し爲射はイタリシと讀むよりも單にイシといふ方がよい。

頓使——ヒタツカヒ

紀に頓丘をヒタチと訓した例があるが、頓にヒタ(直)の意はないので、宣長は純に通するのであらうといつて居る。

哭聲與風——ナクコエカゼノムタ

ムタは「共に」といふ意の古語である。哭聲は記傳にナカセルコエと訓してあるが、ナカセルは繼續格で、ナケル聲の意になり、此場合にあたらぬ。こゝは現在格を以てナカス聲とあるべきであるが、敬語を用ひる必要がないから、ナクコエと訓むのであらう。

阿米那流夜 淤登多那婆多能 宇那賀世流 多麻能美須麻流

美須麻流邇 阿那陀麻波夜 美多邇布多和多良須 阿治志貴

多迦比古泥能加微會也

天なるや 乙棚機フタの うながせる 玉のみすまる 御統の。あ

な玉はや み谷フタ二わたらす あぢしき高彦根の神そや

邇の字は瓊の意として御統の玉と説くものもあるが、ニ(土石)に玉の意はないのみならず、ミスマルの珠をミスマルニというた例がない。紀に邇とあるを正しとすべきである。——**参照** オトタナバタ、ウナガセル、ミスマル、ミタニフタヲタラス

跌坐——アグミテ〔記傳〕

取魚——スナドリ

古訓にアメツカヒコとあるので記傳も之も従うたが、尙疑を存して居る。天はアメとも訓み得ることは勿論であるが、此若日子はアマツ國魂の子であるから、アマノであらねばならぬ。アメツカヒコというては固有名にならぬ。——**参照** アマのツカヒコ

淹留所由——ヒサシクトドマルユエ〔記傳〕

雉名鳴女——キギシ・ナハ・ナキメ

記傳にはキギシナナキメと訓してある。又鳴はナシとも訓むから、紀に無名雉とあるに従うてナナシと訓むべしといふ説がある〔紀傳〕。兩訓共に次に故爾鳴女自天降到とある。鳴女の上に名を脱したといふ假定の下に主張せられたもので、若し此鳴女が誤脱でないとするならばナナキメ又はナナシメと讀むことは不可能である。紀の一書には無名雄雉と無名雌雉とに分たれて居るから、無名雉が名もない雉、即ち尋常一様の雉を意味することは勿論であるが、之を鳴女と同義とするとは出来ぬ。雉は其鋭い聲を特色とするのみならず、記の文には天佐久賣の言として此鳥者其鳴聲甚惡ともあるから、鳴聲によつてナキメ(メはスズメ、ツバメ、カモメのメで、女の意味ではない)としたこともあり得る。若日子葬送の條下には雉を哭女(ナキメ)としたとあるのも其名の縁によるものであらう。——**参照** ナキメ

湯津楓——ユツカツラ

紀には湯津杜木とかき、杜木此云ニカツラと訓註してある。和名抄にも楓にナカツラと訓が與へられて居る。

委曲——ツバラニ 又は ツブサニ 又は マツブサニ

神武紀の取魚、欽明紀の捕魚を舊訓にはいづれもスナドリとしてあるから、之に従ふべきであらう。

搯批——ツカミウチ

搯は説文に捉也とある。記傳には一本によつて批を批と改め、ヒシグと訓してあるが、批にもあれ、批にもあれヒシグ(拉)といふ意はない。又ヒシグといふ語も古い用例が見えぬから、字に従うてツカミウツと讀むべきであらう。

隨命既獻也——ミコトのママコトゴトクテマツラム

記傳には萬葉一七卷の天下須泥爾スデニオホヒテ降ル雪ノといふ歌を例としてステニと訓してあるが、語義上ステニとコトゴトクとは相通じて用ひることは出来ぬ。——**参照** ステニ

鎌海布之柄——メノカラヲカリ〔記傳〕

燧臼、燧杵——ヒキリウス、ヒキリキネ〔記傳〕

海蓴——コモ

和名抄海菜類中に海蓴は和名コモとある。

口大之尾翼鱸——クチオホノヲハタススキ

鱸はススキと訓註してある。口大は大口の轉倒らしいと宣長はいうたけれども、爲釣海人之といふ句につゞけて口多に言ひかけたものであるから、原文の通りクチオホと讀むべきである。——**参照** スズキ

打竹——サキタケ

記傳は拆竹の誤寫であると攷證した。

(高千穂傳説)

太子——ヒツギノミコ〔記傳〕

支加而——サンクハヘテ

記傳には紀に使配侍とあることを論據としてクマリクハへと訓してあるが、クマリもクハへも本来同語で、重ねて用ひる必要がないのみならず、配るべきものを示さずにクマリといふべき筈がない。宣長は「支をサシと訓むべき理あらむやは」というたが、支はササへ(サシ、アへ)とも訓むから、サシの假字に用ひたとしても不思議はない。使配侍は勿論クハへ(又はクマリ)サモラハシムであらう。

取持前事爲政——ミマヘノコトヲトリモチテ・マツリゴトセヨ

記傳には取持前事はマツリゴト(政)と同一事であるから、政をマツリゴトと訓めとあるが、ミマへのコトトリモチとマツリゴトとは語義上必しも同一ではなく、加之大雀皇子の例を引いてマナシタマへと訓めと説いたのは承服しかれる。マナシタマへの如き日常の語を漢文めかして爲政などと譯するは古事記には例のないことである。恐らくは「御前の事を管掌して祭政に任せよ」といふ意味を以てマツリゴトセヨ——マツリコチテヨと讀むは非——と訓するのであらう。

如拜吾前——ワガマヘヲイツクゴトク〔記傳〕

佐那縣——サナガタ

佐奈乃縣の如く特にノの假字を挿入した例もあるから、後世サナノアガタと稱へられたのであらうが、本初はサナアガタを約してサナガタ

記傳にはニを不用としてチヲキチヲキと訓ませているが、イツノといふ形容詞があるから、下のチヲキが動詞であつても、上のチヲキは名詞的に用ひられたもので、之にニを添へて副詞的とせれば文をなさぬ。例へば笑ヒ笑ウテとはいへるが大笑ヒ笑ウテとはいへぬから、必ず大笑ヒニ笑ウテと言ふのである。

於天浮橋

於はカラと訓むが、或は其上に脱字があるのであらうと思はれるが、今之を明にし得ぬ。

天降坐——アモリマセ

記傳には之を天孫の行動を叙するものとしてアモリマシキと訓したが上記の如く、までは天照大神の詔であるから、アモリマセであらねばならぬ。

二人——フタハシラ

フタリというても誤訓ではないが、フタリ、ミタリなどいふのは稍後に出來た語である。

取佩頭椎之大刀——カブツチノタチヲトリハキ

頭椎はクアツチと訓んでも差支はないが、其は音便で、原語はカブツチである。——カブツチ

於是詔之・此地者向・韓國眞來通笠沙之御前——ココニノリタマハク、コノトコロハ、カラクニニマキトホルカササノミサキニムカヒテ

古事記(上卷)

と發音したものと思はれる。——

參照 サナガタ

故爾詔天津日子番能邇邇藝命而

記傳に詔と而とは攪入であるから、之を省いて讀めとあるのは承服しかれる。前文天照大神及高木神の詔のつゞきで、先づ「鏡を御魂としていつき祭れ、思命は政を掌れ」と詔り給ひ、其次に數行の註釋の記事を隨て、故爾といひ起し、ニギギの命に天の石位を離れ……クシフル嶽に天降ませ」と詔があつたのである。此は前文の續き合ひ、並に以下の文意措辭を飭味すればよく判ることである。天の石位はなれ云々の句が高千穂降臨の實景を叙するものであるならば天忍日、天津久米二神が立御前而仕奉といふ句の次にあらねばならぬ。於是詔之此地者の前に降臨の記事が省かれて居るのは天神の詔の通りに行はれたからで、古傳説には此やうな例はめづらしくはない。其故に二神將の記事の終までを一段落とし、於是詔之此地者からは新章をなすものと解すべきである。

離天之石位——アメのイハクラヲハナレ

アマノイハクラと讀んでも妨はないが、其はアメの音便で、アマであらねばならぬ理由があるわけではない。離はハナレと訓むべきこと勿論である。紀の舊訓に離天磐座をオシハナチとしてあるが、其は次句の排二分天八重雲と同じく離が行爲を表示するものと解した爲で、運動の動詞と見てハナレと讀んでも少しも差支のないことである。宣長が此句を天照大神の詔とすればハナチと訓まねばならぬといふたのは不可解である。——

參照 アメノイハクラ

伊都能知和岐知和岐豆——イツノチワキニチワキテ

記傳は紀の記事に準據して詔之此地者の五字を笠沙之御前の下に移し、向を肉に改めて、ココニツジシノカラクニヲカササノミサキニマキトホリテ・ノリタマハク・ココハ……と訓したが、右の如きは解讀ではなく改作である。紀と所傳が異つて居るからといふて必しも誤寫であるとは限らぬ。文意がわからぬといふのは笠沙の岬を皇居の地と豫斷して讀むからで、此岬に對向する一地に宮殿を營造せられたと解すれば、此一行は極めて明白な記述である。

還到——カヘリイタリテ

記傳には還といふは日向に歸つたことになるが、これは伊勢に到いたことを云ふのであるから、還は罷の誤であらうと説いたけれども、本文の意は猿田毘古を送りつけた地から引かへしたといふことであらう。宣長がシマ(志摩)の速賢といふ語について之を伊勢海岸としたことには異存はないが、其處まで還りつたこと、解しても差支はない筈である。

諸魚——モロモロノナ

記傳にはモロモロのウツナドモと訓してあるが、ウツ(又はイチ)は外來語で、——語誌參照——ナの方が古語であるのみならず、次にコ(海鼠)不白とある一語の稱呼に對立させる爲にもナと訓む方がよい。又モロモロとある以上、ドモといふ複數接尾語をそへて讀むことは蛇足である。——

參照 ナ、ウツ

遇麗美人——ウツクシキヲトメニアヒタマヒテ

記傳にはカホヨキヲトメノアヘルニと訓してあるが、別に動かし難い根拠があるわけではないから、麗美人はタワヤメともクハシメとも(八

千矛神歌、又はウツクシキヲトメ——麗壯夫をウツクシキヲトメと訓せた例がある〔第二頁〕——とも訓み得る。但しノアヘルニと讀まればならぬとした記傳の主張は誤まつて居る。宣長が引用した古今集の歌に「志賀の山越に女ノ多くアヘリケルに」とあるのはアヘル(逢在)のアル(在)にかゝるが故にノといふ助語を用ひたので、「多くあひき」とあらば決して女ノとは言はなかつた筈である。今の場合もアヘルといふ繼續格を用ひねばならぬとすれば、ヲトメノといふべきであるが、古今集のは多くの女がつゞいて來たからアヘルといふたのであるが、こゝでは唯一人の少女に逢はれたのであるから其必要がない——ヲトメノアフとはいへぬからヲトメニアヒタマヒテとせねばならぬ。

我姉——アガイロネ

記傳にはアガアネと訓してあるが、誤訓ではないとしても後代の語である。アニ・アネは本來弟妹から兄弟をよぶ敬稱で、古語では第三者を叙述するに用ひた例はなく、語其ものにも兄妹の義は含まれて居らぬ〔第二頁〕。——**參照** イロネ

一宿爲婚——ヒトヨメシキ

記傳には爲婚をミトアタハスと訓してあるが、此語は本來女性が男性を迎ひ入れるときに用ひるもので、此場合には當て嵌らぬ。天皇の寵幸をメスとした例は雄略紀其他に多いから、こゝでもメシキと訓むべきである。

二竝——フタナラベテ

フタリナラベテとした記傳の訓は後世の語法である。神武天皇の卷のナナユクヲトメの例に倣うてフタナラベテと訓むべきである。

從婢——マカタチ〔記傳〕

玉器——タマモヒ〔記傳〕

婢——メヤツコ

マカタチと訓することは妨がないが、記傳にナミナと訓したのは理由のないことである。ナミナは屢々述べた通り、本來女性に對する敬語である。

含口唾入——クチニフクミテハキイレ

記傳には含口をクチニフフミと訓してあるが、フフミとフクミとは語源を異にし且自他の相違がある。——又唾をツバキイレとしたのも從はれぬ。ツバキはツ(口中の分泌物)吐キの意で唾液を吐くことであるが、こゝでは玉を吐き入れたのであるから、ツバキといふべき譯がない。——**參照** フフミ、ツバキ

瓊任著——タマノツケルマ

タマノツケナガラと讀むことは出來ぬ。ナガラはノ(助語)カラ(因)の轉呼で、古語ではないが、強ひて之を用ひんとせばタマツキナガラといふべきである。——語法要録參照——次の任入も同様にイレルママと訓むがよい。

思奇——クシトオモホシテ

奇をアヤシと讀むのは古語ではない。アヤの本義は「不祥」か、然らざれば「彌」である。

大一歎——オホキナルナゲキヒトツシタマヒキ〔記傳〕

石常堅不動坐(眞福寺本)——トキハカキハニユルギナクマセ

石を省いた本もあるが、トキハ(常磐)、カキハ(堅磐)と訓むべくは石がある方がよい。宣長が不動の二字も讀むべからずとしたのは、之をウゴカズとした眞淵の訓を雅ならずと考へた爲であらうが、古事記には無用の措辭は極めて稀であるから、ユルギナクマセと訓ませたのであらう。

各相三易佐知(欲)用、三度雖(乞)不(許)、然(遂)纒(得)三(相)易

此條は古事記にはめづらしい純漢文體である。古語の傳が絶えたのか又は後日の民讀で時の口語で傳へられて居た爲ではあるまいか。勿論字について讀ませるつもりでもなかつたらうが、奈良朝初期の人が之をどう讀んだかといふことを穿鑿するのは本書の目的ではないから、姑く記傳の訓に従うてよからう。但し纒をワツカニと訓むのは餘り後代めきて居るから、原語によつてハツカといふ方がよいやうである。

——**參照** サチ

釣魚都不得一魚——ナツラスニ・カツテヒトツモエタマハズ

〔記傳〕

釣——チ

宣長がチといふ語は有り得ぬから、ツリハリ又はハリと訓めというたのは妄斷で、釣をチと稱へたのみならず鳥を捕る綱をもモチというた(マチの轉であらう)。——**參照** チ

乞(徵)——コヒハタリキ〔記傳〕

魚鱗——イロコ〔記傳〕

聾夫——ミモコ(又はミムコ)

聾は字鏡にモコ、和名抄にムコとある。ムコも亦モコの音便である。記傳にキミといふ語をそへてミムコノキミとしたのは蛇足といはればならぬ。聾の君、嫁の君などいふのは後代の語つかひで、上古其やうにキミを用ひた例はない。敬語を添へる必要があるとするならばモコのミコといふべきである。——**參照** モコ、ムコ

罰三失釣——ウセニシチヲハタル

釣はチと訓むべきこと既に述べた通りである。

赤海鯽魚——アカダヒ

鯽魚はフナ(和名抄)で、海鯽魚は仲哀紀にもタヒ(和名抄チヌ)と訓せられて居るから、赤海鯽魚がアカダヒなることはいふまでもない。アカといふ語はチヌダヒ、クロダヒ等と區別せんが爲に、特に冠せられたのであるから、之を略して單にタヒと讀むのは意を盡さぬのみならず、口調が悪い。記傳は之が爲にタヒナモと訓したが、ナモといふ感動詞は此場合に用ひらるべきものではない。——語法要録參照。

於喉鯁——ノミトにノギアリ

ノド、ノムド(和名抄)はノミトの約濁である。鯁は和名抄にノギと訓してある。

下田——クボタ

クダタと訓んでも差支はないが、紀に洩田クボタとあり、窪田クボタといふ語は古來用ひられて居るから、之に従ふべきであらう。

掌水故——ミツヲシレバ〔記傳〕

攻戰者——セメギナバ

記傳にセメナバとあるが、セメ(迫りの意)を攻戰の意に用ひるのは後代の轉義である。正しくはセメキ(迫來)といふべきである。次の條下に迫來といふ字が用ひられて居ることによつても之を證し得る。

尋長——ヒロ・タケ

記傳に此二字をナガサと訓してあるが、次に一尋和邇とあるから、ヒロ、タケと訓むがよい。ヒロは最古の尺度である。〔參照〕ヒロ、タケ

如期——ウケビシゴト

記傳にはイヒシゴトと訓してあるが、期にイヒといふ意はない。〔參照〕ウケビ

稽首曰——ノミマヲサク

崇神紀に叩頭此云ノムと訓註してあるから、其に準じて稽首もノミと讀むべきである。ノミは伸身の義で、稽首も叩頭も其漢譯である。

産殿——ミウブヤ〔記傳〕

葺草——カヤ〔記傳〕

不忍御腹之急——ミハラのセクニタヘネバ

記傳にはミハラタヘガタクナリとある。

匍匐委地——ハヒモトホリ

紀の禊の條下に速吸名門とあるによつてハヤスヒナトと訓んでもよいが、由良ノト(應神卷)というた例もあるから、態々ノをナといひかへる必要もあるまい。

槁機——ハタサヲ

槁機は機稿の轉置で、ハタサヲ(槁)を意味するのであらう〔古俗誌〕。記傳に機を除いてサヲと訓したのは従はれぬ。

喚歸——ヨビヨセテ〔記傳〕

浪速之渡——ナニハのワタリ

紀に到難波之碕(會有潮太急)因名浪速(亦浪華、今謂難波)者訛とあるによつて記傳にはナミハヤと訓してあるが、縦ひ此所由傳説が信憑すべきものであるとしても尙、浪華、難波をナミハヤと讀むことは出来ぬから、昔からナニハと稱へたものとせればならぬ。

日下——クサカ

日はカでクに通じ、下はサカリの下畧でサカと訓むといふ説〔地名辭書〕は承服しかれる。孔舎衛の一戦に日に向つて進軍した爲、皇軍不利であつたといふ傳説にもとづいて此地を日下とかき、クサカと訓んだのはあるまいか。或はクサカ(草地)は太陽の直射を受けるものであるから、戯(サレ)て日下(ヒノシタ)と書いたのかも知れぬ。何人の發明かいつ頃から用ひ始められたか詳でないが、記紀編纂のころには一般に日下はクサカと訓むと了解せられて居たらしい。

賤奴——ヤツコ〔記傳〕

背負日一以撃期而——ヒヲセオヒテウタムトサダメテ

紀の舊訓に委地をモコヨアとしてあるが、モコヨアは「義子呼ぶ」で、助を求めるといふことであるから、委地(又は委地)にはあたならぬ。

因治(養其御子)之縁——ソノミコヲヒタシマツルコトニヨリテ
治養をヒタシと讀むべきことは記傳の攷證の通りである。因……縁をヨシニヨリテとした記傳の訓は聊か聞き苦しい。紀に……之縁也をコトノモトナリと訓してあるから、之に準じてコトニヨリテと訓すべきであらう。〔參照〕ヒタシ

阿加陀麻波 袁佐間比迦禮杼 斯良多麻能 岐美何余曾比斯
多布斗久阿理祚理

赤玉は緒さへ光れど白珠の君が装し貴くありけり

意岐都登理 加毛度久斯麻邇 和賀章泥斯 伊毛波和須禮士
余能許登基登邇

沖つ鳥鳴着く島にわが寝し妹はわすれじ世のことごと

【中 卷】

(神武)

土人——クニビト〔記傳〕

龜甲——カメノセ

カメのカワラと訓んでもよい。

速吸門——ハヤスヒノト

記傳にヒナオヒテコソウタメトチギリテとあるが、コソといふ助語は無用である。又チギリは後代の語であるのみならず、語義上此場合には當て嵌まらぬ〔第二頁參照〕。

熊髮——クマカミ

髪はカミ——ロトコノカミ(渠帥)のカミ——の假字である。こゝではクマ(族)の巨魁のことを意味する。紀にも熊野神邑とあるのである。——髮の字を讀み得ずして従山又は髯の誤寫としてヤマヨリ又はホノカニと訓したのは大なる誤である。〔參照〕クマ、クマカミ

高倉下——タカクラジ

紀に倉下此云ニクラジと訓註してある。

惑伏——ヲエコヤセル

惑伏は上に遠延而伏とあるにあたるものであるから、ヲエの義譯に惑の意を用ひたのであらう。〔參照〕ヲエ、コヤシ

不平坐良志——ヤクサミマスラシ

紀の古訓に不平又は不和をヤクサミとしてあるから姑く之に従ふ。但し場合によつてはナヤムと訓まればならぬこともある。〔參照〕ヤクサミ

旦——アサ

記傳にはツトメテと訓してあるが、ツトメテは韓語延(日出)から轉成した後代の語であるから、之をつかばぬ方がよい。

作(筌)——ヤナヲツクリテ

筌は和名抄にウへと訓してあるが、上代ウへとヤナとが判然區別せら

れて居たとは思はれず、紀には梁の字をあてヤナと訓註してあるから、其に従ふべきであらう。宣長は萬葉十一卷に「安太人の八名打渡」とあるによつて作をウチテと訓めというたが、此ウチは接頭語であるから、ヤナヲタスと稱へたものと思はれる。さりながら字によつてツクリと訓むことは毛頭差支がない。參照 ヤナ、ウヘ

贊持之子——ニヘモツコ

紀に菴菴として之をニヘモツと訓めと註してある。宣長が之の字に捉はれてニヘモツノコと訓したのは語法を解せざるものといはればならぬ。強て之の字を讀みたくばニヘモチノコといはねばならぬ。さりながら之は持が連體法に用ひられることを表識する助字であるから、之を省いて讀むのが通則で、ニヘモツコと訓むべきである。

石押分之子——イハオシワクコ

上記と同一の理由により、イハオシワクノコと訓むは不可とせねばならぬ。

國巢——クズ

字について讀めばクニスで、クズも其約濁であるかも知れぬが、クズと訓み慣はして居るから、之に従ふべきであらう。

欺陽仕奉——ツカヘマツラムトアザムキテ

陽は伴に通ずることは疑がないが、之によつてイツハリと讀むことは躊躇せねばならぬ。イツハリは古語ではないやうである。參照 イツハリ、アザムキ

握横刀之手上——ツルギのタガミトリシバリ

紀の五瀬命戦歿の條下に撫劔といふ字を此云ツルギノタガミトリシバリとあるに準ずべしとする記傳の説は當を得て居る。但し横刀は多くはタチと訓するから、こゝでもツルギの代りにタチといつても差支はない。

宇陀能多加紀爾 志藝和那波留 和賀麻都夜 志藝波佐夜良受

伊須久波斯 久治良佐夜流 古那美賀 那許波佐婆 多智曾婆

能 微能那那久袁 許紀志斐惠泥 宇波那理賀 那許波佐婆

伊知佐加紀 微能意富那久袁 許紀陀斐惠泥 壘壘 志夜胡志

夜 此者伊基能布會 阿阿 志夜胡志夜此者嘲啖者也

宇陀の 高城に 鳴良張る 我まつや 鳴は塞らず いすくは

し くぢら塞るこなきみか 看乞はさば たちそぼの 實の無

けくを こきしひゑね うはなりが 看乞はさば いちさかき

實の多けくを こきだひゑね エエ シヤコシヤ 此はいごの

ふぞ アア シヤコシヤ此はあざわらふ也

參照 コナミ、ウハナリ、タチソバ、イチサカキ、コキシ、コキダ、ヒエ、イゴノフ

忍坂大室——オサカのおホムロヤ

此室は次の神武天皇の御製にもムロヤと詠まれて居る。然るに宣長が土雲の居所であるから特にムロと訓めというたのは其意を得ぬ。御室の如くムロといふのはムロヤの省略で、こゝでも其意を以てムロと稱へても妨はないが、管(孔)の義に説きなさんとするのは無理である。

室といふ字をムロヤと讀む例は大國主のササノチの命訪問の條下にもあること其場合には記傳もムロヤと訓して居るのである。

意富佐加能 意富牟慮夜爾 比登佐波爾 岐伊理袁理 比登佐

波爾 伊理袁理登母 美都美都斯 久米能古賀 久夫都都伊

伊斯都都伊母知 宇知豆斯夜麻牟 美都美都斯 久米能古良賀

久夫都都伊 伊斯都都伊母知 伊麻宇多婆余良斯

大坂の 大むろやに 人多に 來入り居り 人多に 入り居り

とも みつみつし 久米の子が 株つつい 石つついもち 擊

ちてしやまむ みつみつし 久米の子らが くぶつつい 石つ

ついもち 今撃たばよろし

參照 ミツミツシ、クメ、クアツツイ、イシツツイ

美都美都斯 久米能古良賀 阿波布爾波 賀美良比登母登 會

泥賀母登 會泥米都那藝豆 宇知豆志夜麻牟

みつみつし 久米の子らが 粟生には 香葦一本 其根がもと

そねめつなきて 撃ちてしやまむ

參照 カミラ、ソネメツナギテ

美都美都斯 久米能古良賀 加岐母登爾 宇惠志波士加美 久

知比比久 和禮波和須禮士 宇知豆斯夜麻牟

みつみつし 久米の子らが 垣本に 植ゑし薑 口ひびく 我

は忘れし 撃ちてしやまむ

加牟加是能 伊勢能宇美能 意斐志邇 波比母登富呂布 志多
陀美能 伊波比母登富理 宇和豆志夜麻牟
神風の 伊勢の海の 大石に はひもとほろふ 細螺の い匂
ひもとほり、撃ちてしやまむ

參照 モトホリ
多多那米豆 伊那佐能夜麻能 許能麻用母 伊由岐麻毛良比
多多加閉婆 和禮波夜惠奴 志麻都登理 宇加比賀登母 伊麻

須氣爾許泥
楯並めて いなさの山の 木の間よも い行き守らひ 戦へば
我はや痿ぬ 島つとり 鶉養が伴 今助けに來ね

參照 イナサの山、シマツトリ、ワレハヤエヌ

天津瑞——アマツシルシ(記傳)

退撥不伏之人等(眞福寺本)——マツロハヌヒトヲオヒハラヒ
舊刊本に人の字を脱して不伏之等とあるのを記傳に之は人の誤とした
のは穿鑿が足らぬ。眞福寺の如く不伏之人等であらねばならぬ。又退

撥を記傳にはハラヒタヒラゲと訓したが、餘りに文字を離れ過ぎて居
るのみならず、こゝでは上に和平といふ字を用ひて居るから、更にタ
ヒラゲと讀むことは重複する。カヒハラヒといふ語の用例は神代卷大
國主の條下にも毎三河瀬 追撥とあるのである。參照 マツリ、マ
ツロヒ

白檀原宮治三天下也——カシハラノミヤにアメノシタシロシメ

シキ〔記傳〕

爲三大便之時——クソマルトキ

記傳にカハヤニルトキと訓してあるが、其のやうに迂遠にいひ廻ま
す必要がない。カハヤを表示するが爲には次句に爲三大便之溝流とい
ふ字が用ひられて居る。

自其爲三大便之溝流下——ソノカハヤノシタヨリ

カハヤ(厠)は決して川屋の意ではないが、こゝはクソマルミゾと訓
ませるつもりではなく、厠を意味するものと思はれるから、記傳の訓
に従ふ。

神御子——カムミコ

記傳に神御子をか、ハ、ミ、コと訓したのは神御子が一つの熟語であるこ
とに心づかなかつた爲であらう。イスケ依姫が神即ち大物主の子であ
ることは懸々「故是以謂神御子也」と断はらずとも、話のうちに明白
なことである。特にカムミコ(巫)というたのは此貴女が神に奉仕する
人であることを表示する爲とせねばならぬ。——參照カムミコ

遊行ニ於高佐士野——タカサジヌニイデアルクキ

大國主傳説中にも成三麗壯夫而出遊行とあるのをイデアルクキと訓し
た。こゝには出の字はないけれども遊に其意が含まれて居るから、右
に準じてイデアルクキと讀むべきである。記傳にはアソベルと訓して
あるが、其意ならば行の字は不要である。しかも大久米命の歌にも七
ユクナトメドモとあつて、散策中なることが明白であるから、此行を
省くことを許されぬのである。——參照アソビ

夜麻登能 多加佐志怒袁 那那由久 袁登賣杼母 多禮袁志摩

す、シコといふ語の本義には少しも陋といふ意は含まれて居らぬ。原文
の通りシゲシキと訓み、スガシキの轉呼と解すべきであらう。——參照
シゲシキ

庶兄——ママセ〔記傳〕

娶三其嫡后伊須氣余理比賣之時——ソノオホミムカヒメイスケ
ヨリヒメニアフトキ

嫡后を大キサキと稱ふべからざることは既に述べた通りである(第二三
二頁)。又娶を記傳にタハケと訓したのは、後世の道德觀に捉はれて古
義を没却せんとするもので、上代に於ては庶母を娶ることは決して不
正とせられなかつた。開化天皇も娶三庶母伊賀迦色許賣命一崇神天皇を
生まれたと明記してあり、宣長も此場合には娶をミアヒマシテと訓し
て居るのである。

佐章賀波用 久毛多知和多理 宇泥備夜麻 許能波佐夜藝奴

加是布加牟登須

狭井川よ雲立わたり畝傍山木の葉さやぎぬ風吹かむとす

宇泥備夜麻 比流波久毛登章 由布佐禮婆 加是布加牟登會

許能波佐夜牙流

畝傍山畫は雲とゐ夕されば風吹かむとそ木の葉さやげる

小子部——ワカコベ

加牟

大和の 高佐士野を 七行く少女ども 誰をし求かむ

加都賀都母 伊夜佐岐陀豆流 延袁斯麻加牟

かつかつも いや先立てる えをしまかむ

參照 カツカツモ

黥利目——サケルトメ

黥は通例メサキ(目割)といふ語に充てられるのであるが、こゝには次
にトメ(銳目の意)といふ語があるから、メを略してサケルトと讀むので
あらう、次の歌にもナドサケルトメとある。

阿米都都 知杼理麻斯登登 那杼佐祢流斗米

あめつつ 千鳥ま巫鳥 などさける銳目

參照 アメツツ、シトト、チドリマシトド

袁登賣爾 多陀爾阿波牟登 和加佐祢流斗米

少女に 直に逢はむと 我がさける銳目

阿斯波良能 志祢志岐袁夜邇 須賀多多美 伊夜佐夜斯岐豆

和賀布多理泥斯

葦原のしげしき小屋に菅疊いやさ敷きて我が二人ねし

志の字一本に去とあるので、宣長は其に従うてシゲコキと訓み、シコ
(醜)を延ばしたのであるといふが、其は無理な延言であるのみなら

和名抄に越中國婦負郡の小子郷は知比佐古と訓してあるが、チヒサは
古語ではない。小子の字の意とすればワカコベと訓むべきである。釋
紀にはチコベと訓してあるが、チコは耳なれぬ語である。——參照ワ
カコベ、チコベ、チイサコベ

雀部——ササキベ〔記傳〕

凡此神倭伊波禮毘古天皇御年壹伯參拾漆歲
記傳は凡をスベテと訓し(國土生成條下に於ても同断)、總括の意と解
して居るが、凡は記、紀、萬葉によるにオホ又はオホシの假字に用ひら
れることを例とするから、こゝもオホシと訓み、概畧を意味するので
はあるまいか。二神生成の鳥々の精數の知り難きことは勿論、天皇の
御齡(仲哀天皇の御齡にも凡の字が用ひられて居る)、御子の數(景行
記)などは確實を期し得ぬ場合もあり得るのである。オホシはオホソ
と轉じ、口語ではオホヨソと稱へられる。

茨田——マンダ

茨は借字で、芒田の字音である。芒は茨と同義、原音 mang である
から、マンともマダ(又はウマダ)ともマウとも稱へたのである。——
馬來田、粟陀は茨田と同語である。——參照マンダ、ウマダ

(安寧)

片鹽浮穴宮——カタシハのウキアナの宮

鹽の訓はシホであるが、シハと韻通であるから假りて用ひられたので
あらう。——參照カタシハのウキアナの宮

殿延——トノハエ

真福寺本に殿は「波御本」と旁註してある。即ち御本には波延とあるといふことであらう。紀にも此人を葉江と記して居るのであるが、尙波延又は般延の誤寫と断定することは出来ぬ。トノハハといふ語もあり得るのである。——**參照** トノハハ

(孝安)

諸進命——モロスミの命

紀に諸隅といふ字をあてたのと同義異字であらう。記傳には字についてモロスミと訓して居るが、意をなさぬから、尙眞淵に従うてモロスミと訓むべきである。ススミの原語がスミなるべきことはいふまでもない。

(孝元)

内。色許男——ウツシコラ

内はウチと讀むべきであるが、此人の名は舊事記には饗色雄とあるから、ウツシコラであらねばならぬ。内はウツの假字に用ひられたのであらう。ウチ、ウツ相通の例は少くはない。

伊。迦。賀。色。許。賣。〔真福寺本〕——イカガシコメ

開化天皇の卷には伊賀迦とある。記傳は之によつてイカガと訓み、上の音を濁る例として雄畧記の「由布比能比賀氣流美夜」といふ歌詠を引用して居るが、其はヒカゲルと清音に讀むべきものであるから例にならぬ。五十鈴をイブスと訓した例のない所を見ると、迦賀いづれが上にあつても古はイカカといひ、音便によつてイカガと發音したものであると思はれる。

建猪心命——タケキコリの命

心がコリの假字に用ひられた例は神代記の田心姫等がある。タケキココロと訓しては意をなさぬ。——**參照** スクナビコ、タケキコリの命 建内宿禰——タケウチノスクネ

タケウチスクネと訓むのは誤である。——**參照** タケウチノスクネ、ウマシウチノスクネ、ウチノアツ

江沼財臣——エヌノタカラのオミ

姓氏錄に江沼臣とあるので、財は間の誤とし、エヌマと訓した延佳、宣長説には同意しかれる。此氏は欽明紀に江沼臣とあり、エヌマではない。原字の通り訓むべきである。——**參照** エヌ、エヌのタカラの臣

(開化)

日子坐王——ヒコイマスのミコ

真福寺を始め諸本に日坐王とあるが、紀に彦坐王、姓氏錄に彦今養命とあるによつて子を脱したものとする延佳、宣長説に従ふべきである。王は後代オホキミといふ語にあてられることを例としたが、記には常にミコの假字に用ひられたことは記傳の攷證に詳である。但し此皇子を以て最初とする。

建豊波豆羅和氣——タケトヨハツラワケ

延佳は和氣の次に王の字を補ひ、宣長も之に賛成したが、ワケは尊稱であるから、必しも王又は命といふ語を添へることを必要とせぬ。

鷓比賣——ワシヒメ

鷓は和名抄にハシタカと訓してあるが、こゝではワシと訓むべきこと

記傳の説の通りである。ワシの原語はハシタカのハシと同じく嘴の意である。

水之種眞若王〔真福寺本〕——ミツノホマワカノミコ

記傳には之穂は轉置であるとしてミツホノマワカと訓したが、生母が水依比賣と呼ばれる所を見るとミツは息長河の御津といふ地名で、御名はホ(秀)のマワカであるかも知れぬから、輕率に改竄することは出来ぬ。妹女王の名は水穂五百依姫には之の字がないから、ミツホのイホヨリヒメと稱へられたのであらう。——**參照** ミツノホのマワカの王、ミツホのイホヨリヒメ

郎女——イラツメ

景行紀に郎姫をイラツメと訓註してある。郎にイラといふ義も訓もないから、ラの假字にあてられたのであらう。但し支那に郎君などいふ熟字があり、娘といふ字があるので、其意味をきかされたものであることは勿論である。——**參照** イラツメ、イロセ

三野國之本巢國造——ミヌノクニノモトスのクニミヤツコ

記傳には之を造の誤として三野國造、本巢國造の二家であると攷證したが、本巢國造は國造本紀にも他の書にも見えぬから、やはり字の通り讀んで、三野國前國造を三野國之本巢國造とも稱へたと解する方が穩當であらう。宣長は其場合の書例には國之の二字がないといつて常陸仲國造等を證としたが、本巢が尙地名とならぬ以前の稱呼とすれば國之の二字があつて然るべきである。——**參照** ミヌのモトス

丹波阿治佐波毗賣〔真福寺本〕

母泥阿治佐波毗賣〔記傳〕

ワニのアヂサハヒメ

(崇神)

役病——エヤミ

役は疫に通ずる。和名抄に疫はエヤミと訓してある。

人民——ヒトクサ

記傳にオホミタカラと訓したのは後代の思想を以て上古を律しようとするものである。崇神天皇の頃には天下の人民は必しも盡くオホミタカラではなかつた。其故に神代の卷にも人草、蒼人草などいふ語を用ひてオホミタカラとした例がないのである。——**參照** ヒトクサ、オホミタカラ

驛使——ハセツカヒ

驛使は字に従へばウマツカヒであるが、驛馬は早馬といふ意を以てハエマ(又はハイマ)と稱へたので、紀には之をハイマと訓し、記傳にはハエマツカヒと訓んだが、驛馬、傳馬のおかれたのは孝徳天皇の大化

二年のことで、其よりも數百年前に此制度が存した筈はなく、従つて其語もあり得ざる理である。假に驛馬は借字で、早馬の意であるとしても、馬が輸入せられたのは應神、仁徳の頃であらうといはれて居るから、其以前に早馬の使があつたと断定することは不可能である。——次に大彦命が馬を返したとあるのは文飾に過ぎぬ。——古語では急使をハセツカヒといひ、之に従事するものを(稍降つての世の事であらうが)ハセツカヒ(丈部)と稱へ、天ハセツカヒなどいふ語も用ひられて居るから、此驛使も亦ハセツカヒの義譯と見るべきである。——

役氣——エノケ

役は上記の如く疫に通ずる。記傳には之をカミノケと訓したが、カミノケといふ語を表示する爲には、同じ條下に神氣といふ字が用ひられて居るから、役氣はエノケと訓ませるつもりで充てられたものと思はれる。

其容姿端正——ソノカホキラキラシ

記傳にはソノカホヨカリキと訓してあるが、ソノカホキラキラシと訓む方がよいやうである。——挿話であるから過去格を用ひぬのが例である。記傳にも此以外に皆現在格を以て訓してある。

是有三壯夫——ココニヲトコアリ

記傳は延佳本及釋記によつて壯夫を神壯夫と改め、カミヲトコと訓したが、男神の義ならばナカミ又はヒコカミといふべきで、カミヲトコといふ語はあり得ぬ。

形姿威儀——カホスガタ〔記傳〕

カホは顔面の義であるが、上記の如く容姿の意にも轉用せられた。萬葉集には光儀と書いてスガタと訓した例が多いから、この威儀も其と同一表現と見るべきである。

共婚共住之間

記傳には此六字をスメルホドニと訓した。タグヒテスメルホドニと訓むのかも知れぬ。

未經幾時——イクダモアラズ

記傳に萬葉の語つかひに倣うてイクダモアラバと訓したのは其意を得ぬ。こゝはアラネ——バは語勢を強める助語である(語法要録參照)——といふ反語的表示を用ひるべき場合でないから、イクダモアラズといはればならぬ。

赤土——ソボニ

記傳にはハニと記してあるが、こゝは着色を目的とするのであるから眞淵説の如くソボニ(染土)と讀むべきである。——參照ソボニ

閉蘇紡麻——ヘソノヲ

チ(緒)は麻を紡いで作るものであるから、紡麻の二字をチの假字と見るべきである。ヘソチと訓んでもよいが、尙ヘソノチを可とする。

神君——ミワノキミ

ミワの原義は陵廟であるが、轉じて神居の意に用ひられ、更に轉じて或る特別の場合に限り、神の代名詞に用ひられたのである。——參照ミソ

古波夜 美麻紀伊理昆古波夜 美麻紀伊理昆古波夜 意能賀袁

袁 奴須美斯勢牟登 斯理都斗用 伊由岐多賀比 麻幣都斗用 伊由岐多賀比 宇迦迦波久斯良爾登 美麻紀伊理昆古波夜 此はや 御眞木入日子はや 御眞木入日子はや おのが長を 盗み弑せむと 後つとよ い行きたがひ 前つとよ い行きたがひ 窺はくしらにと 御眞木入日子はや 袁の字舊刊本及眞福寺には素とあるが、記傳の訂正が當を得て居る。——參照ウカカハシクシラニト

大毘古命思怪返馬

此文からいへば大彦命が馬に乗つて居られたとせねばならぬが、當時乗馬が使用せられたかは頗る疑問で、——有り得ざることではないが——景行天皇、建内宿禰、倭建命、仲哀天皇、神功皇后の遠征にも騎馬のことは少しも見えぬのである。其故に此の返馬は寧ろ文飾と見るべきであらう。

答曰吾勿言、唯爲詠歌一耳、即不見其所如而忽失——アハイハズ・タダウタヲコソウタヒツレトコタヘテ・ユクヘモミエズ・タチマチウセヌ〔記傳〕 我之庶兄——アガママセ

記傳に我を汝の誤としたのは論據が薄弱である。原文の儘で解釋を試みればならぬ。——參照タケハニヤスの王 乞云其庸人先忌矢可彈爾——ソナタノヒトマヅイミヤヲハナテトコヒケレバ

其廂は記傳の訓に従うてソナタ(其方)と讀むべきである。軍防令勅狀の條下に左右廂を録せとあるのを、義解には左右廂猶左右方也と註してある。唐制馬檻の左右廂から出た語である。忌矢を記傳にイハヒヤと訓したのは従はれぬ。忌矢は祀ふ爲に据ゑるへであるから、イハヒヤといふが、忌矢は忌服屋、忌銀、忌斧などと同じく、イミ即ち清淨な神物を意味するのであるから、イハヒとはいひ得られぬ。イミとイハヒとは語原は同一であるが、語義に差があるから區別して用ひねばならぬ。記傳には又コフママニと訓してあるが、コヒケレバと讀む方がよい。——參照イミヤ

皆被_レ迫窘而屎出——ミナセメラエ、クルシミテクソイデ

記傳は辛苦、困厄、劬勞に對する紀の訓に倣うて窘をタシナミテと訓したが、タシナミはトシ(年穀)無ミ即ち窮乏の意であるから、此場合に當らぬ。クルシミテと訓むべきであらう。

自東方所遣

記傳には所遣をマケシと訓してあるが、マケには遣の意はない。——其引用した例も皆あたらぬ——ツカハサエシと訓むのであらう。遠き境にツカハサエマカリイマセ(萬五)など用ひた例もあるのである。

男弓端之調、女手末之調——ヲノコノユハズノミツギ、メノコノタナスエノミツギ

男女を記傳にはナトコ、ナミナと訓して居るが、此兩語は對立せぬ。ナトコに對してはナトメ、ナミナに對してはナグナといはねばならぬ。加之ナトコ(壯夫)には限らぬことであり、又ナミナ(ナは敬稱)といふ敬語を用ひるべき場合ではない。ナノコ、メノコといふべきである。

酒折池——サカヲリの池

或はサコリの池と稱へたのかも知れぬ。

所^レ知^三初國^二之御眞木天皇——ハツクニシラセルミマキのスメラミコト

記傳には舊訓によつてシラシシと過去格を用ひて居るが、語格及用字例上シラセルであらねばならぬ。

(垂仁)

沼帯別——ヌマタラシワケ

記傳にはヌマタラシワケと訓してあるが、御母の名ヌバタ(ヌマタ)を繼承せられたもの、やうであるから、ヌマタラシワケと讀む方がよい。

一丈二寸——ヒトツエマリフタキ

四尺一寸——ヨサカマリヒトキ

丈、尺、寸は支那傳來の尺度の名である。古語では之をツエ、サカ、キと稱へた。

横刀壹阡口——タチチヂ

壹阡口は千個と同義であるから、チヂとした記傳の訓に従ふべきである(語法要録參照)。

子代——ミコシロ

御の字はないが皇子に因んで設定せられるものであるから、ミコシロと訓むべきである。武烈記には御子代とある。眞福寺本に因^レ无^レ子而伊爲子代とある伊は御の草字の誤寫で、爲と倒置せられたのである。

るまいか。——參照 ミコシロ

定^三伊部^一(眞福寺本)

記傳には伊登志別王の子代であるからイトシベであらねばならぬというて登志の二字を補ひ、其證として安閑紀の婀娜國膽年部屯倉を引いたが、其屯倉とは關係がないのみならず、此皇子の名は紀には膽武別命とあつて、射銳又は射猛の意であるから、之に因んで射部が設けられたといふことも極めて有り得ることである。伊部部、伊登部と改記したのもあるが論ずるに足らぬ。

敦愛^レ夫與^レ兄歟、答曰愛^レ兄

記傳にはヲトイロ、セトイツレカハシキ、イロセソハシキと訓し「愛はウツクシキ又はウルハシキと訓むもあしからず」と説いて居るが、若し其意を以てハシと讀んだのであるとすれば誤解である。此愛は美醜佳否の別をいふのではなく、愛惜を意味する。換言すれば夫と兄とはどちらが大切かといふ間に對し、兄が大切であると答へられたものとせねばならぬ。上代の制度に於ては兄と夫とは氏族を異にしたから、氏族間に争が起つた場合には問題の婦人は兄につくを至當としたのであるが、伉儷の情から其を忍び得ぬ場合もあつたのであらう。佐保姫は此苦境に置かれたので、愛情からいへば今も昔も、兄と夫とは比較になるべきものではない。其故にこゝでは愛はナシ(惜)の意としてヲトセトイヅレカハシキ・イロセソハシキ(又はイロセソハシキ)と訓むべきである。

枕^三其^レ后^一之御膝——ソノオホミメノヒザヲマキテ

后をキサキと訓み得ぬことは既に述べた通りである(第一頁)。記傳

には枕をマクラキと讀んで居るが、マクラはマク(卷)に接尾語ラがついて出來た語で、マク物の稱呼であるから、萬葉集にはマクラカムの如く活用した例もあるけれども、古語ではない。單にマキテと讀むべきである。

暴風零來——ハヤサメフリキテ [記傳]

落溢^三於^レ御面^一——ミオモノオチハフリキ

記傳には溢をナガレと訓み、紀の舊訓には流涕從^レ袖溢之とある溢をモリと點してあるが、いづれも適當ではない。近代の語でも涙はハフリ落ツルといふのである。溢をアフルと訓むのは此ハフリの訛である。

參照 ハフリ

纏繞^三我頸^一——アガミクビヲマケリ

記傳にはミクビニナモマトヘリと訓してあるが、ナモの此用法は萬葉にも例のないことであるから、古語にあらざることとは勿論である——語法要録參照。

是不^レ勝^三面問^一——ココニオモドヒニタヘズテ

記傳にはカクトフニハエ、オモカテズテナモと訓してある。意味は其通りであるが、餘りに字から離れ過ぎて居る。縦ひ宣長説のやうに勝面が面勝の轉倒であるとしても、問の上には是の字を移すか、若くは「於」といふ字を挿入せれば記傳の訓のやうには讀み得られぬ。舊訓のマノアタリトフニタヘズが後代めいて居るとならばオモドヒと讀めばよい。用例はないが有り得べき語づかひである。

詭^レ妾曰——ア(レ)ニアトラヘツラク

古事記(中卷)

殆——ホトホトニ

記傳にはアトラヘケラクとして其結びをアレニサツケツと訓してあるが、其では時格が相應せぬからいづれか一方を直さればならぬ。案ずるに引用語句のことであるから現在格を用ひるが至當で、アトラヘツラクと讀むのであらう(語法要録參照)。

不^レ得^レ忍^三其^レ兄^一——ソノイロセヲエズテ

不^レ忍^三其^レ后^一懷妊及愛重至^三于^二三年^一——ソノオホミメノハラミタ

マヒ・マタイトホシミタマフコトミトセニナリヌルヲステカ

ネテ

不^レ得^レ忍^三愛^レ其^レ后^一——カナシキノオホミメヲエズテ

この文は宣長説の如く漢意、漢文であるから、字について讀むことは出來ぬが、(一)の不得忍をオモホシカネテ、(二)(三)の不忍又は不得忍をイトカナシトオモホセリと二様に讀みわけた記傳の訓には同意しかねる。この忍は史記に范增曰君王爲^レ人^レ不忍とある忍と同義で、思ひ憫ぶの意ではなく、俗語でいへば「氣が強い」「棄て、置く」といふことであるから、三者共にステと訓めばよいやうである。

故^レ廻^三其^レ軍^一不^レ急^三攻^レ迫^一

記傳には廻をヤストラハシメ、急をスムヤカニと點してある。廻はカヘシと訓してもよい。

掠取——カスビトリ

記傳にはカソヒトリと訓してある(紀の舊訓にも捉はカソフとある)が其は音便で、カスビを正しとする。——**参照** カスビ

御衣易破

易の字記傳には且の誤であらうとあるが、漢文體に草した句であるから、ヤスクヤブレと訓ませるつもりであつたかも知れぬ。

凡子名必母名

必母名の三字を記傳にはカナラズハハナモツクルと訓してある。漢文體であるからどう讀んでもよいが、カナラズは上代語ではなく、ナモは續紀以後の慣用語なることを忘れてはならぬ。純國語を以て讀むとすれば恐らくはハハコツツクベケレといふのであらう。

取御母——ミオモヲトリ

母は借字で御乳である。——**参照** オモ

小佩——ヲヒモ

佩はオビであるが、衿と同義に用ひられたのであらう。——**参照** ヒモ

公民——オホミタカラ〔記傳〕

鵠之音——タヅガネ

鵠はククヒであるが、此場合はタヅにあてられたのであるといふ記傳の攷證は當を得て居る。雅澄は鵠と鶴とは上代同一物を意味したと説いた〔萬葉集古義〕。

亦見其鳥者於思物言而、如思爾勿言事——マタ其鳥ヲ

長が老の誤としたのは考の至らぬものといはればならぬ。——**参照** ヤマトハシキトミ・トヨアサクラ・アケタツの王

唯木戸是掖月之吉戸——タダキト(紀門)コソワキトノヨキト

月の字は戸(記傳)、又は門(田中校訂本)の誤とする説がある。若し然りとせばワキトと訓み、旁門の義とすべきであらう。是はソと讀んでもよいが、コソを可とする。

石碕之會宮——イハクマのソのミヤ

眞福寺には碕とあるが、記傳には碕と改め、垺に通ずとした。

肥長比賣——ヒのナガヒメ

ヒナガと訓むは不可、ヒは地名である。——**参照** ヒノナガヒメ

隣里——チカキクニ〔記傳〕

取懸三樹枝而欲死、故號其地謂懸木

記傳には延佳の説に従うて懸をサガリと訓した。

登岐士玖能迦玖能木實——トキジクのカグのミ

記傳には木實をコノミと訓してあるが、カグは香木の意であるから、更に木の實というては重複する。木實の二字を併せてミと訓むべきである。紀にも非時香果とかいてトキシクのカグノミと訓註してある。

縵八縵、矛八矛——カケヤカケ、ホコヤホコ〔記傳〕

叫哭——オラビナキ

記傳にはサケビオラビと訓してある。意は通ずるが、紀の舊訓に倣うてオラビナキとする方がよいやうである。

見バ物言ハムトオモホシシニ・オモホセルゴトイヒタマフコトナカリキ

此句眞福寺本外諸本區々であるが、記傳の攷證が當を得て居るやうである。但し上の句をオモホシテと訓したのは於を省き而を讀んだ爲であらうが、寧ろ而を省き(其例は少くはない)、於をニと讀むべきであらうと思ふ。

覺于御夢曰——オホミユメニサトシタマハク〔記傳〕

食ト——ウラニアヘリ〔記傳〕

住是鷺巢池之樹鷺乎——コノサギスノイケノキニスムサギヲヲはヨに通ずる古語である。記傳にはヤと訓してあるが、乎は多くの場合カ又はナの假字に用ひ、ヤに充てた例は少いから、ナと訓む方がよい。

如此詔之時字氣比其鷺墮地死

記傳には此字氣比を攪入として省いて讀んだが、其では詔に従うて鷺が落ちたやうに聞えるから、曙立王が救をうけて誓をせられたものと解してケウビニヨリと訓むのであらう。次に又詔之字氣比活爾者更活とあるのは、ウケビニヨリを畧したので、正しい省語法である。——**参照** ウケビ

倭者師木登美、豊朝倉曙立王——ヤマトハシキトミ・トヨアサクラ・アケタツのミコ

倭者師木登美はトヨ(豊)をいはんが爲の序で、倭ハ彼々茅原淡海ハ水滄國の如く他にも例のある語法である。眞淵が者を彦の誤寫とし、宣

定三石稅作——(眞福寺本)

稅の字諸本に祝とある。記傳には師説に従うて祝を棺の誤とし、イシキツクリと訓してあるが、定とあるからには一時的ではなく、永久的に設定せられたものであらねばならぬにも拘はらず、地名にも姓氏にも此語が一つも残つて居らぬのは奇とすべきである。之に反してイシツクリといふ地名は攝津、播磨、美濃、尾張等に存し、石作連、石作首、石作大連等の姓が風土記、姓氏錄等に見えるから、石稅作は或は石作部の誤寫か、又は稅作の二字を以てツクリと訓む理由があるのであるまいか。姑く疑を存する。

(景行)

妾——ミメ

妾といふ字には敬意は含まれて居らぬが、天皇の妃妾を指稱する場合にはミ(御)を添へて讀むべきであらう。

沼代郎女——ヌシロのイラツメ

記傳に紀の傳尉斗の皇女に倣うて沼代をヌシロと訓したが、ヌシシは布忍とも書き、ヌノオシの約であるらしく、ヌシロの下畧とは思はれぬから、沼代をヌシロと訓まればならぬとする理由にならぬ。恐らくはヌシリといふ地名の音便であらう。——**参照** ヌシロの郎女

香余理比賣——カガヨリヒメ

此姫御子は紀の麩依姫にあたるので、記傳に香をカゴと訓した。麩坂王を香坂といた例もあるから、一應尤ではあるが、其は語義が鹿兒坂であるが故で、こゝは鹿兒依姫ではなく、燿依姫の意であるから、原音に従うてカガと讀み、カゴ(麩)を其音便とすべきである。

伊那毘能若郎女——イナビのワカイラツメ

記傳には宇遲の和紀郎子を例としてワキと訓してあるが、其は必ずワキと稱へばならぬ理由があつたから、特に和紀と假字書したので、若(稚)の古訓が常にワキであることを證するものではない。眞若王をマツキのミコとは讀まぬが如く、普通はワカというたのであるから、こゝもワカイラツメとして然るべきである。正しい呼稱はワケのイラツメであつたことは語誌に述べた通りである。

恒令下經^ニ長眼^ニ亦勿^レ婚而惣^上也——ツネニナガメヘ・マタメサズ

テナヤマシメタマヒキ

惣は記傳に惣とあるが、既述の通り惱の變體である。記傳には眼の下で句讀を切り、ナガメヲヘシメと訓してあるけれども、續けて讀む方がよいやうである。

東之淡水門——ヒガシのアハのミナト

東をアツマと訓するは誤である。——^{參照}アツマ

朝署——アサケ

署は曙の畧字、アサアケの意(記傳)。

御髮結額——ミカミヲヌカニユハセリ

額を記傳にはヒタヒと訓してあるが、ヒタヒの原義は梳ること、景行天皇のころ既に額の意に轉用せられて居たといふ證據がないから、ヌカといふ古語を用ひる方がよい。——^{參照}ヒタヒ、ヌカ

言^ニ動爲^ニ御室樂——ニヒムロのウタゲセムとイヒドヨミテ

ヒテシ又ユハヒテシと訓むのであらう。

赤橋——イチヒ

用明紀に赤橋此云伊知毘」と訓註してある。

詐刀——キタチ

詐刀の意を表示する特別の古語があつたのかも知れぬが今之を詳にせぬ。崇神紀の本文に相當する挿話には木刀とかいてキタチと訓してあるから姑く之に従ふ。宣長は仁徳天皇の御製「山代賣能許久波母知」とあるを例として木鐙をコクハといふやうに、木刀もコタチと訓まればならぬといふたが、右の歌は「山城女の子、鉄もち」と讀むべきものであるから例にはならぬ(其項下參照)。詐刀といふ字は一章中三ヶ所に用ひてある。記傳には第一の以赤橋作詐刀とある場合のみは單にタチと訓してあるが、之も同様にイチヒモテキダチをツクリと讀む方がよい。

夜都米佐須 伊豆毛多禰流賀 波禰流多知 都豆良佐波麻岐

佐味那志爾阿波禮

やつめさす出雲健が佩ける太刀黒葛多卷きさ身なしにあはれ

^{參照} ヤツメサス、ツヅラ

頻——シキテ(記傳)

シキリニはシキから導いた動詞シキリ(シキ、アリ)に助語ニを添へたもので、同義ではあるが稍、後代の語である。

不^レ賜^ニ軍衆

古事記(中卷)

記傳に御の字は新の誤寫であらねばならぬと攷證して右の如く訓してある。或はミムロノアソビと訓むのかも知れぬ。

臨^ニ其酣時——ソノマナカノトキヲミテ

酣はタケナハと訓むのが普通であるが、古語とは思はれぬ。こゝではマナカと訓むがよい。臨も亦記傳の如くイタリテと訓するよりもミテといふ方が字義に適すると思ふ。——^{參照}タケナハ

衣衿——コロモのヒモ

宣長は衿を衿と同一視し、和名抄及字鏡によつてクビと訓したが、和名抄腰帶類中に衿は小帶也ヒキオビとあることを無視したもののやうである。衣のクビを擱むといふことも勿論あり得るが、こゝは衿の字が用ひてあるのだから、クビとは讀めぬ。和名抄に従つてヒキオビと訓してもよいが、尙ヒモと稱へたものと思はれる。——^{參照}ヒモ

取^ニ其背^ニ皮^ニ劍自^レ尻刺通

皮は以の誤寫であらう(眞淵)。

如^ニ熟瓜——ホヅチのゴト

和名抄に熟瓜は和名ホヅチ、或説極熟蒂落之義也とある。

結友——トモユヒタマフ

眞淵がトモカキトシタマフと訓したのを宣長は古雅に非ずとしてサルハシミタマフと改めたが、サルハシといふ語も亦屢述べたやうに古語ではない。結はユヒともムスビともいひ、トモユヒといふ語はあり得る——此意味のユヒは今も田植の加勢をいふに用ひられて居る。——萬葉集一六卷の「同じ心と結而爲トモヤ違はむ」とある結而爲も亦ユ

傳説には明言せられて居らぬけれども、大伴武日連(紀)、御鋤友耳建日子(記)等を差添へられたとあるのは軍旅を附屬したことを意味する(兩人共に武將である)。然るに倭建命が嫉妬比賣命に不^レ賜^ニ軍衆と泣言といはれたとあるのは甚だ合點が行かぬ。不の字は後人が賢しらに加へたか、若くは古事記の筆者の文飾であらう。こゝは漢文體に記述せられたものであるから、古傳説のまゝとは思はれぬ。

故於^レ今謂^ニ燒遣——(眞福寺本には燒遣とある)

紀に日本武尊初至駿河國……悉焚^ニ其賊衆^ニ而滅^ニ之^ニ故號^ニ其處^ニ曰^ニ燒津とある。宣長は此文によつて「故の下に「其地者」の三字を補ひ、燒遣にヤイツといふ訓を與へたが、屢いふ通り、字句の改竄は最も慎まねばならぬこと、此地者」は三字を加へると燒遣又は燒遣は必然地名であらねばならぬが、原文の儘ならば他の意味にも解釋することが出来る。向火を焚いて火勢を殺ぐことは山火事の場合には往々行はれたこと、之をヤキノギというたものと思はれる。恐らくは遣又は遣は上に燒退還出とあるによれば退の誤寫であらう。紀の傳承は之を燒津といふ地名に結びつけたもので、其故に特に駿河國のこと、斷はつてあるのであるが、古事記には之を相模國での出來事として燒津とは沒交渉に物語られて居る。然るに強て之を紀の所傳に合はせる爲に、改作を加へたのみならず、駿河の燒津邊まで古の相模の中であつたかのやうに説きなしたのは甚しい憶斷といはねばならぬ。

廻船——ミフネモトホリ

記傳にはミフネタユタヒとあるが、タユタヒはユタ(裕)から導かれた用言で踟躕の意である。こゝは寧ろ逆轉を意味するものであるから。モトホリと訓む方がよい。

佐泥佐斯 佐賀牟能袁怒邇 毛由流肥能 本那迦邇多知豆 斗
比斯岐美波母

さ根さし相模の小野に燃ゆる火のほなかに立ちて問ひし君はも
【参照】 サネサシ、モユルヒノホナカ
蒜——ニラ

記傳にはヒルと訓してあり、應神天皇の御製にも「野ヒル摘みにヒル
摘みに」と用ひられた例があるが、ヒルは明に韓語であるから、差支
のない限りニラと訓む方がよい。——【参照】 ニラ、ヒル
三歎

宣長はネモコロニナゲカシテと訓したが、ネモコロは懇切といふ意は
あつても、ツク／＼といふことではない。三タビと數を限ることが面
白くないとならば單にナゲカシテともイキツカシテとも訓めばよい。
さりながらこゝは漢意を以てかゝれた文章で、古語の口傳へではない
から、三タビナゲカシテといつても差支はあるまい。

邇比婆理 都久波袁須疑豆 伊久用加泥都流
新はり 筑波を過ぎて 幾夜か寝つる

【参照】 ニヒハリ、ツクバ

迦賀那倍豆 用邇波許許能用 比邇波登袁加袁
かかなへて 夜には九夜 日には十日を

【参照】 カカナヘテ

たに 我が着せる おすひの裾に 月立たなむよ

【参照】 タカヒカル、ヤスミシシ、アラタマノ、ウベナウベナ

徒手——ムナデ〔記傳〕

袁波理邇 多陀邇牟迦幣流 袁都能佐岐那流 比登都麻都 阿

勢袁 比登都麻都 比登邇阿理勢婆 多知波氣麻斯袁 岐奴岐

勢麻斯袁 比登都麻都 阿勢袁

尾張に 直に向へる 尾津の崎なる ひとつ松 アセヲ 一つ

松 人にありせば 太刀佩けましを 衣着せましを ひとつ松

アセヲ

【参照】 アセテ

吾足如三重勾而甚疲

如三重勾而はミヘノゴトマガリテと訓すべきで、三重の勾ナシテと

訓み、マガリ餅の義とするは非。ミヘは御餐の借字である。

夜麻登波 久爾能麻本呂婆 多多那豆久 阿袁加岐夜麻 碁母

禮流 夜麻登志宇流波斯

大和は國の眞秀ろばたなつく青垣山こもれる大和しうるはし

【参照】 マハラバ、タタナヅク

伊能知能 麻多那牟比登波 多多美許母 幣具理能夜麻能 久

於意須比之欄著二月經一故見其月經一

和名抄に月水は俗云サハリとあるが、古語ではあるまい。次の歌によ
つても、月經はツキタツといふと思はれるから、之に従うて上句は
オスヒノスツニツキタタリと訓むべきであらう。次の句は記傳にソ
チミノナハシテと訓して月經の二字を省いて讀んだが、之も亦ソノツ
キタテルチミノナハシテといふ方がよいやうである。

比佐迦多能 阿米能迦具夜麻 斗迦麻邇 佐和多流久昆 比波
煩會 多和夜賀比那袁 麻迦牟登波 阿禮波須禮杼 佐泥牟登
波 阿禮波意母閑杼 那賀那勢流 意須比能須蘇邇 都紀多知
爾那理

久方の 天の香山 とかまに さ渡るくび ひは細 たわや腕
を まかむとは 吾はすれど さ寝むとは 吾は思へど 汝が
着せる おすひの裾に 月立ちにけり

【参照】 トカマ、オスヒ

多迦比迦流 比能美古 夜須美斯志 和賀意富岐美 阿良多麻
能 登斯賀岐布禮婆 阿良多麻能 都紀波岐閑由久 宇倍那宇
倍那 岐美麻知賀多爾 和賀那勢流 意須比能須蘇爾 都紀多
多那牟余

高光る 日の皇子 やすみしし 我大君 あらたまの 年が來
歴れば あらたまの 月は來歴行く うべなうべな 君待ちが

麻加志賀波袁 宇受爾佐勢 會能古

命の全けむ人は疊菰平群の山がくま權が葉をうすにさせ其の子

【参照】 タタミコモ、クマカシ

思國歌——クニシヌビウタ〔記傳〕

波斯那夜斯 和岐幣能迦多用 久毛草多知久母

はしけやし 我が家のかたよ 雲む立ち來も

【参照】 ハシケヤシ

袁登賣能 登許能辨爾 和迦淤岐斯 都流岐能多知 會能多知
波夜

少女の 床の邊に わが置きし 劍の太刀 其太刀はや

那豆岐能 多能伊那賀良邇 伊那賀良邇 波比母登富呂布 登

許呂豆良

なづきの 田の稻莖に 稻がらに 匂ひもとほろふ 野老づら

【参照】 ナヅキ、トコロ

雖足跣破——アシキリヤブルレドモ〔記傳〕

阿佐士怒波良 許斯那豆牟 蘇良波由賀受 阿斯用由久那

あさ篠原 腰なづむ 空は行かず 足よ行くな

【参照】 アサシヌハラ、ナヅミ

宇美賀由氣婆 許斯那豆牟 意富加波良能 宇惠具佐 宇美賀
波伊佐用布

海がゆけば 腰なづむ 大河原の うゑ草 海がはいざよふ
【參照】 ウミガ、ウエウサ、ナヅム

波麻都知登理 波麻用波由迦受 伊蘇豆多布
濱つ千鳥 濱よは行かず 磯傳ふ
伊勢之別

記傳は紀によつて勢は豫の誤とし、別の下には君を脱したものと攷證した。

宮首之別——ミヤスのワケ

記傳は舊事紀によつて首を道と改めたが、孝徳紀にも宮首阿彌陀といふ人名が見え、釋紀には之をミヤスと訓した。尾張の宮簀姫とも由縁があるやうにも思はれるから、一概に誤寫と斷定することは出来ぬ。

【參照】 ミヤスの別

小津石代之別

宣長は舊事紀と對照して小津君と石代之別（又は石は誤字で代の上に脱字があるもので）あらうと攷證した。

漁田之別

舊刊本にはスガタと訓してあるが、宣長は之を不可とし、舊事紀の揮田之別に相當するものとしてフキタと訓した。さりながら漁の字に誤がないとすればフキと讀むことは不可能で、イサリ又はアサリとする

の外はない。或はアサリタと訓み、甲斐國東八代郡淺利をいふのではあるまいか。尙可考。

（仲哀）

是以知坐腹中[△]國也〔眞福寺本〕

記傳には「中」の下に「定」の字を補うたが、根據のないことであるのみならず、ミハラのウチにマシマシテ國サダメタマヘリシコトシラエタリといふ訓も餘りに廻りくどい。案するに「知」の字を「中」の下に移してミハラのウチニ坐シテ國シロシメシキと訓すべきであらう。次にも凡此國者坐[△]汝命御腹[△]之御子所[△]知國者也とあつて、「定」といふ語は見えぬ。

當時歸神——ソノトキカミガカリシタマヒキ

記傳には當時をソノカミと訓し、其時の意と心得べしとあるが、ソノトキと讀む方がよい。又この歸神はカミヨリタマヒキと訓し、次にあるはカミガカリシテと訓みわけたが、兩者同一訓とするを可とする。ことに「は上の句」息長帶日賣命者」とあるから、者をニ又はニハの意とせぬ限り、カミヨリタマヘリキとはいへぬ。

金銀爲本——コカネシロカネヲハジメトシ〔記傳〕

歸賜其國——ソノクニヲヨセタマフ〔記傳〕

殯宮——モガリのミヤ

紀の訓に據る。記傳は萬葉集の歌を引いてアラキと訓して居るが、アラキは新墓で、モガリ（喪屋）とは意味が違ふ。【參照】 モガリ、アラキの宮

上通下婚——オヤオカシ・コオカシ

眞福寺には上通下通婚とあるが、下の通の右旁に御本無之と註してある通り、いづれの本にも此字はない。然るに記傳は延佳本に従うて上通下通婚と改記し、オヤコタハケと訓したのは輕率である。他の罪が皆二字を以て表現せられて居るのを見て、五字一句とするは倫を失するのみならず、タハケには通又は婚の意はない。案するに上通は大祓祝詞の己母犯罪にあたり、オヤオカシと訓み、下婚は己子犯罪に相當するもので、コオカシと訓むのであらう。次の馬婚、牛婚以下も婚は皆オカシでなければならぬ。【參照】 オヤオカシ、コオカシ、オコシ

鷄婚——カケオカシ

記傳にはトリタハケとあるが、トリは禽鳥の總名であるから、鷄を指稱するにはカケ又はニハトリといふ語を用ひねばならぬ。——婚をオカシと訓むべきことは上述の通りである。

新羅——シラ

後世志羅岐と混同して國名をもシラギと稱へるやうになつたが、正しくはシラといはねばならぬ。【參照】 シラ、シラギ

國主——コキン

國主の韓音で、朝鮮諸國の王に限つてコキンと訓みならはして居る。紀には王にコニキシと訓した例もあるが、其は今吉師と混同したものであらう。

不^レ乾[△]柁[△]機[△]

柁機の二字を記傳にサチカチと訓してある。其は祝詞に青海原者棹柁

不^レ干とあるに據つたのであらうが、柁にも、機にもサチといふ訓はない。案するに柁機はカチカイと訓ませるつもりで書かれたのかも知れぬが、上代にはカチとカイとの別はなかつた筈であるから、單にカチチホサズと訓すべきである。紀には不乾船柁とある。【參照】 カイ、カチ

共與天地無退仕奉——アメツチのムタオコタリナクツカヘマツラム

記傳には無退をトコトハニと訓してあるが、オコタリナクの方が適切である。

爲^レ鎮[△]御腹——ミハラをシツメタマハムトシテ

鎮は記傳にイハヒと訓してあるが、少くとも此場合にはあたらぬ——

【參照】 イハヒ

當[△]四月之上旬[△]

記傳にはウツキのハジメのコロと訓して「當時然言ひしにあらす後の名を以て語り傳へたるなり」と斷つてあるが、古語ではないと斷定することは出来ぬ。【參照】 ウツキ

空船——ムナシフネ

記傳の訓に従ふ。但し其語義に關する宣長説には承服が出来ぬ。——

【參照】 ムナシフネ

欺陽歸服——イツハリテヨリツキヌ

記傳に歸伏をマツロヒヌとしたのは語義上承服しがたい。こゝは降參の意であるから、歸をヨリと訓すべきであらう。

既信^レ詐^レ弭^レ弓藏^レ兵——コトコトニイツハリをウベナヒテ・ユミをハヅシ・ツハモノをヲサメ

記傳に信をタノミと訓したのは語義(タ祈ミ)上どうあらうかと思ふ。ウベナヒと訓むのであらう。又既をステニと訓むは誤りでコトコトニであらねばならぬ。弭はハズの借字である。

頂髮——タキフサ

崇峻紀の訓による。——**参照** タキフサ

設弦——マケタルユツル〔記傳〕

舊印本弦の下に一名云宇佐由豆流の八字を分註してあるが、眞福寺本には見えず、弦の右旁に御本と註してある。御本によるといふことであらう。記傳には長々と議論してあるが、斷案は下されて居らぬ。紀に儲弦とかいてチサユツルと訓してあるので後人が追記したといふ説を可とすべきである。設弦は今の語でいへばマウケの弓弦の意であるから、マケユツルとも、マケタルユツルとも訓み得る。

伊奢阿藝 布流玖麻賀 伊多豆淤波受波 邇本杼理能 阿布美能宇美邇 加豆岐勢那和

いざあぎ振熊が痛手負はずばにほ鳥の近江の海にかつぎせなわ

参照 アギ、ニホトリ

高志前——コシのミチのクチ〔記傳〕

言禱白之、恐隨命易奉——コトホギテ・カシコシ・ミコトのママ

は皇太后舉^レ觴以壽^ニ太子^一と漢譯してある。

(應神)

輕島之明宮——カルシマのアキラのミヤ

攝津風土記(仙覺萬葉鈔所引)に輕島豐阿岐羅の宮と假字書してあるから、アキラと稱へられたものと思はれる。

高目郎女——コモクのイラツメ〔記傳〕

紀に^{コムク}游來田皇女とある。

阿具知能三腹郎女

同一人を紀には淡路の三原皇女としてあるが、阿具知をアハチの誤寫と斷定することは困難である。

孰^ニ愛^ニ兄^子與^ニ弟^子——コノカミとオトコとイヅレカヲシキ

記傳には兄子をアニナルコと訓してあるが、アニが季から長に對していふ敬稱である事は既に屢、述べた通りで、此場合にはコノカミと訓まればならぬ、弟子のオトコなる事はいふまでもないが、記傳には兄子をアニナルコと訓した結果、其に對立せしめる爲にオトナルコと點してある。又愛はナシキと訓むべきで、記傳のやうにハシキと訓しては可愛といふ意よりは寧ろ美しいといふことになる(第二頁参照)。

是無怙——コハウレヒナン

記傳には怙をイブセキと訓し、イフカシミと讀んでもイキドホリとしても差支がないと説いてある。イブセキ、イフセミは萬葉集にも屢、見える語であるが、怙の字音を活用したもので古語ではないから、仁徳天皇の口から出たとは思はれぬ。イキドホリは紀の舊訓であるが、適

ニカヘマツラムとマヲシキ〔記傳〕

易名之幣——ナカへのキヤシロ

キヤシリと訓んでも差支はないが、原語はキヤシロで、キヤシリは其音便である。

許能美岐波 和賀美岐那良受 久志能加美 登許余邇伊麻須

伊波多多須 須久那美迦微能 加牟菩岐 本岐玖流本斯 登余

本岐 本岐母登本斯 麻都理許斯美岐叙 阿佐受袁勢 佐佐

この御酒は我が御酒ならずくしの神 常世にいます 巖立た

す すくな御神の 神ほぎ 祝ぎくるほし 豊ほぎ 祝ぎもと

ほし まつりこし神酒ぞ あさず食せ ササ

参照 クシノカミ、トコヨ、スクナミカミ、アサズチセ

許能美岐袁 迦美祁牟比登波 會能都豆美 宇須邇多豆 宇

多比都都 迦美祁禮加母 麻比都都 迦美祁禮加母 許能美岐

能 美岐能 阿夜邇宇多陀怒斯 佐佐

此神酒を かみけむ人は 其鼓 白に立てて 歌ひつつ かみ

けれかも 舞ひつつ かみけれかも 此神酒の みきの あや

にうた^{タヌ}樂し ササ

参照 ツツミ、アヤニ、ウタタマシ

酒樂之歌也——サカホガヒのウタナリ〔記傳〕

樂にホガヒの訓はないが、意によつてホガヒ(壽)にあてたので、紀に

當な表現ではない。恐らくはウレヒナンと訓むのであらう。——**参照** イブセキ

知婆能 加豆怒袁美禮婆 毛毛知陀流 夜邇波母美山 久邇能

富母美由

ちばの かづ野を見れば 百千足 や庭も見ゆ 國の秀も見ゆ

参照 チバ、モモチタル、ヤニハ、クニノホ

任令^レ取^ニ其大御酒盞^一——ソノオホミサカヅキをトラシメナガ

ラ〔記傳〕

許能邇邇夜 伊豆久能邇邇 毛毛豆多布 都奴賀能邇邇 余許

佐良布 伊豆久邇伊多流 伊知遲志麻 美志麻邇斗岐 美本杼

理能 加豆伎伊岐豆岐 志那陀由布 佐佐那美遲袁 須久須久

登 和賀伊麻勢婆夜 許波多能美知邇 阿波志斯袁登賣 宇斯

呂傳波 袁陀呂呂迦母 波那美波志 比比那須 伊知比章能

和邇佐能邇袁 波都邇波 波陀阿可良氣美 志婆邇波 邇具漏

岐由惠 美都具理能 會能那迦都邇袁 加夫都久 麻肥邇波阿

弓受 麻用賀岐 許邇加岐多禮 阿波志斯袁美那 迦母賀登

和賀美斯古良 迦久母賀登 阿賀美斯古邇 宇多多氣陀邇 牟

迦比袁流迦母 伊蘇比袁流迦母

此蟹や いづくの蟹 百集^{ツク}ふ つぬがの蟹 横さらふ いづく

に至る いちぢ島 み島にとき みほ鳥の 潜^{カッ}き息づき しな

だ結ふ ささなみ道を すくすくと 我いませばや 木幡の道に 逢はしし少女 うしろでは をたてるかも 花實はしひひしなす 櫛井の 和邇さの土を 初土は 肌あからけみしは土は 土黒き故 三栗の 其中つ土を かぶつく まひにはあてず 眉がき 濃にかきたれ 逢はししをみな かもがと我が見し兒ら かくもがと 吾が見し兒に うたただにひ居るかも い添ひ居るかも

(一) 記傳に以下を別首の歌としたのは誤である。「逢はしし少女」といふ句は、中に十六句を隔て、「逢はししをみな」に對立して居るのである。

(二) 宣長が「比」一字を行としたのは非。之は七音の句に相當するのでことさらにヒヒシナスといふたのである。

(三) 延佳が「多」の一を削つたのは誤である。

參照 モモツタフ、イチヂシマ、ミホドリ、シナダユフ、ウシロテハチダテロカモ、ヒヒシナス、カブツクマヒ、ウタタケゲン

諸縣——ムラガタ

和名抄日向國諸縣郡に牟良加多と訓してある。

伊邪古杼母 怒毘流都美邇 比流都美邇 和賀由久美知能 迦具波斯 波那多知婆那波 本都延波 登理章賀良斯 志豆延波 比登登理賀良斯 美都具理能 那迦都延能 本都毛理 阿迦良袁登賣袁 伊邪佐佐婆余良斯

美知能斯理 古波陀袁登賣袁 迦微能基登 岐許延斯迦杼母 阿比麻久良麻久

道の尻木幡少女を神のごと聞えしかども相まくらまく

參照 ミチノシリ、コハマチトメ

美知能斯理 古波陀袁登賣波 阿良蘇波受 泥斯久袁斯叙母

宇流波志美意母布

道の後木幡少女は争はず寝しをしども美はしみ思ふ

參照 ネシクナシツモ

本牟多能比能美古 意富佐邪岐 意富佐邪岐 波加勢流多知

母登都流藝 須惠布由 布由紀能須 加良賀志多紀能 佐夜佐夜

ほむ田の 日の皇子 大ささぎ 大ささぎ 佩かせる大刀 本

劍 末ふゆ 冬木のす から樞たきの さやさや

參照 スエフユ、カラカシタキのサヤサヤ

吉野之白樺上

次の歌にはカシノフとあるから、白樺上の上はへと訓してフの音便とするか、若くは「生」の誤字とせればならぬ。

加志能布邇 余久須袁都久理 余久須邇 迦美斯意富美岐 宇

麻良爾 岐許志母知袁勢 麻呂賀知

樞の生に よくすを作り 横白に かみし大御酒 うまらに

きこしもち食せ まろがち

いざ子ども 野蒜つみに ひる摘みに 我が行く道の 香ぐはし 花たちばなは 上枝は 鳥居枯らし 下枝は 人取り枯らし 三栗の 中つ枝の ほつもり 赤ら少女を 誘ささばよらし

參照 ヒル、ハナタチバナ、ホツモリ

美豆多麻流 余佐美能伊氣能 章具比字知賀 佐斯祢流斯良邇

奴那波久理 波閉祢久斯良邇 和賀許許呂志叙 伊夜袁許邇斯

且 伊麻叙久夜斯岐

水たまる 依網の池の 堰杵うちが 刺しける不知 尊くり

延へけく不知 我が心しぞ いやをこにして 今ぞくやしき

應神天皇の御製とある。紀にも太子、仁徳天皇の御作として之とよく

似た歌があげてあるが、原歌が一つであるとすればいづれか一方は後

人によつて改修せられたとせねばならぬ。さりながら作者の立場が違

ふから、此歌の意が紀にかゝれたものとは殆ど反對であるのは當然の

ことである。宣長が紀によつて此歌に語を加へ、兩者を一致せしめん

と努力したのは吾人の了解に苦しむ所である。同人は第三句の「賀」の

前にヒシ、其後にヲノの二音を加へ、ヒシガヲノといふ一句を補うた

が、之が爲に歌の意が支離滅裂になつたのは勿論である。古書の改作

は謹むべきことで、少くとも原文の意味を十分研究し盡した後でなければ猥に手を下すべきでない。此歌の如きは原歌でないかも知れぬが

是だけでよく意が通ずるのみならず、歌としても宣長の改作したものよりも遙に勝れて居るのである。

參照 ヌナハ、チコ

海部——アマベ

地名に海部とかいてアマベと稱へ、海部直をアマのアタヒと訓むことも

あるが、其はべを畧したので、單獨に海部とある場合にはアマベとい

はれば種族名のアマと區別する事が出来ぬ。參照 アマ、アマベ

爲レ役之堤池而

役の字眞福寺本、舊印本に渡とあるが、意が通ぜぬから誤寫とせれば

ならぬ。記傳には此句をツツミイケにエタタセテと訓してあるが、甚

耳障りである。エタチトシテ池ナツツミと訓むのであらう。參照

ツツミ、エヤミ

照古王 東國通鑑に近肖古王(三四六—三七四年)とある。紀に肖古とあるのも

肖古の誤であらう。

阿直——アヂキ

紀には阿直岐とある。直の韓音は直(チク)であるから、阿直の二字で

十分であるが、發假字として岐を添付したのである。

字羅宜——ウラギマシテ

紀傳にはウラゲと訓したが、語原的説明を與へて居らぬ。案するに此

語はエラギ(嘘)の音便で、ウラギと訓むのであらう。又敬語を添へる

必要がある。參照 エラギ

須須許理賀 迦美斯美岐邇 和禮惠比爾祢理 許登那具志 惠

すずこりが 醸みし御酒に 我酔ひにけり ことなぐし ゑぐしに 我ゑひにけり

設兵——イクサをマケテ

記傳にはこの兵をイクサヒトと訓し、次に備兵とあるのをイクサをツナへと訓みかけたのはまぎらばしい。——註には皆イクサヒトと訓めとある——イクサの原義は射衆であるから、ヒトは蛇足である。——

參照 イクサ

張二絶垣立帷幕——キヌカキをハリ・タツコモをタテ

記傳に帷幕をアゲハリと訓したのは和名抄に幄は大張也、和名アゲハリとあり、齊明紀の訓に紺幕をクロアゲハリとせるによるものであるが〔記傳〕、アゲハリ(幄、帳)は讀んで字の如くテントの事で、我上代に用ひられたとは思はれぬ。タツコモの義譯とすべきである。——參照 キヌカキ、タツコモ

汗滑——ナメ〔記傳〕

箒橋——スハシ

箒は糞の誤字〔記傳〕又は變體であらう。清寧記にも同じ用例がある。時々也所々也

記傳にはヨリヨリトコロトコロニシテと訓してあるが、尙十分原意があらはれて居らぬ。此は大猪の出没が一定して居らぬから(捕れまい)といふ意を以て漢文體に記されたもので、筆者は何と讀ませるつもりであつたか知らぬが、強て古語に引直さうと思へばトキジク、トコロ

ツケバとでもいふのであらう。——參照 トキジク

乃浮出隨水流出即流歌曰

記傳には下の流をナガレツツと訓してあるが、「流」一字をナガレツツと訓むべきわけもなく、又次の歌を大山守の作とすることも無理である。水に溺れつゝある人に其やうな餘裕のあつたとは思はれず、「ハヤケム人は棹取りに來よう」といふのも水中の人の詠とは思えぬ。案ずるに流は衍字で即歌曰(スナハチウタヒタマハク)は和紀郎子のことであらう。此聲に應じて彼廂此廂から一齊に矢を放つたものと解すべきである(眞淵説)。紀には更浮流之、歌曰とある。

知波夜夫流 宇遲能和多理邇 佐袁斗理邇 波夜祢牟比登斯和賀毛古邇許牟

ちはやふる宇治の渡りに棹とりにはやけむ人し我がもこに來む

參照 チハヤフル、モコ

彼廂此廂——カナタコナタ

第三一頁其廂人の條下參照。

知波夜比登 宇遲能和多理邇 和多理是邇多豆流 阿豆佐由美麻由美 伊岐良牟登 許許呂波母閉杼 伊斗良牟登 許許呂波母閉杼 母登幣波 岐美袁淤母比傳 須惠幣波 伊毛袁淤母比傳 伊良那祢久 會許爾淤母比傳 加那志祢久 許許爾淤母比傳 伊岐良受會久流 阿豆佐由美麻由美

菅竈由良度美——スガのカマユラトミ

記傳にスガノと訓んではならぬと論じた理由は甚だ迪々しい。父及兄と同様にスガといふ地名を稱呼に用ひたのであるから、スガノといふべきことは勿論で、「竈」の字の下にある「上」といふ註記によつて左右せらるべきものではない。

我御世之能許會神習、又宇都志岐青人草習乎不償其物

記傳の訓は聊か意が通ぜぬ憾があるから訓みあらためた。就中「習乎」をナラヘヤと訓したのは同意しがたい。ナラフチと訓むべきである。「我々のすること(我御世之事)が善ければこそ神も習ひたまへ、民草も習ふものを何故に其物を償はぬ」というて腹を立てたのである。

令詛言——トコヒイハシメケラク〔記傳〕

詛の字に紀にも常にトコヒと訓してある。——參照 トコヒ

【下 卷】

(仁徳)

蝮之水齒別命——タチヒのミツハワケの命

蝮はタチであるが、多治比の假字にあてられたのである。——參照 タチ、タチヒ

雖二雨漏都勿三修理二以一械受三其漏一

眞福寺本には械とあるが械の誤寫であらう。械は函に通ずるから、こ

ちはや人 宇治の渡に 渡瀬に立てる あづさ弓眞弓 い切ら

むと 心は思へど い取らむと 心は思へど 本へは 君をお

もひ出 末へは 妹をおもひで いらななく 其處におもひ出

悲しけく こゝに思ひで い切らずぞ來る 梓弓ま弓

參照 チハヤヒト、アツサユミ、マユミ、イラナケク

天之日矛——アマのヒホコ

天の字記傳にアメと訓してあるが、古語拾遺には海檜槍とあり、海人族の人と思はれるから、アマと稱へたものとせねばならぬ。——參照 アマノヒホコ

一賤女、一賤夫——アルシヅノメ、アルシヅノヲ

賤は借字でシヅは族名であらう。——若し微賤の意であるならばメヤツコ及ヤツコと訓すべきである。——參照 シヅ

前津見——サキツミ

紀には前津身としてマヘツミミと訓し、記傳にはサキと訓めと註してあるにも拘はらずマへと旁訓してある。——恐らくは校正の粗漏であらう——サキと訓む根據として宣長の擧げたのは、但馬の養父郡に佐伎都比古阿流知命神社(神名帳)があるといふことにある。語義からいうてもサキであるべきである。——參照 サキツミ

清日子——スガヒコ

記傳にはキヨヒコと訓してあるが、其子を酢賀之諸尾、菅竈由良度見といふ所を見ると、清もまたスガの假字と思はれる。

こではフネ(槽)と訓むべきである。——記傳には械の誤としてヒと訓してあるが械はシタヒ(下水)で、之をヒと稱へるのは畧語である。假に仁徳朝にヒといふものがあつたとしても漏水を受けるに之を以てしたとは考へられぬことである。

甚多——イタク

記傳にはハナハダといふ訓をもあげて居るが、ハナハダはハタハタの音便で之を甚多の意としたのは後世の轉用である。

淤岐弊邇波 袁夫泥都羅羅玖 文漏邪夜能 摩佐豆古和藝毛 玖邇幣玖陀良須 冲邊には小舟つらくくろさやのまさつこ我妹國へ下らす

(一) 文は久の誤とする記傳の説可。

參照 ッララク、クロサヤ、マサツコ

淤志豆流夜 那邇波能佐岐用 伊傳多知豆 和賀久邇美禮婆 阿婆志麻 淤能基呂志摩 阿遲麻佐能 志麻母美由 佐氣都志麻美由

おしててるや 難波の崎よ 出て立ちて 我が國見れば あは島 おのころ島 あぢまさの 島も見ゆ 先つ嶋見ゆ

參照 アハ島、オノコロ島、アチマサの島

夜麻賀多邇 麻祢流阿袁那母 岐備比登登 等母邇斯都米婆 多奴斯久母阿流迦 山がたに蒔ける青菜も吉備人と共にし摘めばたぬしくもあるか

廣 ゆつまつばき 其が花の 光りいまし 其が葉の 攪りい
ますは 大君ろかも

參照 サシブ、ユツマツバキ、テリイマシ、ロカモ、ツギネフヤ

都藝泥布夜 夜麻斯呂賀波袁 美夜能煩理 和賀能煩禮婆 阿 袁邇余志 那良袁須疑 袁陀豆 夜麻登袁須疑 和賀美賀本斯 久邇波迦豆良紀 多迦美夜 和藝幣能阿多理 づぎねふや 山代川を み彌のぼり 我が上れば 青土よし 奈良をすぎ をだて 大和を過ぎ 我が見が欲し 國は葛城 高宮 我家のあたり

參照 アチニヨシ、チダテ

夜麻斯呂邇 伊斯祢登理夜麻 伊斯祢伊斯祢 阿賀波斯豆麻邇 伊斯岐阿波牟加母 山代にい及け鳥山い及けいしけ我が愛し妻にいしき逢はむかも

參照 イシケ

美母呂能 會能多邇紀那流 意富章古賀波良 意富章古賀 波 良邇阿流 岐毛牟加布 許々呂袁陀邇賀 阿比淤母波受阿良牟 みもろの 其の高城なる 大のこが原 大猪子が はらにある 肝向ふ 心をだにか 相思はずあらむ

參照 ミモロ、タカキ、オホキコガハラ、キモムカフ

都藝泥布 夜麻志呂賣能許 久波母知 宇知斯淤富泥 泥土漏

參照 ヤマガタ、アチナ、タヌシ

夜麻登弊邇 爾斯布岐阿宜豆 玖毛婆那禮 會岐袁理登母 和 禮和須禮米夜

大和邊に西吹きあけて雲はなれそぎ居りとも我忘れめや

參照 ニシ、ソギ

夜麻登弊邇 由玖波多賀都麻 許母理豆能 志多用波門都都 由久波多賀都麻

大和邊に行くは誰がつまこもり水の下よ延へつつ行くは誰が夫 所三駈ニ使於水取司吉備國兒島之仕丁——モヒトリのツカサに

ハセツカハルル吉備の國兒島のヨホロ

紀には仕丁をツカサのヨホロと訓してあるが、此文に於ては上に駈使 といふ語があるから、單にヨホロと訓すべきである(記傳)。——參照 ヨホロ

都藝泥布夜 夜麻志呂賀波袁 迦波能煩理 和賀能煩禮婆 賀 波能倍邇 淤斐陀流 佐斯夫袁 佐斯夫能紀 斯賀斯多邇 淤 斐陀豆流 波毗呂 由都麻都婆岐 斯賀波那能 豆理伊麻斯芝 賀婆能 比呂理伊麻須波 淤富岐美呂迦母 づぎねふや 山代川を 川のぼり 我が登れば 川の邊に 生 ひ立てる さしぶを さしぶの木 其か下に 生ひ立てる 葉

能 斯呂多陀牟岐 麻迦受那婆許會 斯良受登母伊波米 づぎねふ 山代女の子 鉾もち うちし大根 根白の 白腕

まかすけばこそ 知らずともいはめ

(一) 釋記に「許」の字を下の句につけて「山代女の、コクハ持ち」とした のは従はれぬ。

參照 ヤマシロメのクハモチ、タゲムキ、マカズケバコソ

匍匐進赴——ハヒススミイデテ 記傳には赴を退の誤としてシツマヒと訓してあるが、シジマヒ即ち跟 踰、逡巡などいふべき所ではない。前へ匍ひ出たのであるから、スス ミイデテと訓すべきである。

水潦——ニハタツミ

和名抄に潦は雨水也。和名ニハタツミとある。——參照 ニハタツミ

夜麻志呂能 都都紀能美夜邇 母能麻袁須 阿賀勢能岐美波 那美多具麻志母

山代の筒木の宮にも白す吾が夫の君は涙ぐましも

參照 ツツキの宮

都藝泥布 夜麻斯呂賣能許 久波母知 宇知斯意富泥 佐和佐 和邇 那賀伊弊勢許會 宇知和多須 夜賀波延那須 岐伊理麻 章久禮 づぎねふ 山代女の子 鉾もち 打ちし大根 さわさわに 汝 が言へせこそ うち渡す やがはえなす 來入りまわくれ

歌返——ウタヒカヘシ

記傳に之を返歌の顛倒なりとしてカヘシウタと訓したのは從はれぬ。

參照 ウタヒカヘシ

夜多能 比登母登須宜波 古母多受 多知迦阿禮那牟 阿多良
須賀波良 許登袁許會 須宜波良登伊波米 阿多良須賀志米
八田の 一本菅は 子もたず 立ちかあれなむ あたり菅原
言をこそ 菅原といはめ あたらずがし女
夜多能 比登母登須宜波 比登理袁理登母 意富岐彌斯 與斯
登岐許佐婆 比登理袁理登母
八田の 一本菅は 獨居りとも 大君し よしと聞こざは 獨
居りとも

(一) 古母多受といふ意を含むものと解すべきである。

賣杼理能 和賀意富岐美能 於呂須波多 他賀多泥呂迦母
女鳥の わが大王の 織ろす服 誰がたねろかも

參照 タガタネロカモ

多迦由久夜 波夜夫佐和氣能 美淤須比賀泥
高行くや 隼總別の 御おすひがね

參照 オスヒ、ガネ

比婆理波 阿米迦迦氣流 多迦由玖夜 波夜夫佐和氣 佐邪岐

登良佐泥

雲雀は 天に翔る 高行くや 隼總別 鷓鴣とらさね
波斯多豆能 久良波斯夜麻袁 佐賀志美登 伊波迦伎加泥豆
和賀豆登良須母
椅立の倉椅山をさかしみと岩かきかねて我が手取らすも
波斯多豆能 久良波斯夜麻波 佐賀斯祢杼 伊毛登能煩禮波
佐賀斯玖母阿良受
はし立の倉椅山はさかしけど妹と登ればさかしくもあらず
玉釧——タマヒヂマキ

釧の字諸本に釧、眞福寺本に釧とあるが、記傳に師説によつて釧と改
めたのは當を得たものである。但し之をクシロと訓したのは誤。クシ
ロは釧で、釧ではない。參照 クシロ、ヒヂマキ

多麻岐波流 宇知能阿會 那許會波 余能那賀比登 蘇良美都
夜麻登能久迦爾 加理古牟登岐久夜
たまきはる うちのおそ 汝こそは 世の長人 空みつ 大和
の國に 雁卵産と聞くや

參照 タマキハル、ウチノアソ

多迦比迦流 比能美古 宇倍許會 斗比多麻閉 麻許會迦 斗
比多麻閉阿 禮許會波 余能那賀比登 蘇良美都 夜麻登能久
迦爾 加理古牟登 伊麻陀岐加受

高光る 日の皇子 うべこそ 問ひたまへ まこそに 問ひた
まへ 吾こそは 世の長人 空みつ 大和の國に 雁卵産と
いまだ聞かず

(一) 宇倍志許會とした本もあるが、次の句もマコソニと四音であるか
ら、眞福寺本の如く志の字のないのを可とする。

參照 タカヒカル、ソラミツ

那賀美古夜 都毗爾斯良牟登 加理波古牟良斯
汝が皇子や つひに知らむと 雁は卵産らし

參照 ツヒ

兔木河——ツキカハ

兔(又は免)の字は古事記中假字に用ひた例がないので、記傳にも訓を
施して居らぬが、播磨風土記讃容郡の條下にも河内國兔村と記され
て居るから、實在の地なることは勿論である。紀には菟(兔と同字)を
ツと訓してあるから、此もツキ河で、楓の大樹があつたのから名を貢
うたのであらう。參照 ツキ河

加良奴袁 志本爾夜岐 斯賀阿麻理 許登爾都久理 賀岐比久
夜 由良能斗能 斗那賀能伊久理爾 布禮多都 那豆能紀能佐
夜佐夜

から野を 鹽にやき 其が餘り 琴に作り かきひくや ゆら
の門の 門中のいくりに ふれたつ なづの木のさやさや

參照 イクリ、ナツの木

(履中)

多遲比怒迦 泥牟登斯理勢婆 多都基母々 母知豆許麻志母能
泥牟登斯理勢婆

多治比野に寝むと知りせばたつこも持ちて來ましも寝むと
知りせば

參照 タツコモ

波迦布邪迦 和賀多知美禮婆 加藝漏肥能 毛由流伊弊牟良
都麻賀伊弊能阿多理

埴生坂我が立ち見ればかぎろ火の燃ゆる家むら妻が家のあたり

參照 カギロヒ

淤富佐迦迦 阿布夜袁登賣袁 美知斗閉婆 多陀迦波能良受
當藝麻知袁能流

大坂に逢ふや少女を道とへばただには告らず當麻路を告る

參照 オホサカ、タギマ

多祿給其隼人——ソノハヤヒトニモノサハニタマヒテ〔記傳〕
給糧地——タドロロタマフ〔記傳〕

(允恭)

金波鎮漢紀武——コンハチンカンキム
ハチンは爵、カンキムは稱號で、干岐又は早岐ともかく。

治差——ヲサメマツリキ〔記傳〕

於是天皇愁天下氏姓名、人等之ウチカバネ氏性忤過ヒトビト而

氏姓名は氏名々々の昔のかきぶりであるから、ウチナウチナと訓むべきである。人等はヒトビトの義譯で下の字につゞけて讀まればならぬ。即ち

こゝに天皇天の下のウチナウチナ・ヒトビトのウチカバネの忤ひ過つてゐることを愁ひたまひて

といふ意で、ウチナ、ウチナと重ねたのは複数を表示する爲である。記傳のやうに訓んでは意が通ぜぬ。

阿志比紀能 夜麻陀袁豆久理 夜麻陀加美 斯多備袁和志勢
志多杼比爾 和賀登布伊毛袁 斯多那岐爾 和賀那久都麻袁
許存許會波 夜須久波陀布禮

あしびきの 山田を作り 山高み 下櫓ビをわしせ 下問ひに 我
が問ふ妹を 下なきに 我がなく妻を こふこそは 安く肌ふれ

(一) 記傳に存を布の誤としてコフコソハと訓み、コフはケフ(今日)と同語とした。

參照 アシビキ、シタビ

佐々波爾 宇都夜阿良禮能 多志隨志爾 韋泥豆牟能知波 比
登波加由登母 宇流波斯登 佐泥斯佐泥豆婆 加理許母能 美
陀禮婆美陀禮 佐泥斯佐泥豆婆
笹葉に うつや霰の たしだしに む寝てむ後は 人はかゆと

も」うるはしと さねし寝てば 荊薦の みだれは亂れ さ
寝しさてば

(一) 前者を志良宜歌、後者を夷振之上歌としてあるから、樂曲として
はこのやうに傳へられたのであらうが、原歌は「人ハカユトモ」ま
では前の歌に屬し、「ウルハシト」以下は別の歌であつたものとせね
ば意が通ぜぬ。

參照 タシダシ

銅其矢之内——ソノヤノサキヲアカガネニス

記傳に内を前の誤としたのは當を得たものである。

意富麻弊 袁麻弊須久泥賀 加那斗加宜 加久余理許泥 阿米
多知夜米牟

大まへ小前宿禰がかな門かけかく寄り來ね雨立ちやめむ

參照 カナト

美夜比登能 阿由比能古須受 淤知爾岐登 美夜比登々余牟
佐斗毗登母由米
宮人の脚結アユヒの小鈴落ちにきと宮人どよむ里人もゆめ

參照 アユヒ、ミヤヒト、ユメ

於伊呂兄王イロセノミコ無レ及レ兵、若及レ兵者必人咲

及兵を記傳にセメと訓して居るが、此は兵刃を加へるといふ意で、攻
撃するといふことではないから、セメとはいはれぬ。恐くはソコナヒ
と訓むのであらう。

阿麻陀牟 加流乃袁登賣 伊多那加婆 比登斯理奴倍志 波佐
能夜麻能 波斗能 斯多那岐爾那久
あまだむ かるの少女 いたなかば 人知りぬべし はさの山
の 鳩の 下泣きに泣く

參照 アマダム、ハサ

阿麻陀牟 加流袁登賣 志多多爾母 余理泥豆登富禮 加流袁
登賣杼母
あまだむ 輕少女 しただにも 寄り寝て通れ かる少女ども

阿麻登夫 登理母都加比會 多豆賀泥能 岐許延牟登岐波 和
賀那斗波佐泥
天飛ぶかりも使ぞたづが音の聞えむときは我が名問はさね

意富岐美袁 斯麻爾波夫良婆 布那阿麻理 伊賀弊理許牟叙
和賀多々彌由米 許登袁許會 多々美登伊波米 和賀都麻波由米
大君を 島にはふらば ふな餘り い歸り來むぞ 我が壘ゆめ
言をこそ 壘といはめ 我が妻はゆめ

參照 ハフリ、フナアマリ、ユメ

那都久佐能 阿比泥能波麻能 加岐加比爾 阿斯布麻須那 阿
加斯弓杼富禮

夏草のあひねの濱のかぎ貝に足ふますなあかして通れ

參照 アカシテトホレ

岐美賀由岐 氣那賀久那理奴 夜麻多豆能 牟加閑袁由加牟
麻都爾波麻多士
君が行きけ長くなりぬ山たづのむかへを行かむ待つには待たじ

參照 ヤマタツ

許母理久能 波都世能夜麻能 意富袁爾波 波多波理陀豆 佐
袁々爾波 波多波理陀豆 意富袁爾斯 那加佐陀賣流 淤母比
豆麻阿波禮 都久由美能 許夜流許夜理母 阿豆佐由美 多豆
理多豆理母 能知母登理美流 意母比豆麻阿波禮
こもりくの 初瀬の山の 大丘には はた攀り立て さ小丘に

は 畑攀りたて おほをにし 仲定める おもひ妻あはれ つく
弓の 臥やるこやりも あづさ弓 立てり立てりも 後もとり
見る 思ひ妻あはれ

參照 ナカサタメル

許母理久能 波都勢能賀波能 加美都勢爾 伊久比袁宇知 斯
毛都勢爾 麻久比袁宇知 伊久比爾波 加賀美袁加氣 麻久比
爾波 麻多麻袁加氣 麻多麻那須 阿賀母布伊毛 加賀美那須
阿賀母布都麻 阿理登伊波婆許會爾 伊弊爾母由加米 久爾袁

母斯怒波米
こもりくの 初瀬の河の 上つ瀬に い杖をうち 下つ瀬に
ま杖をうち い杖には 鏡をかけ ま杖には ま玉をかけ ま
たまなす 吾が思ふ妹 鏡なす 吾が思ふ妻 ありと言はばこ
そに 家にも行かめ 國をもしぬばめ

【参照】 イクヒ、マクヒ

(安康)

疑レ有ニ如レ此大命ニ故——カカルオホミコトもアラムカトオモヘ
ルユエニ〔記傳〕

言以白事其思レ先レ禮——コトバモチテマヲスコトシキヤナシト
オモホシテ

記傳には「其」の字を不可解として者の誤かとするが、この其はシと
讀むのである。

禮物——キヤシロ〔記傳〕

讒——ヨコシ〔記傳〕

己妹乎爲ニ等族之下席——

記傳は等族をヒトシウカラ、下席をシタムシロと訓したが、今めかし
い語つかひである。等族にあたる古語はウカラで、下席はシタクラで
ある。此一句は漢文體であるから、強て古語に直す必要もないが、若
し古語で讀むとすれば、アガイモチ(乎はヤではない)ウカラのシタク

有上下堅魚ニ作ニ屋舎ニ之家——カタナをアゲテ・ヤをツクレル

家アリ

堅魚を記傳にはカツチと訓してあるが、カツチ(鯉)の語原はイカツ魚
で、堅魚の意ではないから、この場合堅魚をカツチと訓むべき理由が
ない。字についてカタナと訓むのであらう。【参照】 カタナ木

御幣物——キヤシロ

キヤジリと訓んでもよい

久佐加辨能 許知能夜麻登 多多美許母 弊具理能夜麻能 許

知基知能 夜麻能賀比爾 多知邪加由流 波毗呂久麻加斯 母

登爾波 伊久美陀氣淤斐 須惠弊波 多斯美陀氣淤斐 伊久美

陀氣 伊久美波泥受 多斯美陀氣 多斯爾波韋泥受 能知母久

美泥牟 曾能淤母比豆麻阿波禮

日下部の こちの山と 疊薦 平群の山の こちごちの 山の

峽に 立ち榮ゆる 葉廣くま極 本には いくみ竹生ひ 末邊

は たしみ竹生ひ いくみ竹 いくみは寝ず たしみ竹 たし

にはる寝ず 後もくみ寝む 其のおもひ妻あはれ

【参照】 クマカシ、イクミ竹、タシミ竹、タシ

不忍於悒——ウレヒニタヘジ

記傳にイフセクテエアラジと訓してあるが、イフセク、イフカシミが
悒の字音の活用と思はれることは前に述べた通りである(第三頁)。

ラトスルカであらねばならぬ——若日下の女王は大長谷命(雄畧天皇)
からいへば世次が一代上で姨に當るから、甥の嫁にするのを大日下王
か不服としたと讒したのである。

【参照】 ウカラ

被ニ天皇之敦澤——

これも漢文である。記傳に敦澤をミツクシミと譯したのは妥當であ
らう。

正身——ムサネ〔記傳〕

入ニ坐于隨家——

記傳には隨を賤の誤としてヤツコと訓したが、勿論推定に過ぎぬ。或
は隨家の二字をヤカラと訓むのではあるまいか。

如ニ我原——〔眞福寺本〕——ハリハラのコド

記傳には我を萩と改め、ススキハラと訓してあるが、ススキ原のやう
であるといふ形容は数の多いことをいふには適當であるが、か細いも
のを聯想せしめるから、鹿の足の譬喩には適當せぬ。案ずるに萩の誤
字でハリ(榛)原であらう。

馬楯——ウマフネ〔記傳〕

面黥老人——メサケルオイビト

面黥は記傳の如くメサケルと訓むべきであるが、老人をオキナと訓し
たのは不當である。オキナは敬語であるから、此場合には單にオイヒ
トといふべきである。【参照】 オキナ

(雄畧)

誰老女——タレヤシオミナゾ〔記傳〕

オミナは老女の敬稱である。【参照】 オミナ

守志——ココロザシをマモリ

記傳に志をミサチと訓したのは従はれぬ。ミサチは古語ではない。

【参照】 ミサチ

美母呂能 伊都加斯賀母登 加斯賀母登 由々斯伎加母 加志

波良袁登賣

御諸のいつ極が本かしが本ゆゝしきかも極原少女

【参照】 ユニシ

比氣多能 和加久流須婆良 和加久閉爾 章禰豆麻斯母能 淤

伊爾祢流加母

引田の若栗栖原若くへにひ寝てましももの老いにけるかも

【参照】 ヒケタ

丹指袖——ニスリのソデ〔記傳〕

指は摺の正字である。

美母呂爾 都久夜多麻加岐 都岐阿麻斯 多爾加母余良牟 加

微能美夜比登

御諸に築くや玉垣築きあましたにかも倚らむ神の宮人

【参照】 ツクヤタマカキ、ミヤヒト

久佐加延能 伊理延能波知須 波那婆知須 微能佐加理毗登

登母志岐呂加母

日下江の入江の蓮花はちす身の盛り人ともしきろかも

參照 トモシ、ハチス

阿具良草能 加微能美豆母知 比久許登爾 麻比須流袁美那

登許余爾母加母

吳床居の神の御手もち弾く琴に舞するをみな常世にもかも

參照 アグラキ、トコヨ

蛭—アム

蛭は蛇の古體であらう。

美延斯怒能 袁牟漏賀多氣爾 志斯布須登 多禮會意富麻弊爾

麻袁須 夜須美斯志 和賀淤富岐美能 斯志麻都登 阿具良爾

伊麻志 斯漏多閉能 蘇豆岐蘇那布 多古牟良爾 阿牟加岐都

岐 會能阿牟袁 阿岐豆波夜具比 加久能基登 那爾於波牟登

蘇良美都 夜麻登能久爾袁 阿岐豆志麻登布

み吉野の おむろが嶽に 獸伏すと 誰そ大前にまをす」やす

みしし 我が大君の しし待つと 吳床にいまし 白たへの

袖着そなふ 手こむらに 蛇かきつき 其あむを 蜻蛉はや食

ひ かくの如 名に負はむと 空みつ 大和の國を あきつし

まとふ

參照 チムロがタケ、ソテキノナフ、タコムラ、アキツ、ソラミツ

夜須美斯志 和賀意富岐美能 阿蘇婆志斯 志斯能 夜美斯志
能 宇多岐加斯古美 和賀爾宜能煩理斯 阿理袁能 波理能紀
能延陀

やすみしし 我が大君の 遊ばしし 獸の やみ獸の うたき
恐み 我が遁け上りし あり丘の 榛の木の枝

天皇の御製とあるが、紀の傳承のやうに舍人の作とすべきであらう。

參照 ウタキ、アリチ

鹵簿—ミユキのツラ

天武紀の舊訓による。

相似不傾—アヒニテワカチナシ

傾は記傳の説の如く頡の誤寫であらう。ツカレズと訓むよりもツカチ
ナシの方が穩である。

雖三惡事二而一言、雖三善事二而一言、言離之神—マガコトモヒ

トコト・ヨゴトモヒトコト・コトサカのカミ〔記傳〕

有二字都志意美不覺白而—ウツシオミナレバサトラザリ

キトノリタマヒテ

記傳に有…者をマサムトハと訓したのは無理である。天皇御自身が

「現シ大御身ナレバ」と仰せられたのである。オミはオホミミ(大御身)

の約である。

滿三山末

滿は誤字であらう。記傳には降の誤としてクダリマシテとあるが、山

末は山上のことであるから、山上より降ることを降三山上とはかきや
うがない。或は漏の誤りでクキテと訓むのかも知れぬ。

袁登賣能 伊加久流袁加袁 加那須岐母 伊本知母賀母 須岐

波奴流母能

少女のい隠くる岡を金釧も五百箇もがもすき撥ぬるもの

麻岐牟久能 比志呂乃美夜波 阿佐比能 比傳流美夜 由布比

能 比賀氣流美夜 多氣能泥能 泥陀流美夜 許能泥能 泥婆

布美夜 夜本爾余志 伊岐豆岐能美夜 麻紀佐久 比能美加度

爾比那閉夜爾 淤斐陀豆流 毛毛陀流 都紀賀延波 本都延波

阿米袁淤弊理 那加都延波 阿豆麻袁淤弊理 志豆延波 比那

袁淤弊理 本都延能 延能宇良婆波 那加都延爾 淤知布良婆

閉 那加都延能 延能宇良婆波 斯毛都延爾 淤知布良婆閉

斯豆延能 延能宇良婆波 阿理岐努能 美弊能古賀 佐佐賀世

流 美豆多麻宇岐爾 宇岐志阿夫良 淤知那豆佐比 美那許袁

呂許袁呂爾 許斯母 阿夜爾加志古志 多加比加流 比能美古

許登能 加多理基登母 許袁婆

まきむくの 日しろの宮は 朝日の 日照る宮 夕日の 日か

げる宮 竹の根の 根足る宮 木の根の 根延ふ宮 八百土よ

し いき築の宮 まきさく 日の御門 新なへ屋に 生ひ立て

る 百足る 槻が枝は 上枝は あめをおへり 中つ枝は あ

づまをおへり 下枝は 夷をおへり 上枝の 枝の末葉は 中
つ枝に 落ちふらばへ 中つ枝の 枝の末葉は 下つ枝に 落
ちふらばへ 下枝の 枝の末葉は あり衣の 三重の兒が さ
さがせる 瑞玉うきに 浮きしあぶら 落ちなづさひ みなこ
をろこをろに 此しも あやに惶し 高ひかる 日の皇子 言
の かたり言も 此をば

參照 マキムク、ヒシロのミヤ、ヤホニヨシ、イキツキの宮、フラバ
へ、ヒナチオヘリ、アリキヌ、ウキ、ナヅサヒ、ミナコチロコチロ

夜麻登能 許能多氣知爾 古陀加流 伊知能都加佐 爾比那閉

夜爾 淤比陀流豆 波毗呂由都麻都婆岐 會賀婆能 比呂理伊

麻志 會能婆那能 豆理伊麻須 多加比加流 比能美古爾 登

余美岐 多豆麻都良勢 許登能 加多理基登母 許袁婆

大和の 此の高市に 小高る 市のつかさ 新なへ屋に 生ひ

立てる 葉廣ゆつま椿 其が葉の 廣りいまし 其の花の 光

りいます 高光る 日の皇子に 豊御酒奉らせ ことの かた

り言も 此をば

參照 コダカル、ツカサ、ニヒナヘヤ

毛毛志記能 淤富美夜比登波 宇豆良登理 比禮登理加氣豆

麻那波志良 袁由岐阿閉 爾波須受米 宇受須麻理章豆 祢布

母加母 佐加美豆久良斯 多加比加流 比能美夜比登 許登能
 加多理基登母 許袁婆
 百しきの 大宮人は うづらとり ひれとりかけて まなはし
 ら 丘行きあへ 庭雀 うすすまり居て 今日もかも さかみ
 づくらし 高光る 日の宮人 言の かたり言も 此をば

【參照】 モモシキ、ウヅラトリ、マナバシラ、サカミヅク

美那會曾久 淤美能袁登賣 本陀理登良須母 本陀理斗理 加
 多久斗良勢 斯多賀多久 夜賀多久斗良勢 本陀理斗良須古
 水そぐ おみの少女 ほだり執らすも ほだり執り かく
 執らせ 下かたく 彌かたく執らせ ほだり執らす兒

【參照】 ミナソング、ホダリ

夜須美斯志 和賀淤富岐美能 阿佐斗爾波 伊余理陀多志 由
 布斗爾波 伊余理陀多須 和岐豆紀賀斯多能 伊多爾母賀阿世袁
 やすみしし 我が大君の 朝には い倚り立たし タには
 い倚り立たす 脇つきが下の 板にもが あせを

【參照】 ツキツキ、アセテ

爲詠曰

記傳にはナガメコトシツラクと訓してあるが、宣長説の如く引聲の意
 ならばノベコトとか、コハビキとか外にもいひやうがあつた筈で、「長

め言」といふやうな無理な造語が存したとは思はれぬ、眞淵説の如く
 ウタヒタマハクと訓する方が無難のやうである。

物部之 我夫子之 取佩 於三刀之手上 丹盡著 其緒者
 載赤幡 立赤幡見者 五十隱 山三尾之 竹矣訶岐刈 末押
 糜魚管 如調八弦琴 所治賜天下 伊邪本和氣 天皇之御
 子 市邊之 押齒王之 奴末

ものべの 我が夫子が 取佩く大刀の 櫛に 丹かきつけ
 其緒には 赤布裁ち 赤幡を 立て見れば い隠る 山のみ尾
 の 竹をかき刈り 末おしなびけ 魚な簀結ひ 八つの緒琴を
 ととのふるごと 天の下 知らし賜ひし 伊邪本和氣 天皇が
 御子 市の邊の 押齒の皇子の 家つ子らま

【(一)】 記傳にはモノノフノと訓してあるが、モノノフはモノノベの轉訛
 で、此ころはまだ獨立した一語となつて居なかつた筈である。

【(二)】 トリハケルと訓するは非。一般的にいうたのであるから、トリハ
 ク大刀とつづかねばならぬ。

【(三)】 盡は盡の誤寫であらう。

【(四)】 載は裁の誤とする眞淵説可從。紐に赤布を裁つて用ひるといふこ
 とである。

【(五)】 記傳に赤幡立テ・見ユレハ五十隱と二句に訓んだが、見ユレバとし
 ては意をなさぬ。此は皇子が赤幡を手にして舞ひながら口吟せられ
 たので、所作を胸中に描いて解釋すべきである。——「赤布裁ち」ま
 では赤幡の序である。

大匠 をぢなみこそ 隅傾けれ

【參照】 ナヂナシ

意富岐美能 許許呂袁由良美 淤美能古能 夜弊能斯婆加岐
 伊理多多受阿理

大君の心をゆらみ臣の子の八重の柴垣入りたたずあり

【參照】 ユラミ

斯本勢能 那袁理袁美禮婆 阿蘇毗久流 志毗賀波多傳爾 都
 麻多互理美由

潮せのなをりを見れば遊ひ來る鮪がはたてに妻立てり見ゆ

【參照】 シホセのナチリ

意富岐美能 美古能志婆賀岐 夜布士麻理 斯麻理母登本斯
 岐禮牟志婆加岐 夜氣牟志婆加岐
 大君の 皇子の柴垣 八節縛り しまりもとほし 斷れむ柴が
 き 焼けむ柴垣
 意布袁余志 斯毗都久阿麻余 斯賀阿禮婆 宇良胡本斯祢牟
 志毗都久志毗

大魚よし鮪つくあまよ其が現ればうら戀ほしけむ鮪つくしび

【顯宗】

阿佐遲波良 袁陀爾袁須疑豆 毛毛豆多布 奴豆由良久母 淤

【(六)】 記傳に訶岐の上に「本」の字を補うて訓したのは、或は當つて居る
 かも知れぬが、我々はよみ得る限り原文に手をつけぬやうにする義
 務がある。此句の如きも「竹チカキカリ」というてもよく意が通じ、
 口調も整うて居るから、強て改作するにも及ぶまい。

【(七)】 箒が簀の誤字又は變體なることは既に述べた(第四頁)。右の外に
 も誤字があるので、宣長は之を讀み得ずして、假に末オシナビカス
 ナスと訓したが、ナスといふ助語は動詞の終止法を受けることの出
 來ぬものである。案するに糜は麻、糸の二字で、糜、結の省割と見る
 べく、末押糜、結、魚簀の二句に分れるのであらう。後の句はナナス
 (魚の簀)結ひと訓み、次のヤツをいひ起さんが爲の序と思はれる。
 ——ナナは七、ヤツは八。

【(八)】 調はシラブルとも訓むが、トトノフルといふ方がよい。次の天の
 下にもかゝるのである。

【(九)】 記傳にはナサメタマヒシと訓してあるが、所の字が刺るから、シ
 ラシと訓む方がよい。

【(一〇)】 記傳にはヤッコ・ミスエと訓してあるが、右の如き倒叙法は古言
 には例がない。案するに奴は借字で、「家つ子」の意であらう。書紀
 及播磨風土記にはヤッコラマとあるから、奴末の二字は之に倣うて
 ヤッコラマと訓すべきである。——ラは接尾語、マはハの音便。

意富美夜能 袁登都波多傳 須美加多夫祢理

大宮の 遠つはたて 隅傾けり

【參照】 ナトツハタテ

意富多久美 袁遲那美許會 須美加多夫祢禮

岐米久良斯母

あさ茅原をたにを過ぎて百つたふ鐸ゆらぐもおき女來らしも

參照 アサチハラ、モモツタフ、ヌテ、オキメ

意岐米母夜 阿布美能淤岐米 阿須用理波 美夜麻賀久理呂

美延受加母阿良牟

おき女もや近江のおき女明日よりはみ山がくりて見えすかもあらむ

能見、志米岐其老所在——ヨクミテ其オイヒトのアリカを

シメキ

記傳にヨクミシメキと續けて訓み、老人が能く見占めたか、若くは他の人が「能く見占めることを稱へたるにやあらむ」と説いたのは聊曲鮮の嫌がある。

從父——ヲヂ

古語では伯、叔、從父皆ヲヂである。

(總體)

神崎郎女次……

次の字以下眞福寺本には

田郎女次田郎女次白坂活日子郎女次野郎女亦名長目比賣二柱

とあるが、二柱の數に合はぬのみならず、田郎女の二つ重なつて居るものもあるべからざる事であるから、記傳は書紀に照して上の「田郎女」

を「茨田郎女」に、次の「田郎女」を「馬來田郎女」と改め、其下に「三柱」といふ分註を加へ、更に二十字を補ひ、又活日子の子を削り、「野」を

「小野」と改記した。紀の傳承が絶対に正確であるといふ證據のあらはれぬ限り、我々は猥に古書を改竄することを避けて、眞面目に研究して見る義務があると思ふ。

第一に近江の人黒比賣を母とし、同じく近江の神崎を以て名とする皇女の妹姫がマンガ(河内の地名)を稱呼としたとは思はれぬ。紀に之を神崎皇女の妹としたのは誤で、茨田連の女關姫の所生茨田大郎女の外に今一柱茨田郎女といふ皇女があつたのではあるまいか(古事記には書きもらしたのであらう)。馬來田はマガタ(マウタ)の假字で、マンガ(マウタ)と同一語であるのを二柱にわけたのも疑とせればならぬ。又野及白坂は近江國にある——或は有り得る——地名であるから、之を黒比賣の所生とする方が至當である(語誌參照)。其故に私は上記眞福寺本原文中「次田郎女」の四字を衍として左の如く解讀した。

神崎郎女次田郎女次白坂活日子郎女次野郎女亦名長目比賣^{四柱}後^{三柱}に御子等並十九王^{男七}とある數に合はぬのは上記茨田大郎女及茨田郎女を脱したからである。

丸高王——マルコのミコ

マロコと訓んでもよい。マル(稀)子の意で、固有名ではないから、次にも麻呂古王といふ皇子が二柱も見える。紀には梶子王とある。

物部荒甲——モノノベのアラカヒ

紀に齋鹿火とあると同人である。

(欽明)

櫻井之玄王——サクラキのユミハリのミコ(記傳)

玄は弦の畧字。和名抄に弦はユミハリと訓してある。

泥梯王

紀には此皇女に相當するものを舍人皇女としてあるので、梯を杼の誤とし、更に泥と上下したものととしてトネと訓するものがあるが(記傳)餘りに念の入り過ぎた間違であるといはねばならぬ。泥が誤字で何ハシとよむものとも考へ得られる。姑く疑を存する。

(敏達)

坂騰王——サカトのミコ

記傳は東大寺文書によつてサカノホリと訓み、添上郡の地名としたが、平群郡坂門(和名抄)をいふものではあるまいか。

老女子——オイメコ又はオキメコ

記傳にはオミナコと訓してあるが、オミナは唯の老女の意でないことは屢々述べた通りである。參照 オキメ

(用明)

倉首——クラのオヒト

倉首はクラヒトといふカバネなりとする記傳の説は従はれぬ。クラヒトは倉吏、クラのオヒトは屯倉の長である。萬葉集には河内藏人首麻呂といふ名も見える。

飯之子(眞福寺本)——イヒノコ

飯女之子(諸本)——イヒノメノコ

記傳には飯女之子を取り、イヒメノコと訓して父の名ヒロ子と紛れたのであらうといふが、其はイヒが族名であることに気がつかなくつたからで、飯之子、飯女之子いづれでもよいが、上記の通り訓すべきである。參照 イヒ、イヒノコ

石寸腋上——イシキのワキカミ

記傳に寸は村の畧字、腋は池の誤としてイハレのイケカミと訓したが、其は紀の磐余池上陵に牽強したもので承服が出来ぬ。紀によれば此天皇の妃に蘇我の石寸名姫(法王帝説には伊志古那郎女とある)があるから、イシキは地名で、其地に假葬した後日科長陵に移しまゐらせたのであるかも知れぬ。腋上は地形の稱呼である。

日本書紀

【卷第一】

葦牙——アシカビ〔舊訓〕

見野尊——ミノの尊

國の字を補うて國見野とした本もあるが、豊國主尊の一名としては見野尊よりも更に縁が遠いやうに思はれる。「國」をクの假字に用ひたのではないかといふ通釋の説はとらぬ。國權をクズと訓む例もあるが、其は國を以てクの音を表示したのではなく、ケニス(國柄)の連濁である。コモリクを隱國とかくこともあるが、其は意譯であつて、國はクの假字ではない。

伊弉諾、伊弉冊

古來イザナギ、イザナミと訓み來つたが、諸冊(冊)をナギ、ナミの假字に用ひた例はない。宣長が冉の誤で、丹に通じ、音ナムであるといふ説を發表してから之に雷同するものも多いやうであるが、假に冊が冉の誤であるとしても、之をナムと讀むことは普通の發音ではない。此の如き希有の音を用ひることは後世文字を弄する徒ならばいざ知らず、

發音轉寫に最も意を用ひたとおもはれる本書にはあり得べからざることであるから、此兩神にイザナギ、イザナミ以外の異稱があつて、伊弉諾、伊弉冊の字を以つて譯せられたのではないかと考へて見る必要がある。字音を以て推讀すると伊弉諾はイサナ、伊弉冊はイササであらう。——參照イザナギ、イザナミの命

意哉遇可美少男焉——アナウレシ・エヤ・ウマシフトコニアヒヌ

〔少男此云三鳥等孤〕

釋日本紀の訓可從。一書の研哉可愛少男の訓に従つてアナニエヤ・エナトコナと讀むものもあるが、餘りに字を離れ過ぎる嫌がある。意は研とは決して同意でないのみならず、此文には遇といふ字が添へてあるのである。

爲胞——エトシ

胞にあたる古語は明記せられたものがないが、口語ではエナといひ慣はして居るから、原語はエであらうと思ふ。——ナはムナ(身)のナと同じく接尾語である。——されば舊事紀には先生天八洲^{エトシテ}一兄生^{エトシテ}淡路洲とあるのである。

化作、化豎——ミタテ

舊訓に兩者共にミタテ(ミタツ)と點してある。化をミと訓むべき理由はないから、ミタテといふ古語の意譯で、神力を以て造立する義と解して化の字を用ひたのであらう。

研哉——アナニエヤ〔研哉此云阿那而惠夜〕

研哉をアナニエヤと訓むべき理由がないから(語誌アナニヨシ、エヤの項を見よ)、全然意譯とおもはれる。次の美哉も同じくアナニエヤと訓むのであらう。——**參照** アナニエヤ

神武天皇三十一年の條下にある研哉は之と異り、アナニヤといふと訓註してある。

可愛——エ〔可愛此云哀〕

哀は於希の切で、イ又はエと發音し得るのである。

妹自左巡——イモハヒダリヨリメグレ

釋紀に妹の字をイロトと訓し、正相對而言之則謂イロト、若遙相言之則謂ナニモと説いたのは言語學的根據のない憶斷である。ナニモは汝妹、イロトはイロ(舍)オト(弟)の義で、共に妹といふ字の訓ではない。こゝでは字によつてイモと讀んで差支がないと思ふ。——**參照** イロセ、イロモ、ナニモ

遂爲三夫婦

舊訓ミトノマグハヒシテとあるのは、此語句を交接の意なりとする俗説に基くもので、其妄なることはいふまでもない。古語で讀むことを要するとならばミアヒマシテ又はメチトナリマシテといふべきである。

大日靈貴——オホヒルメのムチ〔此云於保比屢咩能武智〕

らう。

飢時——ウエマセルトキ

舊訓にヤハシカリシ、通釋にウヤシカリシとしたのは古語めかす爲であらうが、ヤハシは飢の意ではなく、ウヤシ(ウエ)の形容詞形は昔も今も用例がない。

土俗——クニヒト

釋紀によれば古點はクニヒトであるが、御嶽峨天皇の御名を諱むため畧してヒトと讀むとある。今では其必要はあるまい。

倉稻魂——ウケのミタマ〔此云三介能美挖磨〕

刊本には介の字にわざわざカと振假字してあるが、介はケと訓む方が至當で、語義からいうてもウカはウケの轉音である。其故に大殿祭の祝詞にも和名抄にも之をウケとして、俗にウカのミタマといふとあるのである。——**參照** ウケノミタマ

少童〔此云三和多都美〕

文意からいうても海神即ちワタツミ(正しくはワタツチ)であらねばならぬが、何故に少童といふ字を用ひたかといふことは説明せられて居らぬ。神武紀に海童とあるは、支那人が戯に海神を表示するに用ひた文字で、神童とした例もあるが、少童の出典は尙考へ得ぬ。——**參照** ワタツミ

山祇——ヤマツチ

舊訓ヤマツミとあるが、ツミは神祇の意ではなく、又ツチの音便ともいひ得られぬから、正しくはヤマツチと訓まればならぬ。但し之をヤ

靈は靈女の合字である。

有三勇悍以安忍。且常以三哭泣爲行

此十三字は古事記の啼伊佐知伎に相當するもので、イサチを有三勇悍以安忍と譯し、ナキを以三哭泣爲行としたのであらう。舊訓に勇悍以安忍をタケクイブリとしたのは尙可なりとしても、哭泣をナキイサツルと訓んだのは理由のないことで、既に上に勇悍とあるから、イサツルというては重複する。此句を字について讀めば、イサチイブリ、マツネニネチナキであらねばならぬ。——**參照** イブリ、イサチ、ネチナク

令天折——アカラサマニシナシム

釋紀にアカラサマニスと訓し、シナシムの點は讀むべからずとある。其意はアカラサマニシナシムと讀むべきであるが、シナシムといふ語を差ひかへよといふことであらう。これは御前講讀の例で、すべて不吉な語を忌むたのであるが、平常は其遠慮の必要がないから、アカラサマニシナシムと讀むべきで、音讀してもよい。——**參照** アカラサマ

白銅鏡——マスミのカガミ〔舊訓〕

常好三哭志——ナキフツク〔舊訓〕

哭志の二字は記の啼伊佐知伎にあたるものであるが、ナキフツクも之と同義であるから姑く之に従ふ。

悶熱懊惱——アツカイナヤム〔舊訓〕

イをヒにあらためたのは賢らである。アツカイはアツガリの音便であ

マツミ(山住)と混同したのは記録以前からのことであるらしい。——**參照** ヤマツチ、ヤマツミ

頭邊——マクラベ〔此云三摩苦羅陸〕

脚邊——アトヘ〔此云三阿度陸〕

哭泣流涕——ネヲナキタマフ

舊訓にナキイサチカナシビタマフとあるが、イサチ(勇)るべき場合ではなく、カナシビ(悲)といふ語は文字にはあらはれて居らぬ。

五百箇磐石——イホツイハホ

舊訓イナツイハムラとあるのは記の湯津石村に倣うたものであらうが、ユツには多數といふ意はなく、磐石はイハムラとは訓み得ぬ。又「湯津石村に走り就いた」(記)といふのと「五百箇磐石となつた」とあるのを同一視することは出来ぬ。こゝは字によつてイホツイハホと讀むべきである。——**參照** ユツ

靈——オカミ〔此云三箇美〕

靈は靈龍の合字であらう。

吾夫君——アガナセ〔此云三阿我儺勢〕

滄泉之竈——ヨモツヘクヒ〔此云三譽母都併偶比〕

食の字一本には食とある。——**參照** ヨモツヘグヒ

乘炬——タビ〔此云三多妣〕

膿沸虫流——ウミワキウジタカル

舊訓ウナワキウジタカルとあるが、膿は和名抄瘡類中にウム又はウミ

シルとあつて、ウナといふ訓は見えぬ。ウムは物の熟することであるから、こゝもウミ(又はウミシル)と訓むのが至當であらう。又流にもタカルといふ訓はないが、之は古事記に假字書してある通り、ウジタカレといふ古語の意譯であらうと思はれるから、姑く舊訓に従ふ。

不須也凶目汚穢之國——イナシコメケガレノクニ

訓註に此云ニ伊能之居梅根多能根^{イナシコメケガレノクニ}とあるが、イナシコメ(不須也凶目)はよいとしても、汚穢之國をキタナキクニと讀むことについては疑がある。第一にキタナキ(カタナキ)の轉——無型)が汚穢を意味する古語であらうとは思はれぬ。第二にキタナキクニと讀ませる爲には之の字が邪魔になる。案するに訓註は既に古語の傳が絶えた後、當時の口語を以て施されたものであらう。——字について讀むとすればケガレノクニであらねばならぬ。

不_レ用_二要言_一

舊訓にチギリシコトナモチヒズシテとあるが、チギリといふ語は萬葉集にすら用ひられた例がないから、古語であらうとは思はれぬ。要言の二字サダメシコトと訓すべきか。尙可_レ考。

放屁——ユマリ

訓註に屁此云ニ愈磨理^{ユマリ}とあり、放屁の二字にユマリマルと訓してあるが、マリの原義は漏泄であるから、之を重ねていふに及ばぬ。ユマリヌ又はユマリシタマフと訓すべきである。

建_二絶妻之誓_一——コトサカをタツル

絶妻之誓此云ニ許等度^{コトサカ}と訓註してあるけれども、コトトといふ語には誓といふ意は少しも含まれて居らぬから「語詁」、義譯としても餘りに

である。——^{タダヘリ}

此本號曰_二來名戶之祖_一神_一焉

此一句は本文ではなく、後人の書入であるといふ説が當を得て居るやうである。祖神は舊訓にオホチの神とある。祖は借字で大(靈)の神といふことであらう。篤胤は之をサへの神と改めたが、祖をサへと訓むべき理由がない。——和名抄に道祖、サへのカミ、風俗通云共工氏好_二遠遊_一故其死後祀爲_二祖神_一とあるのは道祖といふ語の所由説明で、祖神をサへのカミと訓めといふ意ではあるまい。——假にサへのカミの意を以て記述せられたものとすれば、祖の上に道を脱したものと見ればならぬが、クナトのオホチと訓んでもよく意が通ずるから、之を誤寫と斷定することは出来まい。——^{クナトのオホチの神}

稚雷——ワカイカツチ〔舊訓〕

ワカイカツチと訓んでも差支はないが、わざわざ讀み改める必要もあるまい。

族也——ウカラヤ〔舊訓〕

盟之——コトサキテ

舊訓ウカウテとあり、玉屋本にチカヒテとし、或はウケビテと改めたものもある。ウカウはウケフの音便か、チカフの誤寫か不明であるが、いづれにしても此場合に用ひらるべき語ではない。上代盟誓には肯定的(ウケビ)と否定的(コトサカ)との二方面があつたやうで、こゝは後者即ちコトサカに屬するから、之が活用と見てコトサキテと訓まねばならぬ。——^{コトサカ}

事解之男——コトサカノヲ〔舊訓〕

かけ離れ過ぎる。恐らくは紀の筆者もコトドナラタス(又はタツル)と讀ませようと思つて此字を用ひたのであるまい。次の一書に泉津^{コト}事解神といふ名が擧げられて居る所を見ると、コトサカと讀むべきものと思はれる。大化令に夫に嫌はれて捨てられ、自ら身を落して婢となつた女を事取(コトサカと訓む)之婢と記してあるのを見ても絶縁の辭も亦コトサカの一つであつたことが知られる。一本に妻を要と改めたものがあるが、理由のないことである。——^{コトサカ}

岐神——チマタのカミ

訓註に此云ニ布那斗能加微^{チマタ}とあるが、岐はチマタといふ字で、其神をチマタの神と稱へたのを、後世フナト(墓地)の神と混同したものと思はれる。これは杖から化生した神であるから、字の通りチマタの神と訓む方がよい。國讓傳説に二神將の嚮導となつたとあるのを見ても、フナトの神とすることは出来ぬ。——^{フナトの神、チマタの神}

噫泣悲恨——ナキフヅク

舊訓にナキイサチフヅクとあるが、イサチに當る字はない。上記哭悲(第百頁)と同義としてナキフヅクと訓むべきである。

鎌——シキ〔此云ニ之伎〕

殞斂之處——モガリのトコロ〔舊訓〕

脹滿太高——ハレタダヘリ〔舊訓〕

太高をタダヘリと訓む譯がないから義譯なることは勿論である。通釋にはハレを誤寫としてタダへと改めたが、タダヘリはタタへの自動詞形

泉守道——ヨモツチモリ

泉の字の下に「津」を補うた本もある。其有無にか、はらず、泉一字をヨミ又はヨモツと訓むことは聊無理であるが、次にも親見(泉國)といふ句があるから、漢文の泉下などいふ例に倣うたのであらう。守道もまた道守を漢めかして書いたものと思はれるから、姑く舊訓に従つてヨモツチモリと讀んで置く。或はヨミモリと訓し、チモリとは全然別の意味であるかも知れぬ。若し然りとせばチは靈を意味し、モリは山守、田運問守の如く管領の義とも解せられるのである。

怯——ヨワシ

舊訓には通例此字をツタナシ又はチチナシとしてあるが、此訓の適切でない場合がある。例へばイザナギの命が始爲_レ族悲及思哀者是_一吾之怯矣とある怯の如きは「拙し」としては意をなさぬ。案するに此場合にヨワシと訓するのであらう。

菊理媛——ククリヒメ〔舊訓〕

菊をククの假字に用ひたのはククタ(菊多)、ククマ(菊麻)の如き例もある。——^{ククリヒメ}

保食神——ウケモチのカミ〔此云ニ字氣母知能加微〕

毛鹿、毛柔——ケノアラモノ、ケノニコモノ〔舊訓〕

夫品物悉備_二貯之百机_一

百机は舊訓に従ひモモトリノツクエニと讀むべきであらう。舊訓には備の下に句讀を施してあるが、此文を味うて讀むと、其品物を備へ、さて百机に貯へたこと、解することは困難で、備貯の二字はつゞけて

讀まればならぬ。恐らくは此二字が舊訓のアザへにあたるのであらうが、アザへ(繼體紀にはアザハリと用ひた例がある)は交錯の意で、備貯又は貯の意にならうとは思はれぬ。貯は儲に通じ、マウケの意であるから、こゝでもモモトリのツクエニソナヘマケと訓むのであらう。

參照 アザへ

天熊(大)人——アメのクマのウシ

刊本には大の字なく、アメクマヒトと訓してあるが、三熊之大人と同一神のやうであるから(アメ、ミはいづれも美稱)、大の字を補うた信友校本を可とすべきである。參照 アメのクマのウシ

顛——ヌカ

頂化ニ爲牛馬顛上生粟とあるから、顛が頭頂を意味せぬことは明であるが、——玉屋本には顛とある——ヒタヒと訓むよりも語義上ヌカを可とする(第三頁)。

顯見蒼生——ウツシキアヲヒトクサ(此云宇都志根阿烏比等久佐)

陸田種子、水田種子——ハタツモノ、タナツモノ(舊訓)

莫々然

詩經に維葉莫々とあつて、註に茂密の貞也とある。舊訓にシナイ(ヒ)とあるのは意譯であらうが、餘り適切ではない。シジニオヒマなどいふべきであるが、音讀するも少しも妨がないことである。

日之少宮——ヒノワカミヤ(少宮此云倭柯美野)

姉——イロネのミコト

釋紀には師説にイロネとあるを不可としてあるが、其論據は第六四頁に述べたやうにナネは第三人稱、イロネは第二人稱であるといふ誤解に基づくものであるから、論ずるに足らぬ。スサノヲの命が實際天照大御神を姉とよばれたかどうか知らぬが、記の大蛇退治の段には我は天照大御神の伊呂勢なりと名乗られたとあるから、イロセ(イロネ)が二人稱でないことは明白で、こゝでも姉は敬語をそへてイロネの命と訓むべきであらう。

以之鼓盪、爲之鳴响

釋紀及舊訓に上の句をトドロキタダヨヒ、次の句をナリホエと訓してある。勿論音讀しても差支はないのである。

吾弟

舊訓アガナセのミコトとあるは前項「姉」について述べたやうに、明白な誤讀である。オトのミコト又はイロトと訓むべきである。

縛裳

舊訓に縛の字をヒキマツヒとしてある。こゝは音讀しても妨はないが國語に引直すとせばモチユヒテといはねばならぬ。裳の上からアユヒ(脚結)をつけられたので、ヒキマツヒ(引纏)というては意味が異つて來る(古俗誌)。

髻髻

舊訓にはミヅラ又はイナダキとある。記に髻にも鬘にもミスマルを卷き付けられたとあるので、之をもミヅラ、カツラと二つにわけて讀むものもある。いづれでも妨はない。

急握劍柄——ツルギノタカヒトリシバリ(舊訓)

陷股

舊訓ムカモモニフミオトシとあるが、フミオトシは妥當でない。記によつてフミナツミと訓むか、或はオトシイレといふべきであらう。

黒心、赤心——クラキココロ、アカキココロ

舊訓に黒心をキタナキココロとしてあるが、キタナキは前にも述べた通り型なしの音便で(第六頁)、古語でないのみならず、キタナキ心ナシといふは如何にも拙い語づかひである。赤心(アカキココロ)に對する語であるから、クラキココロと讀む方がよい。

濁心、清心

濁心も亦舊訓にはキタナキココロとあるが、キヨキココロに對する語としてはケガシキココロと訓むべきである。

子養——ヒタシタマフ(舊訓)

ヒタシは日足すといふ意である。

遠瀛——トホツミヤ(舊訓)

中瀛——ナカツミヤ(舊訓)

瀛は海中の聖地を意味する字である。

海濱——ヘツミヤ(舊訓)

海濱をヘツミヤと訓むべき理由はないが、遠瀛及中瀛に對する語として用ひられたのであるから、下に宮の字があるものとしてヘツミヤと稱へたのであらう。

當三新嘗之時——ニハナヒ(又はニヒナヘ)キコシメストキ

舊訓にニハナイとあるのはニハナヒの音便で正しい訓である。さりながら今ではニヒナへと稱へ、是も亦正しい古語であるから、ニヒナへと訓んでもよい。宣長等がいふやうにニハナヒ其他此字に對する紀の舊訓は正しからずとするのは考の至らざるものである。

放尿於新宮

釋紀に放尿をケガシスと訓めとあるのは御講の場合に限ることで、次の送蕘の例によりクソマルと訓するがよい。新宮をニハナヒ(ニヒナヘ)のミヤと讀むのは義訓である。

忌部遠祖

忌部の次に「首」といふ字を加へた本がある。忌部は部族を意味し、忌部首は其中の或る家柄を指稱する語で、通例「の祖」とあるのは部族(又は氏族)全員の祖をいふのではなく、首長の先祖を意味するのであるから、連、首等のカバネのついたのを正しとすべきであるが、次に忌部遠祖太玉命、玉作部遠祖豐玉の如く、カバネを記さぬ例があるから、尙本の儘に讀むべきである。恐らくは太玉命は實在人ではなく部民全部の理想の祖先であつたのであらう。古語拾遺に忌部と齋部とをかきわけ、且齋部宿禰の祖としたのは忌部氏が自族の出自を神聖にする爲の作意と思はれるから信憑するに足らぬ。

俳優——ワザオギ

舊訓にワザチギとあるが、チ、オの誤用は或る時代の通弊で、語義上ワザオギであらねばならぬ。參照 ワザオギ

覆槽置——ウケフセ(此云于該布世)

釋紀は此訓註に従はず、師説によつてウケフネ(又はウケフセ)フミト

ドロカシと訓し、今既云ニ覆槽蓋標ニ其聲ニ故遠尋ニ古記加讀此辭としたのは道理のないことである。訓註に従うてウケフセと讀むべきである。

嗟樂——エラギアソブ

舊訓エラギスルとある。エラグをエラギスルといへぬことはないが、不必要に語を加へるのは古の語法でない。又エラグは嗟一字を以て十分表示し得るから、樂の字をそへたのは咲ひ樂むといふ意であらねばならぬ。姑くエラギアソブと訓んで置く。

稚日女尊——ワカヒルメのミコト〔舊訓〕

日女はヒメとも讀み得るが、尊をいふ字を用ひたのは、至貴曰尊、自餘曰命とある此書劈頭の註に従へば、天照大神の近親とせられたからで、大日靈貴(この日も亦ヒの意である)と同じく、尋常のヒメ(日女、姫)と區別して、ヒルメと訓ませるつもりであつたと思はれる。

圖造

「畫き作る」若くは「カタドリ作る」といふ意であらうが、エカクは古語ではなく、カタトリというては次のミカタ(象)のカタと重複する嫌があるから、二字を以てツクルと讀むべきであらう。舊訓にはアラハシツクルとある。

招禱——ネギ

舊訓にナギとあるが、ナギは「愛」から派生せられた語で、禱の意はない。私記にネギと訓したのに従ふべきである。

奉造之神。

神の字舊訓にミカタとある。神をカタと訓むべき理由はないが、神體の意を以て訓したものと思はれるから、姑く之に従ふ。此ミカタはカガミ(鏡)のことである。——參照 カタ、カガミ

日前神——ヒノクマのカミ

舊訓にヒノマヘとあり、和名抄流布本には日前神戸にヒサキと旁訓してあるが、篤胤の攷證に従うてヒノクマと訓むべきであらう。大和國高市郡檜前郷も和名抄には比乃久末と訓してある。

亘以絡繩——アゼナハラヒキワタス

亘の字刊本に冒につくり、釋紀はウルマテと訓し、引亘す意と解いたが、纂疏に亘としたのを正しとする。絡繩は舊訓アゼナハとあり、糾繩の義としてあるが、絡と糾とは字義が全く相違するから、誤寫にあらずとせば、絡をメグラスといふ意味として、シメナハと意訓すべきものであらうと思ふ。さりながらアゼナハといふ語もあり得るから、姑く舊訓に従ふ。

送養——クソマル〔此云ニ俱蘇摩屢〕

御席——オホミクラ

舊訓ミマシとあるが、マシを坐とかくのは借字で、マシの本意は御爲であるから、御御爲といふ語は成立せぬのみならず、席の意にもならぬ。強ひていへばイマシ——彦坐玉の如く——にミをそへた、ミ、イマシの約ともいひ得られるが、其よりもミクラと讀む方が適切で、ここでは天照大御神の神座をいふのであるから、オホミクラと稱すべきである。

不平——ヤクサミタマフ〔舊訓〕

野薦——ヌスズ

一本に薦とあるは誤寫であらう。薦は物の不鮮なることを意味する字で、植物名ではない。薦は細草又は茂草の意から轉じて褥蓆の意に用ひられ、我國ではコモと訓するを例とするが、之を作る材料を表示するにも轉用せられ、スズ又はスズキと訓ませたのである。語義からいへばスズもスズキも同一で、禾草科植物を意味するのであるが、スズキといふ語は薄に専用せられるやうになつたから、之と混同せざらんが爲めスズと訓むことを可とする。且スズキといふよりも口調がよい

參照 スズ、スズキ

祓具——ハラヘツモノ〔此云ニ波羅閉都母能〕

以ニ神祝ニ祝之——カムホギニホギマシキ

此云ニ加武保作枳保作枳と訓註してあるが、ホザキよりもホギの方が古い語であり、「以」の字を冠してある所を見ても上の「祝」は副詞と見ればならぬ(第四頁參照)。

手端吉乘——タナスエノヨシキラヒ〔此云ニ多那須衛能余之岐羅毗〕

足端凶乘——アナスエノアシキラヒ〔舊訓〕

遂以神逐之理逐之——カムヤラヒニヤラヒキ

訓註に逐之此云ニ波羅賦とあるが、追ヒハラフ意にハラフといふ語を轉用するやうになつたのは寧ろ後世のことであるから、波は夜の誤寫と見るべきである。又之理の二字も舊訓には以ニ神逐之理と點してあるが、理に適はぬ語つかひであるから、此五字をカムヤラヒニにあてたものと見るべきであらう。

天邑並田此皆良田

邑並田は舊訓ムラアハセタとあり、或はムラナミタと訓むべしといふ説もあるが、玉屋本に天邑並此良田とあるのが當を得て居るやうである。即ち並田は倒置としてアメノムラタ(天邑田)と訓み、御田の名稱と見るべきである。

天川依田——アメのカハヨリタ

川依田とカハラタと訓するものもあるが、姑く舊訓に従ふ。

天川口鋭田——アメのカハクチのトダ

刊本に川の字がないが、纂疏によつて之を加へることを可とする。

廢渠槽——シタヒハカチ

舊訓ヒハカチとあるが、ヒはシタビの畧稱である。——參照 シタビ

興臺産靈——ココトムスビ〔此云ニ許興等武須毗〕

所作——ハゲル〔舊訓〕

ハクは及物細工の意で、剥とも轉用せられる。或はツクルルと訓しても妨はない。

大諄辭——フトノリト〔此云ニ布斗能理斗〕

扇天扇國——アメヲドヨモシ・クニヲドヨモヨシ〔舊訓〕

弟——オトノミコト

舊訓にナセのミコトとあるが、ナセが二人稱なることは既述の通りである(第六頁)。オトのミコトは萬葉集九卷にも答向オトのミコトと用ひた例がある。

輻輳然解^{ヲモ}其左髻所纏五百箇御統之瓊纒^{ヲモ}

輻輳然此云乎謀苦留爾^{ヲモ}と訓註してある。此乎は瓊纒の綸をいふものであるから、舊訓のやうにタマノチヲナチモクルルと訓してはチ(綸)が重複する。輻輳然の三字を「解」につゞけてタマノチモクルルニトキと讀むべきであらう。次の瓊々の訓を参照すべきである。

瓊々

訓註に此云乎奴儼等母由羅爾とある。此は瓊響瓊々の四字に相當する訓であるが、瓊響の二字を省略したのであらう。記の之に相當する語句はヌナトモモユラとあるので、この乎は衍字であらうといはれて居るが、美稱の意を以てヌ(瓊)にナ(愛)を接頭したものとも解し得られる。釋紀にも此ヲを誤字とはして居らぬのである。――^{參照}モユラ

瓊端――ニノヲ〔舊訓〕

ニの尾の意である。端はハシと訓しても差支はないが、強て讀み改めるには及ぶまい。

可平安――サキクマシマセ〔舊訓〕

寸斬――ツタツタニキル〔舊訓〕

^{參照}ツタツタ

夜句茂多菟 伊都毛夜霸餓岐 菟麻語昧爾 夜霸餓枳菟俱廬

贈酒夜霸餓岐廻

八雲立ついつも八重垣妻こみに八重垣つくる其八重垣を

^{參照}記所載(第二〇頁)。

三名狹漏――ミナサモル

舊訓ミナサロとあり、宣長はミツナサモルと訓したが、前者は語義的根據なく、後者は清之繫の曲解から出發した附會説であるから、共に取るに足らぬ。姑く正應本の訓に従うてミナサモルとして置く。――^{參照}ミナサモル

清之繫、名坂輕彦――スガのツナ・ナサカルヒコ

舊訓スガのカケナサカカルヒコとあり、古寫本にはカキとあるさうであるが(通釋)、繫は湯山主の「主」に相當する語で、一種のカバネであればならぬ。記に河内の青玉とした人を紀に青玉繫と書いてある事によつても明である。恐らくはツナと訓むのであらう。宣長もさう讀んだが、之を下につゞけてツナサカカル(約してツナサカル)とし、一書の三名狹漏と同語と推定したのは餘りに込入つて居る。ツナは上記の如く上につゞくので、名坂輕彦はナサカル(坂を古語でサとのみも稱へたことは宣長の説の通りである)と訓すべきであらう。――^{參照}ツナ

祝部――ハフリ〔舊訓〕

酒八甕――サケヤハラ〔舊訓〕

山城風土記には造ニ八尋屋一竪ニ八戸扉一釀ニ八腹酒とある。ハラはミカのハラの意である。

長養――ヒタシタマフ〔舊訓〕

吉備神部――キビのカムトモ

舊訓にはカムトモノチとある。部一字をトモノチと訓むべき理由はな

五十猛――イタケル

舊訓イソタケルとあるが、イタケルと訓めといふ説が多いやうである。但し其根據とする大宗秘府畧記といふ書物は信賴するに足るものとは思はれぬ。紀伊國名草郡伊太祁曾神社は續紀によれば大寶二年まで大屋津比賣、都麻都比賣を合祀してあつたといひ、此二女神は紀の一書にも五十猛命の妹とあるから、イタケソの神と五十猛とは同一神とすべく、従つて五十はイと訓する方がよいやうである。

散、拔散――アカツ、ヌキアカツ〔舊訓〕

アカツはワカツ(頒)と同語である。

奥津寮戸――オキツスタヘ〔舊訓〕

將臥之具――フサムソナヘ

舊訓モチフサムとあるが、通釋に従つてフサムと訓む方がよい。

熊成峯――ワニナリのタケ〔舊訓〕

クマナリと訓した本があり、宣長はクマナスと訓み、ナスの約はヌなるが故に熊野のことであると説き立てたが、ヌを引延ばしてナスと發音するが如きことは國語には有り得ぬから(日本語學)、此訓は不可とせればならぬ。然らばクマ、ワニいづれに従うべきかといふに雄畧紀に久麻那利といふ地名が見え、韓語熊をコム(吾)渡津をヒ早といふ

から、クマナリと稱へたこともあり得べきであるが、ワニは熊の韓音(ウ)の轉呼で、久麻那利の外にワニナリという地が存したことも可能であるから、姑く舊訓に従ふ。

禁厭之法――マジナヒのノリ

禁厭は舊訓マジナヒヤムルとあり、私記にエムシヤムルとあるが、語義上マジナヒとした宣長の訓を正しとせればならぬ。

昆蟲――ハフムシ〔舊訓〕

大造之績

舊訓オホヨソのイタハリとある。イタハリ(勞)といふ訓には疑があるから音讀を可とする。

后――オホミメ

舊訓にキサキとあり、記傳、史傳以下之に従ひ、通證には君幸の義と説いたが、キサキをキサキと約し得ぬことは勿論、假に其説であるとしても古語では天皇をキミとはいはなかつたから、――オホキミとは呼稱したけれども――キサキは後の意にはならぬ。語義からいへばキサキは「私」の意で、后妃の宮居を私宮の意を以てキサキの宮と稱へた。古今集其他に假名書られたのは皆キサキ(イ)のミヤとあつて、キサキと呼び捨にすることはなく、口語でもオキサキ、又はオキサキサと稱へるのである。キサキの宮はいふまでもなく後代の稱呼であるから、上世の後妃をいふに用ひることは出来ぬ。既記の如くミメ(妃)、オホミメ(后)、オホミムカヒメ(皇后、嫡后)等の語を用ひるべきである(第二三頁)。

有二箇小男

舊訓チグナとあるが、チグナは男童の敬稱で、身長の大小にはかゝはらぬ。倭建命の如く軀幹偉大な御方をもチグナと申上げたのである。小男はコヒトであらねばならぬが、此の場合の如きは寧ろ音讀を可とする。

白菰——カガミ〔舊訓〕

和名抄にはヤマカガミとある。

一兒最惡——ヒトハシライトツラシ

惡の字舊訓にツラシとあるを可とする。ツラアシク〔延佳〕、サガナク〔宣長〕、アシク〔篤胤〕等の訓は皆此場合には適切でない。ツラクを不可としたのは此語の原義を解き得なかつたからであらう。〔參照〕ツラシ、サガナシ

【卷第一】

崇養——カタテヒタス〔舊訓〕

崇の字は他の場合にもカタテ、カタチと訓せられて居る。〔參照〕カタテ

螢火光神——ホタルナスカガヤクカミ

舊訓ホタルビノカガヤクカミとあるが、螢は借字で、ホタルは火照の義であらうと思はれるから、螢火の二字をあはせてホタルと讀み、宣長説の如くサハエナスアシキカミに對立せしめる爲めナスといふ語を加へて讀むべきである。〔參照〕ホタル

時代から今いふ綿のやうなものを意味したとは思はれぬ。神に捧げるユフ〔木綿〕を作るものと解すべきである。

熊野諸手船——クマヌのマトフネ

諸手の二字舊訓にモロタとあるが、萬葉集の用例によるとマテと訓すべきものである。こゝではマトフネと讀み俣舟の義とすべきであらう。〔參照〕クマヌのマトフネ

蒼柴籬——アヲフシカキ〔柴此云麻壁〕

船楫——フナのへ〔此云浮那能倍〕

異本には浮那波多とあり、和名抄には楫はフナタナ、大船旁板也とあるが、尙フナのへと訓むを可とする。〔參照〕フナノへ

倭文——シドリ

斯圖梨と訓註してあるから、シヅリとも讀み得られるが、其にしても音便によつてシドリと轉することが可能であるのみならず、淡路國三原郡倭文郷は和名抄に之止利とあるから、姑くシドリと訓して置く。

〔參照〕シヅ、シドリ

天磐座——アマノイハクラ〔此云阿麻能伊簸矩羅〕

此アマ(天)は美稱であるから、アメのイハクラと訓む方がよいかも知れぬ。

立三於浮渚在平處——ウキシマリ・タヒラニタタシ〔此云羽企爾磨梨陀毗邏而陀陀志〕

漢文としては無理な排列であるが、浮渚在立三於平處と字を置きかへて讀めばよい。語義は明白である。

蠅聲邪神——サバエナスアシキカミ

舊訓にサワエとあるのはハエの音便である。邪神はアラアルカミと訓んでもよい。〔參照〕サバへ

大背飯三熊之大人——オホセイヒのミクマのウシ〔舊訓〕

一本にオホセイヒと訓してあるからといって、其可否を研究せずして舊訓を排するのは不當である。

天國玉——アマのクニタマ〔舊訓〕

記にアマツクニタマとあるに倣うて訓するものもあるが、アマノといふも語義に相異はないから、強て改めるにも及ぶまい。但し其子の天稚彦をアメワカヒコと點じた舊訓は従はれぬ。父がアマの國玉ならば其子も勿論アマのワカヒコであらねばならぬ。

持傾頭者——キサリモチ〔舊訓〕

古事記には岐佐理持とある。〔參照〕キサリ

春女——ウスメ

舊訓ツキメとあり、諸本皆之に従うて居るが、古事記に昭らしてウスメと訓まればならぬ。春、確ともに借字で、ウスメは宇受賣と同じく、祭祀に携はる女性を意味する。〔參照〕ウスメ

尸者——モノマサ〔舊訓〕

造綿者——ユフツクリ

舊訓ワタツクリとあり、釋紀に謂ふ今以綿漬水沐浴於死者之人耳とし、纂疏には制、敷死者之衣者と説明してあるが、右の如き風俗が上古出雲に存したといふ證據のないことであり、ワタといふ語が其

廢完之空國——ソジシのムナクニ〔舊訓〕

完は空に通ずる。

自三頓丘覓國行去——ヒタヲカラクニマキトホリ〔頓丘此云毗陀鳥、覓國此云矩貳磨儀、行去此云騰褒屢〕

任意遊之——ミココロのママニミタセ〔舊訓〕

遊の字をアソビタマへとも、タテマツラムとも訓したものがあつたが、ミタセを不可とすべき理由がないから、尙舊訓によるべきであらう。〔參照〕ミタシ

妾是天神娶三山祇神所生兒也

篤胤の校正本に天神娶の三字を削除してあるといふ事であるが、其典據が示されて居らぬやうであるから、私見を以て改めたのであらう。古事記には大山津見神之女とあるのみであるが、此紀のやうな傳説もあり得たと思はれる。オホヤマツミといふ語は男神にも女神に用ひることが出来るから、紀の傳説の如く女神で、鹿葦津姫の父は天神であつても、此姫が大山津見の族人たることには變りはない。上代では皇室の外は一般に母系承統であつたことを常に念頭に置かねばならぬ。

〔參照〕オホヤマツミ

一夜之間——ヒトヨノカラニ〔舊訓〕

間をヒマニと訓するものもあるが、舊訓の方が遙に優つて居る。

無戸室——ウツムロ〔舊訓〕

無戸は借字で全室の義である。〔參照〕ウツムロ

八年之間

問の字舊訓にはコロとあり、宣長は八年ニナルマテと訓した。コロと訓むべきものであるとするならば、其は八年來の意であらう。

呪
舊訓はホギ、カジリ、ノロヒ等場合によつて異り、又ホザキといふ一訓もある。呪は祝と通ずる字であるから、ホギともよみ得、——ホザキはホギサキの意——又カジの爲に稱へる呪文ならばカジリともいひ得るが、尙一般にはノロヒ(宣言)とよむことを可とする。

當無恙——ツツミナケム

舊訓サキクアラムとあるが、私記にツツミナケムとある方が適切なやうである。——**參照** ツツミ

大臨——オホキニミナキス〔舊訓〕

臨は支那でも臨哭の意に用ひられる。

攀持衣帶——コロモのヒモにヨヂカカリ〔舊訓〕

宣長はテアシニトリカカリと意訓した。音讀しても差支のない句であるが、帯をヒモと訓したのは當を得て居る。——**參照** ヒモ

阿妹奈屢夜 乙登多奈婆多迺 汗奈餓勢屢 多磨迺彌素磨屢迺

阿奈陀磨波夜 彌多爾輔拖和拖迺須 阿泥素企多伽避願禰

天なるや 乙棚機の うながせる 珠のみすまるの 穴珠はや

三谷二わたらす あぢすき高彦根

參照 記所載(第七頁)

阿磨佐箇屢 避奈免謎迺 以和多遷素西渡 以嗣箇播箇拖輔智

箇拖輔智爾 阿彌播利和拖嗣 妹盧豫嗣爾 豫嗣豫利據禰 以嗣箇播箇拖輔智

あまさかる 夷つ女の い渡らす瀬戸 石川片淵 片淵に 網張り渡し めろよしに よしより來ね 石川かたふち

參照 アマサカル、メロヨシニ

臨睨之——ホゼリテ〔舊訓〕

參照 ホゼリ

彼地平矣不須也頗傾也——ソノクニハサヤゲリイナカムシ

〔頗傾也此云歌矛志〕

刊本には頗傾の下の也の字がないが、他の本に此字を添へてあるのみならず、訓註にも見えるから誤脱であらう。歌矛志をカフシと訓したのは音便で、原語はカムシである。此十一字は古語の直譯で、漢文として體をなさぬものである。——**參照** イナカムシ

天八達之衢——アメのヤチマタ〔舊訓〕

笑噓——ワラヒテ

舊訓アザワラヒテとあるが、噓は大笑を表示する字で、アザミワラフといふ意はない。若しアザワラフといふ語に此字をあてたものとするれば誤譯といはねばならぬが、恐らくは笑噓の二字を合せて、ワラヒテ又はワラヒワラヒテと訓むのであらう。

猿田彦大神——サルダヒコの大神〔舊訓〕

サマヒコと訓めといふ説は語義上成立せぬ。——**參照** サルダヒコ

條々——ヲチヲチ〔舊訓〕

參照 チチチチ

汝所治顯露之事——イマシガアラハニシラスコト〔顯露此云阿羅幡貳〕

訓註に誤なしとすればアラハニシラスコトと顛倒して訓むべきであるが、或はイマシガシラスウツシヨノコトと訓ませるつもりで書かれたかもしれぬ。いづれにしてもアラハニノコトと讀むのは誤である。

天日隅——アメのヒスミ

舊訓にはアマノヒスミとある。宣長はアメのヒスと改訓したが、其やうな誤解を起さぬやうに態々隅の字を用ひてあるのである。天をアメと訓むを可とするとは宣長の説の通りである。

結爲百八十紐——モモヤソムスビニムスビナサム

紐は結節の意である。舊訓にはユヒテモモムスビアマリヤソムスビニセムとあるが、國語には此やうないひまわしはない。又モモアマリヤソは數をかぞへる場合の稱呼で、こゝでは單に多數を意味するのであるから百八十神の場合と同じく、モモヤソと訓む方がよい。次の百八十縫も同様である。

將三田供佃——ミタツクラム〔舊訓〕

岐神——チマタの神

舊訓はクナトのカミとあり、宣長以來フナトのカミと訓みあらためたが、フナト(クナト)の神とチマタの神とが同一神でないことは既記の通りで(第六頁)、こゝは特にチマタの神であらねばならぬ。

披三瑞之八坂瓊

舊訓披をオヒテとした。披は披に通用せられることもあるが、八坂瓊はオフものでもキルものでない。ニは度々述べた通り土石の總稱であるから、こゝでは披をヒラキテと訓み、「美しい土を推し分けた」といふ意に解すべきである。

首渠者——ヒトコのカミ〔舊訓〕

手置帆負——タキホヒ

舊訓にはタキキチヒ(チ、オは此こゝ常に誤用せられた)、弘私記には且於支保於比と訓してあるが、根據が疑はしい。置は通例キ(稻置、日置の如く)の假字、負はヒ(賀負、吹負の如く)の假字に用ひられて居るのみならず、假にタオキ・ホオヒの意であるにしても、上代の發音法によればオは上の母韻に攝せられるか若くはワ行ヤ行に轉音することゝを例とするから、タオキホオヒのやうな語は絶無といひ得る。其故に語義の如何に拘はらず、タキホヒであらねばならぬ。否タキホヒと訓して始めて意が通るのである。——**參照** タキホヒ

笠作者——カサヌヒ〔舊訓〕

彦狹知——ヒコサチ

舊訓ヒコサチとあるが、サチといふ語は如何にも耳立つて古語らしくはないのみならず、意味をなさぬから、ヒコサチと訓むべきである。——**參照** ヒコサチ

作盾者——タテヌヒ〔舊訓〕

作金者——カナタクミ〔舊訓〕

作玉者——タマスリ〔舊訓〕

弱肩被太手繼——ヨワカタニフトタスキトリカケ

舊訓ヨハカイナとあり、祝詞にはヨワカタと訓してある。いづれも正訓であるが、後者の方が口調がよく、且今の語に近いから之に従ふ。被は舊訓にトリカケとあるのが當を得て居る。

代ニ御手——ミテシロトシテ〔舊訓〕

且天兒屋主神事之宗源者也故、俾以下太占之卜事而奉也任焉

舊訓に主ニ神事之宗源者也と點したのを後の學者は皆之を誤なりとし主ニ神事之宗源者也と句讀して居る。其は者也で句を切るから點によつて異義を生ずるので、者也故と句を切るとすれば「神事の宗源を主ルモノナレバ」も、「神事を主ル宗源ナレバ」も大差はないのである。宗源(本原ではない)といふ字を用ひてあることに注意すべきである。

天津神籬——アマツヒモロギ

神籬は崇神紀に比弄呂岐と訓註してある。——參照 ヒモロギ

天津磐境——アマツイハサカ〔舊訓〕

イハキ又はイハクラと訓するものがあるが、境をキ又はクラと訓む例はなく、イハサカと訓めば最よく意が通するのである。

所ニ御齋庭之穗——キコシメヌニハのホ〔舊訓〕

亦當ニ御ニ於吾兒

舊訓に當御をマカセマツルと訓してある。其は之を大御神の御意嚮表示とし、當は委任の意、御は敬語と解した爲であらうが、其ならばマカセマツラムであらねばならぬ。——當哀をオトロヘナムと訓した例もある——さりながら上句にも御をキコスといふ意に用ひてあるから

罷——マケタマフ〔舊訓〕

如木華之移落

舊訓コノハナノミマヒニチリオナムとし、而も如の字にミマヒと點したので頗る後人を誤つた。如にミマヒの意はなく、又コノハナノミマヒとして更にチリオナムというては意をなさぬ。コノハナナスチリオナムと讀むが、然らずば古傳によつて木華のミマヒノミニマサムといふべきである。後人ミマヒをアマヒと改めたが、アマヒの原語はマヒであるから、ミマヒは之に敬語ミを添へたもので、正しい古語である。——次の如ニ木華之俄遷轉當ニ衰去矣の如はゴトと讀むのであらう。——參照 アマヒノミ

火折尊——ホツリノミコト

舊訓ホツリノミコトとあるが、字は折で、拆ではないから誤訓とせればならぬ。

竹刀——アヲヒエ

舊訓アヲヒエとあるが、私記には阿平比江と訓し、和名抄には阿平比衣とある。語義上ヒエなるべきことは勿論である。

臍——ホソノヲ〔舊訓〕

釀ニ天甜酒ニ嘗之——アメのウマサケをカミテニヒナヘス

甜酒は舊訓タンサケとあるが、釋紀によればタンは釀の字音のやうである。本居が釋紀の説を排してタメの轉タムならんといひ、後の學者之に盲從したのは情ないことである。タメといふ語には少しも飲食といふ意はない。之を要するにタンサケは後世の稱呼で、若し上代甘酒状のものがあつたとすればウマサケと稱へた筈である。

此御も供御の意と見る方がよい。當はベシの意であるから、隨從の神に下された命令としてアガミコニモタテマツレ(或はタテマツルベシ)と讀むのではあるまいか。尙可考。

諸部神等——トモノヲのカムタチ〔舊訓〕

部はトモで、トモノチといふ意はないが、記の五件緒にあたる神達であるから、トモノチと訓したのであらう。

服御之物——ミソツモノ〔舊訓〕

通釋の説に、この服御のものは御衣の意ではなく、身に添へるものといふことであるから、ミソツモノ(御裝物)と訓む方がよいとあるが、其にしても鏡をさす語としては縁が遠い。案するに文面にはあらはれて居らぬが、忍穂耳尊が降臨の命を受けられた際には、鏡の外に服御の物をも賜はつたのであらう。

遊息——ヤスマスマ〔舊訓〕

スマタマフといふ訓もある。トドマリマシキと訓むのは不當である。

百机飲食——モモトリノツクエノモノ〔舊訓〕

姉——エヒメ

舊訓イロネとあるが、語義上此場合には當嵌まらぬ。兄弟姉妹の呼稱は和名抄以前から既に古語が廢れて居たので、舊訓にもエ(コノカミ)とオト、イロセ、イロネとイロト、イロモ、アネとアネとの遣ひわけは甚誤まつて居る。一々訂正することは煩はしく、且私の見解では今の口語で讀んでも差支がないものとするのであるから、咎めだてはせぬが、正しい古語では此場合の如きはエヒメであらねばならぬ。

嘗は舊訓ニハナヒとあるが、語義上此場合ニハナヒといふことは出来ぬから、始めて饗するといふ意を以てニヒナへと訓むべきであらう。嘗は新穀祭のことで、此場合に不當であるが、同じくニヒナへと訓するので借りて用ひたものと思はれる。

淳浪田——ヌナミタ

舊訓にヌナダとあるが、浪をナの假字に用ひた例はないから、ヌナミと訓すべきである。語義からいうてもヌナミであらねばならぬ。——參照 ヌナミタ

天忍日命——アメのオシヒノミコト

舊訓アマのオシヒとあるが、海人と誤解せられぬやうにアメと訓む方がよい。

天穗津大來目——アマのクシツオホクメ

舊訓アメクシツとあるが、此はアマ(海人)族を意味するもの、やうであるからアマと訓むのであらう。

研哉吾皇子者聞喜而生之歟——アナニヤ・アガミコタチハキキ

ヨクモアレマセルカモ

舊訓研哉をアナニエヤと訓したが、こゝはアナニヤといふ方がよい。「吾皇子が生まれたと聞くは喜しい」と皮肉をいはれたのである。

吾父何處在耶

父の字舊訓カゾとあり、ヌサノチの命上天の記事中但父母とあるのを釋紀にはカゾのミコトと訓して居る。カゾといふ語は顯宗紀の訓註に俗呼父爲三柯曾とあり、或時代以降用ひられた俗語で、恐らくは家

尊又は家親の字音の訛であらう。されば此場合にはチチのミコト又はミオヤのミコトと言はれた筈で、次の父及兄はチチのミコト、セのミコトと訓むべきである。

天香山命——アメのカゴヤマのミコト

刊行に命の字のないのは之を脱したのであらう。舊訓天をアマとしてあるが、アメの方がよい。香山は舊事紀に香語山とあるから、舊訓に従うてカゴヤマと讀むべきである。

若三燧火二而喧響之〔燧火此云三褒倍、喧響此云三湊等娜比〕

舊訓にホへのモコロオトナヒとあるが、燧火(トアヒ)をホへと訓するのは無理であり、又ホへ(焔の意)は音のするものでないことは宣長の説の通りである。傳承の誤と見るの外はなく、之を辯護するものもあるが論理がたゞぬ。出雲國造の神賀詞には如^{ホベカガヤク}火^{ホベカガヤク}光^{ホベカガヤク}神とあるのである。若し燧火の字を尊重すべしとならば之をトアヒと訓すべきであらう。

粟田、豆田——アハフ、マメフ

舊訓の如くアハフタ、マメフタと讀んでもよいが、和名抄に粟田は安ハフ、豆田は萬女不とあるに従ふべきである。

添山峯——ソホリのヤマのタケ〔添山此云三曾裏里能耶麻〕

舊訓にソフリとあるのはソホリの音便である。

秀起——サキタツル〔此云三左記陀豆屢〕

此豆を豆の誤としてサキタテルと訓したのもあるが、語格からいへばサキタツル浪であらねばならぬ。サキタツルは尙二段活に用ひたもの

ともいひ得るが、サキタテルとしては繼續格となるから意をなさぬ。手玉玲瓏——テタマモモユラニ

舊訓テタマモユラニとあるのは一つのモを省いたのであらうが、記にヌナトモモユラニとある例によつてモを重ねて稱へる方がよいやうである。

憶企都茂幡 陸爾幡譽辰耐母 佐禰耐據茂 阿黨播怒介茂譽 播磨都知耐理譽

沖つ藻は邊には寄れどもさ寝床もあたはぬかもよ濱つ千鳥よ

天之杵火火置瀬尊——アメのキホ・ホキセのミコト

舊訓アマノキホ・ホチキセとあるが、置はキの假字に用ひられることを例とし、且他の傳には杵瀬尊とあるから、キセと訓むべきである。天はアメと訓する方がよい。

火夜織命——ホヨヲリのミコト〔舊訓〕

織の意の國語はオリであるが、ナリ(折)から出たやうでもあり、又古の發音法によれば同母韻が二つ重つた場合には下の母韻は上に攝せられるか、然らざればワ行又はヤ行に轉音するが例であるから、ホヨナリの假字に火夜織の字を用ひたものと思はれる。

枝葉扶疏——エダハンキモシ〔舊訓〕

鍛作——カタシ〔舊訓〕

乾迹——カラト〔舊訓〕

空跡の意である。

竹林——タカムラ

舊訓に従うてタカハラと讀んでもよいが、ハラの原義はヒラ(平)で、叢林とは多少意味が違ふ。こゝは一叢の竹が生ひたことをいふのであるから、タカムラと訓する方がよい。

無目堅間——マナシカタマ

宣長説に従うてカツマと讀むのは誤りである。カタマを音便によつてカツマとも稱へたことはあるが、堅の字をカツと訓むことは出来ぬ。

雌蝶——タカガキ・ヒメガキ〔舊訓〕

浮木——ウキキ

舊訓ウケキとあり、イカダと訓したのもあるが、浮はスサノチの命の傳説に見える浮寶と同一用法であるからウケとは讀めぬ。又イカダはカタマと同語であるから重複する。

天垢、地垢

垢の字舊訓にカホとあるが、其根據が怪しいのみならず、天のカホ、地のカホといふ語も耳ざはりである。「天より降れるものならば天の垢、地より來れるものならば地の垢あるべきに實是妙美」とある所を見ると、筆者は垢をケガレの意に用ひたものゝやうであるから、音讀するか若くはアメのケ、ツチのケと訓すべきであらう。ケはケガ(穢)の

原語で、アカ(アは接頭語)といふ語も此から出たのである。

玉瓶——タマモヒ

舊訓瓶はツルベとあるが、假に其頃釣瓶が用ひられたとするも、瓶一字をツルベと訓むべき理由がない。此は井といへば常に深い堀井であると誤解した爲で、瓶はモヒ又はミカと訓まればならぬ。

大能鰐——オホクマワニ

舊訓熊鰐の二字をワニとしてある。海魚に對して熊といふ字を用ひる事を不可としたのであらうが、仲哀紀にも岡縣主熊鰐といふ人名があり、クマというても必しも陸棲動物の熊属を意味するものではないから、字について讀むべきものであらう。釋紀に加熊字一者是表産生之平安一歟とあるは合點の行かぬ説明である。

匍匐透蛇——ハヒモトホル

舊訓透蛇をモコヨブとしてあるが、モコヨブは「義子呼ぶ」で、助を求めることであるから、透蛇の訓とすることには疑がある。

落薄鈎——オトロヘチ〔舊訓〕

落魄に通するのであらう。

子孫八十連属——ウミノコノヤソツヅキ〔舊訓〕

俳人——ワザオキ

舊訓にワザヒトとあるが、ワザだけでは俳の意にはならぬ。ワザを行なふ人といふ意を以てワザオキと訓すべきである。

海驢——ミチ〔舊訓〕

跟踉鈎——ススノミチ〔此云ニ須能美風〕

訓註に跟踉之鈎とあるが、之は恐らくは衍字であらう。但しススミチと訓し、荒の意とするは従はれぬ。——**參照** ススノミチ

癡駮鈎——ウルケチ〔舊訓〕

駮の字刊本に駮とあるが、誤寫とせればならぬ。

涪田——クボタ〔舊訓〕

涪田の意である。

飲企都鄧利 軻茂豆句志磨爾 和我謂禰志 伊茂播和素邏珥

譽能據鄧馭鄧母

沖つ鳥鴨つく嶋に我がゐ寝し妹は忘れ世のことごと

乳母、湯母——チオモ、ユオモ〔舊訓〕

阿軻娜磨廻 比訶利播阿利登 比鄧播伊珮耐 企珥我譽贈比志

多輔妬句阿利計利

赤玉の光はありと人はいへど君が装ひしたふとくありけり

鰭背——ハタ〔舊訓〕

鰭の意のハタを鰭に譬へたのである。

據三其兩手

舊訓據の字をオシとよませた。兩手をつくといふことであらう。

鰯魚——ナヨシ〔舊訓〕

風招——カザヲギ〔舊訓〕

註に風招は即嘯也とある所を見ると、或はカザヨビと訓む方がよいかも知れぬ。——**參照** ナギ

奔波——ハヤナミ〔舊訓〕

犢鼻——タブサキ〔舊訓〕

以_レ赭塗_レ掌塗_レ面——ソボニヲタナウラニヌリ・オモテニヌリ

舊訓ソボニヲモテとあるが、モテは蛇足である。

颯掌——タビロカス〔此云ニ陀毗盧箇須〕

手ヒルカヘスといふに同じい。纂疏に以_レ掌拍_レ水也とある。身を浮かせるしぐさであらう。

奴婢——ツカヒヒト〔舊訓〕

【卷第三】

神日本磐余彦天皇諱彦火火出見

諱の字舊訓にタタノミナとあるが、イミナと訓すべきである。諱以下六字は撥入であるといふ説もあるが、神倭イハレ彦(又はイハレ彦)は大和へ御動坐以後の稱號で、其以前は別の御名があつた筈である。恐らくは彦火火出見が實の御尊號であつたから、之をイミ(神聖)名として記載せられたものであらう。——仁賢天皇の諱とは意味を異にする——他の天皇は御稱號即御尊號であつたから、イミ名として記註を要しなかつたと思はれる。此の如き大切な記事を憶断を以て抹殺せんと

漁人——アマ〔舊訓〕

次の句に釣_ニ魚於曲浦とある所を見ると、紀の筆者は如實の漁人と解したらしいが、其意ならばアマと訓するのは誤である。漁人必しもアマにあらぬことは事代主及海幸彦の例によつても明である。恐らくは傳説は單にアマであつたのを漁人と譯し、更に字に基いて釣魚云々の修飾が加へられたのであらう。古事記には釣魚のことは記されて居らぬ。——**參照** アマ

倭直部——ヤマトノアタヒ

舊訓アタヒニラとある。ニは衍字でアタヒラであらうと思はれるが、尙部をラと訓すべき理由がない。或は長尾市の後なる大倭直と區別する爲に部の字をそへたのであるまいか。ワニの臣を丸邇と丸邇部とに書き分けたのと趣を同うする。——**參照** ヤマトのアタヒ、ワニの臣一柱騰宮——アシヒトツアガリノミヤ〔舊訓〕

記には足一騰宮とある。

孔舍衛——クサカ

衛の字衛とした本もあり、舊訓クサエと點し、或説クサカと旁書してある。集解に衛の誤としてクサカと訓したのが當を得て居る。

肱脛——ヒヂ

釋紀に二字をあはせてヒヂと訓めとある。姑く之に従ふ。

曰_ニ母木邑_一今云_ニ猷悶迺奇_一訛也

舊訓母木をオモノキ、猷悶迺奇をオホノキとしてあるが、悶をホの假字に用ひたと思はれぬ。若し字音によつてオモノキとよむとすれば

するは甚不謹慎なることであるといはねばならぬ。——**參照** ヒコホ

ホテミ

海童之小女也——ワタツミのオトヒメナリ

舊訓小女をオトムスメとしてあるが、ムスコ、ムスメが古語でないことは既に述べた通りである〔第九頁〕。——**參照** ワタツミ

確如

舊訓にカタクツヨシとあるが、古語を傳承したものは思はれぬ。(確)如は紀の筆者の文飾で、當時の口語では或はカタクツヨシといふたかも知れぬが、今日之を學ぶ必要はない。以下此種の訓は凡例にも述べた通り、此訓詁中にはあげぬことにする。

抑又——ハタマタ〔舊訓〕

是年也大歲甲寅、其年冬十月丁巳朔

以下此紀には年月日が干支を以て記されて居るが、神武天皇時代に曆が用ひられて居たと考へられぬから、最古の確實な記録又は口碑を基點として逆算せられたものとせねばならぬ。曆年は歴代天皇の御壽齡から推定することも可能であつたらうが、曆日をどうして定めたかといふことは今日まで釋明せられぬ謎である。出たらめでないといふれば何か據があらねばならぬ。後考をまつ。

速吸之門——ハヤスヒナト

舊訓にハヤスヒノミナトとし、或はハヤスヒノカドと訓するものもある。此門は水門(水路)の意であるから、ミナトと訓むのは差支はないが(カドは誤訓)、神代紀に速吸名門とあるに従うて(ナ、ノ相通)ハヤスヒナトと讀む方がよい。

母木と同訓であるから訛とはいへぬ。されば悶はモで音便によつてオホノキと稱へたものと思はれるが、其地名が残つて居らぬから、之を攷證することが出来ぬ。

撫劍——ツルギノタカミトリシマリ〔此云都麿耆能多伽彌屠利辭 麗屢〕

慨哉——ウレタキカヤ〔此云于黎多棄伽夜〕

被傷於虜手——

舊訓にイヤシキヤツコノテオヒテとあるのは記に負賤奴之手乎とあるに倣うたものであらうが、虜ノ手ニ傷ツケラレと訓しても差支はあるまい。

浪秀——ナミノホ〔舊訓〕

聞喧擾之響——サヤゲリ

此云左柳寛利奈離と註してあるが、ナリ(鳴の意か)は蛇足である。

登——スナハチ〔舊訓〕

登一字にスナハチといふ意味はないが、捕亡令にも同じ用例があるから、登時を畧したのであらう。

御靈——フトノミタマ〔此云赴屠能瀨磨〕

記には布都御魂とあるから、フツとも稱へたのであらうが、原語はフトである。

棲遑——シジマヒテ〔舊訓〕

頭八咫鳥——ヤタカラス〔舊訓〕

魁帥——ヒトゴノカミ〔此云比登誤迦彌〕

築劍鬪弓——ツルギノタガミトリシバリ・ユミヒキマカナヒテ

〔舊訓〕

蹠——ツブナキ〔舊訓〕

和名抄にも豆不奈岐俗云豆不之、足骨也とある。

于儀能多伽機珥 辭藝和奈破蘆 和俄末菟夜 辭藝破佐夜羅孺

伊殊區波辭 區妮羅佐夜離 固奈彌餓 那居波佐糜 多智曾糜

能 未廼那鷄句塢 居氣辭被惠禰 宇破奈利餓 那居波佐糜

伊智佐介幾 未廼於朋鷄句塢 居氣儀被惠禰

宇陀の高雄に 鳴良張る 我が待つや 鳴はさやらず いすく

はし 鯨さやる こなみが 看請はさば たちそぼの 實の無

けくを こきしひゑね うはなりが 看乞はさば いちさかき

實の多けくを こきだひゑね

〔舊訓〕

磐排別之子——イハオシワクコ〔排別此云三飲時和句〕

之の字に捉はれてイハオシワクガコ又はイハオシワクノコと訓むのは誤である。之は前綴字が動詞(連體法)に用ひられたことを表示する爲の助字で、省いて讀むことを例とする。

苞直擔之子——ニヘモツコ〔此云再倍毛菟〕

前項と同一の理由によつてニヘモツコと訓すべきである。

頭の字は説明的に添へられたものと思はれる。

帥三大來目一督將元戎——オホクメをヒキキ・イクサノキミトシテ

舊訓に大來目を下につけ、大來目のイクサノキミのオホツハモノを帥キテとしたのは句讀を誤つて居る。大來目が部隊名であるとしても、右の如き語句は意をなさぬ。或は古語拾遺に帥督將三元戎とあるに據つたものであらうが、其と是とは大來目といふ三字の有無の相違があるから、一列に見ることは出来ぬ。帥三大來目で句を切り、督將元戎はイクサノキミトシテと訓むべきである。元戎には二義がある。一は元戎十乘(詩)とあるが如く、大軍を意味し、一は元戎ノ禁營などと用ひ、元帥をいふのである。拾遺には第一義に用ひられたもの、やうであるが、こゝでは第二義と解すべきであらう。オホツハモノニイクサノキミトシテと讀み得ぬこともないが、甚後代めきた言ひ廻しであるのみならず、ツハモノの原義は兵器で、兵士又は軍士の意としたのは後代の轉用である。

猾——ウカシ〔此云三介志〕

記にも宇迦斯と假字書してあるから、ウカシと訓む事は疑がないが、何が故に猾の字をあてたかといふことについては確説がない。宣長は兄ウカシの狡猾を表示したもので、タケルに梟帥といふ字をあてたと同様に義譯であると説いたが、貶黜の意が含まれて居るならば、宣長自身も述べた如く、之を弟ウカシに及ぼすのは不當である。或は古語に狡猾をカシ又はコシと稱へたことがあるのではあるまいか。コシラ(嘘)・コスイ(猾)などいふ語は之と縁があるやうに思はれる。

梟帥——タケル〔此云多稽屢〕

紀には屢々賊帥に此字を用ひてあるが、語義は勇猛の人といふことに過ぎぬ。

焮炭

舊訓オコシスミとあるが、古語とは思はれぬ。焮(赫)炭を八十梟帥が防禦に用ひたといふことも亦疑はしい。スミ坂の名に附會した作話と思はれる。アカスミと訓むのであらう。

布滿

舊訓シキイハメリとある。イハメリといふ語については後記の如く多少疑があるから、此場合にはシキミテリと訓む方がよいかも知れぬ。

要害——ヌミ又はヌマ〔舊訓〕

自祈

祈の字舊訓ウケビとあり、又ノミと訓した所もある。其外にイノリともイハヒ又はネギとも讀み得られるから、其場合々に適する訓を選ばねばならぬ。舊訓に其區別が甚曖昧であるのは其當時既に一々の語義を明にし得なかつたからであらう。例へば神武天皇が道路の梗塞を憂ひ給ひ、自祈而寢マセリとある場合の如きは別にウケビをせられた譯ではなく、祈願をこめて就寢せられたことを言ふのであるから、オホミミツカラ(ミヅカラと讀むは非)イハヒテと訓するがよい。各語の意義は語誌中に説明せられた通りであるが、便宜の爲、原義を左に抄出する。

ウケビ——請(誓約)

ノミ——伸身(稽首)

イノリ——イは接頭語、ノリは宣

ネギ——願

イハヒ——齋、祝

天香山社中土

社の字舊訓ヤシロとあるが、ヤシロの原義は屋代で、香山に其があつたかといふことも不明であり、且屋代の中の土も意味が明でない。社は杜に通ずるから、モリ又はカミノモリの中の土と讀むのであらう。

天平盆八十枚——アメのヒラカヤソキ〔舊訓〕

キはヒラカのカと同じくケ(筈)の轉音であらう。枚はヒラと訓してもよい。〔參照〕ヒラカ

嚴笏——イツヘ〔此云三怡途背〕

嚴呪詛——イツノカジリ〔此云三怡途能伽辭離〕

赤銅八十梟帥——アカガネのヤソタケル〔舊訓〕

老人、老嫗

舊訓オキナ、オムナとあるが、こゝは卑賤なものに身を扮したとあるから、オキナ、オムナの如き敬語を用ひる筈がない。オフト、オキメと訓すべきである。次に老父、老嫗とあるのはオホチ、オホハで、口語でヂヂ、ババといふに相當する。〔參照〕オフト、オキメ

努力慎焉——ユメ・ツツシメ〔舊訓〕

大醜乎——アナミニクヤ〔此云三執奈瀾備句〕

ものなることを表示せんが爲に魂といふ字を添へたのであらう。

天皇嘗三其嚴釜之糧

嘗の字舊訓にタテマツリタマフテとあるが、こゝでは天皇が神の代りに嘗をうけられたものとせねば意が通ぜぬ。案するに此嘗の字は秋祭(ニヒナヘマツリ)の意に用ひられたのではなく、キコシメスといふ語にあてたのであらう。——次章繫余の名義の説明中にも嘗三嚴釜糧とあつて、嘗をナヘタマフと訓してあるが、此も亦キコシメシと訓む方がよい。

加牟伽笏能 伊齋能于瀾能 於費異之珥 夜異 波臂茂等倍屢

之多饒瀾能 之多饒瀾能 阿誤豫 阿誤豫 之多饒瀾能 異波

比茂等倍離 于智豆之夜葬務 于智豆之夜葬務

神風の 伊勢の海の 大石に ヤイ はひもとへる 細螺の

しただみの アゴヨ アゴヨ 細螺の い匂ひもとへり 撃ち

てしやまむ 撃ちてしやまむ

費の字古寫本に富とあるといふことである。片假字で書いたのは皆離

詞である。〔參照〕記所載(第三五頁)

誘虜

誘の字舊訓には常にチコヅリと點してあるが、古語ではないから、強て之に従ふ必要もなく、此場合の如きは寧ろイザナヒと訓する方がよいやうである。〔參照〕チコヅリ

嘗——ムロ〔舊訓〕

譬如 水沫而有呪著也——タトヘバミナワナスカジリツク

傍書は刊本による。即ち「如」をナシテと訓ませるつもりやうであるが、「如」の意のナシはナシテと活用することは出来ぬ。水沫を呪の形容に用ひたことを不可解として色々の説をなすものがあるが、泡沫のブクブク立つやうに次々にカツが行はれたと解すればよく判ることである。著は借字で、「繼」の意と解すべきである。

飴——アメ

舊訓タガネとあるが、アメを可とする。但し「飴」は借字である。〔參照〕アメ

噉嚼——アギトフ〔舊訓〕

字書によれば噉は魚の口が水上にあらはれた形容で、韓詩に水濁則魚噉とある。

顯齋——ウツシイハヒ〔此云三于圖詩怡破毗〕

齋主——イミヌシ

舊訓にイミノヌシとあるが、ヌシはノ、ウシの約であるから、ノヌシと重れて用ひることは出来ぬ。

糧——ヲシモノ

舊訓には一章中二ヶ所にある糧の字を「はクラヒモノ、他はチシモノ」としてあるが、讀むける必要のないことであるから、共にチシモノと訓するがよい。

嚴稻魂女——イツノウカノメ〔稻魂女此云三于伽能迷〕

ウカは大食即ち稻の義で、魂といふ意は含んで居らぬが、女神をいふ

酒酣之後

嘗は地窖の意であるが、室の義にも通用せられたものやうである。酣の字タケナハと訓み慣らして居るから、強て改めるにも及ばぬが、タケナハといふ古語はない。ナカバといふのが正訓である。

於佐箇迺 於朋務露夜珥 比苦瑳破而 異離烏利苦毛 比苦瑳

破而 枳伊離烏利苦毛 瀾都瀾都志 俱梅能固邏餓 勾鶯都

伊 異志都都伊毛智 于智豆之夜葬務

忍坂の 大室屋に 人多に 入り居りとも 人多に 來入り居

りとも みつみつし 久米の子等が かぶつつい 石つついも

ち 撃ちてしやまむ

〔參照〕記所載(第三五頁)

噉類——ノコルモノ〔舊訓〕

噉は生存者の意である。

伊莽波豫 伊莽波豫 阿阿時夜塲 伊莽饒而毛 阿誤豫 伊莽

饒而毛 阿誤豫

今はよ今はよ あゝしやを 今だにもアゴコ 今だにもアゴヨ

〔參照〕シヤチ

愛瀾詩烏毗饒利 毛毛那比苦 比苦破易倍迺毛 多牟伽毗毛勢儒

蝦夷男一人 百人 人はいへども 手向ひもせず

勾々

舊訓イヒチハリツツとイヒナリツツとの二訓をあげ、私記にイヒコソ
リツツとあり、永享本には旬々と改めてオソリツツと訓してあるが、
もとより義訓に過ぎぬから、いづれも適切とはいひ得られぬ。句々と
音讀するがよい。

天壓神——アメのオスカミ〔歴此云二祇芻〕

舊訓アメのオスノカミとし、近世の學者がオシカミと訓したのは共に
當を得ぬ。オスといふ動格が用ひられた場合には縦ひ之の字があつて
も之を省いて讀むのが例であるから(第五頁)、オスノカミと訓するは
誤である。又オシといふ名詞形を用ひた場合には之の字なくともノと
いふ助語を加へてオシが修飾語にあらざることを標識せねばならぬ。
即ちオスカミ又はオシノカミの一を選ぶべきであるが、訓註にオスと
あり、聲押別、苞直櫓の例もあるから、オスカミと訓する方がよい。天
は此場合アマと讀むのは穩でない。

爲慨憤時——ウレタムトキ

舊訓はネタミツツアルトキとあるが、餘りに文字に離れ過ぎた訓であ
る。ウレタムと讀む方がよからう。

慄然——オヂ〔舊訓〕

慄は舊事紀等に慄とあるを正しとすべきであらう。

哆哆奈梅豆 伊那瑛能椰摩能 虚能葬由毛 易喻耆摩毛羅毗

多多介陪磨 和例破椰隈怒 之摩途等利 宇介譬餓等茂 伊葬

輪開耳虚禰

楯並めて いなさの山の 木の間ゆも い行き守らひ 戦へば

うである。推古天皇の御名豐御食炊屋姫尊もカシヤヒメであらねばな
らぬ。

復恨

舊訓クスカシマニモトリとあり、繼體紀には傲恨をイスカシマと訓し
てある。ヒスカシマと訓むといふ説もあるが〔通證〕、いづれにしても
語原的釋明がつきかぬ。クスカシマはヨコシマと同義で、クスカは
クセ(曲)カの意味と思ふが、ヒスカのヒスも歪の意であらう——
確證がない。此やうな古語でもなく、現代にも用ひられぬ中世の口語
を雅言と稱へて之を墨守するは愚なことである。こゝも復恨と音讀す
るを可とする。

長柄——ナガエ

舊訓ナガウエとあり、難波の長柄はナガラ(ナガカラの約)と讀むが、
此地は今長枝と稱へて居るから姑くナガエと訓んで置く。

頼枕田——ツラマキダ〔舊訓〕

正妃——オホミムカヒメ

舊訓にはムカヒメとあり、宣長はキサキと訓めといひ、通釋にはミム
カヒメと振假字してあるが、ムカヒメには敬意が含まれて居らず、ミ
ムカヒメも亦天皇以外にも用ひられるから、オホミムカヒメであらね
ばならぬ。——音讀は妨がない——キサキといふ訓の妄なることは度
度述べた通りである。

皇后

音讀を可とする。強て國語を用ひよとならば、オホミメ又はキサキの
ミヤといふべきであらう。

我はやゑぬ 鳥つ鳥 鶉かひが伴 今すけに來ぬ

〔參照〕 記所載(第五頁)

天陰而雨水——ヒシケテヒサメフル〔舊訓〕

瀨都瀨都志 俱梅能故選餓 介耆茂等珥 阿波赴珥破 介瀨羅

毗苦茂苦 會廻餓毛苦 會瀨梅屠那藝豆 于答豆之夜葬務

みづみづし 來目の子らが 粟田には か菲一本 そねがもと

其根芽つなぎて 撃ちてしやまむ

〔參照〕 記所載(第五頁)

飯毛苦も記にソネガモトとあるが正しく、ソノは訛であらう〔記傳〕。

瀨都瀨都志 俱梅能故選餓 介耆茂等珥 宇惠志破餌介瀨 勾

致弭比俱 和例破流輪例儒 于智豆之夜葬務

みづみづし 久米の子が 垣本に 植ゑし葦 口ひびく 我は

忘れず 撃ちてしやまむ

〔參照〕 記所載(第五頁)

的三取歌者——ウタヘルモノヲサシテ〔舊訓〕

的にとるといふ意を以て的取の二字を用ひたのであらう。

三炊屋媛——ミカシヤヒメ

炊は舊訓カシキとあるが、カシイヒ(炊飯)、カシヨネ(炊米)、カシハ
(炊葉—柏)の如く他語と熟合する場合には常にカシと稱へたものゝや

始馭天下——ハツクニシラス〔舊訓〕

靈時——マツリノニハ〔舊訓〕

腋上嗟間——ワキノカミノホホマ

舊訓ワキノカムとあるが、ムがミの音便なることはいふまでもない。

嗟は古語フム(含)にあたる字である。〔參照〕 ワキノカミノホホマ

研哉乎國之獲矣——アナニヤ・クニミテツ〔研哉此云二軼奈珥夜〕

信友が之に惠を加へたのはさかしらで、アナニエヤとアナニヤとは意

義を異にする。刊本の哉の下にある乎は古本には見えぬといふこと

ある。或は乎はナと訓み、次の國に連れてチグニミテツと訓むのかも

知れぬが、——チグニはよき國といふことである——尙確證を得ぬか

ら、姑く之を攪入とする。ミイテツ(見出ツ)は約せられてミテツとな

るのである。〔參照〕 アナニヤ、アナニエヤ

蜻蛉之臂咕——アキツノトナメ〔舊訓〕

臂咕は義譯で、トナメはトモナメといふことである。

磯輪上秀眞國——シワカミのホツマクニ〔舊訓〕

秀眞國此云ニホツマクニと訓註してある。シワカミはシワのカミとい

ふ方がよいかも知れぬ。イソノカミ、ワキノカミ等上、下の上を地名

に添へる場合には助語ノを介することを例とするものゝやうである。

玉牆内國——タマガキノウチツクニ〔舊訓〕

虚空見——ソラミツ〔舊訓〕

見をミツと訓むことには疑があるが、古事記仁德天皇御製には蘇良美

都。萬葉集には虚見津、虚見通、空見津、虚見都などあるから、ミツの假字に充當せられたものとせねばならぬ。

【卷第四】

(綏靖)

防——ホセギ

防、防禦、距は常にホセギと訓してある。フセギの原形である。

弓部稚彦——ユミのワカヒコ〔舊訓〕

玉屋本に弓削部とあるによつてユゲと訓するものもあるが、ユゲの原義は弓削ではないから、此場合弓削とかく理由も、ユゲと讀む筈もない。さりながら弓部を單にユミと讀むのも心ゆかぬことで、鍛部をカヌチ、矢部をヤハギと訓ませてある所を見ると、別の訓があつたものと思はれるが、——或は部は作などの誤字で、ユミツクリであつたかも知れぬ——今之を明にし得ぬ。

天津眞浦——アマツマラ

舊訓にはアマツマウラとあるが、假に語義はマウラであるにしても上代の發音法によればマラといはねばならぬ。——例へば松浦はマツウラとは發音せず、マツラと稱へるのである——アマツマラは古事記高天原の段に見える鍛人の名で、マラといふ語にも意味があるから、其に倣うて之もアマツマラと讀むべきであらう。——參照 アマツマラ

な根據があらねばならぬ。通釋に孫引にした十市縣主系譜といふ書ほどの程度まで信用の置けるものか不明であるが、假に確信するに足るものとしても、其は狹太彦とあつて狹太雄ではない。縦ひ據るべき文献がなくとも改むべき理由のあるものであるならば勿論之に従はねばならぬが、唯祖先を女性とするのは不都合であるといふやうな後代的觀念を以て古書を改竄するのは學問上の罪人である。此場合の如きはサタ姫とあるが最も適はしいと思はれる。ヤマトノクニをヤマトクニと訓みあらためたのも理由のないことである。狹太はサタと訓まればならぬ。

(孝孿)

緇某姉——ハヤイロネ〔舊訓〕

緇は短の變體で、ハエ(延)といふ意があるから、ハエの假字に用ひられ、音便によつてハヤとも稱へたのであらう。妹王にはハヘノイロトといふ訓が施され、古事記にも蠅伊呂泥とあるが、ハヘも亦音便で原語はハエ又はハヤ(南の意)であらねばならぬ。——參照 ハエイロネ

(孝元)

少彦男心命——ヌクナヒコロコリの命

男心は舊訓ヲコロとあるが、此皇子を記には建猪心とし、其他出雲心、田心などいふ名も見え、コロの意とは解し得られぬから、心はコリ(又はコロ)の假字に用ひられたものとせねばならぬ。コリ(コロ)は大人と同義の敬稱である。——參照 コリ

青玉繫——アヲタマのツナ

舊訓アヲタマカケとあるが、繫は上記の如く(第七頁)、カバネの一種

矢部——ヤハギ〔舊訓〕

一發中レ胸、再發中レ背

舊訓一發はヒトサ、再發はフタサとある。サは刺の意。

(安寧)

常津彦某兄——トコツヒコイロネ〔舊訓〕

古事記にも之に相當する皇子を常根津日子伊呂泥命とある。イロの假字に某をあてたのは之をイラ(汝等)とも訓み得るからであらうが、勿論借字で、イロは汝等の意ではない。——參照 イロセ、イロネ

猪使連

舊訓を缺く。姓氏錄にキツカヒと傍訓してあるが、根據を明にせぬ。或はキカヒと訓むのではあるまいか。

(懿德)

鴨王——カモノミコ

舊訓カモノオホキミとある。皇胤にあらざる人が王と名乗るべき筈がないといふ理由の下に信友校本は王を主と改め、カモノシと訓した。一應尤らしく聞えるが、王はミコの假字で、ミコといふ語は皇胤以外にも用ひられ、神子、巫等の字をもあてる。この鴨王も事代主の神子であるから、ミコと呼ばれたのは極めて有り得べきことである。

(孝昭)

倭國豊秋狹太媛——ヤマトノクニのトヨアキサタヒメ〔舊訓〕

媛を雄にあらためたのは不當である。信友は古本に雄としたものがあるといふが、數多い異本の一つを正とし、他を盡く非とするには確

でツナと稱へられたもの、やうである。

彦蔭實命——ヒココモスの命〔舊訓〕

姥津命——オケツのミコト〔舊訓〕

記に意祁津と假字書したのと同入であるが、姥をオケと訓むべき理由を詳にせぬ。

【卷第五】

(崇神)

八坂振天某邊——ヤサカフルアマイロベ

舊訓アマイロベとあるが、此女性は大海岸禰の女であるから、アマイロベであらねばならぬ。天は借字である。

磯堅城神籬——シカタキヒモロギ〔神籬此云ニ比弄呂岐〕

集解は古語拾遺、倭姫世紀等によつて堅の字は撥入として之を削つたが、之あるが爲に意を害するならばともかくも、之を存しても妨がないのに、後代の書物によつて古書を改竄することは許されぬ。——參照 シカタキ

命三神龜

漢意を以て記述せられたものであるから、音讀を可とする。命を舊訓ウラヘテとあるが、國語に譯する必要があるならば寧ろ命神龜の三字を併せてウラナヒテと訓むべきである。龜トは可なり古くから行はれたが、尙我國の古習なりとすることに疑がある、卜部の輩が相傳の業務に勿體をつける爲に之を神代に託した記述は信憑するこ

とが出来ぬ。少くとも此場合のトは龜トではなかつたであらう。

神淺茅原——カムアサチハラ
神をミツと訓したのもあるが、其はミツの原義を解し得ざりし爲で
此場合ミツと讀むことは出来ぬ。

爲下祭倭大國魂神之主。

主は舊訓カムヌシとあるを正しとする。主一字をカムヌシと訓むべき
理由はないが、神主の畧とせれば意が通ぜぬ。

神班物者——カミノモノアカツヒト〔舊訓〕

大神之菅酒——オホムワのサカヒト〔掌酒此云三佐介弭苦〕

大神は舊訓オホムワとあるが、ウムは一音としてmと發音すべきで
あらう。オホミワと訓しても妨はないが、オホムワを非とすべき理由
はない。次の行にある大神はオホカミと訓まればならぬ。

許能瀨積破 和俄瀨積那羅瑞 椰磨等那殊 於朋望能農之能

介瀨之瀨積 伊句臂佐 伊句臂佐

この御酒は 我が御酒ならず 大和なす 大物主の 釀みし御

酒 幾久 幾久

參照 ヤマトナス

宇磨佐開 瀨和能等能能 阿佐妬珥毛 伊弟氏由介那 瀨和能

等能渡塙

うま酒三輪の殿の朝戸にも出でて行かな三輪の殿戸を

參照 ウマサケ

宇磨佐階 瀨和能等能能 阿佐妬珥毛 於辭寐羅箇禰 瀨和能

等能渡烏

うまさけ三輪の殿の朝戸にも押し開かね三輪の殿戸を

北陸——クヌガノミチ〔舊訓〕

他にクニガノミチ、クムガノミチ、クルガノミチといふ訓もある。いづ
れも國處の意で、海道に對する陸路の意を以て稱へたのである。

東海——ウミツミチ

舊訓にウメツミチとあるが、クヌガノミチ即ち陸路に對するウミツミ
チ(海道)で、ウメはウミの音便であらねばならぬ。

瀨磨紀 異利寐胡播椰 飲酒餓鳥塙 志齊務苦 農殊末句志羅

珥 比賣那素寢殊母——(一云)於朋耆妬庸利 于介伽卑氏 許

呂佐務苦 須羅句塙志羅珥 比賣那素寢須望

御間城 入彦はや おのか長を 死せむと 盜まく知らに ひ

めなそびすも——(一云)大木戸より うかがひて 殺さむと

すらくを知らに ひめなそびすも

參照 記所載(第三頁)、ヒメナソビスモ

領巾頭——ヒレノハン〔舊訓〕

頭の字のない本もあるといふことであるが、之あることを不可とすべ
き理由がない。

物實——モノシロ〔此云三望能志呂〕

古事記(天安河の段)によつてモノザネと讀んでもよい。

躡跣——フミナラシ〔此云三布瀨那羅須〕

我君——アギ

舊訓アギキとあるが、古語はアギであらねばならぬ。前後二つの我君
を前者はアギ、後者(地名)をアギキと訓めといふ説もあたらぬ。此地を
アギキと稱へるやうになつたのはアギの轉訛であらう。

衣細——コロモノヒモ

刊本にシタヒモと訓してある。細はヒモと訓むことが出来ぬから、紐
の誤寫とする信友説を正しとする、又衣をシタと讀むべき理由もない
から、字によつてコロモノヒモと訓すべきである。衣紐と裏紐(シタヒモ)を同
一物と思ふは誤で、紅紐之青指衣(仁徳、雄略記)などあるのは決して下
紐ではない。

不忍

舊訓シノビズとあるが、國語のシノビズは此場合の不忍(不人情の意)
にあたらぬ。音讀するか、然らずはコロコナクと訓むべきである。

急居——ツキウ〔此云三菟岐子〕

ツキキの意である。居は上古四段に活用せられたものと思はれる。

箸墓——ハンノミハカ〔舊訓〕

以手遞傳——タゴシニシテ〔舊訓〕

次の歌にもタゴシとある。

飲朋佐介珥 菟藝酒煩例屢 伊辭務邊塙 多誤辭菟固佐磨 固

辭介氏務介茂

大坂につき上れる石むらを手こしに越さば越しかてむかも

弭調——ユハズのミツギ〔舊訓〕

信友校本に弓の字を補うてあるが、弭一字でユハズと訓み得る。

會明——アシタ

舊訓アケボノとあり、宣長はツトメテと訓した。ツトメテが外來語で
あることは既に述べた通りであるが(第三頁)、アケボノも亦此場合に
はあたらぬやうである。且と同じくアシタと訓すべきであらう。

弄槍、擊刀——ホコユケ・タチカキス〔舊訓〕

但し弄にユケといふ訓のないことは撃がカキと讀めぬと同様である。
兩者ともに義譯と見るべきである。

大母隅——オホモスミ

舊訓モロスミとある。母をモロと訓することは出出ぬから、母の下に
呂の字を脱したものとせねばならぬが(通釋)、——オモと訓したもの
もあるけれどもオモスミは意をなさぬ——モスミといふ語もあり得た
と思はれる。參照 オホモスミの命

菱——モ〔此云モ〕

椰句毛多菟 伊頭毛多鷄流餓 波鷄流多知 菟頭邊佐波磨枳

佐微那辭珥 阿波禮

八雲立つ出雲健が佩ける太刀黒葛多卷きさ身なしにあはれ

【參照】記所載(第七頁)

氷香戸邊——ヒカトベ〔舊訓〕
玉菱鎮石 出雲人祭 眞種之甘美 鏡押羽振 甘美御神 底寶
御寶主 山河之水沐 御魂靜桂 甘美御神 底寶御寶主
玉藻しづし 出雲人祭 股根の甘美 鏡おしはふりて うま
し御神の 底つ寶御寶主を 山河の水くくり 御珠しでかけて
うまし御神の 底つ寶御寶主を
【參照】タマモシヅシ
蘇那曷叱知——ソナカシチ〔舊訓〕

【卷第六】

(垂仁)

任那王——ミマナのコキシ〔舊訓〕
王をコキシと訓むのは國主の字音で、ミコ、オホキミと區別する爲に外
國の國君で王と稱するものに對しては、特にコキシといふ語を用ひた
のであらう。往々コニキシと訓せられ、北史にも百濟王號「於羅瑕」百
姓呼「健吉支」夏言王也とあるが、コニキシの本義は恐らくは今(稱號)
吉支又は軍吉支の意であらう。紀にも軍君とかいて岷支君也と訓註し
た例がある。【參照】キシ、コキシ
都怒我阿羅斯等——ツヌガアラシト〔舊訓〕

于斯岐阿利叱智干岐——ウシキアリシチカムキ

舊訓に干岐をウキと點したのは誤とせればならぬ。干岐は早岐とも書
き、カムキといふ一種の尊稱である。【參照】カムキ

鏡谷——カガミのハサマ

皇極紀に谷此云「波佐末」と訓註してある。

倭日向武日向彦八綱田——ヤマトヒムコ・タケヒムコ・ヒコヤツ
ナダ

刊本倭の字がないが、諸本及姓氏録によつて之を加へる方がよい。日
向をヒムケと訓したのは誤で、ヒムコ(御猶子の意)の借字である——
【參照】ヤマトヒムコ、タケヒムコ、ヒコヤツナダ

葡瓊入媛

葡の字刊本に筋としてスガと訓し、國史類聚には筋、舊事紀には葡と
あるが、いづれも葡の誤寫とおもはれる。葡は葡の變體で、和名抄に
アザミと訓し、記にも此王女を阿那美能伊理毘賣としてある。

鳴鶴——クグヒ〔舊訓〕

天湯河板舉——アマのユカハタナ〔板舉此云「挖難」〕

天はアマ(海人)の借字である。

菟田笈幡——ウダのササハタ〔笈此云「佐佐」〕

重波歸國也——シキナミのヨスルクニナリ〔舊訓〕

傍國可憐國也——カタクニのウマシクニナリ〔舊訓〕

祠——マツリノニハ

穴磯——アナシ

舊訓シキとあるが、通證の攷證に従うてアナシと訓むべきである。磯
は磯に通ずる。

壹伯人——ヒトモモヒト〔舊訓〕

伯は陌に通ずる。ヒトモモタリと訓したのは改惡である。古語ではモ
モタリとはいはなかつた。

鍛地——カタシトコロ〔舊訓〕

鍛は借字で型爲所である。

土部——ハニシ

舊訓にハシメ又はハジとあるが、ハジはハニシの連濁で、ハニ(粘土)
シ(爲)の意であるから、民部を指示する場合の外ハニシと訓むのが無
難である。——服部をハトリベといはず、單にハトリと稱へると同じ
趣である。——例へば土部職、土部臣の如きはハニシのツカサ、ハニシ
のオミと訓すべきであらう。【參照】ハニシ

綺戸邊——カムハタトベ

舊訓カムハタとあるが、原語はカニハタのやうであり、綺の字もまた
カムハタとは訓めぬから、カニハタの轉音としてカムハタと訓すべき
であらう。【參照】カムハタ

大國不避——オホクニノフチ

不避は舊訓サラズとあるが、記に大國之淵とあるに照し、避を連の誤
寫としてフチと訓むを可とする。

見レ瑞——シルシエヨ

舊訓を缺く。雄略紀に稚足姫皇女侍「伊勢大神祠」とある祠はイハヒと
訓してあるが、其は祀に通用せられたので、こののは其祠立ニ於伊勢
國とあるから、イハヒとするは不可である。通釋にイハヒノトコロと
訓したのは理に適うて居るが、尙神武紀の靈時に準じマツリノニハと
讀むべきであらう。——ホコラと訓するのは此語が神倉を意味するこ
とを知らぬ俗説で論ずるに足らぬ。

齋宮——イハヒのミヤ〔舊訓〕

御枝——ミツエ〔舊訓〕

枝の字は類聚國史には杖とあり、或は杖の誤寫であるかも知れぬが、
ツエは本來衝枝といふ意であるから、枝一字をツエに充てることも必
しも不當ではない。

治大地官——オホツチのツカサラシラム

治大地官といふ一句は漢文としても國語としても意をなさぬから、官
は誤字ではないかとも疑はれるが、之を明にし得ぬが故に、姑く舊訓
に従ふ。

仔三^テ中臣連探湯主——ナカトミのムラジ・イカキヌシにオホセ

仔は北野本には仰、集解には命俾とあるが、恐らくは付予の合字で託
の意を示すものであらう。本の儘としてオホセテと訓むべきである。
探湯は舊訓イカキとあるを可とする。イカキはユカキ(湯攪)で、探湯
にあたる。之をクガと訓み改めたのは延佳等のさかしらで、クガの語
義を解し得なかつたことを告白するものである。

舊訓瑞をミツと訓してあるが、こゝはシルシであらねばならぬ。
膽武別命——イタケワケの命〔舊訓〕

記に此皇子を伊登志別王とあるによつて、武をトシと讀めといふものもあるが、無理な訓であるのみならず、記、紀傳承を異にした例は多いことであるから、此皇子の名に限り強て一致を求めらるるに及ぶまい。

子石田君

舊訓コイシダとあり、釋紀系圖等には子を削つてあるが、其據を明にせぬ。記によればイカタラシ彦の後裔中には高志池君といふ名も見えるから、此子石もコシと訓むのではあるまいか。コシの池君がコシ田の君とも傳へられたことは有り得べきである。

楯部——タテヌヒベ〔舊訓〕


大穴磯部——オホアナシベ

舊訓シキベとあるが、誤讀とせざるを得ぬ。

泊檀部——ハツカシベ〔舊訓〕

玉作部——タマスリベ〔舊訓〕

日置——ヒキ

ヘキと稱へるのは音便である。和名抄大和國葛上郡日置郷はヒオキと訓してあるが、其は後世の發音で、上代では此場合オは約せられた筈である。  ヒキ

神庫——ホクラ〔此云ニ保玖羅〕

神之神庫隨樹梯之——カミノホクラモハシタテノママニ〔舊訓〕

矢河江比賣などの宮主と同義であるから、敬語ミを添へて讀むべきである。

武雄心、武猪心——タケヲコリ、タケヰコリ

舊訓心をココロと訓してあるが、コリ又はコロの假字なることは既に述べた通りである(第九二頁)。

竹林——タカムラ

舊訓タカハラとあるが、ムラと訓むを可とすること既記の通りである(第八二頁)。

泳宮——ククリのミヤ〔此云ニ區玖利能彌椰〕

不便——モヤモヤモアラズ〔舊訓〕

顯宗紀、允恭紀にも同様に訓してある〔語誌參照〕。

穢陋——カタナシ〔舊訓〕


カタナシの原語である。

後宮——キサキのミヤ〔舊訓〕

キサキは「私」の意である。

忍之別——オシノワケ


此皇子は舊事紀一本に忍足別とある。其に倣うて之を足に改めたものもあるが、其は助語ノを不用なりとする記傳の説に盲従するもので、オシが地名であるとすれば、忍ノ別と稱へるのが例である。——鎌倉之別、伊勢之別、石代之別等皆然り——さればこゝでも字の通りオシノワケと訓すべきである。

 ハシマテ

匿三袍中

匿の字舊訓シナメとあり、仲哀記にも同様に訓してある。シヌビ(忍)を他動詞に用いたもの(シヌへの音便)と思はれるが、シヌビの原義は下伸であるから、匿とは多少意味が違ふのみならず、シヌベと用いた例もないから、カクシと訓むを可とする。

非時香菓——トキジクのカグノミ〔舊訓〕

香菓此云ニ箇俱能未と訓註してある。  トキジク

八竿、八綱——ヤホコ、ヤカケ〔舊訓〕

弱水 ヨワノミ

後漢書東夷傳に夫餘國北有弱水とあるに據つたものとも思はれるから、音讀すべきであるが、強ひて國語に直さんとせば舊訓の如くヨワノミとよみ、ヨワ(弱)の(助語)ウミ(海)の約とする外はあるまい。

【卷第七】

(景行)

稻日稚郎姫——イナビのワカイラツメ

郎姫此云ニイラツメと訓註してある。稚はツキと讀んでも差支はないが、尙ツカを可とする。

屋主——ミヤヌシ

舊訓ヤヌシとあり、諸本皆之に従うて居るが、宮主養狭八耳命、宮主

五十狹城彦——イサキヒコ

釋紀系譜に入彦とある。入彦とする傳もあつたのであらうが、刊本に五十狹城彦とあるのは必しも「入」の字を脱したのではない。豊相入姫を單に豊相姫とした例もあるのである。

日向髮長大田根——ヒムカノカミナガオホタネ

集解に古本に據るとして媛の字を補うたのは疑はしい。オホタネは尊稱である。

國乳別——クニオモワケ

舊訓を缺く。近代の學匠はクニチと訓して居るが、其同腹の皇子にクニセワケといふ名がある所を見ると、乳はセに對する語即ちオモ(面)の借字であらう。クニオモは約してクニモと發音したのかも知れぬが、姑くクニオモと訓して置く。

神骨——カムホネ

舊訓カホとあるが、記の之に相當する人名が神大根である所を見るとカムホネと稱へたものとせねばならぬ。

兄遠子——エトホコ

舊訓アネトホコとあるが、アネといふ語が此場合に用ひ得られぬものなることは既述の通りであるから(第二〇頁)、エシキ、オトシキ等の例に倣うてこゝでもエトホコと訓すべきである。

沙磨——サバ〔舊訓〕

和名抄周防國佐波郡の下には波音馬とあつて、馬はマを表示したものと解せられ、紀には此沙磨の外に磨の字を用ひた例もあるから、サ

マとも稱へたのかもしれないが、尙原語はサバでスハ(周防)と同語から出たものと思はれる。バ、マは通音である。

神夏磯姫——カムナツシヒメ

舊訓カムカシヒメとあるが、夏の字をカの假字に用ひた例はなく、且物部君の祖夏花ナツハナと同族と思はれるから、ナツシと訓むべきであらう。

御木川——ミケカハ〔木此云開〕

土折、猪折——ツチヲリ、キヲリ

紀には麻剥、鼻垂、耳垂、土折猪折を此四人と記し、次に麻剥を除いて不服三人としてあるから、此を一人の名と認めたもの、やうであるが、語義上二人の稱呼とせればならぬ。——**參照** ツチナリ、キナリ

令レ搗ニ不服之三人

搗は舊訓にメス又はサシマネクとある。——招くの意を以てナグと訓したのは誤である——指搗(淮南子)など、用ひ、手を以て合圖する意である。

碩田——オホキタ〔此云ニ於保岐陀〕

授ニ兵権——ツチをサツゲ

舊訓を缺く、上に作レ推爲兵とあるから、兵権の二字を合はせてツチと訓むのであらう。兵と権との二者と解することは無理である。

水上——カハのホトリ〔舊訓〕

將ニ蹶ニ玆石ニ如ニ柏葉ニ而擧焉、因蹶之則如ニ柏葉ニ上ニ於大虚ニ、故號ニ其石ニ曰ニ踏石ニ也

はしきよし 我家ウケのかたゆ 雲クモの立ち來も 大和は 國クニのまほ
らま たたなづく 青垣山 こもれる 大和しうるはし 生命イノチ
の まそけむ人は たたみこも 平群の山の 白檀の枝を う
ずすにさせ この子

參照 記所載(第三頁)

諸縣——モロガタ〔舊訓〕

日向國諸縣郡は和名抄に牟良加多と訓してあるが、此は筑前國夷守附近の地で、名の所由を異にするものと思はれるから、モロアガタの約音としてモロガタとよむを可とする。——**參照** ムラガタ

小左——コヒタリ〔舊訓〕

舊訓チヒタリとあり、チサとも讀み得るが、此人が水を祈り出したといふ奇蹟によつてコヒ(樹水)タリ(垂)と名づけたのであらう。

挾抄——カヂトリ〔舊訓〕

和名抄舟具類舵の條下に今案舟人呼ニ挾抄ニ爲ニ舵師とある。

高來縣——タカク又はタクのアガタ

和名抄にも肥前國高來郡は多加久と訓してあるが、同國小城郡高來郷には多久といふ訓が與へられて居る。此高來縣も亦タクともタカクとも稱へたのであらう。

阿佐志毛能 瀬概能佐鳥慶志 魔幣菟耆彌 伊和哆邇秀暮 彌

開能佐鳥慶志

朝霜のみけのさ小橋まへつ君い渡らすもみけのさ小橋

舊訓蹶はフミ、踏石はホミシとある。蹶、踏共に今の語でいへば蹶ケルであらねばならぬが、フミの原義は舉足であるから、蹶ることをもフミといたつたのである。——**參照** フミ

厚鹿文、淫鹿文——オモカヤ、セカヤ

舊訓アツカヤ、セカヤとあるが、淫をセと訓むべくは、之に對立する語はモであらねばならぬ(カヤは地名)。案するに文飾上進に對して厚の字を用ひたので、厚は篤に通じオモ(篤疾をオモキヤマヒと訓した例がある)の假字であらう。オモは母の意、又はイモ(妹)の轉音で、女性を表示する語である。——**參照** オモカヤ

渠帥——イサヲ〔舊訓〕

市乾鹿文——イチフカヤ〔舊訓〕

乾此云賦と訓註してある。

麾下——オモト

幕下——オホト

舊訓には右の如く別個の點フリカタが施してあるが、オホト、オモト共にオホミト(大御處)の轉訛であるから、いづれを用ひてもよい。

御刀媛——ミハカシヒメ〔御刀此云三瀬波迦志〕

波辭積豫辭 和藝幣能伽多由 區毛位多知區暮 夜摩苦波 區

珥能摩保邏摩 多多儺豆久 阿烏伽枳夜摩 許莽例屢 夜摩苦

之于漏破試 異能知能 麻會祁務比苦破 多多瀨許莽 弊遇利

能夜摩能 志邏伽之餓延場 于受珥左勢 許能固

參照 サヲハシ

歷木——クヌキ〔舊訓〕

歷木は歷の字を二つに分けたもので櫟に同じい。字鏡にも久沼木クヌキと訓せられて居る。

粟岬

粟は類聚國史に粟とあり、岬は異本に岫とある。いづれを正しとも定め難い。

猿大海——サルオホミ

大海は刊本にオホアマとオホミとの二訓をあげて居るが、大身の借字であらうと思はれるから、オホミを可とする。

盞ミツ

刊本には字の右傍上下にミとナとを點じてある。ミサカヅキナ又はミサラナと訓ませるつもりであらう。或はウキナと訓したものがあつた。いづれでも差支はないが、ウキを酒杯の古語とする事には疑がある。

——**參照** ウキ、ミツタマウキ

東方諸國——アツマのクニクニ〔舊訓〕

アツマ人の住む國といふ意を以て、東國をアツマのクニと稱へるのである。

椎結文身

椎結にはカミチアゲとカミチカカフリといふ二訓がある。字義からいっても、考古學的攷證を以てするも、髪をあげて居たことを意味するものとせればならぬから、カミチカカフリは不當である。文身はモト

ロケ(マタラゲの轉か)と訓してあるが、他に見えず、且古語とは思はれぬから、椎結文身の四字は音讀する方がよい。

弟彦公——オトヒコノキミ

舊訓オトヒコノミコとあるのは大碓命の子押黒弟日子王に推しあて、訓したものと思はれるが、ミコに公の字をあてた例はないから、字によつてキミと讀むべきであらう。

宴

舊訓ニヒムロノウタゲとあるが、其前後に新室を作つた事は見えぬ。恐らくは記に御室宴(御は新の誤)とあるに據つたのであらうが、單にウタゲと讀んで妨のないことである。

衾裏——ミノノウチ〔舊訓〕

衾は玉篇に近身衣とあつて口語のミゴロの義である。

戲弄——タハフレマサグル〔舊訓〕

更深人闌——ヨフケテヒトウスラグ〔舊訓〕

刺——サス

刺の變體である。

無餘噍

刊本に噍を唯一の二字としたのは誤。

柏濟——カシハのワタリ〔濟此云三和多利〕

所向無前

舊訓前にカタキと點し、永亨本には禦と改めてある。

磴紆——カケハシメグリテ〔舊訓〕

頓轡——ナヅミテ〔舊訓〕

頓は停頓の意であらうが、頓轡と用ひたのは目なれぬ熟字である。其故にナヅミテと意譯したのであらう。

白鹿

舊訓シロキカセギとあるが、カセギは後世の語であるから、シロカと訓むべきである。——宣長はシロキカならざるべからずと論じたが、白狗、白猪、白鷄、白馬等はシロイヌ、イロキ、シロカケ、シロウマと稱へてシロキイヌ等といはぬから、こゝもシロカでよい。

蒜——ニラ

ヒルと訓んでも差支はないが、其が外來語であることを知らねばならぬ。——**參照** ヒル、ニラ

瘼臥——ラエフセリ

舊訓オエとあるのは假字違ひである。——**參照** ナエ

主神

舊訓にカムサネとあるのはカム(神)ムサネ(身實—正身)の約であらうが、宣長の説の如く使者に對する語として其主人をムサネとはいひ得られぬから、此訓には從はれぬ。音讀して然るべきであるが、強ひて古語を用ひんとならば、チサカミとでもいふのであらう。

零水——アメヲフラシ

水を氷に作つた本もある。記に於是零三氷雨一打三惑倭建命とあるに據つたものであらうが、こゝは興雲の對句であるから、原文の方がよ

甚多

舊訓にニヘサナリと點したのは從はれぬ。肥後風土記〔釋紀所引〕に、俗見ニ多物即云ニ爾倍佐爾とあるが、假に右の記事が誤でないとして、其は九州の方言で、古語と見るべきものではない。現代語で讀んではならぬといふならば、イトサハナリといふべきである。——**參照** ニヘサニ

茂林——シモトハラ〔舊訓〕

浪泌——ナミハヤクシテ〔舊訓〕

竹水門——タカのミナト

舊訓が缺け居る。タケのミナトとも讀み得るが、地理から推定して姑くタカのミナトと訓して置く。

現人神——アラヒトカミ〔舊訓〕

珥比麼利 菟玖波鳩須擬氏 異玖用加禰菟流

新墾 つくばをすぎて 幾夜かねつる

菟玖波はツクバ(筑波)であるが、尙原義によつてツクマと稱へたのかも知れぬ。

伽餓奈倍氏 用珥波虛虛能用 比珥波苦鳩伽鳩

かがなべて 夜には九夜 日には十日を

參照 記所載(第三頁)

願——シヌビタマフ〔舊訓〕

願は願の俗字である。

いやうである。

烏波利珥 多陀珥霧伽幣流 比苦菟麻菟 阿波例 比等菟麻菟

比苦珥阿利勢磨 岐農岐勢磨之鳩 多知波開摩之鳩

尾張に 直に向へる 一つ松 あはれ 一つ松 人にありせば

衣きせましを 大刀佩けましを

參照 記所載(第五頁)

愷悌還之

愷悌といふ熟字は爾雅に發也とある。舊訓イクサトケテカヘリリとあるのは意譯であらう。

標擗——ミムネヲウチタマフ〔舊訓〕

集解によれば文選長笛賦に摺擗擗とあるから、標擗は擗擗の錯であらうといふことである。右の文選の註に拆心貌とあるによつて訓したのであらう。

摠角——アゲマキ〔舊訓〕

允恭紀には摠角とある。

倏亡三我子——アカラサマニ我子ヲウシナフ

舊訓にアカラメサスとあるが、アカラメには死亡の意は含まれて居らぬこと既述の通りである(第六頁參照)。

棺櫬——ミキ

舊訓ヒツキともあるが、ヒツキはヒトケ(人筈)の音便であるから、敬語としてはミキ(御筈)というたのであらう。

明衣——ミソ [舊訓]

衣冠——ミソツモノ [舊訓]

衣冠は文飾で、其冠と稱すべきものはなかつた筈であるから、單にミソ(御衣)ツ物の假字に用ひられたのであらう。

棟梁之臣

舊訓ムネマチキミ——ムネ(棟)マヘツキミ(卿)の約——及ムネトルマチキミ(棟トアルマヘツノキミの約)とあるが、いづれも棟梁の字をムネと譯したもので、古語ではないから、音讀を可とする。

覺賀鳥——カクガトリ

舊訓カクガ又はミサゴとある。鳥聲を摸したものであるといふ説に従うてカクガの訓をとる。

白蛤——ウムギ又はウムガヒ

舊訓ウムギとある。和名抄には本草を引いて海蛤一名魁蛤和名ウムギのカヒとあるが、ウムギはウムカヒの約であるから、更にカヒといふのは蛇足である。——參照 ウムカヒ

磐鹿六雁——イハカムカリ

舊訓イハカムツカリとあるが意が通ぜぬ。——姓氏錄若櫻朝臣の條下に伊波我加利命とあるを不可として後人が我が次に牟都の二字を補うたが、其は紀の此訓を根據としたものであるから確實とはいへぬ。——參照 六雁命ともあるから、イハカ、ムカリと讀むのであらう。——參照 イハカムカリ

(成務)

乾了者——ヲサヲサシキヒト [舊訓]

阡——タタサのミチ [舊訓]

陌——ヨコサのミチ [舊訓]

和名抄には日本紀私紀を引いて南北曰阡、タチシのミチ、東西曰陌、ヨコシのミチと訓してあるが、シはサの音便である。

日縱——ヒのタタシ [舊訓]

日横——ヒのヨコシ [舊訓]

シはサの音便である。ヒノタテ、ヒノヨコと讀んでもよい。——萬葉集第一卷には日經、日緯をヒノタテ、ヒノヨコとよませてある。

影面——カゲトモ [舊訓]

背面——ソトモ [舊訓]

【卷第八】

(仲哀)

蘆髮蒲見別王——アシカミカマミワケのミコ

舊訓に蒲見をカワケノミとあるのは誤寫であらう。

來熊田造——ククマタのミヤツコ

釋紀系譜等には來の字がないが、熊田造といふものも他書に見えぬから、尙字についてククマタと訓すべきであらう。舊事紀には天熊田造とある。——參照 ククマタの造

舊訓タケモツノムラジとあるは非、タケモツムラジが、然らざればタケモチのムラジであらねばならぬが(第三頁參照)、大伴家には家持なといふ名の人もあるから、之もタケモチであらう。

【卷第九】

(神功)

齋宮——イムミヤ

刊本にはイミのミヤとイハヒのミヤとの二訓があげてあるが、イハヒのミヤは齋主の宮殿と混される虞があるから、こゝはイムミヤと讀むがよい。即ちイミハタヤのハタに代へるにミを以てしたもので、イミミヤといふべきを音便によりイムミヤと稱へたものと思はれる。皇后親齋の爲に清淨な宮を設けられたのである。

爲三番神者

舊訓サニハトスとあるが、サニハは祭庭の事であるから、人を祭庭にするとはいへぬ。記に倣うてサニハニタテと訓するか、然らざれば音讀すべきである。次に番神者日とあるのも強て訓讀するとせば、サニハニタテルモノといふべきである。

以三千繪高繪置琴頭尾——チハタタカハタヲコトカミ・コト

シリニオキ [舊訓]

向津媛

舊訓ムカツヒメとあるが、アマサカルといふ枕詞がある所を見ると、

周芳沙塵之浦

塵の字刊本に歴とあるが、サバと訓してあるから、類聚國史に塵とあるを正しとすべきであらう。但し穴門の豊浦から筑紫の向はれた仲哀天皇を其より遙に東方の周芳の沙塵(三田尻)に出て迎へたとあるのは合點の行かぬことであるから、景行紀の神夏磯姫奉迎の話と紛されたものと解すべきであらう。

自穴門至向津野大濟爲三東門

從來句讀を誤り、至向津野大濟としたが、假に向津野が固有名詞であるとしても(之を方角ちがひの長門の北岸又は豊前の内地に擬するのは勿論誤である)、自、至の文字の用例から見ると、其意に解するこゝとは出来ぬ。

波利島——モトリシマ [集解]

踐立——ホムタチ [舊訓]

誰神徒誘朕

誘の字は紀に例としてチコツルと訓してある。然るに此場合に限りアザムクとあるのは或はチコツルでは不適當と考へたのであるかも知れぬが、チコツルといふ語は誘引の意ではなく、誘惑の義であるから、こゝもチコツルと讀んで然るべきである。——參照 チコツル

誹謗我言其、汝王之……

其の字は舊句讀の如く上の句につけてアカコトナソシリタマフゾと訓むべきである。ソレイマシミコと下につけて讀むは非。

武以連——タケモチのムラジ

ムケツ姫であらねばならぬ。——**參照** アマサカルムケツ媛
幡狄穗出——ハタススキホニイデシ〔舊訓〕

ススキは禾草の汎稱であるから、萩といふ字をススキと訓むことは少しも差支がない。

於尾田吾田節之淡郡所居之神也——ヲタのアタクシのアハ
のコホリにヲル神ナリ

於尾田を舊訓フムナタと點してあるが、於をフムと訓する理由がないから、右に句讀したやうに助字と見るべきである。節は舊訓の如く櫛の畧字で、クシと讀むのであらう。刊本には神の字がないが、之を脱したものとすべきである。

於日向國橘小門之水底所底而——ヒムカカノタチバナノヲト
のミナソコにナリマシラ

所底は刊本にキテと訓し、中臣本及釋紀に居と改めてあるが、次に
出居神とあると重複する。玉屋本には所生と改記してナリマシテと訓
してあるが、恐らくは所成の誤で、ナリテ又はナリマシテと訓むので
あらう。

水葉稚之出居神——ミナハワキイデキルカミ

舊訓はミナワモワカヤイデキルカミとある。私記に師説として水中葉
甚翠雅也、言此神如三此葉一盛出居也とあるに従へば、ミヅハと讀むもの
のやうであるが、納得の出來られる説明である。水葉が水沫の假字に
用ひられたものなることは舊訓の通りで、稚も亦ワキと讀み、分の意
であらう。——稚が動詞に用ひられたものなることは次に之の字が添

くといふ意を以て落雷の義に用ひられたのであらう。雷電霹靂は意譯
である。

吾瓮海人——アベのアマ

舊訓ミアへとあるが、之は族名(阿倍、阿閉)であるから、ミを冠すべき
理由がない。——**參照** アベのアマ

服玉身——オホミミニツキテ

玉身に舊訓ミツイチ(釋紀ミツイテ)とあるが、其意味を解しかれるか
ら、姑くオホミミと訓して置く。ミミというても意は通ずるが、至尊
にはオホミといふ敬語を用ひるのが例である。

搗荒魂

搗の字の意義は上に述べた通りである(第九頁參照)。舊訓ホキナイテ
とあるのは壽キチギテの音便であらうが、チキといふ語は搗の字の訓
には不適當で、寧ろサシマネキを可とする。次の詩三和魂の請はコヒ
と訓してあるから(舊訓ネギ)、或はチギ(又はネギ)と訓ませるつもり
であつたかも知れぬ。

隨船波浪——フナナミ

舊訓マナナカとあるが、次の一云中には隨船波をフナナミと訓してあ
るから、其に倣ふべきであらう。通釋によればマナナカはフナナミの
誤寫で、應永本にはこもフナナミと訓してあるといふことである。

波沙寐錦——ハサムキム〔舊訓〕

ムキムは尊號、名はハサである。

微叱已知波珍干岐——ミシコチハチムカムキ

へてあるのを見ても推定せられるのである。——即ち水沫を分けて出
入する神といふ意であらねばならぬ。

山門縣

刊本に山を小に作つてあるが、諸本に山とあるを正しとすべきである
〔通證〕。舊訓にもヤマトとある。

田油津媛——タブラツヒメ〔舊訓〕

油はアラであるが、上の母韻に接せられてアは省かれるのである。
或はタのアブラツヒメ又はタナブラツヒメと訓むのかも知れぬ。

細鱗魚

諸本にアユと訓してあるのはよしなきことである。其ものは年魚であ
つたかも知れぬが、アユと訓ますつもりならば特に細鱗とは書かなか
つた筈である。音讀可然。

定三神田二而佃之——ミタをサダメテツクラセタマフ

神田は舊訓ミトシロとあるが、ミトシロはミタシロの音便であるとし
ても又はミトシロの約であるとするも、神田とは全く別義である。
神田はミタで、之にシロといふ語を添へて讀むべき理由がない。——

參照 ミトシロ

迹驚岡——トドロキの岡〔舊訓〕

迹驚はト、オドロキで、約せられてトドロキとなるのであるが、勿論借
字である。

雷電霹靂——カムトキシテ〔舊訓〕

和名抄にも霹靂和名加美渡岐(又は加美度計)とあり、カミ(鳴神)が着

舊訓波珍はハトリとある。ハチムの訛であらう。東國通鑑によれば新
羅官等十七階中の第四を波珍食といふとあり、釋紀にも波珍干岐は冠
名とある。ミシコチは新羅第十九世奈忽王の子未斯欣で、日本に貢と
なつたと彼國の書にも見える。

百濟——クダラ〔舊訓〕

濟の左傍にラクと點してあるのは大に注意すべきことである。ラクは
Langといふ字音を寫したもので、クダラが樂浪の訛であるといふ著
者の説を傍證するものである。——**參照** クダラ

内官家——ウチツミヤケ〔舊訓〕

内避高國避高松屋種

舊訓内避高國避、高松屋種と句を切り、集解は内避高、國避高、松屋
種の三人の名として居るが、いづれも疑がある。打猿類媛といふ人名
(豊後國直入郡及肥前國彼杵郡の土蜘蛛)もある所を見ると、此内避國
避もウチサル・クニサルで、天饒石・國饒石、事勝・國勝と同様に相類し
た美稱を重ね用ひたものであらねばならぬ。其故に上の高は衍字と見
るべきである。——薩摩本には此字がないといふことである〔通釋〕。

——又屋種はヤタ(地名)のネ(尊稱)といふことであるらしいから、高
松も亦地名とせざるを得ぬ。即ちウチサル・クニサル・タカマツのヤタ
ネといふ一人の名と思はれる。——語誌參照。

如三鹿角無實國也——カのツヌナスミナキクニナリ

無實は舊訓ウツケタルとあり、宣長はムナと訓したが、ウツケタルと
いふ語は無實の意にあらず、鹿角はムナ(空)シキ物ではない。骨ば
かりで内がないといふ義によつてミナキと訓むのであらう。——ムナ

の原義もミナシであるが、ムナの形に於ては空の義と解せられるのである。

向置男聞襲大歴——ムカヒツのヲのキキソホフ

開襲大歴は舊訓キキソホフとある。釋紀にはキキソホと訓し、信友校本には之を拆衷してキキソホフとしてあるが、いづれも據があるわけではないやうである。語義の釋然ならざる點はあるが、尙舊訓に従ふべきであらう。但し男の下にもノを加へてムカヒツノヲと訓すべきである。——語誌參照。

速狹騰尊——ハヤサカリのミコト

舊訓ハヤサノホリとあるが、天皇が此名を惡み給うたとあるから、重胤説の如くハヤサ、アカリの約としてハヤサカリと讀むを可とする。

宇流助富利知干——ウルソホリチカ〔舊訓〕

新羅王。此名は朝鮮史書には見えぬ。

臍劔——ヒザのスズ

刊本アハタコ及ミハタコの二訓をあげて居る。臍(脊)は和名抄にアハタコ、俗云アハタ、膝骨也とあり、箋註によれば醫心方にもヒサ又はアハタコ、新撰字鏡にはヒサのカミのアハタとあるといふことである。右の如くアハタコは臍の意ではあるが、劔を含んで居らぬ。案するに劔は肋で、筋に通じ、スズを意味するのであらう。拔王臍劔とあることによつても立證せられる。さればアハタコ(又はミ、アハタコ)のスズとも訓み得るが、アハタコ(アハタ)は本来ヒザから轉じた語であるから、ヒザのスズと訓む方がよい。

姿——オロシスエテ〔舊訓〕

收二天皇之喪

喪の字舊訓にミモカリとあるが、其はモガリの語義を無視した誤訓である。喪はモ、ミモ又はオホミモであらねばならぬ。

菟餓野——ツガヌ〔舊訓〕

記に斗賀野とあると同一地であるが、ト、ツは通音であるから、トガヌともツガヌとも稱へられたのであらう。——參照トガヌ

假廢——サズキ〔舊訓〕

神代紀大蛇退治の段及雄略紀にも此字をサズキと訓してある。

不レ可レ近レ皇后

△の字古寫本に居とあるを可とする。從て舊訓の如くオホモトと讀むよりもミヤコ又はオホミヤトコロ(大宮處)といふ方がよい。天照大神の神靈を奉じて是まで征戰に従事せられたのであるが、今や凱旋に及び大神が京師の地には入りたくないと託宣せられたので、御心廣田郷に奉安したのである。——仁徳紀にも皇居を皇后に誤つた例がある。

大津淳中倉之長峽——オホツのヌナクラのナガラ〔舊訓〕

血泣

舊訓イサチとあるは誤である。音讀するか又は近代語の如くチニナクと訓むべきである。

烏智箇多能 阿邏々麼菟麼邏 摩菟麼邏珥 和多利噲祇氏 菟

區噲彌珥 末利椰場多具陪 宇摩比等破 于摩譬苦奴知野 伊

徒姑播茂 伊徒姑奴池 伊裝阿波那 和例波 多摩岐波屢 于

池能阿層餓 波邏濃知波 異佐誤阿例椰 伊裝阿波那 和例波

遠方^{ヲチカ}の あらら松原 松原に 渡り行きて つく弓に ま矢

をたぐへ うま人は うまんどちや いとこはも いとこどち

いざ遣はな 我は^{ワレ}玉きはる うちのあそが 腹の血は 砂^{イサゴ}あ

れや いざ逢はな 我は^{ワレ}

參照 アララマツバラ、ツクユミ、ウマヒト、イトコ、マリヤ、ダマキ

ハル、ウチノアソ

儲菟藏于髮中——ヲサユツルをタキフサのウチニカクシ〔舊訓〕

儲弦の上に「以」の字を加へた本もある。

栗林——クルス〔舊訓〕

クルスは本来クニス(國栖)の訛であるが、其占據地には通例菓樹就中栗が多かつたので、栗栖、栗林などといふ字をもあてたのであらう。ここは眞の栗林をいふのであるから、クリハラと訓む方がよいやうであるが、催馬樂に粟津原の御栗栖とある所を見ると、尙クルスと稱へられたものとせねばならぬ。

伊非阿藝 伊佐智須區禰 多摩枳波屢 于知能阿會餓 勾夫菟

智能 伊多氏於破孺破 珥倍迺利能 介豆岐齊奈

いさあぎ 五十沙茅宿禰 たまきはる 内のあるが 頭椎の

痛手負はずは 鳩鳥の かづきせな

參照 記所載(第三頁)

阿布彌能彌 齊多能和多利珥 加豆區苦利 梅珥志彌曳泥麼

異枳迺倍呂之茂

近江の海瀨田の渡にかづく鳥目にし見えねばいきどほろしも

汗禮斯伐、毛麻利叱智、富羅母智——ウレシホツ、モマリシチ、

フラモチ

新羅朝貢使。三人の名であることは下文によつて明である。伐は刊本

に勃と傍書し、ホツ、ホの二訓を施してあるが、姑く前者に従ふ。ホツ

は波珍と同語異譯であらう。

微叱許智伐早——ミシコチホツカム

上掲の微叱許智波珍千岐と同人である。

給之

舊訓アザムカシメテとある。給一字に使動の意は含まれて居らぬが、

文意によつて義訓したのであらう。

菟靈——クサヒトカタ〔舊訓〕

虛能彌企破 和餓彌企那羅儒 區之能伽彌 等虚豫珥伊麻輸

伊破多多須 周玖那彌伽未能 等豫保枳 保枳茂苦陪之 訶武

保枳 保枳玖流保之 摩菟利虚辭彌企屠 阿佐孺鳩齊 佐佐

此神^{ミキ}酒は わが御酒^{ミキ}ならず 奇^{クシ}の神 常世に坐す 岩たたす

すくな御神の 豊壽^ホき 壽きもとほし 神壽^ホき 壽きくるほし

祭りこし神酒ぞ あさず食せ^ヲ ササ
許能彌企塲 伽彌鷄武比等破 會能菟豆彌 于輸珥多氏氏 于
多比菟菟 伽彌鷄梅伽墓 許能彌企能 阿椰珥于多娜濃芝 作沙
此神酒を かみけむ人は 其鼓 臼に立てて 誦ひつつ 釀み
けれかも 此神酒の あやにうた^{タス}樂し ササ

【參照 記所載(第三頁)】

卓淳國——トクジュのクニ〔舊訓〕

釋紀に卓淳國は任那國之別種也とある。今の慶尙南道昌原郡。欽明天
皇五年新羅の爲に亡された。

末錦干岐——マキムカムキ〔舊訓〕

卓淳國王。

久氏、彌州流、莫古——クテイ、ミツル、マクコ〔舊訓〕

百濟國人。

倭人——シタガヘルヒト〔舊訓〕

爾波移——ニハヤ〔舊訓〕

移は私記に音野とある。斯摩の宿禰の倭人であるが、韓地出身の人であらう。

過古——クワコ〔舊訓〕

卓淳國の人。

肖古王——セウコ王

刊本には肖古王とあるが、百濟の史書には肖古王及近肖古王の名が見え、應神紀には百濟國王照古王とあるから、肖は肖の誤とせればならぬ。東國通鑑及三國史記によれば肖古王は西曆一六六—二一三年、近肖古王は三四六—三七四年間在位した。日本紀の暦年の誤算は此兩王を混同したことも其一因であつたらしい。

沙白蓋盧——サハクカフロ〔舊訓〕

卓淳國の人であらう。

本羅斤資——モクラコムシ〔舊訓〕

百濟の將と分註してある。斤資は吉師と同語か。

沙沙奴跪——ササヌク

舊訓ササトクとあるは從はれぬ百濟の武官らしいが、名は日本式で、ササノコの訛と思はれる。或は韓地在住の倭人であらう。

比自焔——ヒシホ〔舊訓〕

焔の左傍に益と細書してある。任那の一邦で、今の慶尙南道昌寧郡。

南加羅——アリヒシのカラ〔釋紀〕

南は古韓語アリヒシと稱へたと見えて次の南蠻もまたアリヒシのカラと訓してある。カラ(加羅)は今の慶尙北道高靈郡である。

喙國——トクのクニ〔舊訓〕

安羅、多羅、加羅——アラ、タラ、カラ

任那小邦。喙は今の大邱、多羅は居昌及陝川郡、安羅は威安郡である。

古奚津——コケツ〔釋紀〕

南蠻忱彌多禮——アリヒシのカラ・トムタレ〔釋紀〕

トムタレは地名、所在不明。

王子貴須——セシム・キス〔釋紀〕

セシムは百濟語、貴須は東國通鑑によれば近仇首王(三七五—三八二年)とある。

比利、辟中、布彌支、半古——ヒリ、ヘチウ、フムキ、ハムコ〔舊訓〕

意流村——オルスキ〔舊訓〕

今云三州流須祇と分註してある。

避支山——ヘキのムレ〔舊訓〕

ムレは山の意の百濟語、我國でもムロ、ムラと轉じて此語を用ひたらしい。刊本避支とあるは誤寫であらう。

古沙山——コサのムレ〔舊訓〕

多沙城——タサのサシ〔釋紀〕

サシは韓語。多沙は帶沙ともかき、今の河東府である。

七枝刀、七子鏡——ナナツサヤのタチ、ナナツコのカガミ〔舊訓〕

ナナツコは今のナナコ(魚子)と同語である。昔はナナツコと稱へたのであらう。

谷那鐵山——コクナテツのムレ〔舊訓〕

百濟の地名。應神紀八年の註記に忱彌多禮、峴南、支侵、谷那、東韓の地を召しあげられむとしたとあるから、谷那は同國東疆の地であらねばならぬ。然るに此文に臣國以西有水源出自谷那鐵山とあるのは、

河口が都城より西にあたることをいふか、尙可考。

枕流王——トムルワウ〔舊訓〕

近肖古王の孫、近仇首(貴須)王の子

己本早岐——コボカムキ〔舊訓〕

加羅國君。早岐は稱號である。

百久氏、阿首至——ヒヤククチ、アキチ〔舊訓〕

首の字をキと訓してある所を見ると、「其」の誤寫ではあるまいか。釋紀にはアシユと訓してある。兩人共に加羅王の兒。

闕沙利——イクサリ〔舊訓〕

刊本の字は國のやうに見えるが、闕なることは勿論である。釋紀に闕とかいてオクと訓してあるが、闕にはオク又はイクの音はない。加羅王の兒。

伊羅麻酒、爾汝至——イラマス、ニモムチ〔舊訓〕

兩人共に加羅王の子。

既殿至——キデムチ〔釋紀〕

加羅王の妹。

阿花——アクワ〔釋紀〕

百濟王(三九二—四〇四年)。枕流王の子。

辰斯——シムシ〔釋紀〕

百濟王(三八五—三九一年)。枕流王の弟。

【卷第十】

(應神)

滂來。田皇女——コモクタのイラツメ

刊本には來の字がないが、他の本に之あるを可とする。記には高目郎女とある。

訕嘯——サハメキ〔此云三佐波賣玖〕

海人部——アマベ

刊本には部の字がないが、集解、信友校本等に之を補うたのを可とする。訓も亦單にアマといふよりもアマベとする方がよい。海部(海人部)をアマと讀む例は多いが、此場合には種族名のアマと區別する必要上、アマベと稱へたであらう。

知婆能 伽豆怒場彌例磨 茂茂智儀盧 夜珥波母彌喻 區珥能 朋母彌喻

ちばの 葛野を見れば 百千足 や庭も見ゆ 國の秀も見ゆ

【參照 記所載(第三頁)】

峴南、支侵——ケムナム、シシム〔舊訓〕

東韓之地

應神紀十六年の分註によれば、東韓は甘羅城、高難縣、爾林城をいふとある。

等利委俄羅辭 彌菟愚利能 那伽菟曳能 府保語茂利 阿伽例

蘆塙等咩 伊茨佐伽麼曳那

いざあぎ 野に蒜採みに 蒜つみに 我が行く道に 香くはし

花橋 下枝らは 人皆取り 上枝は 鳥居枯し 三栗の 中枝

の 含ごもり 赤れる少安 いさ榮映えな

【參照 記所載(第四頁)、フホコモリ】

彌豆多麻蘆 豫佐彌能伊戒珥 奴那波區利 破陪鷄區辭羅珥

委愚比菟區 伽破摩多曳能 比辭俄羅能 佐辭鷄區辭羅珥 阿

餓許居呂辭 伊夜于古珥辭氏

水溜る 依羅の池に 尊くり 延けく下知 堰杭つく 河俣江

の 菱殻の 刺けく不知 我心し いやうこにして

(一) 于古はヲコの音便である。

【參照 記所載(第四頁)】

彌知能之利 古破儀塙等綿塙 伽未能語等 枳虛曳之介迺 阿

比摩區羅摩區

道の後木幡少女を神のごと聞えしかど相まくらまく

彌知能之利 古波儀塙等綿 阿羅素破儒 泥辭區塙之叙 于蘆

波辭彌茂布

道の後木幡少女あらそはず寝しくをしぞうるはしみ思ふ

欲廢兄

刊本には欲の字はないが、意が通ぜぬから、他の本に之あるを正しとする。

探湯——クガタチス〔舊訓〕

クガタチは斷罪の義で、探湯は其手段に過ぎぬけれども、クガタチスルといひ得ぬことはない。或は字についてユカキスと讀むのかも知れぬ(第九頁參照)。

諸縣——ムラガタ

肥前の諸縣はモロガタと稱ふべき由は第九頁に述べたが、之は日向國諸縣とあつて、和名抄には牟良加多と訓してあるから、其に従うてムラガタと訓むべきである。【參照 ムラガタ】

專使——タウメツカヒ〔舊訓〕

專をタウメと訓むのはタクメの音便である。和名抄人倫部男女類「專」の條下にも太宇女者毛波良之古語也とある。——但し順朝臣が婦人の呼稱のタウメと同一語としたのは誤である——紀には專の字に常にタウメ又はタクメと訓してあるが、モツバラ(マツバラの轉呼)といふ語も相當に古いやうであり、且タクメとは聊か語義を異にし、寧ろ此訓を取ることを可とする場合もある。さりながら專使の場合にはモハラツカヒとはいへぬから、尙舊訓に従ふべきである。【參照 タクメ、タウメ】

伊弉阿藝 怒珥比蘆菟彌珥 比蘆菟彌珥 和俄喻區彌智珥 伽

愚破志 波那多智麼那 辭豆曳羅波 比等未那等利 保菟曳波

【參照 記所載(第五頁)】

麋鹿——オホシカ〔舊訓〕

和名抄に麋は於保之可とある。通釋に此二字をカと訓し、シカは牡鹿を事であると説いたのは妄斷である。カはシカともカのシシとも稱へられた。シ、シシは鹿の義である。

人夫——タカラ

舊訓を缺くが、刊本には御財と旁書してある(御の字は後から加へたらしい形跡がある)。タカラと稱へたのであらうが、訓點者には既にタカラの原義がわからず、大ミタカラとの混同を虞れて旁訓を憚つたものと思はれる。タカラは民衆を意味する古語で、之を音讀すると別義になる。【參照 タカラ】

阿直岐——アトキ〔舊訓〕

百濟人。記には阿知吉師とある。アトキは其音便であらう。

博士——フミヨミビト〔舊訓〕

王仁——ワニ

釋紀にはネウネムとあるが、次の禾は余の誤で、ワウニムの誤記であるらしく、ワウニンと點した本もあるといふことである(通釋)。ワニが固有名詞ではなく「大」の意の古韓語であるといふ白鳥説の當否は姑く置き、我國ではワニと呼ばれたことは記に和邇吉師とあるによつても明であるから、ワウニムの訓は字音に基き、後人の施したものとせねばならぬ。

巫別——カムコのワケ

舊訓巫をカムナギとしてあるが、巫は借字で、カムコのツケ即ち賀鹿カカ王の別の約ではあるまいか。

直支王——トシ王〔舊訓〕

百濟第十六世王腆支（四〇五—四一九年）のことであらう。東國通鑑にも我國に質となつて居たと記されて居る。

甘羅城、高難城、爾林城——カムラのサシ、カウナムのサシ、

ニリンのサシ〔釋記〕

所謂東韓之地である。

醴酒——コサケ

倭名抄に醴ハ古佐計、一日一宿酒也とある。

伽羅能輔珥 豫區周塲菟羅利 豫區周珥 伽綿蘆淤朋彌枳 宇

麻羅珥 枳虛之茂知塲勢 磨呂俄智

樞の生に よくすを作り 横臼ヨクヌに かめる大御酒 うまらに

きこしもちをせ まろがち

蝦蟇——カヘル〔舊訓〕

倭名抄にも同一の訓が施してある。

狹嶺——サクサカン〔舊訓〕

阿波泥辭摩 異椰敷多那羅珥 阿豆枳辭摩 異椰敷多那羅珥

豫呂辭枳辭摩之魔 儀伽多佐例 阿羅智之 吉備那流伊慕塲

由羅能斗能 斗那訶能 異句離珥敷例多菟 那豆能紀能紀

佐椰佐椰 枯野カラメを 鹽シホに焼き 其シが餘り 琴につくり かきひくや 由良

の門の 門中の いくりにふれ立つ なづのきの サヤサヤ

（一）下の紀は衍字であらう。熱田本其他には削つてある。

久禮波、久禮志——クレハ、クレシ〔釋記〕

高麗人の名。

新齊都媛——シセツヒメ〔舊訓〕

百濟王室の女で、應神天皇の後宮にめされた人。

無レ愧

舊訓イキドホリナシとあるが、ウレヒナシと讀むべきことは第四三頁に述べた通りである。

【卷第十一】

（仁徳）

先皇謂——サキノミカドノタマヒシク〔舊訓〕

すべて過去格に於てはイヒシク、ノタマヒシクの如く、シクといはればならぬことは語法要録に述べた通りであるが、正しい訓をつけたも

阿比彌菟流莫能

淡路島 いやふた並び 小豆島 いや二並び よろしき島島

たかたされ あらちし 吉備なる妹を あひ見つるもの

笠田之始祖也

田の字は臣の誤寫であらうといはれて居る。古事記にも若建吉備津日子命は笠臣の祖とあり、紀に笠臣垂、笠臣縣守、笠臣諸石等の名が見えるが、笠田といふ姓はないから、笠臣を正しとせねばならぬ。

苑丘之始祖也

丘の字は後の文意から推しても誤字なることは明で、直の誤とする説もあるが、信友校本に従うて姑く臣として置く。萬葉集に園臣生羽、風土記に園臣五百國などいふ名が見える。

久爾辛——クニシ〔舊訓〕

百濟第十八代の王。腆支王の子

大倭木滿致——ヤマトのモクマムチ〔舊訓〕

分註に引用せられた百濟記によれば木滿致は木羅斤資が新羅の女に生ませた子とあるが、木羅斤資は神功紀四十九年の分註に百濟の人とあるから、大倭と冠稱すべき理由がない。恐らくは木滿致は人名ではないから、ミコトモチといふ語の音譯で、當時百濟に駐劄した大和朝廷の使臣であらう。

阿羅怒鳥 之褒珥椰枳 之餓阿摩離 虛等珥菟句離 訶枳譬句

のは極めて稀で、このノタマヒシクの如きも態々舊訓を改めてノタマハクとしたものがある。誤訓の例は古事記にも此書にも数限りがないから、之を省いたが、こゝに正訓一つをあげて例證とする。

屯田——ミタ

刊本に御田と旁書してある。ミタを屯田と譯する事は不當であるが、屯倉といふ字をミヤケにあてたと同一の義譯である。

知破椰臂苦 于泥能和多利珥 佐烏刀利珥 破椰鷄務臂苦辭

和餓毛胡珥虛務

ちはや人宇治の渡りに棹とりに捷ハヤけむ人しわがもこに來む

考羅濟——カワラのワタリ

記によつて考羅はカワラと訓すべきである。

智破椰臂等 于泥能和多利珥 和多利涅珥 多氏屢 阿豆瑤由

彌摩由彌 伊枳羅牟等 虛虛呂破望閉耐 伊斗羅牟苦 虛虛呂

破望閉耐 望苦幣破 枳彌烏於望臂泥 須惠幣破 伊暮烏於望

比泥 伊羅那鷄區 會虛珥於望比 伽那志鷄區 虛虛珥於望臂

伊枳羅儒層區屢 阿豆瑤由彌摩由彌

ちはや人 宇治の渡りの 渡りでに 立てる 梓弓眞弓 い切

らむと 心は思へど い取らむと 心は思へど 本へは 君を

思ひで 末へは 妹をおもひ出 いらななく 其處に思ひ か

（仁徳）

先皇謂——サキノミカドノタマヒシク〔舊訓〕

すべて過去格に於てはイヒシク、ノタマヒシクの如く、シクといはればならぬことは語法要録に述べた通りであるが、正しい訓をつけたも

（仁徳）

先皇謂——サキノミカドノタマヒシク〔舊訓〕

すべて過去格に於てはイヒシク、ノタマヒシクの如く、シクといはればならぬことは語法要録に述べた通りであるが、正しい訓をつけたも

すべて過去格に於てはイヒシク、ノタマヒシクの如く、シクといはればならぬことは語法要録に述べた通りであるが、正しい訓をつけたも

すべて過去格に於てはイヒシク、ノタマヒシクの如く、シクといはればならぬことは語法要録に述べた通りであるが、正しい訓をつけたも

すべて過去格に於てはイヒシク、ノタマヒシクの如く、シクといはればならぬことは語法要録に述べた通りであるが、正しい訓をつけたも

すべて過去格に於てはイヒシク、ノタマヒシクの如く、シクといはればならぬことは語法要録に述べた通りであるが、正しい訓をつけたも

すべて過去格に於てはイヒシク、ノタマヒシクの如く、シクといはればならぬことは語法要録に述べた通りであるが、正しい訓をつけたも

すべて過去格に於てはイヒシク、ノタマヒシクの如く、シクといはればならぬことは語法要録に述べた通りであるが、正しい訓をつけたも

すべて過去格に於てはイヒシク、ノタマヒシクの如く、シクといはればならぬことは語法要録に述べた通りであるが、正しい訓をつけたも

すべて過去格に於てはイヒシク、ノタマヒシクの如く、シクといはればならぬことは語法要録に述べた通りであるが、正しい訓をつけたも

すべて過去格に於てはイヒシク、ノタマヒシクの如く、シクといはればならぬことは語法要録に述べた通りであるが、正しい訓をつけたも

すべて過去格に於てはイヒシク、ノタマヒシクの如く、シクといはればならぬことは語法要録に述べた通りであるが、正しい訓をつけたも

すべて過去格に於てはイヒシク、ノタマヒシクの如く、シクといはればならぬことは語法要録に述べた通りであるが、正しい訓をつけたも

すべて過去格に於てはイヒシク、ノタマヒシクの如く、シクといはればならぬことは語法要録に述べた通りであるが、正しい訓をつけたも

すべて過去格に於てはイヒシク、ノタマヒシクの如く、シクといはればならぬことは語法要録に述べた通りであるが、正しい訓をつけたも

すべて過去格に於てはイヒシク、ノタマヒシクの如く、シクといはればならぬことは語法要録に述べた通りであるが、正しい訓をつけたも

すべて過去格に於てはイヒシク、ノタマヒシクの如く、シクといはればならぬことは語法要録に述べた通りであるが、正しい訓をつけたも

すべて過去格に於てはイヒシク、ノタマヒシクの如く、シクといはればならぬことは語法要録に述べた通りであるが、正しい訓をつけたも

すべて過去格に於てはイヒシク、ノタマヒシクの如く、シクといはればならぬことは語法要録に述べた通りであるが、正しい訓をつけたも

すべて過去格に於てはイヒシク、ノタマヒシクの如く、シクといはればならぬことは語法要録に述べた通りであるが、正しい訓をつけたも

すべて過去格に於てはイヒシク、ノタマヒシクの如く、シクといはればならぬことは語法要録に述べた通りであるが、正しい訓をつけたも

なしけく 此處に思ひ い切らずぞ來る 梓弓眞弓

參照 記所載(第貳頁)

苞直——オホムベ〔舊訓〕

オホムベはオホミニへの約である。オホニへと訓してもよい。

綏——アザレ〔舊訓〕

和名抄鱗介部に鱗音乃、和語云三阿佐留、魚肉爛也とある。

有海人二耶因三已物一以泣——アマナレヤ・オノガモノカラ・ネヲ

ゾナク

泣は舊訓ネナクとあるが、イヌをイチヌルといふやうに、ネナクともネチナクともいひ得る。これは「物から」を「藻の莖」にいひかけた古い言の戯であるが、紀の記者が之に氣づかずして、苞直を鮮魚であるとしたのは甚しい打ち壊しである。藻の莖を献上物としたと見ればならぬ〔古俗誌〕。

弗藻飭——モヲカザラズ

舊訓を缺く。モクサエガカズ、ミカキカザラズなど訓したのもあるが、弗三聖色一の對句であるから、藻は聖と同じく物質名であらねばならぬ。恐らくは上代の宮居には藻を以て飭を施したことがあつたのであらう。

契——シルシ〔舊訓〕

又將防北河之澇一以築茨田堤

澇は汎濫を意味する字である。舊訓コカとあるが、古點にゴミとある

りの部はあり得ぬ。

瀾能會虛赴 於瀾能鳥苦咩鳥 多例椰始儼播牟

水底經 おみの少女を 誰養はむ

瀾箇始報 破利摩波椰摩智 以播區椰輪 伽之古俱等母 阿例

椰始儼破務

みかしほ 播摩速待 岩くやす かしこくとも あれ養はむ

(一) 椰を娜の誤としてイハクダスと訓したものがあつたが、尙舊訓の方がよく聞えるやうである。參照 ミカシホ、イハクヤス

不和——アマナハズ〔舊訓〕

和、和解等は多くはアマナフと訓せられて居る。アマ(甘)にナフといふ活用語尾を連れた語で、甘諾を意味するらしいが、古語ではないやうである。

不聽——ウベナヒタマハズ

舊訓ウナツルサズ(又はキコシメサズ)とあり、通證にウナツカズ(不ニ點頭)の意とし、或はウナツキユルサズの約と説くものがあるが、如何に約してもキユの二音が消ゆる筈はない。ウナツリといふ語があつて其からウナツルスを導いたと説き得られぬことはないが、他に用例が見えぬから、右の如き語が上代に用ひられたかを疑はざるを得ぬ。キコシメスも亦慣例としては聽の意には用ひられず、不聽の意はキカサズ(又はキコサズ)といふべきであるが、次の仁德天皇の御製に

に從ふべきであらう。記の高月(コモク)の耶女が上記の如く紀には澇來田と記されて居ることによつても立證せられる。

有兩處之築而乃壞之難塞

築の字舊訓にタエマとあるのは文意によつて訓したので、築といふ字に其義の含まれて居らぬことはいふまでもない。信友は築而の二字は斷間の誤であらうと説いたが、恐らくは築の上にタエマに相當する文字を脱したので、築は下につけてツケバ・スナハチ・クツレテ・フサギガタシと訓するのであらう。

強頸——コハクビ

舊訓を缺く。コハクビ又はコハクビラといふ訓があるが、武藏の人とあるだけで出自も不明であるから、正訓を知る手がかりがない。其入水した跡を強頸の斷間といふ所を見ると、コハクビ即ち川のくびれた所の斷間の意らしく、此語に附會して犧牲傳説が案出せられたものと思はれるから、コハクビと讀む方がよいやうに思ふ。

滄々沈以遠流

舊訓にトクスミヤカニウキオドリとある。若し其意ならば滄々は滄々沈は汎とあるを正しとすべきである。

春米部——ツキシネベ

ツキシネ、ツキシネ、ツキメ等の訓があるが、いづれを正しとすべきか不明である。但し其意味は稻を春くといふ事であるから、古は米を春くとはいはず、稻をツクと稱へた。其は近世のやうに玄米を精げる爲に春くのではなく、脱穀の爲にする作業であるからである。ツキシネと讀むのが最も穩當であらう。ツキメと訓するは不可。女ばか

も「おほるかにキコサヌ」とある——こはウベナヒタマハズと訓むを可とする。

于磨臂苦能 多菟屢虛等太氏 于磋由豆流 多由磨兔餓務珥

奈羅陪氏毛餓望

うま人の立つる言たて儲弦たえ間つがむにならべてもがも

參照 ウマヒト、ウサユヅル

虚呂望虛會 赴多弊茂豫者 瑤用迺虛鳥 那羅陪務者瀾破 箇

辭古者呂箇茂

衣こそ二重もよきさ夜床を並べむ君はかしこきろかも

於辭氏屢 那珥破能瑤者能 那羅珥破莽 那羅陪務苦虛層 會

能古破阿利鷄梅

おしける難波の崎のならび濱並べむとこそ其子はありけめ

那菟務始能 警務始能虚呂望 赴多弊者氏 箇區瀾夜儼利破

阿珥豫區望阿羅儒

夏虫の火虫の衣二重着てかくみやたりはあによくもあらず

參照 カクミヤタリ

阿佐豆摩能 避箇能鳥瑤箇鳥 箇多那者珥 瀾致喻區茂能茂

多愚警氏序豫枳

朝妻のひかの小坂をかた泣に道行くものもたぐひてぞよき

御綱葉——ミツナカシハ〔葉此云箇始婆〕
那珥波譬苦 須儒赴泥苦羅齊 許辭那豆彌 會能赴泥苦羅齊
於朋彌赴泥苦禮

難波人すず船とらせ腰なづみ其船とらせ大御船とれ

夜奔之呂珥 伊辭鷄苦利夜奔 伊辭鷄之鷄 阿餓茂赴兔摩珥

伊辭枳阿波牟加茂

山城にい及け鳥山いしけ及け我思ふつまにい及き逢はむかも

【參照 記所載(第貳頁)】

兔藝泥赴 椰奔之呂餓波烏 箇破能朋利 澆餓能朋例磨 箇破

區奔珥 多知瑳箇踰屢 毛毛多羅儒 椰素麼能紀破 於朋耆彌

呂箇茂

つぎねふ 山城川を 川上り わが上れば 川隈に 立ち榮ゆ

る 百足らず やそばの木は 大君ろかも

【參照 記所載(第貳頁)】

兔藝泥赴 椰奔之呂餓波烏 彌椰能朋利 和餓能朋例麼 阿烏

珥豫辭 儼羅烏輸疑 烏陀氏 夜奔苦烏輸疑 和餓彌餓朋辭

區珥波箇豆羅紀 多伽彌椰 和藝弊能阿多利

つぎねふ 山城川を みや上り 我が上れば 青丹よし 奈良

を過ぎ をだて 大和を過ぎ 我が見が欲し 國は葛城 高
みや 我が家のあたり

【參照 記所載(第貳頁)】

椰奔辭呂能 菟菟紀能彌椰珥 茂能奔烏輸 和餓齊烏彌例麼

那彌多愚摩辭茂

山城の箇城の宮に物申す我が背を見れば涙ぐましも

【參照 記所載(第貳頁)】

兔怒瑳破赴 以破能譬謎餓 飲朋呂伽珥 枳許瑳怒 于羅愚破

能紀 豫屢麻志枳 箇破能區奔愚奔 豫呂朋譬踰玖伽茂 于羅

愚破能紀

角障はふ 譬の姫が おほろかに 聞こさぬ うら桑の木 よ

るまじき 川の隈々 よろぼひ行くかも うら桑の木

【參照 ツメサハフ、ウラクハの木】

兔藝泥赴 椰摩之呂謎能許 久波茂知 于智辭於朋泥 佐和佐

和珥 儼餓伊弊劑虛會 于知和多須 那餓波曳儼須 企以利摩

章區例

つぎねふ 山城女の子 歛もち うちし大根 さわさわに 汝

がいへせこそ うち渡す 長延なす 來入りまのくれ

【參照 記所載(第貳頁)】

兔藝泥赴 夜奔之呂謎能許 玖波茂知 于智辭於朋泥 泥土漏

能 辭漏多娜武枳 摩箇儒鷄麼虛會 辭羅儒等茂伊波梅

つぎねふ 山城女の子 歛もち うちし大根 根白の 白腕

まかずけばこそ 知らずとも言はめ

【參照 記所載(第貳頁)】

兔餓野——ツガヌ

記には斗賀野とあるが、トとツとは相通である。萬葉集にも「我妹子

を聞ツガヌ邊の」とあつてツガヌとも稱へたことは疑がない。兔は上

記諸歌にも見ゆるが如く、多くはツの假字に用ひられて居るから、此

場合に限り強てトガヌと訓ませるのは宜しくない。

月盡——ツゴモリ〔舊訓〕

ツギ、コモリの約濁である。

適逢彌獲——タマサカニイエタリ〔舊訓〕

爾雅に秋獵爲彌とある。イ(射)は意訓であるから、カリと讀んでも差

支はない。

不_レ欲_レ近_ニ於_ニ皇居_一

刊本には居を后に作り、ミヤコと訓してあるが、皇后をミヤコと訓み

得ざることはいふまでもないから、居を正しとすべきである(第一〇六頁

參照)。

鳴牡鹿矣隨相夢也——ナクシカモイメアハセのマニマニ

を過ぎ をだて 大和を過ぎ 我が見が欲し 國は葛城 高
みや 我が家のあたり

【參照 記所載(第貳頁)】

椰奔辭呂能 菟菟紀能彌椰珥 茂能奔烏輸 和餓齊烏彌例麼

那彌多愚摩辭茂

山城の箇城の宮に物申す我が背を見れば涙ぐましも

【參照 記所載(第貳頁)】

兔怒瑳破赴 以破能譬謎餓 飲朋呂伽珥 枳許瑳怒 于羅愚破

能紀 豫屢麻志枳 箇破能區奔愚奔 豫呂朋譬踰玖伽茂 于羅

愚破能紀

角障はふ 譬の姫が おほろかに 聞こさぬ うら桑の木 よ

るまじき 川の隈々 よろぼひ行くかも うら桑の木

【參照 ツメサハフ、ウラクハの木】

兔藝泥赴 椰摩之呂謎能許 久波茂知 于智辭於朋泥 佐和佐

和珥 儼餓伊弊劑虛會 于知和多須 那餓波曳儼須 企以利摩

章區例

つぎねふ 山城女の子 歛もち うちし大根 さわさわに 汝

がいへせこそ うち渡す 長延なす 來入りまのくれ

【參照 イメノアハセノマニマニとあるが、攝津風土記(釋紀所引)に眞牡鹿

母夢相乃麻仁とあるに倣ふべきである。

比佐箇多能 阿梅箇儼麼多 謎迺利餓 於瑠箇儼麼多 波椰步

佐和氣能 彌於須譬餓泥

久かたの 天かなばた 雌鳥が 織るかなはた 隼別の 御お

すひがね

【參照 カナバタ、オスヒ】

干支之義

干は幹の省字。舊訓にコノカミ、オトトとあるが、音讀を可とする。

強て訓すればエト(エ、オトの約)であらう。

破夜歩佐波 阿梅珥能朋利 等珥箇慨梨 伊菟岐餓宇倍能 莽

莽岐等羅佐泥

隼は、天に上り 飛びかけり いつきが上の 鶴鶴取らさね

何聲

豊は豊と通ずる。舊訓ナニヲオモテカ(オモヒテカ)とあり、通釋は

トガメテと改めた。いづれでもよい。

欲_レ納_ニ伊勢神宮_一

納は入に通ずる。

破始多氏能 佐餓始枳椰摩茂 和藝毛古等 赴駄利古喻例麼

柳須武志呂箇茂

椅立のさがしき山も我妹子と二人越ゆれば安蒔ヤスマシロかも

命婦——ヒメトネリ

刊本ヒメトネとヒメノトネリとの二訓をあげて居る。延喜の中務式に宮人を比賣刀禰と訓註してあるが、ヒメトネも亦ヒメトネリの約であらう。

韋縉——ヲシカハのアシヲ

和名抄調度部細工具に韋はナシカハとあり、又鷹犬具に縉はアシナとある。

多莽者破屢 宇知能阿會 儼虛會破 豫能等保臂等 儼虛會波

區珥能那餓臂等 阿耆豆辭莽 椰莽等能區珥珥 簡利古武等

儼波企箇輪椰

たまきはる うちのあそ 汝こそは 世の遠人 汝こそは 國

の長人 秋津洲 大和の國に 雁子産と 汝は聞かずや

參照 記所載(第五頁)

夜輪枳始之 和我於朋枳瀾波 于陪儼于陪儼 和例烏斗波輪儼

阿企菟辭摩 椰莽等能俱珥珥 簡利古武等 和例破枳箇儒

やすみ知し 我大君は うべなうべな 我を問はずな 秋津し

ま 大和の國に 雁子産と 我は聞かず

參照 記所載(第五頁)

百衝——モモツク

新羅人であるが、其勇敢の故を以て邦語でモモツクとあざ名をつけたのであらう。

荒陵松林——アラハカのマツバラ

舊訓荒陵の二字をハカと點して居る。據のあることも知れぬが、之を明にし得ぬから、姑く字について訓して置く。

其由之

舊訓ツカフコトとある所を見ると、由は用の誤寫であることが分明である。

鬮踵——ヨボロクビス

刊本にはヨボロのクボ及クヒスヨボロのクボの二訓をあげて居る。

鬮は膝の背の窪のことであるが、ヨボロといふ語だけで十分表現せられて居るから、クボは蛇足である。又踵はクヒスであるから(ククヒスは其疊頭語)、ヨボロクビスといふが正訓である。參照 ヨボロ、クビス

虬——ミヅチ〔舊訓〕

吉備中國川島河脈

從來句讀を誤まつて川島川(刊本に川鳴としてあるが、勿論誤寫であらう)と讀んで居るが、此川島は應神天皇が稻建別を封ぜられた川島の縣のことで、其川侯は今の西阿知村酒津の北方なる分流點をいふのである。

軸穴——クキアナ

葛下郡蓼田(所在不明)が、又は今の北葛城郡高田のことではあるまいか。當摩路について異論があるのは畢竟この龍田を生駒郡龍田と豫斷するからである。待(後考)。

黒友——クロトモ

刊本には里友とある。サトトモと讀んでもリトモとしても意をなさぬから、古寫本に黒とあるを正しとすべきである。

攪食栗林——カキハミクルス〔舊訓〕

令謁

刊本謁の右傍に申サと細書してある。マナサシメと讀めといふ意と思はれる。謁に申白の意はないが、義訓せられたのであらう。

慷慨

舊訓ネタミツツアラクとあるが、音讀するか又はウレタミと讀む方がよい。

村合——ムラハセ〔舊訓〕

慚レ汝——ミマシニコトニハヂミセム〔舊訓〕

飼部之黥——ウマカヒベのメサキのキズ〔舊訓〕

神功紀に新羅王が伏爲飼部とあるのを記には御馬甘となるとして居る。其は譬喩であるが、是は如實の馬飼で、上代に於ては賤業とせられたもの、やうに思はれる。黥はメサキであるが、こゝは文意によつてメサキのキズとしたのであらう。參照 カヒベ、ウマカヒベ

鳥往來羽田汝妹者狝狹丹葬立往——トリカヨフ・ハタノナニモ

龍田山を平群郡(今の生駒郡)龍田としては地の理があはぬ。和名抄の

自龍田山一躡之時

龍田山を平群郡(今の生駒郡)龍田としては地の理があはぬ。和名抄の

自龍田山一躡之時

龍田山を平群郡(今の生駒郡)龍田としては地の理があはぬ。和名抄の

自龍田山一躡之時

龍田山を平群郡(今の生駒郡)龍田としては地の理があはぬ。和名抄の

自龍田山一躡之時

龍田山を平群郡(今の生駒郡)龍田としては地の理があはぬ。和名抄の

自龍田山一躡之時

龍田山を平群郡(今の生駒郡)龍田としては地の理があはぬ。和名抄の

自龍田山一躡之時

龍田山を平群郡(今の生駒郡)龍田としては地の理があはぬ。和名抄の

自龍田山一躡之時

龍田山を平群郡(今の生駒郡)龍田としては地の理があはぬ。和名抄の

自龍田山一躡之時

龍田山を平群郡(今の生駒郡)龍田としては地の理があはぬ。和名抄の

自龍田山一躡之時

龍田山を平群郡(今の生駒郡)龍田としては地の理があはぬ。和名抄の

自龍田山一躡之時

龍田山を平群郡(今の生駒郡)龍田としては地の理があはぬ。和名抄の

自龍田山一躡之時

【卷第十一】

(履中)

諒闇——ミオモヒ

舊訓ミモノオモヒとあるが、オモヒのモヒは裏の意であるから、更にミモを冠しては重複する嫌がある。一訓に従うてミオモヒとすべきであらう。參照 ミオモヒ、アマヒノミ

於朋佐箇珥 阿布夜烏等謎烏 瀾知度沛麼 哆駄珥破能邏孺

哆嚳摩知烏能流

大坂に逢ふや少女を道とへば直にはのらず當摩路を宣る

參照 記所載(第五頁)

自龍田山一躡之時

龍田山を平群郡(今の生駒郡)龍田としては地の理があはぬ。和名抄の

ハ・ハサニハフリタチイヌ〔舊訓〕

【參照】ハサ、トリカヨフ、ハタのナニモ

校車持部——クラモチベをカトリ〔舊訓〕

車は庫の畧字であらう。カトリはカソヒともいひ、檢校の意である。

——【參照】クラモチ、カトリ

取ニ充神者——カムへのタミヲトレリ〔舊訓〕

藏職、藏部——クラのツカサ、クラヒトベ〔舊訓〕

〔反正〕

多遅花——タチのハナ

反正天皇の御名を多遲比瑞齒別と申上げるので、此多遲をもタチヒと訓するものがあるが、タチヒとは韻を伸ばす爲に添へたので、語義はタチであるから、花の名もタチであらねばならぬ。

【卷第十三】

〔尤恭〕

壓乞戸母其蘭一莖——イデトジ・ソノアララギヒトモト〔舊訓〕

壓乞此云三異提、戸母此云親自と訓註してある。壓乞は推して乞ふの意でイデの義譯である。戸母は家の母といふ意を以てトジの假字にあつたのであらう。——【參照】トジ、アララギ

蟻——マダナキ〔此云摩愚那岐〕

首也——オフトヤ〔舊訓〕

オフトはオホヒト(大人)の約轉、年長者の義である。オビトヤと讀んでもよいが、尙カバネの首と區別する爲に舊訓の如く讀む方がよい。

三才——ミツのミチ〔舊訓〕

天地人の三才をいふ。

探湯瓮——クガヘ〔舊訓〕

探湯にクガといふ義はないが、クカタチ(斷罪)を行ふ爲の瓮であるから、クガへと義訓したのである。——【參照】クガタチ

地震——ナキフル〔舊訓〕

武烈紀の歌にナキガヨリコバとあるから、ナキヨルともナキユルとも稱へたのであらう。——【參照】ナキ

殯宮太夫——モガリのミヤのカミ〔舊訓〕

不言禮事

禮事は舊訓ウチコトとあるが、ウヤコトの誤寫であらう〔通釋〕。

奉三娘子

舊訓ナムナタテマツルとある。此は新室を祝ふ挨拶の語で、——新室は通例新しい家庭をつくる爲に建築せられるものであるからであらう——實際に女人を献するのではない。娘子はチミナともナトメとも、タワヤメとも其場合に應じて稱へられたのであらう。

座長——クラのカミ〔舊訓〕

姓字——カバネナ〔舊訓〕

【參照】ナ、カバネ

結髪——カミオヒシ

舊訓チイシとあるのは中世一般の假字ちがひである。結髪は文選蘇子卿詩に結髪爲二夫妻とあるによつて借り用ひたので、可婚の婦人が髪を結ぶやうになつたのは後世のことであるから、カミオヒシ(オヒシの音便)といふ古語があつたとせねばならぬ。

和餓勢故餓 勾倍枳豫臂奈利 佐瑳餓泥能 區茂能於虛奈比

虚豫比辭流辭毛

我が背子が來へき宵なりささがにの蜘蛛の行ひ今夜しるしも

【參照】ササガニ

佐瑳羅餓多 邇之枳能臂毛弘 等枳舍氣帝 阿麻咿絆泥受迹

多儂比等用能美

ささらがた錦の紐を解きさけてあまは寝ずと唯一夜のみ

(一) 迹を釋紀に述、應永本に邇と改めたのは寧ろ改竄である。——【參照】

アマタハネズト、ササラガタ

波那具波辭 佐區羅能梅涅 許等梅涅麼 波椰區波梅涅孺 和

我梅豆屢古羅

花くはし櫻の芽出こと芽出は早くはめでず我が愛づる子等

【參照】サクラのメデ

等虚辭陪邇 枳彌母阿門椰毛 異舍儺等利 宇彌能波摩毛能

余留等枳等枳弘

とこしへに君もあへやもいさな取り海の濱藻の寄る時々を

【參照】イサナトリ

莫々紛々——アリノマガヒニ〔舊訓〕

白水郎——アマ〔舊訓〕

阿資臂紀能 椰摩娜烏菟約利 椰摩娜箇彌 斯咿媚烏和之勢

志咿那企貳 和餓儺勾菟摩 箇咿儺企貳 和餓儺勾菟摩 去

去會 椰主區津娜布例

あしびきの 山田をつくり 山高み 下樋を走しせ 下泣に

我がなく妻 片泣に 我がなく妻 今日こそ 安くはだふれ

(一) 鏗の誤か〔宣長〕。(二) 波の誤であらう。——【參照】記所載(第五頁)

於褒企彌烏 志摩珥波夫利 布儺阿摩利 異餓幣利去牟鋤 和

餓咿彌由瑠 去等烏許會 咿咿彌等異波梅 和餓菟摩烏由梅

大君を 島にはふり ふな餘り い歸り來むぞ 我が疊ユ忌め

言をこそ 疊といはめ 我が妻をゆめ

【參照】記所載(第五頁)

阿摩儂霧 箇留惋等賣 異咿儺介麼 臂等資利奴陪彌 幡舍能

夜摩能 波刀能 資哆儼企邇奈勾
あまだむ 輕少女 いた泣けば 人知りぬべみ はさの山の
鳩の 下泣になく

【參照】 記所載(第三頁)

(安康)

於朋摩弊 烏摩弊輪區塗餓 訶那杜加礙 訶區多智豫羅泥 阿
梅多知夜梅牟

大前小前宿禰が金門^{カネト}かけかく立ち寄らぬ雨たちやめむ

(一)塗は溼の誤であらう。【參照】 記所載(第三頁)

彌椰比等能 阿由臂能古輪儒 於智珥岐等 彌椰比等等豫牟

佐杜珥等茂由梅

宮人の脚結^{アユヒ}の小鈴落ちにきと宮人どよむ里人もゆめ

【參照】 記所載(第三頁)

【卷第十四】

(雄略)

驟——ハシテ

ハシは走の古語。ハシリテは後代の活用である。

といふ訓はいはれないことである。

以三會善三輪君身狭。

舊訓曾をイムサキ、身狭をムサシとしてある。イムサキはイマノサキ
(今の前)の轉訛であらう(イニシサキとする説もある)。身狭は地名と
してはムサであるが、之を人名に用ひた場合にはシをそへた例もある
から、尙舊訓に従ふべきであらう。

童女君——ヲミナキミ

舊訓ヲミナキミともあるが、ヲミナは意をなきぬから、姑く一訓ヲミナキ
ミとあるに従ふ。或は記に哀抒比賣とあると同人で、ヲトメキ又はヲ
トロメ(女君の二字をヒメの假字と見なし)と訓むのかも知れぬ。——
【參照】 ナトヒメ、ヲミナキミ、メカキミ

天皇疑不^レ養

不養は舊訓ヒタシタマハズとあるが、ヒタスは日足の意であるから、
此場合にはあたらぬ。コトシタマハズと義訓すべきであらう。

女子——メノコ

舊訓ヲミナコとあるが、こは單に女兒といふことであるから、メノ
コと訓む方がよい。

石川股合首——イシカハのコムラの首〔舊訓〕

股合の二字は舊訓モモアヒともあるが(コムラアヒとするは非)、恐ら
くは股の合はせ目といふ意を以てコムラ(脍)にあてたので、「小村」の
意であらう。

飲彌能古籛 多倍能婆伽摩鳴 那那陸鳴維 爾播爾陀陀始諦

阿遙比那陀須暮

おみの子はたへの禪^{ハカマ}を七重をし庭に立たして脚結^{アユヒ}なだすも

【參照】 ナナヘナシ

新漢擬本南丘——イマキのアヤのツキモトのミナミのヲカ

擬字未^レ詳蓋是槻乎と分註してある。後の記入と思はれるが、擬が槻の
誤寫なることは疑がない。新にイマキと訓したのは今來の意である。

帳内——トネリ

刊本に舍人と傍書してある。皇族の陪從を帳内と稱へ、舍人と區別す
るやうになつたのは遙に後のことであるが、遡つて此字を用ひたので
ある。

仲子——ナカチコ〔舊訓〕

ナカツコと讀んでもよいが、ナカチコは其音便ではなく中主子^チの意で
ある。東歌には殿のナカチと用ひた例がある。

天皇尙誅之

刊本には尙に皆^シと旁書してあるが、「尙」をミナと訓することは出來
ぬ。マタと訓むべきである。

駭惋

舊訓イワケアラテとあるが、此訓を正しとすれば、駭惋は顛倒とせね
ばならぬ。惋の左傍にアツカヒと細書してあるけれども、アツカヒ

蓋鹵王——カフロワウ(以下外國地名、人名は異論のなき限り釋紀に

據る)

百濟第二十代(四五五—四七四年)國王

阿禮奴跪——アレトク

紀に引用した百濟新撰中に見える人名で、日本からの使者とあるから、
日本人と思はれるが名の義は明にし得ぬ。或はアレノクと稱へたので
はあるまいか。若し然りとせば貴人の子^{アリ}の意で、人名ではあるまい。

女郎——エハシト

夫人——ハシカシ

各字の如き意味を有する古韓語であらう。南鮮地方の方言では今でも
女兒をオハシ(カシネ)といふさうであるが、カシは右のハシの轉訛で
はあるまいか。

慕尼夫人——ムニハシカシ

百濟貴女の名

適稽女郎——チヤクケイ・エハシト

雄略天皇の後宮に召され、百濟の池津媛とよばれたが、石川の楯と姦
通した爲に極刑に處せられた。

虞人——ヤマのツカサ〔舊訓〕

左傳の註に虞人掌^二山澤^一之官とある。

未^レ及^二移影^一彌^二什七八^一

彌は既記の如く獵獲の意である(第二七頁)。

相羊 字書に相羊は翺翔に同じとある。相携手。

手の字刊本には乎とあるが、手を正しとすることは勿論である。タツサへといふ訓の外に左旁にウツラカヒテと點してある。ウツラクといふ語については未だ考へ得ぬ。

丹谷——タニムカヒ〔舊訓〕

文選に見えた熟字で、谷峽の意であるが、こゝは文意によつて谷向を義譯したものと思はれる。

應導——イハム

導は日本紀饗宴和歌集に導とある。いづれも道と通ずる。

野磨等能 鳴武羅能陀該爾 之符須登 拖例柯舉能居登 飢

哀磨陞爾麻鳴須 一本、飢哀 飢哀枳彌 賦據鳴枳柯斯題 拖

磨磨枳能 阿娑羅爾陀陀伺 一本伊 施都魔枳能 阿娑羅爾陀陀

伺 斯斯魔都登 倭我伊麻西磨 佐謂麻都登 倭我陀陀西磨

陀俱符羅爾 阿武柯枳都枳都 會能阿武鳴 阿枳豆波野俱暨

波賦武志謀 飢哀枳彌爾摩都羅苻 儼我柯陀播於柯武 阿岐豆

斯麻野麻登 一本、餉矩能御等、難苻於婆武登、蘇良彌 豆、野磨等能矩爾鳴、阿岐豆斯麻登以符

大和の をむらの嵩に 猪伏すと 誰か此事 大前に申す〔大

君にまをす〕大君は そこを聞かして 玉繩の 吳床に立たし

れる。セシは或は世子の字音であるかも知れぬ。

各羅島——カワラのシマ

島君——セマキシ

筑紫の一島で生まれた蓋幽王の子で、後の武寧王である。セマはシマの訛で、セマキシとする訓もある。

武寧王——ブネイワウ

百濟第二十四代(五〇一—五二二年)國王

主島——ニリムセマ〔舊訓〕

ニリムは韓語であらう。

舉暮利矩能 播都制能野磨播 伊麻拖智能 與慮斯企野磨 和

斯里底能 與慮斯企夜磨能 據暮利矩能 播都制能夜麻播 阿

野爾于羅處波斯 阿野爾于羅處波斯

こもりくの 初瀬の山は いまたちの よろしき山 走り出の

よろしき山の こもりくの 初瀬の山は あやにうらぐはし

あやにうらぐはし

(一)代匠記には萬葉集十三卷の歌によつて麻は氏の誤としてあるが、尙一考を要する。 參照 イマタチ、ワシリデ

螺贏——スガル〔此云ニ須我屢〕

和名抄には螺贏は蟻蟻の一名で、和名サソリ、似蜂而細腰者也とありスガルといふ名を與へて居らぬ。字鏡にもサソリはあるが、スガルと

(いまし) 倭文まきの 吳床に立たし 猪まつと 我いませば
さ猪まつと 我が立たせば 手くふらに 蛇かきつきつ 其蛇
を 蜻蛉早喰ひ 旬ふ虫も 大君に奉らふ 汝が形はおかむ
秋津洲大和(かくのごと 名に負はむと 空みつ 大和の國を
あきつしまといふ)

(二)賦は賊の誤字であらう。

參照 記所載(第五頁)

野須彌斯志 倭我飢哀枳彌能 阿蘇磨斯志 斯斯能 宇拖枳柯斯

固彌 倭我尼磨能哀利志 阿理鳴能宇倍能 婆利我曳陀 阿西鳴

やすみしし 我大君の あそばしし 猪の うだきかしこみ

我が逃げ登りし あり丘のうへの 榛が枝 あせを

參照 記所載(第五頁)

安野而好 獸無乃不可乎

晏子春秋に安野而不安國、好獸而惡人、無乃不可乎とある。

加須利君——カスリキミ

蓋幽王也と分註してある。

軍君——コムキシ〔舊訓〕

釋記にコムキ、コンシの二訓を與へて居るが、刊本にはコムセシ又は

コムキシと訓してある。分註に幌支君也とあるから、軍は幌に通じて

コムと發音し、キ、シ、キシは同一稱號をいふに訛つたものと思は

其雷虺虺

詩に虺々其雷とある。虺々々舊訓ヒカリヒロメキとあるが、本來音響

を表現する字(喧と同義)であるから、此訓は不當である。音讀(キキ)

又はナリヒビクと訓すべきであらう。源氏物語に「神鳴りひるめく」と

いふ語があるが、其はヒラメク(閃)の轉呼で、虺々の意ではない。

官者——トネリ

刊本に舍人也と旁書し、信友校本には官を宦に改めてある。

丈夫——マストラヲ〔舊訓〕

外にチフコチといふ訓も與へられて居るが當を得ぬやうに思はれる。

距——アコエ

和名抄に距は鷄雄雁有岐也、訓アコエとある。足小枝の意、今いふ蹴爪

である。

歡因知利——クワンインチリ

西漢の才伎の名。

復行一日

舊訓ヒトヒとあるが、次句思路遠不伐而還とあるから、一日は一月

の誤であらう〔延佳〕。

日鷹吉士堅磐固安錢——ヒタカノキシ、カタシハのコアンセン

二人の名であるが、カタシハとコアンセンといふ兩名で、いづれも姓を日鷹の吉士と稱へたとするものもある〔通釋〕。さりながら次に難波日鷹吉士ともある所を見ると、姓は難波の吉士で、日鷹は其名と思はれるから、カタシハは固安錢の居住地と見るべきである。――參照
カタシハ

東漢直――ヤマトのアヤのアタヒ〔舊訓〕

河内のアヤを西漢と呼び、之に對して大和の漢に東漢といふ字をあててヤマトのアヤと稱へたのである。

新漢――イマキのアヤ〔舊訓〕

陶部高貴――スエツクリ・カウキ

鞍部賢貴――クラツクリ・ケムクキ

畫部因斯羅我――エカキ・インシラガ

錦部定安那錦――ニシゴリ・ヂヤウアンナコム

釋紀には已上不可讀部字とある。民部を意味するのではないといふことであらう。

譯語部卯安那――ヲサ・レウアンナ

筑足流域――ツクソクルのサシ〔舊訓〕

都久斯岐城――ツクシキのサシ〔舊訓〕

新羅の地名。

國內縣――クニアガタのウチ〔舊訓〕

訓によれば内縣は顛倒であるらしい。

舊訓にはヤカヒトベとあるが、家(又は宅)をヤカといふのは古語ではない。崇峻紀の宅部の皇子、天智紀に見える家部などはヤカベ――ヤコ(家子)部の轉――と訓してあるから、これもヤカベと讀んでもよいが、こゝは上に韓奴とあるによつてヤツコベと訓ませる爲に特に家人の字を用ひたのであらう。

角國――ツヌのクニ

舊訓ツルカとあるは誤。國造本紀の都怒國、即ち和名抄の周防國都濃郡である。

加龍――カリウ又はカレウ

河内國古市郡の書首、歸化人であらう。

蓬藁――イチビコ〔此云三伊致寐姑〕

和名抄に蓬藁は木以知古とある。今いふイチゴ(覆盆子)はイチヒコの約である。

漢畧

文選甘泉賦の螿畧は註に龍行貌とあるから、恐らくは之を借りて用ひたのであらう。舊訓モコヨカとあるは了解に苦しむ。透蝨をモコヨアと訓したのを見ても、點者は蛇行をモコヤといふと信じて居たらしいが、若し右の如き古語があつたとすればウゴク(動)の語幹ウコの轉呼で、後世のウゴメク(蠢動)、俗語のムクムクと同語とせればならぬ。さりながら古語にウゴキをモコキと用ひた例もなく、亦透蝨、螿畧共にウゴメク意ではないから、誤訓とせざるを得ぬ。――助を呼ぶことをモコヨアともいふが全然別語である。

匪羅――サウラ

舊訓サクツラ又はサラとあるが、後記の草羅と同じく、今の草梁(釜山)であらう。

飽飛。飢付

飛はサリと訓せられて居る。去の字に通はし用ひたものと思はれる。

推轂――アヒタスケテ〔舊訓〕

漢書馮唐傳に用ひた熟字で、轂を推すやうに援引することをいふのである。

鞍瓦後橋――クラホネのシリホネ〔舊訓〕

和名抄に楊氏漢語抄を引いて、鞍橋はクラホネ、一云鞍瓦とある。この鞍瓦については白石の軍器考に異論があるが、此文は和名抄の説明によつてよくわかる。クラホネは今いふ鞍の前輪後輪である。

占良地

占の字舊訓にシメタマヘとあるは誤りで、こゝではウラナヒタマヘといふ意であらねばならぬ。紀氏の族長に埋骨の土地がなかつた譯ではなく、墓地の選擇に苦しむから、何處がよいか占うて呉れというたのであらう。

室、兄麻呂、弟麻呂、御倉、小倉、針

紀の小弓宿禰の妻大海から大伴の室屋大連に贈進した韓奴六人の名であるが、これは皆日本語であると思はれるから、本名ではなく、アザ名であらう。

家人部――ヤカベ又はヤツコベ

聽馬――ミタラヲのウマ〔舊訓〕

和名抄にも聽は青馬也としてミタラヲのウマといふ紀の訓を引用して居るが、語義を明にし得ぬ。ミはマの音便で、マタラ(斑)尾の馬の意であらうといふ説もあるが、其では聽を誤字とせればならぬ。字鏡に従うてアナキウマと訓むもよからう。

超墟絶ニ於埃塵

釋紀にコエノビテヌケタルゴト・クモノミチ・チリノミチと訓してあるが、當否はともかくも、日本語には其やうな語法はない。音讀を可とする。

驅驚迅ニ於滅没

刊本には驅の字が二つ重ねてあるが、一字は衍なること勿論である。釋紀の訓ハシリサキタツ・トイカタイ・ホルモカニシテウセヌとあるのは強ひて字につけてつけた譯語で、古語ではない。勿論音讀すべきである。

貴信――クキシム

百濟の亡命者。

直丁――ツカへのヨボロ〔舊訓〕

當番の使丁といふ意である。

柯武柯噉能伊制能 伊制能奴能婆柯曳鳴 伊哀甫流柯枳底 志
我都矩屢麻泥爾 飢哀枳彌爾 柯拖俱都柯陪麻都羅武騰 倭我
伊能致謀 那我俱母餓騰 伊比志拖俱彌幡夜 阿拖羅陀俱彌幡夜
神風の伊勢の 伊勢の野の榮枝を 五百ふるかきて 其がつく

るまでに 大君に かく仕へ奉らむと 我命も 長くもがと
いひし匠はや あたら匠はや

參照 イホフルカキテ

玄孫——ヤシハコ〔舊訓〕

和名抄に爾雅云曾孫之子爲玄孫 和名夜之波古とある。ヤシハはヤシ
ホの轉呼であらう。

耶麻能謎能 故思麻古喻衛爾 比登涅羅賦 宇麼能耶都擬播
鳴思稽矩謀那斯

山の邊の小島子故に人街ふ馬のハツ毛は惜しけくもなし
餌賀市邊橋本

一本には橋本とある。いづれを正しとも断定し得ぬが、姑く刊本に従
ふ。地名辭書に足羽川にかけた橋で、萬葉集に河内の大橋とあるのも
其であらうとある。古の餌香市の跡、即ち今の道明寺村には船橋とい
ふ地名があるから、若し橋本を正しとすれば、其橋は高橋ではなく、
船橋であつたと思はれる。

質——アテ〔釋紀〕

「當」の義であらう。舊訓アチとあるのはアテの誤字ではあるまいか。

阿拖羅斯枳 偉儼謎能陀俱彌 柯該志須彌儼幡 旨我那稽摩
拖例柯柯該武預 阿拖羅須彌儼幡

あたらしき 猪名部の匠 かけし墨繩 其がなくば 誰かか
けむよ あたら墨繩

大城——コニサシ〔舊訓〕

コニはクニ(國)の訛か、又は古韓語コ(大)から導かれたのか不明。サ
シは城である。

尉禮國

百濟始祖溫祚の都した河南の慰禮城〔東國通鑑〕の地であらう。舊訓ネ
ギラフ國とあるが、百濟語とは思はぬから音讀を可とする。

久麻那利——コムナリ〔舊訓〕

クマナリとも稱へたので久麻の字を用ひたのであらう。コムナリは熊
津の韓訓で、コムは熊、ナリ(又はナル)は渡津を意味する語である。
東國通鑑には移遷熊津とあり、紀の註記には久麻那理者任那國下
哆呼利縣之別邑とある。——昌原郡熊川を以て之に擬するものがある
が〔集解〕疑はしい。哆呼利は哆利で已紋河下流の東方に位する一地で
あらう。

汝洲王——モンスワウ

百濟第二十一代文周王(四七五—四七六年)。

末多王——マツタワウ

百濟王族

下哆呼利——アルシタコリ

任那の地名、繼體紀に下哆利とあると同地であらう。アルシは「下」の
意の韓語。

文斤王——モムコウワウ

日本書紀(卷第十四)(卷第十五)

微纏——ユハヒナハ〔舊訓〕

農播拖磨能 柯彼能矩盧古磨 矩羅枳制播 伊能致志儼磨志
柯彼能俱盧古麻 一本云、伊志柯儒阿羅磨志

ぬば玉の甲斐の黒こま鞍着せばいのち死なまし(い)及かずあら
まし)甲斐の黒駒

高拔原——タカヌクルハラ〔舊訓〕

タカヌクルのハラと訓するものもあるが〔通釋〕、ヌクルは誤訓とも思は
れぬから、或はヌケアルの意を以て名づけられたか、又は特にヌクル
と稱へる理由があつたのであらう。

曰泣耶

一本に曰の下に「何由」の二字を加へたものがある。其方が理に合ふや
うであるから、刊本は之を脱したものと見るべきであらう。

子子孫孫八十聯綿——ウミのコのヤソツツキ〔舊訓〕
百八十種勝

勝は舊訓カチとあり、「部」の字を旁書してある。古語拾遺にも百八十
種勝部とあるが、部の字の有無にかかはらず、勝をカチと讀むことは
當を得て居る。カチ(カチベ)はカキ(民部)と同語である。參照カ
キベ、カチベ

私民部——ワタクシのカキベ〔舊訓〕

倉下——ヘスオト〔舊訓〕

百濟語であらう。

百濟第二十二世三斤王(四七七—四七八年)。

東城王——トウセイワウ

百濟第二十三世(四七九—五〇〇年)。

彌致儼阿賦耶 鳴之慮能古 阿每爾學會 枳舉曳儼阿羅每 矩

儼爾播 枳舉曳底那

道に逢ふや尾代の子天にこそ聞えずあらめ國には聞えてな

【卷第十五】

(顯宗)
丹波少子——タニハのワラハ〔舊訓〕

必しも幼年をいふのではなく、僅の意を以てワラハと稱へられたので
あらう。

下風——クラシリ〔舊訓〕

座末の意である。

築立稚室葛根、築立柱者此家長御心之鎮也。取學棟梁者此家長
御心之林也。取置椽椽者此家長御心之齊也。取置蘆菴者此家長
御心之平也。取結繩葛此家長御壽之堅也。取葺草葉者此家長御
富之餘也。出雲者新墾、新墾之十握稻之穗於淺甕釀酒、美飲喫
哉。吾子等。脚日本此傍山牡鹿之角擧而吾儂者、旨酒餌香市不

以^レ直買^二、手掌^一摺亮拍^上賜。吾常世等

築立つる稚室つな根、築立つる柱は此家長の御心の鎮なり。取
擧ぐる棟梁は此家長の御心の林なり。取置く椽檼は此家長の御
心の齊なり。取置くえつりは此家長の御心の平らぎなり。取結
ぶ繩葛は此家長の御壽の堅めなり。取葺く草葉は此家長の御富
の餘なり。いづもは新はり、新掣の十握稻の穂、淺甕に醸める
御酒をうまらにをやらふるかね。あぎたち。あしびきの此片山
のさ男鹿の角ささげて吾が舞はば、味酒^{ウマサケ}餌^{エガ}香の市に直もて買は
ず、手掌もやらに拍ち上げたまへ。吾が常世たち

(一)此云三哀都利。(二)此云三魔羅備鳥野羅備慶柯倭。(三)舊訓の如く
アガヒコヒトタチとしも意は通するが、文字から見ても、當時の語か
ら考へてもアギタチというたと思はれる。(四)此云三左鳴子加。(五)此
云三陀那則舉謀耶羅々備。參照 エツリ、イツモ、チャラフルカネ

伊儺武斯廬 智籛沂比野儺擬 寐逗愈凱麼 儺弭企於已陀智
曾能泥播字世儒

稻むしる川そひ柳水行けば靡きおし立ち其根は失せず

參照 イナムシロ(枕)

殊儺——タツツマヒ

殊儺古謂之立出舞、立出此云陀豆、儺狀者乍起乍居而儺之と分
註してある。

倭者彼彼茅原淺茅原弟日僕是也——ヤマトハソソチハラ・アサ
チハラ・オトヒ・ヤツコラマ

釋記に彼彼其所也としてソソノチハラと訓したのは誤。ヤツコラマ
は「奴等ハ」の音便で、僕是也の三字を以て譯せられたのである。然る
に舊訓にヤツコラマ是ナリとしたのは語義を解し得なかつた爲であら
う。播磨風土記にも奴良麻とある。參照 ソソチハラ

伐本截末——モトキリ・スエオシハラヒ〔此云三謨登岐利須衛於茲
波羅比〕

御裔——ミアナスエ

舊訓アナスエとある。播磨風土記には御足末と書いてあるから、其に
倅うてミ(御)を添へる方がよい。

少郊——ヲノ

舊訓チクキとあるが、郊をクキと訓むことは無理であるから、私記の
訓を採る。

伶俖羸弱

漢籍に少伶俖偏孤等と用ひた例があり、舊訓サスラヒとあるが、この
伶俖は流離を意味せぬこと勿論で、「迪々しい」意であるから、寧ろス
ズロキと訓すべきであらう。羸弱をアツシレテとした舊訓は不可解で
ある。オトロヘテと訓むのではあるまいか。いづれにして音讀を可と
する。

阿佐賦籛囉 鳴贈禰鳴須擬 謨謀逗拖甫 奴底喻羅俱慕 於岐
每俱羅之慕

淺茅原小會根を過ぎ百つたふ鐸ゆらぐも置目來らしも

參照 記所載(第六頁)

於岐每慕與 阿甫彌能於岐每 阿須用利籛 彌野磨我俱利底
彌曳孺智謨阿羅牟

置目もよ近江の置女明日よりはみ山がくりて見えすかもあらむ

參照 記所載(第六頁)

民地

舊訓カキトコロとあるが、カキと民とは同義ではなく、カキトコロと
いふ語も成立せぬ。音讀すべきである。

左魯那奇、他甲肖——サルキ、タカフハイ

任那人。肖は背の誤寫か。

適莫爾解——チャクマクニカイ

百濟人の名。

爾林——ニリム

高麗地也と分註してある。

帶山城——シトロムレのサシ

帶の字シトロと訓してある。恐らくは百濟語であらう。

領軍古爾解、内頭莫古解——コニケ、マクコケ

百濟の武將、領軍及内頭は官名である。——以下官職名は常に右旁に

訓線して之を標識する。

(仁賢)

大爲——オホシ

舊訓オホスとあるが、大脚又は大石ともかくから、爲はシの假字であ
らう。

糠君娘——ヌカキミのイラツメ

舊訓アラキミ、釋紀にカラキミとあるが、神代紀に天抜戸を糠戸とも
かいた例があるから、こゝもヌカと訓むを可とする。記に糠若子耶女
とある所を見ると、「君」は子に通じ、ヌカキと稱へたのかも知れぬ。

參照 ヌカキミ

於^レ母亦兄^レ吾亦兄、弱草吾夫何怜矣——オモニモセ・ワレニモ

セ・ワカクサ・アガツマハヤ〔舊訓〕

鹿父——カカソ〔舊訓〕

俗呼^レ父爲^二柯曾^一と訓註してある。

秋葱之轉雙納——アキキのイヤフタコモリ〔舊訓〕

韓白水郎嘆——カラマのハタエ〔此云三柯羅摩能波陀詠〕

釋紀にはカラアマのハタケと訓してある。カラマはカラアマの約であ
る。嘆はハタで、ハタエでもハタケでもないから、恐らくはエは兄の
意味を以て添へられたのであらう。參照 カラのアマのハタエ

須流枳、奴流枳——スルキ、ヌルキ

高麗から渡來した工匠の名。

熟皮高麗

熟皮にはカハナシ、ニロシの二訓がある。ニロシは韓語であらうと言はれて居るが確説がない。コマは職員令に見えた須部で、革匠部人の名である。

【卷第十六】

(武烈)

陽爲ニ太子ニ營宮了
營の下の宮は刊本にはぬけて居るが、之あるを正しとする。

躑躅從容

舊訓タチアタリ・タチホホルとあるが、何故にさう訓むのか不可解である。

之哀世能 儼鳴理鳴彌黎磨 阿蘇寐俱屢 思寐我篠多泥爾 都摩陀氏理彌喻 一本以ニ之哀世一易ニ彌儼斗一

しほせ(水門)のなをりを見ればあそび來る鮪がはたてにつま立てり見ゆ

參照 記所載(第五頁)

飢彌能古能 耶陸耶智羅智枳 瑜屢世登耶彌古

臣の子の 八重のからがき 許せとやみこ
(一)耶は那の誤か。假にノと訓して置く。

飢莫陀撮鳴 多黎播枳多撮氏 農智儒登慕 須衛婆陀志氏謀

阿波夢登茹於謀賦
おほ大刀をたれ佩きたちて抜かずとも末はたしても逢はむとぞおもふ

飢哀枳彌能 椰陸能矩彌智枳 智智梅騰謀 儼鳴阿摩之耳彌智智農俱彌智枳

大君の八重のくみ垣かかめともなをあましみみかゝぬ組み垣

參照 ナチアマシミ

於彌能姑能 耶賦能之魔柯枳 始陀騰余彌 那爲我與釐據魔耶黎夢之魔柯枳 一本以ニ耶賦能之魔柯枳一易ニ耶陸智羅智枳一臣の子のやふの柴垣(八重から垣)したとよみなるがより來ば破れむ柴垣

參照 ナキ

舉騰我彌爾 枳謂屢箇皚比謎 拖摩儼羅磨 婀我哀屢拖摩能 阿波寐之羅陀磨
琴上來居る影姫珠ならば我が欲る珠の鮑白珠

於哀枳彌能 彌於寐能之都波拖 夢須寐陀梨 陀梨耶始比登謀 阿避於謀婆儼俱爾

大君の御帯の倭文はた結びたれ誰やし人も相思はなくに

各羅海——カワラのウミ〔舊訓〕

主島のある海。主島は百濟人の與へた名で、雄略記五年の條下によれば、其本名は各羅島である。

麻那君——マナキン

斯我君——シガキン

百濟の使節。キシは吉士である。

法師君——ハフシキン

法師はホフシ、君はキミとする訓もある。斯我君の子で、倭君の祖とある。

【卷第十七】

(繼體)

男大迹尊——ヲホトのミコト〔舊訓〕

彦主人王——ヒコウシのミコ

舊訓ヒコアルシ、釋紀にはヒコアルツメシとあるが、上宮記に汗斯王とある所をみると、ヒコは尊稱で、ウシのミコと稱へられたものと思はれる。

別業

舊訓ナリトコロ又はタリホとあるが、音讀してもよい。

坂中井——サカナキ〔舊訓〕

參照 シツハタ

伊須能箇彌 賦屢鳴須疑底 舉慕摩矩羅 拖箇播志須疑 暮能

娑幡爾 於哀野該須疑 播屢比能 箇須我鳴須疑 逗摩御暮屢

鳴佐哀鳴須疑 拖摩該爾播 伊比佐倍母理 拖摩暮比爾 彌逗

佐倍母理 儼岐會哀遲喻俱謀 柯尋比謎阿婆例

石の上 布留を過ぎて とも枕 高橋過ぎ もの多に 大宅過

ぎ 春日の かすがを過ぎ 妻籠る 小佐保を過ぎ 玉笥には

飯さへ盛り 玉盃に 水さへ盛り 泣きそぼち行くも 影姫あ

はれ

婀鳴爾與志 乃樂能婆娑摩爾 斯斯貳暮能 彌逗矩陸御暮黎

彌儼會會矩 思寐能和俱吾鳴 阿婆理逗那 偉能古

青丹よし 奈良のはざまに 獸じ物 水つくへごもり 水そそ

ぐ 鮪の稚子を あさりつな 猪の子

參照 シシジモノ、ミックヘコモリ、アサリツナキノコ

城上——キノヘ

舊訓キノウヘ又はシキのウヘとあるが、萬葉集には木臈とも書かれて居るから、キノヘと訓むべきである。

意多郎——オタラ〔舊訓〕

高田の丘上に葬られたとあるから、百濟王室から質として來朝した人であらう。

中此云那と訓註してある。サカノキの義であらう。

維城

詩大雅に宗子維城とある。嫡系の意である。

跌蓐

詩疏に華下有蓐、蓐下有拊、華蓐相承とある。跌は拊に通ずる。

天國排開廣庭天皇——アノクニオシハルキヒロニハ天皇

開の字舊訓にヒラキとあり、訓註には此云波羅爾とあるが、爾の誤字なることはいふまでもない。——一本には企とある。——法王帝説に阿米久爾意斯波留支比里爾波乃彌已等とあるに従うてハルキと訓すべきである。

嫡子而多年

多の字舊事紀に幼とあり、一本にも幼と改めたものがあるが、「春秋に富む」といふやうな意を以て多年と記したのであるかも知れぬ。

少曰馬來田皇女

少の字舊訓スナキとあるが、スナキといふ語があり得たとはおもはれぬから、スクナキのクを脱したものと見るべきであらう。さりながらスクナキも亦古語ではないから、こゝはオトと訓すべきである。

麻績娘子——ヲミのイラツメ

麻績は刊本にヲミとヲウミとの二訓をあげて居るが、上代の發音法からいへば、ヲウミといふ語はあり得ぬから、ヲミを可とする。又娘子は舊訓イラツコとあるが、誤訓でないとしてもイラツメと訓する方がよい。

耽羅——トムラ〔舊訓〕

今の濟洲島である。

上哆利、下哆利、娑陀、牟婁——オコシタリ、アルシタリ、サタ、ムロ

館——ムロツミ〔舊訓〕

姐彌文貴——ソミモムクキ

姐彌は姓である〔東國通鑑〕。次に單に文貴〔刊本は父貴に誤る〕將軍とある。

州利即爾——スリソニ

百濟將軍の名。

段楊爾——タムヤウニ

百濟の五經博士。五經博士は漢の學官である。

伴跛國——ハへのクニ

釋紀に任那國之別種也とある。今の高靈、星州を中心として、任那諸邦の西北部に占據した一小國家である。

已汶之地——イモムのトコロ

已汶は慶尙南道と全羅北道との境界を流れる蟾津江〔古の已汶河〕の上流の地で、今の南原地方にあたる。其下流を帶沙〔又は多沙〕と稱へた。

太子淳陀——コニセシム・ジュンタ

野繩摩俱爾 都磨磨那寄泥底 播展比能 寄須質能俱爾 俱

婆施謎鳴 阿喇等枳枳底 與盧志謎鳴 阿喇等枳枳底 莽紀佐

俱 避能伊陀圖鳴 飲斯毗羅枳 倭例以梨魔志 阿都圖利 都

磨怒喇繩底 魔俱囉圖喇 都摩怒喇繩底 伊慕我堤鳴 倭例儼

魔柯繩每 倭我堤鳴磨 伊慕儼魔柯繩每 磨左棄逗囉 多多企

阿藏播梨 矢自短矢盧 干魔伊禰矢度儼 柯播都等喇 柯稽播

儼俱儼梨 奴都等喇 枳蟻矢播等余武 婆絕稽矩謨 伊麻娜以

幡孺底 阿開儼啓梨 倭蟻慕

八島國 妻まぎかねて 春日の かすがの國に くはし女を

ありと聞きて よろし女を ありと聞きて 眞木さく 檜の板

戸を おしひらき 我いりまし あと取り つまとりして 枕

とり つま取りして 妹が手を 我にまかしめ 我が手をば

妹にまかしめ まさきづら たたきあざはり ししくしろ う

まいねし時に 庭つ鳥 かけは鳴くなり 野つ鳥 きぎしはど

よむ はしけくも 未だ言はずて あけにけり 我妹

參照 記八千矛神贈答歌(第三頁)、マサキツラ、タタキアザハリ、シ

シクシロ

莒母喇矩能 簸都細能寄婆庚 那峨例俱屢駄開能 以矩美娜開

余囊開 漢等等陞鳴磨 莒等儼都俱喇 須衛陞鳴磨 府曳儼都

俱喇 府企儼須 美母盧我紆陪儼 能朋梨陀致 倭我彌細磨

都奴娑播府 以簸例能伊開能 美儼矢駄府紆鳴謨 紆陪儼堤堤

那噠短 野須美矢矢 倭我於朋枳美能 於魔細屢 娑佐羅能美

於寐能 武須彌陀例 駄例夜矢比等母 紆陪儼泥堤那噠短

こもりのく 初瀬の川ゆ 流れ来る竹の いくみ竹よ竹 本つ

へをば 琴につくり するへをば 笛に作り 吹き鳴す みも

ろが上に 登りたち 我が見せば 角さはふ 磐余の池の水

したふ魚も 上に出てなげく やすみしし 我大君の 佩ばせ

る ささらの御帯の 結びたれ 誰やし人も 上に出てなげく

汶得至——モムトクチ〔新羅人〕

辛已奚、賁巴委佐——シムイケイ、ホンハキサ〔安羅人〕

既殿系、竹紋至——キデンケイ、チクモンチ〔伴跛の人〕

戢支——シフキ

伴跛の國の使節。

子吞帶沙——コトムタサ

伴跛の國の地名。今の漆谷である。

連三滿奚——マムケイ

地名が。或は奚は溪の畧字か、之を詳にせぬ。

爾列比、麻須比——ニレツヒ、マスヒ

麻且奚、推封——マシヨケイ、スイフ

以上伴跋國の地名。

沙都島——サツのセマ

帶沙江——タサのエ

上記已汶河の下流であらう。

汶慕羅——モンモンラ

島名也と訓註してある。所在不明。

前部木務不麻甲背——ゼンホウ・モクケウ・フマカフハイ

前部は民部名。木務は姓。百濟人。

州利即次——スリソシ

百濟の將軍。

漢高安茂——アヤのカウアンモ〔舊訓〕

アヤと訓してあるが、これは漢人即ち支那人の意であらう。五經博士である。

灼莫古——ヤクマクコ

百濟の將軍。

日本斯那奴阿比多——ヤマトのシナヌアヒタ

奴の字釋記にトと訓してあるが、日本語ならばシナヌと訓まればならぬ。恐らくは日本の科野(信濃)の人で、アヒタは其名であらう。

安定——アンテイ(高麗使)

百濟太子明

百濟第二十五世聖明王(五二三—五五三年)のことであらう。東國通鑑には武寧王の子明禮とある。

己吞——コトン

南の加羅及倣國と共に新羅に没入せられた任那の一地方。

多沙津——タサのツ

上記帶沙江と同地である。

物部伊勢連父根、吉師老

舊訓に父根はカゾネ、老はオキナとある。仁賢紀に俗語父をカゾといふところから、父根は其意味でつけられたのであらうが、老は他の例によるとオユ又はオイと訓むのかも知れぬ。

扶余——クダラ〔舊訓〕

百濟は扶余の一支族なるが故に、クダラに扶余の字をあてたのであらう。東國通鑑に百濟溫祚王元年(西曆紀元前一八年)改三國號曰百濟、系與高句麗一同、出扶餘一故以扶餘爲氏とある。

阿利斯等——アリシト

加羅國王の名。アリシトはツメガアラシトのアラシトと同じく、安羅(加羅)王の意であらう。敏達紀に火の葦北國造アリシトといふ名が見える。垂仁紀のウシキアリシチ干岐のアリシチも同語と思はれる。

己富利知伽——コホリチカ〔舊訓〕

加羅の人。分註に「未詳」とあるのは當時既に語義を明になかつたといふことであらう。或は國君の稱號ではなかつたらうか。コホリは韓

語コ言で、大邑を意味し、國語のコホリ(郡)も之から出たのである。

任那小邦の君主はコニシとはいはず、コ言のチカと稱へたことも有り得べきである。但し前後の文意から推すと、カラ王の夫人(新羅王女)のこのやうでもある。

刀伽、古跋、布那宇羅——トカ、コヘ、フナウラ

加羅の地名。

更遣三南加羅、喙、己吞

此三邦は義に新羅に併吞せられた地で、之を再建せんとするのであるから、遣は建の誤とせればならぬ〔通釋〕。

將軍君尹貴、麻那甲背麻齒

將軍君尹貴と麻那甲背麻齒との二人であらう。マロは邦語の麻呂と同じく、單獨でも名につけても用ひられる稱呼である。將軍君を姓とし尹貴、麻那、甲背、麻齒四人の名とする説はとらぬ。

夫智奈麻禮、奚奈麻禮——フチナマレ、ケイナマレ

新羅の人、此國には奈麻といふ官稱(第十一階)もあるが、此兩人のマレは上記の麻齒と同じく個人呼稱で、フチナ、ケイナが名であるやうである。

賴昇^レ堂

賴の字傍書に預とあり、クハハリテと訓してある。

己能末多干岐——コノマタ干岐

己能末多者蓋阿利斯等也とある。稱號であらうが、其意を明にし得ぬ。熊川——クマナレ

一訓コモカイ。コモは韓語音の轉で熊の意、クマと同原であらう。カヒは江の意の韓語州の訛と思はれる。慶尙南道昌原郡熊川。

久斯牟羅——クシムラ

任那の地名。

佐利遲——サリチ

新羅王の名。東國通鑑に法興王(五一四—五三七年)とあるにあたる。

久遲布禮——クチフレ

久禮爾師知于奈師磨里——クレニシチウナシマリ(新羅人)

恩率彌騰利——オンソツ・ミトリ

恩率は百濟の官名。

伊叱夫禮智干岐——イシフレチ干岐

新羅の大臣。伊叱夫禮智奈末ともいふ。

己叱己利城——コシコリのサシ(任那)

多多羅原——タタラのハラ

任那の地名。神功紀の踏鞴津とは別地であらう。

金官、背伐、安陀、委陀——コムクワン、ハイホツ、アタ、キタ

任那の地名。金官は今の金海である。

多多羅、須那羅、和多、費知——タタラ、スナラ、ワタ、ヒチ

任那の地名。和多は刊本に知多とあるが、上記の安陀と同地で、敏達紀にも和陀とあるから、釋紀の傳を正しとする。費知は敏達紀に發鬼

推古紀に弗智鬼とあると同地である。

吉備韓子那多利斯布利——キビのカラコ・ナタリシフリ

大日本人娶蕃女所生爲韓子也と註してある。吉備臣の落胤であらう。

伊勢枳牟羅城——イシキムラのサン

石城村の城の意であらう。

久禮斯己母——クレシコモ（加羅人）

奴須久利——トスクリ（加羅人）

背評——ヘコホリ

コホリは既記の如くコ言即ち大邑の義である。評の字を用ひる理由は不明であるが、新羅方言に邑を評と稱へたもの、やうである（「梁書新羅傳」）。

熊備己富理

釋記には熊備として、ノビコホリと訓してある。

責駟

駟は一本に罵とある。恐らくは其變體であらう。

圖二度便地

便の字刊本に使とあるは誤寫であらう。

久禮牟羅城——クレムラのサン

騰利枳牟羅——トリキムラ

布那枳牟羅——フナキムラ

牟羅枳牟羅——ムシキムラ

阿夫羅久——アフラク

知波多枳——チハタキ

以上任那の地名。ムラは村である。

比羅智駄喩 輔曳輔枳能朋樓 阿符美能野 愷那能倭俱吾伊

輔曳府枳能朋樓

ひらかたゆ笛吹き上る近江のやけなの稚子い笛吹き上る

柯羅屢爾鳴 以柯爾輔居等所 梅豆羅古枳駄樓 武智左屢樓

以祇能和駄喩鳴 梅豆羅古枳駄樓

韓國を如何に云ことぞめづら子來たる、むかさくる壹岐の渡を

めづら子來たる

（一）釋記にクと訓してあり、クであらねばならぬが、屢をクと訓むべき理由はない。誤寫ではあるまいか。

【卷第十八】

（安閑）

下部修德嫡德孫——チャクトクソム

上都都德己州己婁——コスコル

下部、上部等は部曲名、修德、都德は官名。百濟人。

雌雉田

舊訓キシタとあるが、メキシタとする宣長説の方がよいやうである。田の名である。

伯父——ヲヂ

舊訓オキナドモとあるは非。ヲヂは現今でも用ひられるやうに年長者

（本來世代の一代古いもの）に對する稱呼である。

鏝丁——クハヨボロ（舊訓）

刊本に鏝とあるのは誤字である。

閏十一月

閏の字は常にノチノと訓せられて居る。之を正訓とすべきである。ウル（又はウルフ）は閏の字の韓音の訛とおもはれる。閏月は安閑記に始めて見える。——參照 ヽル

部曲——ウチャツコ

刊本に氏奴也と旁書してある。他の場合にはカキのタミと訓せられて居るが、ウチャツコの方が古い語である。

瓔珞——クビタマ（舊訓）

過戸——コシベ

アマルベと訓するものもあるが、餘戸は戸制定以後の語とおもはれるから、安閑天皇の頃に此稱呼が用ひられたかは疑問である。後世の語を昔に遡つて用ひたといへぬことはないが、確證のない限り舊訓

を尊重せねばならぬ。コシベは越部ともかいて他の國にもある地名である。——參照 コシベ

多氷

舊訓オホヒとあるが、或は武藏國多麻郡のことであるかも知れぬ。若し然りとすればタヒと訓すべきである。氷を麻の誤とする説は従はれぬ。——參照 タマの郡

膝碯——ミサキ

膝の字を膝、膝又は湊とした本もあるが、いづれを正しとすべきか不明である。

備後國——キビのシリのクニ

和名抄に備後はキビのミチのシリと訓してあるが、安閑朝には備後國は尙分立して居なかつたのみならず、こゝに備後の屯倉としてあげられて居るのは、多くは備中の後月小田二郡の地らしいから、正しく後日の備後をさしたのではなく、漫然吉備の後の國といふ意とおもはれる。固有名詞と區別する爲にキビのシリのクニと訓むがよい。

來履——キグツ（舊訓）

河音——カハト

舊訓カハトとあるが、萬葉集の例に徴するもカハ、オトはカハトと約して稱ふべきである。

經湍——フセ（舊訓）

經此云俯と訓註してある。

（宣化）

阿蘇仍君

舊訓アソモのキミとあり、左旁に「阿須仍サアメノ私」と細書してある。河内の茨田の屯倉の穀物の輸送を命ぜられたとあるから、其附近の人であらねばならぬ。或は佐太(和名抄茨田郡の郷名)に接頭語アを冠したアサダがアソダともアスダとも轉化したものではあるまいか。仍はダの假字にも用ひ、又サ(麻)をアサとも稱へることがある。

新家屯倉——ニヒノミのミヤケ〔舊訓〕

ノミは家居を意味する古語のやうである。——參照ノミ

【卷第十九】

(欽明)

祝津宮——イハヒツのミヤ

刊本にハフリツ、イハヒツの二訓をあげて居る。いづれを正しとも定めかねるが、訓によつて意義を異にする。こゝには姑く後者によつて訓して置く。——參照ナニハのイハヒツ

青海夫人勾子——アヲミのオホトジマガリコ

刊本には「人」の字なく、左旁に「人イ」と細書してあるのみであるが、オホトジの訓によるも、次に青海夫人とあるのを見ても脱字たることは明瞭である。オホトジは約してオトジともいふ。

小姉君——ヲネキミ

舊訓チナネ君とあるが、ナ(汝)は蛇足である。

茨城皇子——ウマキのミコ

舊訓ムバラキとあるが、記に此皇子を馬來王としてあるのみならず、其本貫と思はれる攝津國の茨木は本初ウマキと稱へられたのであるから、ムバラキ(又はウバラキ)と訓む理由がない。

湍部穴穂部——ハシヒトのアナホベ

湍部を刊本に丈部と旁書し、更にハセツカベと訓してあるのは注意すべきことである。記には間人の字をあて、用明紀にも穴穂部の間人である所を見ると、ハシヒトと訓むべきもので、湍部は借字とせればならぬ。——參照ハシヒトの連

次早岐夷吞奚、大不孫、久取柔利——イトンケイ、タイフソン、クシユトリ

安羅の人。次早岐は稱號、夷吞奚等は名である。五年の記事にも下早岐大不孫、久取柔利の名が出て居る。

上首位古殿奚——オコシシユリ・コデムケイ

加羅の人。上首位は階級稱。

卒麻早岐——ソツマの早岐

散半奚早岐兒——サンハンケイの早岐の子

多羅下早岐夷他——タラのアロシ早岐イタ

新二岐早岐兒——シニキの早岐の子

子他早岐——シタの早岐

卒麻、散半奚、多羅、新二岐、子他は任那小邦の名。早岐は其酋長の稱號。夷他は名である。

速古王——ソクコワウ

近肖古王のこのやうである。

下部中佐平麻鹵——カホウ・クノ佐平・マロ

城方甲背味奴——サホウ甲背メイノ

百濟人。下部、城方は部名、中佐平は百濟官階一品(東國通鑑)。甲背も一種の稱號であらう。

前部奈卒鼻利——ゼンホウ奈卒ヒリ

莫古奈卒宣文——モクコ奈卒セムブン

中部奈卒木務味淳——チュホウ奈卒モクケウ・ヘイジユン

紀臣奈卒彌麻沙——キのオム奈卒ミマサ

百濟人。奈卒は官階第六品(東國通鑑)。前部、中部は部名、莫古は恐らくは蒙古出身の人であらう。紀臣が日本人の裔なることはいふまでもない。さればミマサも邦語であらうが、語義を詳にせぬ。

加不至費直——カフチのアタヒ

費直はアタヒ(カバネ)の百濟譯で、河内の直の意である。

阿賢移那斯、佐魯麻都——アケン・イナシ、サロ・マツ

任那官吏の名、次に移那斯、麻都とあるのを見ると、阿賢、佐魯は姓又は肩書であらう。移那斯は十年の紀に延那斯ともある。

中部奈卒己連——コレン

舊訓チナネ君とあるが、ナ(汝)は蛇足である。

茨城皇子——ウマキのミコ

舊訓ムバラキとあるが、記に此皇子を馬來王としてあるのみならず、其本貫と思はれる攝津國の茨木は本初ウマキと稱へられたのであるから、ムバラキ(又はウバラキ)と訓む理由がない。

湍部穴穂部——ハシヒトのアナホベ

湍部を刊本に丈部と旁書し、更にハセツカベと訓してあるのは注意すべきことである。記には間人の字をあて、用明紀にも穴穂部の間人である所を見ると、ハシヒトと訓むべきもので、湍部は借字とせればならぬ。——參照ハシヒトの連

次早岐夷吞奚、大不孫、久取柔利——イトンケイ、タイフソン、クシユトリ

安羅の人。次早岐は稱號、夷吞奚等は名である。五年の記事にも下早岐大不孫、久取柔利の名が出て居る。

上首位古殿奚——オコシシユリ・コデムケイ

加羅の人。上首位は階級稱。

卒麻早岐——ソツマの早岐

散半奚早岐兒——サンハンケイの早岐の子

多羅下早岐夷他——タラのアロシ早岐イタ

新二岐早岐兒——シニキの早岐の子

子他早岐——シタの早岐

前部奈卒眞牟貴文——シンムクキモン

護德己州己婁——コシユコル

ゴトクは百濟官階九品固德のことであらう。刊本己州の右旁に青主と細書してあるが、何の意か判明せぬ。

物部施德麻智牟

百濟の人。物部族人の胤であらう。施德は官階第八品である。麻智牟は邦語の音譯で、マカムと訓むのであらうが、語義を詳にせぬ。

爾——イ〔舊訓〕

汝といふ意、イは古語で、神武紀にも用ひられて居る。

内頭——ナイトウ

百濟の官名で、内頭佐平は庫藏のことを掌るものである。

上佐平沙宅己婁——サタクコロ

中佐平木務麻那——モクケフマナ

下佐平木尹貴——モクインクキ

德卒鼻利——ヒリ

德卒は百濟官階四品。上記奈卒鼻利と同人で、進級したのであらう。

莫古德卒東城道天——トウシヤウトウテン

莫古は蒙古であらう。

德卒木務味淳

前年の紀には奈卒とある。進級したのであらう。

德卒國雖多——コクスサタ

奈卒燕比善那——エムヒゼムナ

百濟の官吏。

施德高分——カウフン

次に高分屋とあると同人であらう。

施德馬武——メム

施德斯那奴次酒——シナヌシシユ

釋紀に斯那奴をシナトと訓したのは従はれぬ。次の十四年の記事には上部德卒科野次酒とある。

物部連奈卒用歌多——ヨウカタ

上記施德マカムと同氏族の人ではあるまいか。

那干陀甲背、那歌陀甲背

河内直の先とあるから、日本人で長田といふ姓のものであらう。姓氏録河内未定雑姓中に長田使主の名が見える。甲背は上記の通り、一種の稱號である。

加臘直岐甲背

釋紀に臘を猪に作り、カラウチキキ、カウハイと訓してあるが、日本人らしいから加臘(又は加猪)はカラとよみ、チキはツコの訛即ち韓ツチ甲背ではあるまいか。

奈卒阿亡得文——アトクトクモム

亡音特と旁書してある。一本に毛とあるを正しとすべきであらう。阿

毛は複姓である。

許勢奈卒歌麻

物部奈卒歌非

日本から歸化した百濟人で、奈卒の官位を得たのであらう。カマ、カヒは名。日本語である。

烏故跛臣——ウコへの臣

蓋是の臣也とある。イクハを訛つてウコへと稱へたのであらう。烏の字刊本には焉、釋紀には馬、集解には爲とあるが、中臣本等の烏を正しとすべきであらう。

印支彌——イムキミ

未詳と分註してあるが、次の印岐彌の註記によれば在任那日本臣名也とある。舊訓イスマミとあるは誤記であらねばならぬ。恐らくはイム(忌)キミ(君)の意であらう。

阿鹵早岐

舊訓アロのカンキとある。アロはアラ(安羅)の訛ではあるまいか。早岐は少邦君主の稱號である。

久禮山成——クレムレのマモリ

百濟の地名。十七卷に久禮牟羅城とあると同地。

我留印支彌之後至既酒臣時——カルインキミの後に至りしコセ

ノオミの時
コセは本文に見える許勢臣のことで、カルは恐らくは輕氏であらう。我留印支彌とする點は従はれぬ。

荷村——ノムレ〔舊訓〕

奈麻禮冠——ナマのレイのカウムリ

釋紀私記に奈新羅國七位冠也とあるが、東國通鑑所載新羅儒理王の官制によれば大奈麻は十等、奈麻は十一等官である。

函跛早岐——カへ早岐

喙國の君長。

二首位訖乾智——ニシユキ・コツケンチ

多羅の人。二首位は位階であらう。

久嵯早岐——クサの早岐

久嵯は刊本に國也と旁書してある。任那の一邑の名であらう。

過惱者

過は中臣本等に逼とあるを正しとすべきである。

肅慎——ミシハセ

アシハセと訓したものがあつたが、ミの舊假名アの誤讀であらう。外にミシムセといふ訓もある。參照 ミシハセ

巴提便——ハスビ〔舊訓〕

奈卒其悽——ゴレウ

中部護德菩提——ボダイ

彌移居國——ミヤケのクニ

屯倉の國の意。神功紀に官家とある。

狛鶴香岡上王——コマのкок・スタ・スオリコケ〔舊訓〕

釋紀には鶴を國にあらためてクニと訓してあるが、鶴、國は相通でコクと訓む方がよいやうである。香岡にメタと訓した理由は明にし得ぬ。上王はスオリコケの外にアスマスオリコケといふ訓もある。コケは國王にあたり、上を高麗語でスオリ又はアスマスオリと稱へたものと思はれる。次に王の字にオリコケと訓してあるのもスオリコケ即ち上王の意であらう。これは百濟本紀の文で、其訓も據があるものと思はれるから、猥に取捨することは出来ぬ。姑く疑を存する。

中部奈卒掠葉禮——ケイセフレイ

次に扞卒(五等官)とあるのは此間に進級したのであらう。

草馬——メマ

和名抄に牝馬一名驛馬和名米馬とある。舊訓にメウマとしたのも同義である。

正夫人無子——マカのオリククヨモ無シ

中夫人生三世子——クのオリククマガリヨモヲ生メリ

小夫人生子——シムオリククヨモヲ生メリ

以上釋紀による。マガ又はマガリ(正、大)、ク(中)、シム(下)、オリクク(婦)及ヨモ(子)は高麗語であらう。ヨモは刊本にトモとある。

前部德卒眞慕宣文——シムムセンモン

眞慕は上記眞牟と同じ姓であらう。德卒は四等官。

下部東城子言——トウシヤウシゴム

眞慕は上記眞牟と同じ姓であらう。德卒は四等官。

德卒汝休麻那——モンキウマナ

馬津城——マジンサン

得爾辛——トクジン

馬津、得爾辛は百濟の地名。

將德久貴——コムクキ

刊本久を文に誤る。將得は百濟官階第七等。

固德馬次文——マシモム

固德は百濟官階第九等。馬次文は次の條下には馬進文とある。

大市頭——タイントウ

内頭佐平など、同じく百濟の官職名であらう。

奈卒馬武——マム

中部奈卒皮久斤——ヒコムコム

下部施德灼干那——ヤクカムナ

中部德卒木勃今敦——モクケウコムトム

河内部阿斯比多——カフチベのアシヒタ

百濟、加羅、安羅の使者。日本人らしい名であるが、百濟の部曲中にも

河内部といふものがあつたのかもしれない。

西部姬氏達卒怒喇斯致契——トリシチケイ

西部は百濟部曲名、姬氏は族稱。恐らくは周の天子の裔と稱したので

あらう。達卒は二等官である。次の文に單に怒喇斯致とあるから、契

も亦稱號であらねばならぬ。上掲の奚と同一語ではあるまいか。

牛頭方、尼彌方——ゴツハウ、ニミハウ

漢城、平城地方。新羅が占據して右の如く命名したとある。

杆卒禮塞敦——レイソクトム

同船——ハシフネ又はモロキフネ〔舊訓〕

皇極紀には同船は母盧紀舟と訓註してある。モロキはマルキの音便で

獨木舟の義。ハシフネも亦空舟をいふのである。同は洞の畧字とお

まはれる。

王辰爾——ワウシンニ

百濟人の裔であるが、先祖の時代に歸化したものである。智仁君とも

稱へられた。〔參照〕フネの史

上部奈卒科野新羅

釋紀に科野を名としてクワヤと訓してあるが、科野次酒を五年の紀に

斯那奴次酒とあるから、科野は姓、新羅は名で、次酒の血族であらう。

下部固德汝休帶山——モンキウタイセム

餘昌——ヨシヤウ

明王の子盛(威)德王也と註してある。威德王(五五四—五九七年)は

百濟第二十六代の王である。

百合野塞——ユリノソコ

百濟の地名。百合野は舊訓ユリノとあるが、果して百濟でもさう稱へ

頸鐙——ミカベのカフト(又はヨロヒ)

刊本に頸とあるのは誤字であらう。釋紀にミカベのヨロヒと訓して俗

號「與多利加氣」之物也とある。小兒の涎懸に似た形をしたものであら

う。之をミカベ(舊訓アカベとあるのは舊假名下の誤讀か)と訓する理

由は不明であるが、カベはカウベ(頭)と源を同うする語であるかも知

れぬ。

鏡——(此字未詳と分註してある)。

釋紀に説文を引いて鏡は小鉦也軍法卒長執鏡とある。即ち今いふニヨ

珥豹尾——ナカツカミのヲをサセルモノ〔舊訓〕

豹の字刊本に狗とあるは誤。豹をナカツカミと稱へる理由は不明であ

るが、狼をオホカミといふに對する呼稱ではあるまいか。

東聖山——トウシヤウサン

百濟と高麗との國境の地名。

中部木勃施德文次——モクケフ施德モムシ

木勃は姓。

前部施德曰佐分屋——ヲサフムオク

ナサは通譯の意。〔參照〕ナサ

下部扞卒將軍三貴——サンクキ

上部奈卒物部烏——物部のカク

刊本烏の右旁に革と細書してある。カクと訓したのは之によるもので

あらう。烏にカクといふ音も訓もないから、革の誤寫といふ意味とお

まはれる。

德卒東城子莫古——トウシヤウシマクコ

五經博士・王柳貴——ワウリウクキ

固德馬丁安——マテイアン

僧曇惠——ドンエ

僧道深——ドウシム

易博士施德王道良——ワウドウリヤウ

曆博士固德王保孫——ワウホソン

醫博士奈卒王有悛陀——ワウイウレウタ

採藥師施德潘量豐——ハンリヤウホウ

固德了有陀——テイイウタ

樂人施德三斤——ウタマヒのヒト・施德サムコム

季德己麻次——コマシ

季德進奴——シムヌ

季德は百濟官階十品。

對德進陀——シムタ

對德は百濟官階十一品。

下部扞卒紋斯干奴——モムシカムヌ

有至臣——ウチのオミ

内臣の意である。

東方領物部莫哥武連——マクカムレム〔舊訓〕

領はアツカリと訓してある。莫哥武連は或はマカムのムラジと訓むの
かも知れぬ。日本人であらう。

函山城——カムレのキ

新羅の邊疆。

筑紫物部莫奇委沙奇——マクキキサキ〔舊訓〕

日本名を訛り傳へたのであらうが、還元不可能である。

竹斯島上

竹斯は筑紫である。上をタテと訓してあるが意が通ぜぬ。島上の二字
は音讀すべきであらう。

毘毘一領——アリカモ(又はオリカモ)ヒトキ〔舊訓〕

釋紀には毘毘と書し、私記曰假名本作「織毘」云々とある。和名抄に
毘はカモと訓し、字鏡にも毘毘に同訓を與へて居る。案するに毘毘は
燃つた毛の意で、之をオリカモ又はアリカモと稱へるのは現代韓語の
否(オト・カム)と同源の語で、衣服材料といふ意であらう。カモは其略
語と思はれる。一領をヒトキと訓したのは一着の意である。

久陀牟羅塞——クダラムラのソコ

新羅の地名。

佐知村飼馬奴苦都——サチのスキのムマカヒの奴^{ヤヅコ}コツ

村の字にはスキリとも旁訓してあるが、スキリはスキリの轉で村主の

意であるから、スキを可とする。苦都は一名谷智とある。之もコツと
訓むのであらう。

鞍前後橋——マヘウシロのクラホネ

色々の訓があるが、第一二六頁に述べたやうに鞍橋はクラホネである
から、クラのマヘシリ^{ホネ}と訓むか、或は前後鞍橋と倒置して讀むの
であらう。——狩谷望之の和名抄箋註にもマヘウシロのクラホネとい
ふ古訓をあげて居る。次に鞍橋君を此云ニクラニと訓註してあるか
ら、マヘウシロのクラニと訓んでもよからう。クラニはクラネ(鞍根)
の轉呼である。

王子惠——セシム・クエイ

百濟聖明王の子、威徳王(餘昌)の弟。

爲當欲^レ向^レ三本郷

爲當の二字舊訓ハタとある。——^{參照}ハタ

彌氏——ミテ

津名と分註してあるが、所在不明。

彌至已知奈末——ミチコチ奈末

新羅人。刊本に奈末とあるは誤寫であらう。ナマは上記の如く新羅官
等(第十一階)である。

久禮叱及伐干——クレシ及伐干

新羅人。級伐干は新羅官階第九等。

奴氏大舍——ヌテ^{タサ}大舍

新羅人。大舍は官階第十二級。

難波大郡

舊訓を缺く。通釋には郡にアカタとクニとの二訓をあげて居る。國郡
制以前の呼稱であるから、行政區分を意味したのではないが、大邑
の意のコホリといふ語は此頃既に用ひられて居たらしい。小郡といふ
稱呼もある。

波斯山——ハシのムレ

安羅の地名。

有^レ語^二馬飼首歌依^一曰歌依之妻逢臣讚岐鞍轡有^レ異

語の字刊本讀に誤まり、又句讀にも誤がある。逢臣は多臣氏で、讚岐
は妻の名と解すべきである。鞍轡は鞍障である。

廷尉

刊本には人屋と旁書し、釋紀にはヒトヤツカサと訓してある。

居曾山——コソのムレ

百濟の地名。

臈^レ雕——シリ〔舊訓〕

柯羅俱爾能 基能陪爾陀致底 於譜磨故幡 比例甫囉須母 耶

魔等陸武岐底

韓國の城の上に立ちて大葉子は領巾振らすも大和へ向きて

柯羅俱爾能 基能陪爾陀陀志 於譜磨故幡 比禮甫羅須彌喻

那爾婆陸武岐底

韓國の城の上に立たし大葉子は領巾振らす見ゆ難波へ向きて

美女媛、從女吾田子

大伴の狭手彦が高麗から連れて來た婦人で、分註に媛^メ名也とあり、^ヨ
メといふ訓もあるが、恐らくは名を逸したか、若くは略して單にヒメ
(媛)ともヨメ(良女)とも稱へられたのであらう。吾田子はアタコと訓
してある。若し高麗人であるとすれば日本で與へられた名であらう。

高麗王陽香——ヤウキヤウ

集解に欽明天皇二十一年(紀に十一年とあるは二の字を脱したのであ
らう)は高麗平原王陽成二年に當るとある。陽香は年號の陽成を誤り
傳へたのであらう。

比津留都——ヒツルツ

高麗の地名。

頭霧喇耶陸——ツフリヤヘ

高麗歸化人。

道君——ミチのウシ〔舊訓〕

越の郡司をいふのである。ミチは此場合國と同義で、ミチのウシは國
主の義である。假名本に郡司道君とあるによつて道君は郡司の名也と
した釋紀私記の説には従はれぬ。

高槓館——コマビのムロツミ〔舊訓〕

釋紀によれば、假名日本紀には高麗斐乃多知とあるといふから、高槓
はコマビの借字で、コマヒトの約であらう。タチは古語とは思はれぬ
から、尙舊訓のムロツミとあるに従ふ可とする。——^{參照}ムロツ

ミ、タチ

未叱號矢消——シセウ

號の字は刊本に「子」と旁書してシと訓してある。次の紀に同一人を矢消奈末と記してあるから、ミシは稱號で、號は名の意ではあるまいか——ミシコチといふ人名もある(第二三頁)。——號を子の誤と斷じ、ミシと訓むことについては尙疑がある。

【卷第二十一】

(敏達) 大嶋首磐日、狹丘首間挾

刊本には磐日と狹とをつゞけて磐日狹といふ名であるかのやうに點してあるが、次に「大嶋首磐日等」とある所を見ると、大嶋首磐日と狹丘首間挾との兩人とせればならぬ。次の磐日等を磐日挾等に改めたものがあるが賢らである。

老女君夫人——オイメコのオトジ

舊訓オムナキミ(又はオナキミ)とあるが、君夫人と敬稱を重ねて用ひるのは異例でもあり、且君と子と相通じて用ひた例は他にも少くはないから、君は借字で、此も記と同じくオイメコ(老女子)と訓むのであらう。——類聚國史には老女子夫人とある。——參照 ヌカキミ、オイメコ

多多羅、須奈羅、和陀、發鬼——タタラ、スナラ、ワタ、ホツキ

遷俗僧。播磨に居住す。

漢人夜苦——ヤボ

楚撻——シリカタウチ〔舊訓〕

尻肩打の意か。

市亭

刊本にはイチのウマヤタチといふ訓の外に、左旁に二字を合はせてイチと訓してある。タチといふ語については疑がある。或はイチノヤと稱へたのではあるまいか。

誅——シノヒコトタテマツル〔舊訓〕

【卷第二十一】

(用明)

上宮

舊訓カムツミヤとあり、記傳にはウへのミヤと訓まればならぬとあるが、本來固有名詞ではないから、ウへのミヤともカムツミヤとも稱へたのであらう。

(崇峻)

衣楮朴枝間——キヌスリのエノ木のマタ

刊本に五字をエノキノマタと訓し、釋紀も同訓をあげて居るが、同書或私記曰として掲げた支奴須利乃衣乃木乃萬太とある訓を可とする。

新羅の屬邑。和陀及發鬼は繼體紀にも見え(第三七頁)、推古紀には多々羅、素奈羅、弗知鬼、委陀とあつて南迦羅、阿羅々の二城と共に新羅に割讓せられたと記述せられて居る。

私部——キサキ(キサイ)ベ

舊訓キサイチベとあるが、キサイチは私市で私とは別語であるから、誤訓とせればならぬ。——參照 キサキベ

枳叱政奈末——キシセ奈末

新羅人。刊本奈末とあるは誤。

安刀奈末、矢消奈末——アト奈末、シセウ奈末

矢消奈末は上記未叱號矢消と同一人であらう。

達卒日羅

火の葦北國造阿利斯等の子。百濟に仕へて達卒(第二等官)に上つた人である。

思率、德爾、余怒、哥奴知、——トクニ、ヨヌ、カヌチ

參官、柁師、德率次干德、——シカムトク

後出の文を稽へ合せると、恩率は正使で名を逸し、德率次干德は參官(副使)の名、德爾、余怒、哥奴知は隨員のやうである。錯簡があるのであらう。

小郡——ヲコホリ

上記大郡に對する稱呼である。

高麗ノ惠便——エベン

樞はスリといふ意の正字である。キヌスリは河内國澁川郡の地名、朴はエノキである。

東髮於類——ヒサコハナシ〔舊訓〕

白膠木——ヌリテ〔此云農利埜〕

哀不忍聽——イトホシガリタマウテ〔舊訓〕

惠摠、令斤、惠寔——エソウ、リヤウコム、エシヨク

百濟僧。

恩率首信、德率蓋文、那率富味身——シユシン、カウモン、フミ

シム

百濟の使臣。

僧聆照——レイセウ

律師・令威、慧衆、慧宿、道嚴、令開——リヤウキ、エシユ、

エシヨク、ダウゴン、リヤウケ

寺工太良未太文賈古子

釋紀に二人の名歟とあるが、訓を詳にせぬ。

鑑盤博士將德白昧淳——ハクマイジュン

瓦博士麻奈文奴、陽貴文、陵貴文——モンヌ、ヤウクキモン、

レウクキモン

畫工白加——ハクカ

東山道

舊訓(釋紀)にヤマトノミチと訓したのは東海道のウメツミチに對する語で、ヤマトの原義により山處道の意と了解し得られぬ事もないが、當時は既に字音も用ひられて居たのであるから、今のやうにトウサンドウと稱へたこともあり得る。

大伴狹手彦連女善徳——ゼントク
狛夫人

夫人は刊本にイロエヒトとオリクとの二訓をあげて居る。イロエはイロネと同義であるから、ヒトは蛇足で、釋紀にも單にイロエとある。オリクは上記のオリクク(第二三頁)と同じく高麗語で、夫人の意であらうが、この狛夫人が眞の高麗婦人の意であるならば名をあげればならぬ筈であるから、此は狹手彦が高麗から連れて歸つた女、即ち上掲の美女媛のことであらう。——中臣本及法興寺緣記には大伴狛夫人とあるといふことである。

新羅媛善妙——ゼンメウ

百濟媛妙光——メウクワウ

漢人善聰、善通、妙徳、法定照、善智聰、善智惠、善光……ゼンソウ、ゼンツウ、メウトク、ホウテイセウ、ゼンチソウ、ゼンチエ、ゼンクワウ

德齊法師——トクサイ法師

妣皇后

妣をイロハと訓してあるが、若し訓讀を要するとせば、三字を合はせてスメミオヤのミコトといふべきである。

【卷第二十二】

(推古)

高麗僧惠慈——エジ

博士覺智——ガクカ

右兩名は厩戸皇子の師。

百濟僧慧聰——エソウ

阿佐——アサ

百濟の王子。

委陀

繼體紀に知陀、敏達紀に和陀とあると同地。委陀も倭陀に通じ、ワダと訓むのかも如れぬ。舊訓にはキタとある。

迦摩多——カマタ

新羅の間者。

屯嶋郡

釋紀にイハシマ郡と訓してあるが、筑紫にイハシマといふ地はなく、又屯をイハと訓むべき譯もないから、「シマ(筑前國志摩)郡に屯す」と解すべきである。

百濟僧觀勒——クワンロク

玉陳——タマフル〔舊訓〕

新羅の使人。

習部大舍新智、周智——シムチ、シユチ

任那の使人。習部は部名。

夜須彌志斯 和俄於朋耆彌能 訶句理摩須 阿摩能椰蘇訶疑

異泥多多須 彌蘇羅烏彌禮磨 豫呂豆余耳 訶勾志茂餓茂 知

余耳茂 訶勾志茂餓茂 知余耳茂 訶勾志茂餓茂 訶之胡彌豆

兔伽陪摩都羅武 烏呂餓彌豆 兔伽陪摩都羅武 宇多豆紀摩都流

やすみしし 我が大君の かくり座す 天のやす蔭 出で立た

す み空を見れば 萬代に かくしもがも 千代にも かくし

もがも 千代にも かくしもがも 惶みて 仕へまつらむを

ろがみて 仕へまつらむ うたつきまつる。

(一) 椰蘇訶疑は釋紀に八十垣と釋き、或は八十影と解するものもあるが、蘇はスとも訓み得るから、ヤスカゲというたのであらう。次の歌の蘇の字もスに通ずる。

(二) 「千代にもかくしもがも」は釋紀に重句なりとある。歌意からいへば無用であるが、曲調上繰りかへして歌うたのであらう。

參照 アマのヤスカゲ、ウタツキマツル

摩蘇餓豫 蘇餓能古羅破 宇摩奈羅摩 辟武伽能古摩 多智奈

羅磨 句禮能摩差比 宇倍之訶茂 蘇餓能古羅烏 於朋枳彌能

兔伽破須羅志枳

漢人めかしてタマフルに玉陳といふ字をあてたのか、或は玉陳(又は玉陳)といふ歸化人に誤つて此訓を施したのか不明。

高麗僧僧隆、雲聰——ソウリウ、ウムソウ

髻華——ウズ〔此云子髻〕

銅繡丈六佛——アカカネ・ヌヒモノノヂヤウロクホトケ〔舊訓〕

袴——ヒラビ〔舊訓〕

天武紀にはヒラオビと訓し、和名抄には釋名を引いて宇波美(下總本宇波毛)とある。參照 ヒラビ

斐世清——ハイセイセイ

隨の使臣。鴻臚寺掌客とある。今の語でいへば式部官である。

百濟僧道欣、惠彌——ドウコム、エミ

僧曇徴、法定——ドムテウ、ホウテイ

沙喙部奈末竹世土——チクセイシ〔釋紀〕

新羅の使者。沙喙部は部名である。欽明紀に沙宅已婁といふ名が見え、梁書新羅傳によれば邑在內曰喙評とある。喙評、喙部は同一語を二様に記したものと思はれる。竹世土は二十四年の紀には竹世士とあるから、釋紀の訓を正しとする。

喙部大舍首智買——シユチバイ

任那の使人。喙部の上に脱字があつたのかも知れぬ。

領——コトリ〔舊訓〕

沙喙部奈末叱智——ホクシチ

まそがよ(一) 蘇我の子らは 馬ならば 日向の駒 大刀ならば 吳のまさひ うべしかも 蘇我の子らを 大君の 使はすらしき
(二) マソガは眞菅の意で、地名の蘇我——原語スカ(住處)——の枕詞に用ひられたのである。——**參照** クレのマサヒ

白癩——シラハタ

和名抄に白癩一名白電和名シラハタとある。——**參照** シラハタ 爲國有レ利

利の字舊訓クボサとある。字鏡及名義抄にも羸をクボサと訓してあるから、クボサともクボサとも稱へたのであらう。——**參照** クボサ

味摩之——ミマン

百濟人。伎樂を傳へた人。

於是眞野首弟子、新漢齊文二人習之傳其儼

中臣本等には「儼」の下に「此今大市首辟田首等祖也」といふ十一字がある。大市、辟田は地名。——和名抄大和國城上郡に大市(於保以智)及辟田の二郷があげられて居る。

斯那提流 箇多烏箇夜摩爾 伊比爾惠豆 許夜勢屢 諸能多比等阿波禮 於夜那斯爾 那禮奈理鷄迷夜 佐須陀氣能 枳彌波夜那祇 伊比爾惠豆 許夜勢留 諸能多比等阿波禮
しなてる 片岡山に 飯に餓て こやせる 其旅人あはれ 親なしに 汝なりけめや 刺竹の 君はや無き 飯に餓て 臥やせる 其旅人あはれ

【卷第二十二】

(舒明)

尉父——ヲヂ

尉は叔の草體(常陸風土記にも叔を楯とかいてある)。血縁又は姻戚關係はなくとも先行世代の人を呼ぶにヲヂを以てすることは今も昔も變りはないのであるが、太子傳曆によれば山脊大兄皇子の母は蘇我蝦夷の姉であるといふ。舊訓にはヲヂノオキナと點してあるが、特にオキナといふ語を添へる必要もないやうである。

天皇——オホム [舊訓]

オホミ(大御)の音便。天皇に對し奉りてはオホミといふ敬語を用ひるから、天皇御自身のことにも轉用せられたのであらう。

如三嚴矛取中事而奏請人等也——イカシホコのナカトリモツ

ゴトモノマヲス人ドモナリ

舊訓及釋紀にモテルとあるは格が違ふ。モツであらねばならぬ。又舊訓にコトヲシテとあるは而の字に捉はれたもので蛇足である。

于泥備椰摩 虛多智于須家苦 多能彌介茂 氣菟能和區吳能 虛茂邏勢利祁牟

畝火山木立うすけど頼みけも毛津の稚子の籠らせりけむ

大海皇子——オホアマのミコ [舊訓]

參照 シナテル、サスタケ(枕)

貞公、普通——テイコウ、フトウ

隨の兵で高麗の捕虜となつた人。

奈末伊彌買——イミバイ

奈末智洗爾——チセンニ

新羅の使臣。智洗爾は次に見える智洗連と同一人であらう。

達率奈末智

任那の使臣。次に奈末連とある。

僧惠齋、惠光——エサイ、エクワウ

醫惠日、福因——エニチ、フクイン

堪遲大倉

任那の調使。舊訓タムチオホクラとあるが、オホクラは任那人に適はしからぬ名であるから、通證の説の如く倉は舍の誤で、タサといふ官名とすべきであらう。

僧惠灌——エチヤウ

百濟の眞僧。釋紀にエチヤウと訓してあるが、灌をチヤウと訓む理由を詳にせぬ。

貉——ウジナ [舊訓]

和名抄にはムジナとあり、垂仁紀にも牟士那と假名書してあるが、ウを誤寫と速斷することは出来ぬ。音便によりウジナとも稱へられたのかも知れぬ。

法提郎媛——ホホテのイラツメ [舊訓]
釋紀にはホテのイラツメと訓してある。いづれが正しいか不明であるが、大和にホホマといふ地名もあるから、姑く舊訓に従ふ。

宴子拔、若德——アンシハイ、ヂヤクトク

高麗の使臣。

恩率素子、德率武德——ソシ、プトク

百濟の使臣。

百濟王義慈——ギジ

東國通鑑に對照すると義慈王の即位は此天皇の十三年(西曆六四一年)であるから、此時はまだ國王ではなかつた筈である。

豐章——ホウシヤウ

百濟の王子。質として來朝。

高表仁——カウヘウジン

唐の使節。

學問僧靈雲——リヤウウン

僧旻(又は日文)と共に歸つて來たとあるから、邦人であらうが、いつ

派出せられたものか不明。

勝鳥養——カテのトリカヒ〔舊訓〕

勝はカバネとしてはマサともスグリとも訓み、又カチヤ(民部)をも勝部とかくことがあるが、こゝでは其いづれにも屬せず、苗字のやうであるから、姑く舊訓に従ふ。

神酒——ミワ〔舊訓〕

和名抄祭祀具中にも日本紀私記を引用して和語云「美和」とある。

參照ミワ

達率柔——ゴウ〔舊訓〕

刊本にも釋紀にもニに濁點が施してある。めづらしい例であるが、或る時代に之を以てnとjとの中間音を表示しやうと試みたことがあつたのかも知れぬ。

天狗——アマキツネ〔舊訓〕

太子傳曆には是謂「天狐」とある。狐、狗は通音であるから、いづれもテングと稱へられたのではないかと思ふが、尙姑く舊訓に従ふ。

惠雲——エウン

舒明天皇の十一年新羅の使に伴はれて歸朝したとあるが、其出自氏姓を詳にせぬ。

【卷第二十四】

(皇極)

塞上——サイシヤウ

百濟王子の名。日本に滞在した人で、孝德紀には塞城とある。

大佐平智積——チシヤク

二月の記事に去年十一月卒とあつて、其七月には來朝を記してある。同名異人があつたか、若くは誤傳か判明せぬ。

崑崙

釋紀にコムロムと訓してあるが、西域崑崙山のことではなく、今コロンボと稱へられる印度地方の意なることは勿論である。

翹岐——ゲウキ

百濟の王族。

内佐平岐味——キミ

伊梨柯須彌——イリカスミ

釋紀に私記曰伊梨姓也、柯須彌名也とある。

伊梨渠世斯——イリコセシ

都須流金流——ツスルコムル

敏傍家

舊訓トシカタとあるが、敏が畝の誤なることは、下文に起「於家畝傍山東」とあるによつても明である。

恩率軍善——グンゼン

賜三太船與三同船三艘

參照 コメダニモタゲテトホラセ
休留——イヒトヨ〔舊訓〕
鶴鶴の省旁である。

武舸都烏爾 陀底屢制羅我 爾古禰舉會 倭我底鳴騰羅梅 拖

我佐基泥 基佐泥會母野 倭我底騰羅須謀野

向つ丘に 立てる夫らが 柔手こそ 我が手をとらめ 誰が刻

手きさ手どもや 我が手とらすもや

(一) 佐基は基佐の倒置であらう。——サキ(拆)手とするは非。

波波魯魯爾 渠騰會枳學喻屢 之麻能野父播羅

遙々に 琴ぞ聞ゆる 島の籟原

烏智可拖能 阿婆努能枳枳始 騰余謀作儒 倭例播禰始柯騰

比騰會騰余母須 遠方の栗野の雉 動もさず我は寝しかど人ぞどもす

烏麻野始爾 倭例烏比岐例底 制始比騰能 於謀提母始羅孺

伊幣母始羅孺母

小林に我を引入てせし人の面も知らず家も知らずも

巫覡——カムナギ〔舊訓〕

都鄙——ミヤコヒナ〔舊訓〕

鄙の字をヒナと訓したのは此紀に始めて見える。夷の轉義である。禹都麻佐波 柯微騰母柯微騰 枳學曳俱屢 騰舉預能柯微乎

乳部之民——ミフのタミ〔乳部此云美文〕

乳はニフの假字(ミ、ニ相通)で、「乳」といふ意は少しもない。或はミフベと訓むのであらう。參照 ミフベ

達率自斯、恩率軍善——シシ、グンゼン

百濟の使臣。

達率武子——ムシ

右シシの父。

伊波能杯爾 古佐屢渠梅野俱 渠梅多爾母 多礙底騰哀羅栖

歌麻之之能烏賦

岩の上に小猿米やくこめだにもたぎて通らせかまししの小父

宇智岐多麻須母

うづまさは神とも神と聞え來る常世の神を打ちきたますも

【參照】

キタミ

曼椒——ホソキ〔此云哀會紀〕

刊本に笏とあるのは曼椒(椒の草書體)の誤寫である事はいふまでもない。和名抄にも曼椒にイタチハジカミ一云ホソキと訓してある。

谷宮門——ハサマのミカド〔谷此云波佐麻〕

兵庫——ヤクラ〔舊訓〕

矢倉の意。

造椀削寺[△]

舊訓ホコヌキ寺をツクルとあり〔釋紀〕、舊時丹生谷村に存したと稱せられるが〔通證〕、寺は弓の誤字で、椀を作り弓を削るといふ意ではあるまいか。前後の文脈から推しても兵器製造の爲に丹生山に人を派遣したものとするが穩當である。

庫——ヤクラ

ヤクラ、ツモノクラの二訓があるが、次に儲箭とあるから、ヤクラと訓む方がよい。ツモノクラの訓も決して誤ではなく、兵器庫の意である。モノは「物の具」などの場合には器物を意味し、其金屬製のものにはハモノ(双物)と稱へられる。ツはツヨ(強)の語幹で、強の意を以てツモノ又はツハモノといふのである。

東方儀從——アツマシトリヘト〔舊訓〕

釋紀にはアツマシトリヘトハチといふ一訓をあげて居る。チハチは夷語であらう。——今のアイヌ語チラシは魚の群の意。——【參照】アツマシトリヘト

大極殿——オホアンドノ〔舊訓〕

極の左旁に晏と細書してある。アンは安の字音で、本来オホヤスドノと訓ませるため大極殿の字を充てたのであるが、平安朝には専らアンドノと稱へられたもの、やうである。

衛門府——ユゲヒのツカサ〔舊訓〕

皇極朝にはまだ衛門府といふ官署は存在しなかつた筈であるから、ユゲヒ(靱負部)のツカサを意譯したものと思はれる。

吐嗟——ヤア〔舊訓〕

ヤアはかけ聲で、之に吐(咄に通ず)嗟といふ字をあてたのは意譯である。

席障子——ムシロシトミ〔舊訓〕

決矣——ウツナシ

刊本にはウタガハジ、ウツムマシの二訓をあげ、釋紀にもウタカハジとあるが、不疑の意とすれば未來格であるから決矣の意にはならぬ。ウツムマシはウツモナシの音便と思はれるが、尙ウツナシと訓むを可とする。——【參照】ウタカタ

【卷第二十五】

るが、尙意によつて二字を合はせてウキキと訓むのであらう。海岸に打ち上げられた浮木が砂の上を移動したといふのである。

賀正禮

刊本にミカドナガミコトと訓してある。訓點を施した當時は朝廷の年賀をさう稱へたのであらうが、古式ではないから古語のあるべき筈はない。舊事紀神武天皇元年の條下に皇子大夫以下朝賀禮拜とあるのは勿論文飾に過ぎぬ。

部曲之民——カキベのタミ

部曲の二字はカキと旁訓せられて居るが、カキだけでは意をなさぬから、カキベの誤寫又は其下畧と見るべきである。——【參照】カキベ

食封——ヘヒト〔舊訓〕

斥候、防人——ウカミ、セキモリ〔舊訓〕

刊本斥の字を片に誤つて居る。斥候にはヤカタといふ訓もあるが、其所由を詳にせぬ。防人はサキモリといひ慣はし、萬葉集には佐伎母理と假名書せられた例があり、靈異記には前守と書いてあるが、尙セキモリの音便と見るべきである。——【參照】ウカミ、サキモリ、セキモリ

令——ウナガンシ〔舊訓〕

促の意であらう。

主政、主帳——マツリゴトヒト、フミヒト〔舊訓〕

班田收授之法

舊訓班田をアガチダとしてあるが、字によつて訓したのでアカチダといふ語が存したものは思はれぬ。日本語の原則によれば班田はタ

皇祖母尊——スメミオヤの尊〔舊訓〕

祖母は借字で、親等を表示するものではない。

佐平縁福——エンフク

百濟の使臣。

明神御宇——アラミカミトアメノシタシラス〔舊訓〕

明神はアキツカミと讀んでもよい。

三絞之綱——ミセのツナ〔舊訓〕

ミセはミソ(三麻緒)の轉であらう。ミツミと訓むは非。

鬼部達率意斯——イシ

鬼部(クキホウ)は百濟の部曲名。

戸藉——ヘフムタ〔舊訓〕

ヘフタと訓むも妨はないが、フタはフムタの約なることを知らなければならぬ。

國司——ミコトモチ〔舊訓〕

郡領——コホリのミヤツコ〔舊訓〕

小領はスケのミヤツコ、大領はオホミヤツコといふ訓もある。

長官、次官、主典——カミ、スケ、フムヒト〔舊訓〕

枯査——ウキキ〔舊訓〕

査は桵(和名抄ウキキ)に通ずる。こゝには枯といふ修飾語が添へてあ

アガチといふべきで、アガチダといへば班たれた田の意となるのであるから、假にアガチダといふ語が流通した時代があつたとしても古語ではない。古語アガチをアガチダから出たとする説の如きは語構成法を知らざるものと言はねばならぬ。

段——キタ
劃の意である。

租稻——タチカラ〔舊訓〕

タは田、チカラは稻禾のことであるから、租の意は少しも含まれて居らぬのであるが、チカラを租としたが故に轉用せられたのである——

參照 チカラ

束、把——ツカ、タハリ〔舊訓〕

絹、絶——カトリ、フトキヌ〔舊訓〕

令義解に謂細爲絹也、糸爲絶也とある。カトリは堅織、フトキヌは糸絹の意。

絲綿絢屯諸處不見

此一句は註記で、絲綿絢屯に關する所見がないといふことである。賦役令の義解によれば絢は絲十六兩、屯は綿二斤とある。舊訓絢をメ、屯をミセ(又はアセ)としてあるが、語原語義を詳にせぬ。メといふ語はメカタ十貫メ、百モンメ(匁)などいふ言葉に残つて居る。或は秤の目から出たのではあるまいか。

一戸皆布一丈二尺

和名抄に皆布は布名也、楊氏漢語抄云、サヨミのヌノとあるによつて集

解以下皆を費の誤字として居るが、賦役令には單に「布」とあり、且費布は貨布の意であるから、誤に之を改めることは出来ぬ。姑く疑を存して後考をまつ。

官長者中馬

長は馬であらねばならぬ〔通釋〕。

廁——クリヤ〔舊訓〕

廁に通はして用ひられたのである。義解に厩猶使也、言給使於汲炊とある。之をクリヤと訓したのは右の義によるものであらう。

子代離宮

子代はミコシロと訓むべきであらう。離宮の訓カリミヤとあるが、トツミヤを可とする。

其阿曇連關名所犯者德史有レ所患時於三國造使送官物

德史は舊訓トクシとある。集解は之を別人の名とし、續紀に和德史龍麻呂といふもの、名があることを根據として德の字の上に「和」を脱したのであると説いたが、恐らくは德史は其阿曇連の名で、所犯者の上にあるべきを錯置したことに氣つかず、後人が「關名」といふ分註を施したのであらう。其でないと思はれぬ。

神社福草——カミコソのサキクサ〔舊訓〕

社をコソと訓むことは姫社をはじめ天武紀社戸臣大口などいふ例がある。コソは社の意の外來語であらう。參照 ヒメコソ

蘆尾直——ススキヲのアタヒ〔釋紀〕

刊本には尾直の二字がなく單に蘆としてススキと訓してあるが、姑く

釋紀に従ふ。但し同列の人名にカマネのない人が多いから、必しも刊本の誤と斷定することは出来ぬ。假に蘆尾が正しいとしてもアシナと訓むのであるかも知れぬ。

債稻——イラシのイネ

債は貸の古體。參照 イラシ

入部——ニフベ

舊訓イル(又はヒル)トモノチとあるが意をなさぬ。宣長は之をイロベと讀み、イロセ、イロモと同じく親愛の義と説いたけれども、當人にも何の事かわからなかつたらうと思はれる。飯田武郷が御名を入れる意と解したのも牽強で、論ずるに足らぬ。栗田説に従うて乳部と同じく、入の字音をニフにあてたものとすべきである。參照 ニフベ、ミフベ

恐ニ私駈役

恐は舊訓ヤメムとある。其意味に相違はないが、恐をヤメと訓する理由がないから、誤字であらねばならぬ。尙可考。

塗車芻靈——クルマカタ、ヒトカタ〔舊訓〕

禮記の註に塗車以泥爲專也、束草爲二人形以爲死者之從衛謂之芻靈畧似二人形而已とある。

輻車——キクルマ

キはケ(箭)に通ずる。楯はヒツキ(人箭の轉)とも單にキとも稱へる。

強——アナガチニ〔舊訓〕

事瑕之婢——コトサカメヤツコ〔事瑕此云居騰作柯〕

參照 コトサカ

嫌己婦姦他

刊本には婦の字がないが、其では意が通ぜぬから、集解の説に従うて之を補つて讀むべきである。

惟神——カミナガラ

註にも謂隨神道亦自有神道也とあるから、カミナガラの義譯であることは疑がない。但し紀の註の説明は不十分である。——次に出る隨在天神も亦カミナガラと旁訓せられて居る。

赤巾——アカイロのチギリ〔舊訓〕

參照 チギリ

大伯仙錦、小伯仙錦

大伯山、小伯山は錦の紋様の名である。

鐙冠——ツボカウムリ

鐙をツボと訓するのは形が壺に似て居るからである。

大阿食金春秋

刊本食を倉に作り、ソウと訓した〔釋紀同斷〕のは誤で、大阿食は新羅の爵位である〔通釋〕。

八省——ヤツのスブルツカサ〔舊訓〕

スブルツカサは統轄司の意。

耶麻鵝播爾 烏志賦拖都威底 陀俱毗預俱 陀虞陞屢伊慕乎

多例柯威爾鷄武

山河に鶯鶯二つ居てたぐひよくたぐへる妹を誰か率にけむ
模騰渠等爾 婆那播左該騰模 那爾騰柯母 于都俱之伊母我
磨陀左枳涅渠農

本ごとに花は咲けども何とかもうつくし妹がまだ咲き出^デ来ぬ
沙喙部沙^シ喰^シ金多^シ遂^シ——コムタスイ

沙喰は新羅の八等官階。

塞城、忠勝——サイシヤウ、チウシヤウ
百濟の王子。塞城は上記塞上と同人である。

高麗侍醫毛治——モウチ

親神祖——ムツカムオヤ〔舊訓〕

ムツはムチ(大神)の音便で、親の意はないが、皇祖神といふ意を以て
親の字をあてたのである。

禁——イサム〔舊訓〕

知万沙^サ喰^シ——チマ沙^サ喰^シ

新羅の使臣。

水連老人

水の字釋紀にコホリと訓してあるが、ヒと訓むを正しとする。老人も
オキナとあるが、持統紀に見える水連老と同人であるとすればオユと
訓むのであらう。

伯堅部

コマのタタベと訓してあるが〔釋紀同斷〕、續紀、靈異記、姓氏錄を参照
するに堅は堅とあるを正しとする。

神島——シトチシマ

シトケシマといふ訓もあるが、釋紀によりシトチシマを採る——^{參照}

阿娜紀都該 阿我柯賦古麻播 比枳涅世儒 阿我柯賦古麻乎

比騰瀾都羅武箇

金^カ笥^キつけ我が餉^ヒふ駒^キは牽^ヒ出^キせず我が餉^ヒふ駒^キを人見^ヒつらむか

押使——スベツカヒ〔舊訓〕

スベは總の意。押の字を用ひたのはオサへの義による。——^{參照} オシ

宮首阿彌陀——ミヤスのアマタ〔舊訓〕

首の字中臣本に道とあり、集解以下之に従うて改記したが、記の景行天
皇の條下(第四頁)に述べたやうに、輕卒に誤字と斷することは出来ぬ。

——^{參照} ミヤスの別

別倭種韓智興、趙元寶

白雉五年の紀分註に支那から歸つたとある。別倭種は朝鮮に蕃息した
倭人種のことをいふのであらう。

吐火羅——トクワラ

齊明紀には親貨邏とある。

舍衛——シヤエ

西域に吐火羅及舍衛といふ國名があるが、之は其やうに遠い所のやう

射^シゆ^シ獸^シをつなぐ河邊の若草のわかありきと我が思はな^シくに

^{參照} ツナケ

阿須箇我播 瀾儼蟻羅毗都都 喻矩瀾都能 阿比娜謨儼俱母

於母保喻屢柯母

あすか川みなぎらひつつ行く水の間もなくも思ほゆるかも

耶麻古曳底 于瀾倭拖留騰母 於母之樓枳 伊麻紀能禹知播

倭須羅度麻旨耳

山越えて海渡るとも面白き今木のうちは忘らゆましじ

^{參照} イマキのウチ

瀾儼度能 于之能哀矩娜利 子那俱娜梨 于之廬母俱例尼 飢

岐底^シ痢^シ度^シ舸^シ武

水門のうしほの下^クり^ウ海^ウくだりうしろもくれに置きてか行かむ

于都俱之枳 阿餓倭柯枳古弘 飢岐底痢度舸武

うつくしき 吾^アが若^アき子^アを おきてか行かむ

坂部連藥——サカヒベの連クスリ

天武紀には境部連とある。坂はサカヒと訓むか若くは坂合部の誤記で
あらう。

鮎——エヒ〔舊訓〕

延喜式には此字にサメと訓してある。エヒ、サメ共に原義は鱒又は鮫
〔和名抄〕をさすのではない。字書によれば鮎は河豚の一種とある——

には思はれぬ。

舊訓クレとあるが、之はゴと音讀すべきであらう。

【卷第二十六】

(齊明)

西部達率余宜受——ヨギス

東部恩率調信仁——チャウシンニ

百濟の使臣。

及^シ食^シ彌^シ武——ミム

新羅の使節。及食は九等官級伐喰のことであらう。

達沙、伊利之——タツサ、イリン

高麗使臣。

偃^レ僕——クツマ〔舊訓〕

伊磨紀那屢 乎武例我禹杯爾 俱謨娜尼母 旨屢俱之多多婆

那爾柯那皚柯武

今木なる小山が上に雲だにもしるくしたたば何か嘆かむ

伊喻之々乎 都那遇何播杯能 倭柯矩婆能 倭柯俱阿利岐騰

阿我謨婆儺俱爾

友郡役丁

出雲の地名で、契沖校本等には於宇郡の誤とせられて居る。さりながら同國にはエトモ(惠件)といふ地名もあるから、トモ郡といふ舊名の存在を絶對に否定することは出来ぬ。

乙相賀取文——カシユモン

高麗の使臣。

綵帛——シミのキヌ〔舊訓〕

染絹の意であらう。

令貪嗜——ホシメツナマシム〔舊訓〕

ホシミは欲見の意。嗜にはツラミといふ訓もあるから、常見又は連見の意であらう。今タシミと訓するのも足見である。

都耽羅人乾豆波斯達阿——トムラの人ケンヅハシタツア

釋紀には都耽羅と改めてあるが、耽は耽の變體であるから、耽羅即ち今の濟洲島のことであらう。

春秋智

新羅王とある。

蓋金——カフコム

天智紀に高麗大臣蓋金とある。

隆等——リウトウ

百濟の太子で唐軍に虜にせられた人。

佐平貴智——クキチ

百濟の使臣。

達率正珍——シヤウチン

刊本に正改とあるは誤寫であらう。

余豐璋又は豐璋

我國に質となつて居た百濟の王子で、最終の百濟王である。餘豐とも稱へる。

績麻郊——ヲミノ

績麻は麻績を漢文體にかき直したのであらう。

摩比邏矩都能 俱例豆例 於社幣陀乎 邏賦俱能理歌理鵝 美

和陀騰能 理歌美 烏能陸陀烏 邏賦俱能理歌理鵝 甲子騰和

與騰美 烏能陸陀烏 邏賦俱能理歌理鵝

これは隱語であるが、文字にかけて人に示したのではなく、童謡であるから意味はともかくも口誦は字音の順になされたものとせればならぬ。——甲子を句頭標識なりとする説は童謡の何たるかを解せぬものである。——其故に次のやうに語はれたものと思はれる。

マヒラクツノ クレツレ オソヘダヲ 七八六五四三二一 ラフクノリカリカ

ミワタトノ 三二一 リカミ ヲノヘダヲ ラフクノリカリカ

カフシトワ ヨドミ ヲノヘダヲ ラフクノリカリカ

歌の意は氷釋せられぬが、語音を倒叙したもの、あることは右旁數字を以て示した例によつても明である。試に譯すると次のやうになる。

日本書紀(卷第二十六)(卷第二十七)

大佐平沙宅・千福國辨成——センフクコクベンシヤウ

百濟の重臣で唐軍に虜にせられた人。沙宅は上記の如く部名から出たものらしく(第二五頁)、欽明紀には沙宅已婁、天智紀には沙宅紹明といふ人名が見える。千福國辨成は恐らくは二人の名であらう。

達率(闕名)・沙彌覺從——ガクセウ

百濟の使者又は亡命者。

尾資之津——ヒシのツ

百濟の地、仁川府の古名〔文献備考〕。

怒受利之山——ヌズリのムレ

百濟の東境也とある。

西部恩率鬼室福信——クキシツフクシム

百濟の遺臣。

仁射岐山——ニサキムレ

北任叙利山ともいふ。百濟の地名。

達率餘自進——ヨジシム

百濟の遺臣。

久麻怒利城——クマヌリサン

或は都々岐留山ともいふとある。東國通鑑に熊津城とあるにあたる。

楛——ツカナキ〔舊訓〕

「楛の木」の意、カナキと訓むは誤。

ま發く津の くれづれ 磯邊田を雁々が食ふ

神田處の み雁 尾上田を 雁々が食ふ

甲子門は 淀み 尾上田を 雁々が食ふ

參照 マヒラクツのクレツレ、カフシトワヨドミ

糺解——キウケ

百濟の王子。

大倉人

古寫本には大倉人といふことであるが、いづれを正しとも定め難い。舍人の長を大倉人といひ得べくは藏人の頭の大倉人もあり得た筈である。

阿波伎——アハキ

就羅の王子。

枳瀾我梅能 姑哀之枳舸羅爾 娑底底威底 舸矩野姑悲武謀

枳瀾我梅弘報梨

君が目の戀しきからには。てて居てかくや戀ひむも君が目を欲り

【卷第二十七】

(天智) 天命開別天皇——アメノミコトヒラカス天皇

舊訓アメリコトヒラカスラケとあるが、天命は單なる美稱ではなく、「開」にかゝり、天の命を開き給ふ天皇といふ意であらうと思はれるから、アメリコトと訓むを可とする。——アメリコトというても天命の意にならぬことはないが、此やうな場合に意義を明確にする爲に、といふ助語が生まれたのであるから、之を畧すべき理由がない。別を天皇の尊號に用ひた例は品田別(應神)天皇、瑞齒別(反正)天皇等があるけれども、天智朝前後には絶えて無いことであるのみならず、動詞の連體法につゞけて「別」といふ稱號を用ひた例も絶無である。ヒラカス(開き坐すといふ意)別天皇とつゞけては、ラケといふ稱號に天皇と同様な尊貴が含まれて居るやうにも聞え、或は「別天神」のやうに「別天皇」といふ尊號のやうにも解せられるが、いづれもあり得ぬことである。案するに開別の二字はヒラカスの假字に充當せられたのであらう。

契苾加力——ケイヒツカリヨク
突厥の王子。唐の將軍蘇定方と共に百濟を滅した人。

加巴利濱——カハリの濱
百濟の地名。

疏留城——ソルのサン
高麗の地名。

達率萬智——マチ
百濟の使臣。

州柔——ツヌ〔舊訓〕

地名也とある。百濟の一也。

避城——ヘサン
百濟の地名。

古連旦涇——コレムタムケイ
百濟河川の名。

達率金受——コムジュ
百濟使臣。

安德——アントク
百濟の地名。

續守言——ゾクシュゲム
百濟の進献した倭虜唐人。

石城——セキサン
百濟の地名。

沙鼻岐、奴江——サビキ、ヌエ
新羅の地名。

白村——ハクスキ
百濟の地名。

弓禮城、枕服岐城、牟豆——テレのサン、シンフキのサン、ムテ
百濟の地名。

佐平余自信——ヨジシム

達率木素貴子——モクソクケシ

谷那晋首——コクナシムシユ

憶禮福留——オクライフクリウ

百濟の遺臣。憶禮福留は日本に歸化した。

氏上、民部、家部——ウヂのカミ、カキベ、ヤカベ

氏上は舊訓コノカミとある。刊本に見也と旁書したのは之によるものであらうが、コノカミといふ訓を正しとすれば、ヒトコノカミ(渠帥)の意で、兄のことではない。

善光王——ゼンクワウワウ

百濟義慈王の子、豐璋の弟である。百濟没落後本朝に歸化した。持統紀に余禪廣とあるは之と同人である。

劉仁願——リウジンゲワン

唐の百濟大守。

郭務棕——クワクムソウ

劉仁願から本朝に派遣せられた使者。

鬼室集斯——キシツシフシ

百濟の遺臣で本邦に歸化した人。福信の功によつて小錦下を授けられたとあるから、佐平福信の遺族であらう。

達率塔林春——タフホシユン

達率四比福夫——シヒフクフ

憶禮福留と共に本朝に歸化した百濟の遺臣。

大野及椽二城

釋紀にオホノ、オヨキと訓してあるが、及は接續詞で、大野と椽との二城といふ意であらう〔通釋〕。椽城は續紀文武二年の條下に見える基肆城にあたるもの、やうである。

大小乙岐彌、吉士針間

中臣本によれば岐彌の上にも「吉士」の二字がある。岐彌(吉備)、針間(播磨)は兩人の名とすべきである。

前部能婁——ノウル

高麗の使臣。

始如——シニヨ

耽羅の王子。

乙相奄那——アムス

達相遁——トム

二位玄武若光——ヂヤククワウ

不擇、緇素

釋紀及舊訓に緇素をホウシ、シロキヌとしたのは法師、素衣即ち僧俗をいふのであるが、餘りよい訓ではないから音讀を可とする。

鵜——ツバヒラク〔舊訓〕

釋紀にはツハヒとあるが、字鏡にも鵜は豆波比良古とあるから、誤訓ではない。——參照 ツバヒラク

佐平椽磨——テンマ

耽羅の使臣。

男生——ナンセイ

高麗國の王太子。

未都師父——ミトシフ

百濟の進調使とあるが、其國が既に滅亡した後のことであるから、こゝにいふ百濟は唐の守將の管領地の意であらう。

沙喙^{シウイ}浪^{ラウ}金東^{キンドウ}嚴^{エン}——コントウゴン

高麗の使臣。沙喙は部名、喙は官階を示す語で、沙食、級食等の呼稱がある。中臣本には級喰と記され、又金は釋紀に全とあるが、いづれを正傳とするか不明。

法辨、秦筆——ホフベン、ジヒピツ

大角千、庚信——タイカクセン、カウシン

新羅の上臣。庚は庚なりとする説もある。

久麻伎——クマキ

耽羅の王子。

沙喰^{シウキ}督^{トク}儒^{ニウ}——トクジユ

新羅の使臣。

遺^イ邇^ニ野^ノ——ヒモノ〔舊訓〕

遺邇をヒモノと訓むべき理由がないから、中臣本の如く遺^イ邇^ニ野^ノの誤字で、置^{チカ}に邇^ニといふ意を以て檜^{ヒモノ}物の假字に充てられたのであるかも知れぬ。尙可^{チカ}考^{カウ}。——所在も亦不明である。

刊本に泉^イとあるが、泉を正しとする。水準器のことである。

漏^ル魁^{ケイ}——トキのキサミ〔舊訓〕

小殿

舊訓コアトノとあり、釋紀にはコミレトノと訓してある。アトノは安殿の重箱讀であるが、ミレトノと訓した理由を詳にせぬ。コヤスミトノと訓むを可とする。

沙^シ食^{シク}金^{キン}萬^{マン}物^{モノ}——コンマンモツ

新羅の使臣。

沙^シ門^{メン}道^{ドウ}久^{キウ}

刊本道に文と旁書してある。次に道文として久と旁書してある所を見ると、道文、道久いづれを正しとするか不明であるが、同一人なることは疑がない。

沙^シ宅^{タク}孫^{ソン}登^{トウ}——サタクソント

百濟の遺民。上記説明の一族であらう。

美^ミ曳^{エイ}之^ノ弩^ヌ能^ネ阿^ア喻^ヨ 阿^ア喻^ヨ舉^{キョ}會^{ケイ}播^ハ 施^シ麻^マ倍^{ヘイ}母^モ曳^{エイ}岐^キ 愛^{アイ}俱^ク

流^{リウ}之^ノ衛^{エイ} 奈^{ナイ}疑^イ能^ネ母^モ膝^{キツ} 制^{セイ}利^リ能^ネ母^モ膝^{キツ} 阿^ア例^{レイ}播^ハ俱^ク流^{リウ}之^ノ衛^{エイ}

み^ミ吉^{キチ}野^ノの^ノ年^{ネン}魚^{イシ} 年^{ネン}魚^{イシ}こそは^ハ しま^{シマ}べ^ベも^モ吉^{キチ}き^キ あ^ア苦^クし^シゑ

水^{スイ}葱^{ソウ}の下^ノ 芹^{セリ}のもと^ト 吾^{ワレ}は^ハ苦^クし^シゑ

大海皇子(天武天皇)の吉野の天地に跼蹐せられる事を豫言したもの、やうである。

於^オ彌^ミ能^ネ古^コ能^ネ 野^ノ陸^{リク}能^ネ比^ヒ母^モ騰^{トウ}俱^ク 比^ヒ騰^{トウ}陸^{リク}多^タ爾^ニ 伊^イ麻^マ拖^ト藤^{トウ}柯^カ彌^ミ波^ハ

日本書紀(卷第二十七)(卷第二十八)

于知波志能 都梅能阿素弭爾 伊提麻栖古 多麻提能伊韓能

野韓古能度珥 伊提麻志能 俱伊播阿羅珥茹 伊提麻西古 多

麻提能韓能 野韓古能度珥

宇治橋の 集の遊に 出でませ兒 玉手の家の 八重子の刀自

出でまし の 悔はあらじぞ 出でませ兒 玉手の家の 八重子

の刀自

御史大夫——オホキモノマウスツカサ〔舊訓〕

御史蓋今之大納言乎と註記してある。

上部大相可婁——カル

高麗の使臣。

沙^シ宅^{タク}紹^{ショウ}明^{メイ}——サタクセウメイ

林^{リン}日^{ニチ}比^ヒ子^シ、贊^{サン}波^ハ羅^ラ、金^{キン}羅^ラ、金^{キン}須^ス——ホニツヒシ、サンハラ、コ

ンラ、コンス

達^{タク}率^{ソツ}德^{トク}頂^{テイ}上^{ジョウ}——トクチャウジャウ

吉^{キチ}大^{ダイ}尙^{ジョウ}、許^{キョ}率^{ソツ}母^モ、角^{カク}福^{フク}牟^ム——キチダイシャウ、キヨソツモ、カ

クフクム

多^タ致^シ播^ハ那^ナ播^ハ 於^オ能^ネ我^ガ曳^{エイ}多^タ曳^{エイ}多^タ 那^ナ例^{レイ}例^{レイ}騰^{トウ}母^モ 陀^ダ麻^マ爾^ニ農^{ノウ}矩^コ騰^{トウ}岐^キ

於^オ野^ノ兒^ニ弘^{コウ}爾^ニ農^{ノウ}俱^ク

橘^{キツ}はおのが枝々成れども玉にぬく時^{オヤ}同^{ドウ}じ緒^オにぬく

水^{スイ}泉^{セン}——ミツハカリ〔釋紀〕

美古能比母騰矩

臣の子の八重の紐とく一重だにいまだ解かねば皇子の紐とく

群臣に心を許したことを諷する意か。

阿^ア箇^コ悟^ブ馬^バ能^ネ 以^イ喻^ヨ企^キ波^ハ波^ハ箇^コ屢^ロ 麻^マ矩^コ儒^{ニウ}播^ハ羅^ラ 奈^{ナイ}爾^ニ能^ネ都^ト底^{テイ}舉^{キョ}騰^{トウ}

多^タ拖^ト尼^ニ之^ノ曳^{エイ}鷄^キ武^ブ

赤^{セキ}駒^コのい行き憚^{ツテコト}かる眞^{マコト}葛^カ原^{ゲン}何^{ナニ}の傳^{ツテコト}言^{コト}ただにし吉^{キチ}けむ

【卷第二十八】

(天武)

前^{ゼン}部^ブ富^フ加^カ抔^ト——フカベン

高麗の使臣。

湯^{トウ}沐^{モク}令^{レイ}——ユノタツカヒ

刊本に命とあるは誤。令はウナガシと訓せられて居るが、恐らくは田令の畧で、タツカヒと讀むのであらう。湯沐も亦湯沐邑の畧である。

元^{ゲン}有^ユ謀^{ボウ}必^{ヒツ}告^{コウ}天下^{テンカ}

刊本元を無としてあるが、其は元を先と見誤り、無に書き改めたものであらう。又告を造として左旁に告、交本と註してある。告を正しとすべきことは勿論である。

荊^{ケイ}荻^{トウ}野^ノ

舊訓タラノとあるが、荊萩をタラと訓む理由は判明せぬ。ウバラヌ又はハリ野と訓むべきであるが、確證がない。姑く疑を存する。

三輪君子首——ミワの君コピト

舊訓にはコカウベとあるが〔釋紀同斷〕、後に大三輪眞上田の子人とあるから、コピトと訓むべきである。子首はコオピトであるが、オは上のコに攝せられるから、コピトとなるのである。

牟狹社所居名生雷神者也

釋紀に雷を靈と改めてある。いづれを正しとするか知らぬが、生雷ならばイクイカヅチ、生靈ならばイクタマ又はイクムスビと訓むべきである。——神名帳には單に牟佐坐神社とある。

新羅客金押實——コンアフジツ

【卷第二十九】

大蕤娘——オホヌのイラツメ

釋紀に蕤の字にヌとメと二訓をあげ、蕤或爲蕤、蕤讀美とあるが、蕤又は蕤は草木の果實の垂れ下がる貌で、ミと訓むべき理由はない。ヌといふ訓もまた根據はないが、玉葉瓊蕤と用ひられた例があるので、瓊と同義と誤解せられ、ヌの假字に充てられたものと思はれる。少くとも國造本紀の天蕤粹命はヌホコと訓むもの、やうである。

擬媛——カヂヒメ〔舊訓〕

擬をカヂと訓む理由は不明である。

久麻藝、都羅宇麻——クマガ、トラウマ

耽羅の王子。

韓阿湊金承元——コンセウグエン

阿湊金祇山——コムキセム

大舍霜雪——サウセツ

一吉湊金薩儒——コムサツジユ

韓奈末金池山——コムチセン

新羅の即位拜賀使及弔使。

貴干寶、眞毛——キカンホウ、シムモウ

右新羅使節護送者。

上部位頭大兄邯子——カムシ

前部大兄碩干——セキカン

二年高麗の朝貢使。

韓奈末金利益——コンリヤク

右高麗使節護送の新羅人。

王子忠元——チウゲン

新羅王子。

大監級湊金比蘇——コムヒソ

大監奈末金天冲——コムテンチウ

弟監大麻朴武麻——モクムマ

大麻は大奈麻の畧。

弟監大舍金洛水——コムラクスキ

奈末金風那——コムフナ

奈末金孝福——コムカウフク

忠元より金洛水までは新羅朝貢使(四年)。奈末兩人は右護送者。

大兄富干、大兄多武——フカン、タム

高麗の朝貢使(四年)。

級湊朴勤修、大奈末金美賀——ボクコムシユ、コムビカ

右使節護送の新羅人。

貸税——イランのオホチカラ〔舊訓〕

貸をイラシと訓むことは第一五九頁に述べた通りである。

莫下造檻^{オリ、シアナ}及施^{フミ、ハナホコ}中機槍^{ホコ}之類^上

舊句讀には誤があるが——施機を物の名と解したやうである。——訓は之に従うべきである。即ち檻はオリ、奔はシシアナ(獸穴)、機はフミハナチ(踏放)で、槍とつゞけてフミハナチホコと訓むのであらう。

比滿沙伎理、梁——ヒマサキリ、ヤナ

滿の字釋紀には瀾とある。ヒマサキリも亦ヤナと同じく漁具の名であらう。

姑如——コシヨ

髣髴^{ヒマサキリ}

耽羅王子。

机杖——オシマツキ、ツエ

刊本机杖の二字にオシマツキと旁訓してあるが、和名抄によればオシマツキは几(机に通ず)の和名で杖ではない。こゝはオシマツキとツエとの二物と見るべきである。

輪^ニ祓柱、馬一匹、布一常

祓柱は舊訓ハラヘツモノとあるが、餘り文字と離れて居る。柱の用途を解し得なかつた結果、おしあてた訓らしいが、此は祓用の柱と、馬一匹と布一常^{キダ}を輪せといふことであらう。祭に柱を建てることは幟竿以外に今も屢々見受ける所である。

徒罪——ミツカフツミ〔舊訓〕

體刑といふ意を身ツカフツミと稱へたのであらう。

相新嘗諸神祇

神祇令に相嘗と新嘗とに分たれて居るから、相新嘗は相嘗、新嘗の意であらう。異本には相の次にも嘗の字を加へたものがある。

沙湊金清平——コムセイヘイ

級湊金好儒——コムカウジユ

弟監大舍金欽吉——コムオムキ

奈末被珍那——ヒチムナ

奈末好福——コウフク

新羅の朝貢使及護送使(五年)。

後部主博阿于——アウ
 前部大兄徳富——トクフ
 高麗の朝貢使(五年)。主博は主簿で、官名であらう〔通釋〕。
 大奈末金楊原——コムヤウグエン
 右高麗使節護送の新羅人。
 大博士率丹——ソツタン
 釋紀には率丹とある。百濟の歸化人。
 阿浚朴刺波——ボクシハ
 漂着新羅人。
 零——アマコヒス〔舊訓〕
 耽羅王子都羅——トラ
 大辨官——オホトモヒのツカサ〔舊訓〕
 オホイカウフリのツカサといふ訓もあるが、和名抄には大辨をオホイ
 オホトモヒと訓し、大辨火之官ともかくからオホトモヒを可とする。
 奈末加良井山——カリヤウセイサム
 奈末金紅世——コムコウセイ
 級浪金消忽——コムセウモツ
 大奈末金世世——コムセイセイ
 新羅の朝貢使及護送使(七年)。
 上部大相桓欠——クワンカン

下部大相師需婁——シジユル
 高麗朝貢使(八年)。
 奈末甘勿那——カンモツナ
 右護送の新羅官人。
 阿末金項那——コムカウナ
 沙浚薩曇生——サツルイセイ
 新羅朝貢使(八年)。
 南部大使卯間——モウモム
 西部大兄俊徳——シユントク
 高麗朝貢使(九年)。
 大奈末考那——カウナ
 右護送の新羅官人。
 沙浚金若弼——コムジャクヒツ
 大奈末金原升——コムグエンセウ
 新羅朝貢使(九年)。
 境部連石積——サカヒベの連イハツミ
 孝徳紀に坂合部連磐積(又は石積)とあると同人であらう。——サカベ
 と訓むは非。
 沙喙——吉浪金忠平——コムチウヘイ
 大奈末金壹世——コムイツセイ
 新羅の朝貢使(十年)。

蒐ニ於廣瀬野——
 蒐は春獵。舊訓ケミ〔釋紀同〕。
 脛裳——ハハキ〔舊訓〕
 和名抄にも脛巾俗曰波波伎とある。一訓ハハキモ。
 下部助有卦婁毛切——ジヨウクワルモウセツ
 高麗の朝貢使(十二年)。助有卦婁毛切は或は二人の姓名であるかも知
 れぬ。
 大古昂加——タイクイコウカ〔舊訓〕
 右同。大古は恐らくは大兄(官階)の誤であらう。タイクイといふ訓も
 大兄に近い。
 大那末金釋起——コムシヤクキ
 右高麗使臣護送の新羅官人。
 相撲——マスマヒトル〔舊訓〕
 財日奉造——タカラのヒヘキのミヤツコ〔釋紀〕
 日奉はヒマツリと訓んでもよい。一本に「財」の下に「造」の字を加へて
 二氏としたものがあるが、三十八氏といふ總數に合はぬのみならず、
 財造といふ姓は他に見えぬから之を取らぬ。佐伯日奉部(姓氏錄)、池
 田日奉部〔續紀〕などいふ稱呼もあるから、財日奉造もあつて然るべき
 である。——
 羽束造——ハツカシの造
 舊訓ハツカセとあり、釋紀には束を采と改め、ハツカサと訓してある。

いづれもハツカシの訛である。——
 沙浚金主山——コムシユセム
 大那末金長志——コムチャウシ
 新羅朝貢使(十二年)。
 騎士步卒——ウマイクサ、カチイクサ
 刊本騎士をウマノリヒトとし、步卒にカチヒト及カチイクサの二訓を
 あげて居るが、雄略紀に步騎をカチイクサ、ウマイクサとあるに従ふ
 べきである。
 圭冠——ハシハカウムリ〔舊訓、釋紀〕
 一本にハシハアルカウムリとある。端穗(アル)冠の意。私記に師説今
 之烏帽子也とあると一致する。
 道師——チシ
 刊本ミチノシ、ミチシの二訓をあげて居るが、吉士の音便であらうと
 思はれる(チとキとは相通)。キシを道師と改めたのは當時の口語發音
 によつたものであらうが、此稱號とオムノコ(臣)とは實際に用ひられ
 なかつたもの、やうである。
 臣——オムノコ
 天武朝制定の八色姓中、臣には舊訓オムノコとある。此稱呼は今忘
 れられたけれども、決してオミとは同義ではなく、臣の裔の意を以て
 新設せられたのであるが、道師と同様に普及するに至らなかつた。
 車持君——クラモチのキミ